

家三十六戸。人百八十六人。
 産物 稗二十三石一斗 蕎麥五石八斗 大豆一石九斗 小豆
 大藪一貫目 小藪十貫目 樽四十束 蕨粉七石八斗 生馬
 十八頭 猪八頭 羚羊三頭 山鳥二十五羽 雉子十羽 イハ
 ナ二貫目。
 東方 乘鞍岳。西方 中洞一里。南方 山。北方 山。高山町七
 里半。
 村名義は、此村の枝郷黍生と、鹽澤とへ越る山上に池有て、
 舊年の残雪と春の沫雪との消ゆる頃は、其雪解の水集り
 て、山上の池に盈てり、夏は涸て空池となる、故に村名に負
 しとなり。
 蕨の粉粉をはなと 益田郡阿多野郷なる奥山中 十二ヶ村あり、所謂中
 洞村、池ヶ洞村、中之宿
 村、猪之郷村、下之向村、白影村、大古井村、上ヶ洞
 村、阿多野郷村、野梨村、白和村、小日和村、秋神村、胡麻島村、栗之島村、黍
 生谷村、小藪ヶ 等にて蕨粉を製するには、家毎におしなべて
 春は雪消えの頃より、村々稗苗を植付くる頃まで、三四
 十日の間、秋は秋上げの後より、雪の降り積るまで、四五
 十日の間、村方によりては、三四里も奥山に小屋を補り、
 老壯の婦女娘ともに至るまで其小屋に住居して、 わらひの
 のちかき村方は、民の家により、日ごと
 にかよひて、蕨根を掘りて、運ぶもあり 盛壯の女等は、晝は終日蹴備
 中真蹴等もて、蕨根を掘て小屋に持運び、其根を石上に
 て、晝夜となく槌もて打碎き 是は少世の少女
 の手わざなり、其を敷布又は、簀

を敷ける無當箱に入て、槽上に居て水を汲みかけ、しき
 りに掻き立れば、蕨汁米の洗汁の如 コシツキ
 て、槽に満たるころ、彼の箱は他の槽上に移し、日に乾し
 あぐれば、漉土の乾ける如く乾上りたるを取て、粗きは
 おのが食料とし、精密なるは、菅筵もて作りたる以に五
 斗づつ入て其を集め、男は牛に負はせて、他國へ持出
 賣しるなし、鹽茶にかへて其村々の産業とす。抑その村
 の男丁は、官材伐出しの御恩澤を蒙りて、夫食賃金を戴
 き、老嫗妻女子などは、蕨粉を製して世を渡るも、田畑は
 まれなる村里なれども、外山には潤澤にはあらぬ蕨根も
 て、露命を繋ぐも又、山祇の御恵とやいふべからん。吉城
 郡下高原郷山の村 七ヶ村あり、打保村、和佐村、瀬戸村、
 下之本村、岩井谷村、森茂村、伊西村 等にても、
 女は専ら蕨粉を製し、男は其蕨屑にて蕨繩を索ひて、す
 べて越中國より來る商人に賣りて、米鹽着などに換へて
 生産とす。蕨堀小屋は、人數の多少によりて廣狹あり、多
 くは壹間半、二間四面ぐらなるなり中洞村山内字 此間
 關交 屋根
 または壁には、皮胡桃 深くるみとも云、唐 の皮を剥きて用ひ、柱
 其外はすべて、丸木を用。槽は、長六七尺、幅深共尺餘、
 丸太 丸太形 の木にて作、丸太船のごとく、中を深く雕りて用
 ふ。寛は、多くは、黄檗の皮をはぎて用ふ。
 ○下之向村 高三石五斗一升五合。山林家二戸。人十一人。

産物 稗六石餘 蕎麥四斗 大豆二斗 小豆 大藪三百目 小
 藪三貫目 蕨粉四斗 ハエ・イハナ五百目
 東方 日影半里。西方 中之宿半里。南方 山。北方 川。高山
 町八里。
 村名義は、此村は古しへ、大古井村より餘民を分出して住
 はせける故、直に對ひたる日影村ならぬ故に、下の向と號
 しにやあらむ。
 ○日影村 高十石六升二合。山林 家十八戸。人八十三人。
 産物 稗十五石四斗 蕎麥四石七斗 麥九斗 大豆一石九斗
 荳・小豆 大藪一貫目 小藪十貫目 樽桶木二百五十束 蕨
 粉六斗 猪五頭 羚羊八頭 山鳥二十羽 雉子十二羽 鱒
 イハナ二貫五百目。
 東方 上ヶ洞半里。西方 下の向半里。南方 山。北方 川向大
 古井八町。高山町八里半。
 村名義は、古の【戸令】を按に、此一區と、大古井・上ヶ洞と
 は三區に分れたる一村にて、最も此處は南山の麓にて、冬
 は日光の疎くて照がてなる地なれば、日影と號しならむ。
 此村名は上ヶ洞の條に記すべし。
 ○大古井村 高十七石八斗一升八合。山林
 家二十二戸。人八十三人。
 産物 稗二十九石六斗 蕎麥三石三斗 麥一石一斗 大豆三

石四斗 荳 小豆 大藨二貫目餘 小藨十四貫目 山ズミ五斗 蕨粉三斗 ハエ・イハナ二貫目。
東方 上ヶ洞十五町。西方 山。南方 日影八町。北方 山。高山八里半餘。

村名義は、古しへ大なる古井を掘て、用水にせし故、村名に負しにや。此村も日影村も、元は上ヶ洞と共に一村の内なりけむ。上ヶ洞の條に記すべし。

○上ヶ洞村 高二十一石九斗三升六合。山林家二十二戸。人九十一人。

産物 稗三十九石一斗 蕎麥六石二斗 麥七斗 大豆四石三斗 荳 小豆 大藨二貫目 小藨十三貫目 小白木二百束 蕨粉五斗 山鳥三羽 雉子 鱒 岩魚二貫目。
東方 阿多野郷一里半。西方 大古井十五町。南方 川。北方 山。高山町九里。

村名義は、中洞に對て上ヶ洞と號けしかと思へど、さては下洞てふ村なければ、熟思ふに古の戸令に不合、且國史の神社の名を合考ふるに、日影と大古井と上ヶ洞とは、舊一村にありつらむ。三村の戸數、古の戸令一村に、よく合へり。然故に、古來今世に至るまで、道後山内は三村の守山に成來つらむ。銅鑿と云は後世の事なり。道河と書も不足來。しかれば往古は、道後村と云て、其道後神社を祭りし村故に、神ヶ洞と稱て、當昔の按察

使・鎮撫使・巡察使・觀察使、其他東山道巡行の官使、此村に來りて信濃國に越るに、險難數多の峠を、恙なく守りて越させたまへと、道後神に祈られけむ。「社考」に「さてこそ道後神社の所在も、神ヶ洞の名義も、著しく知られたれ。」

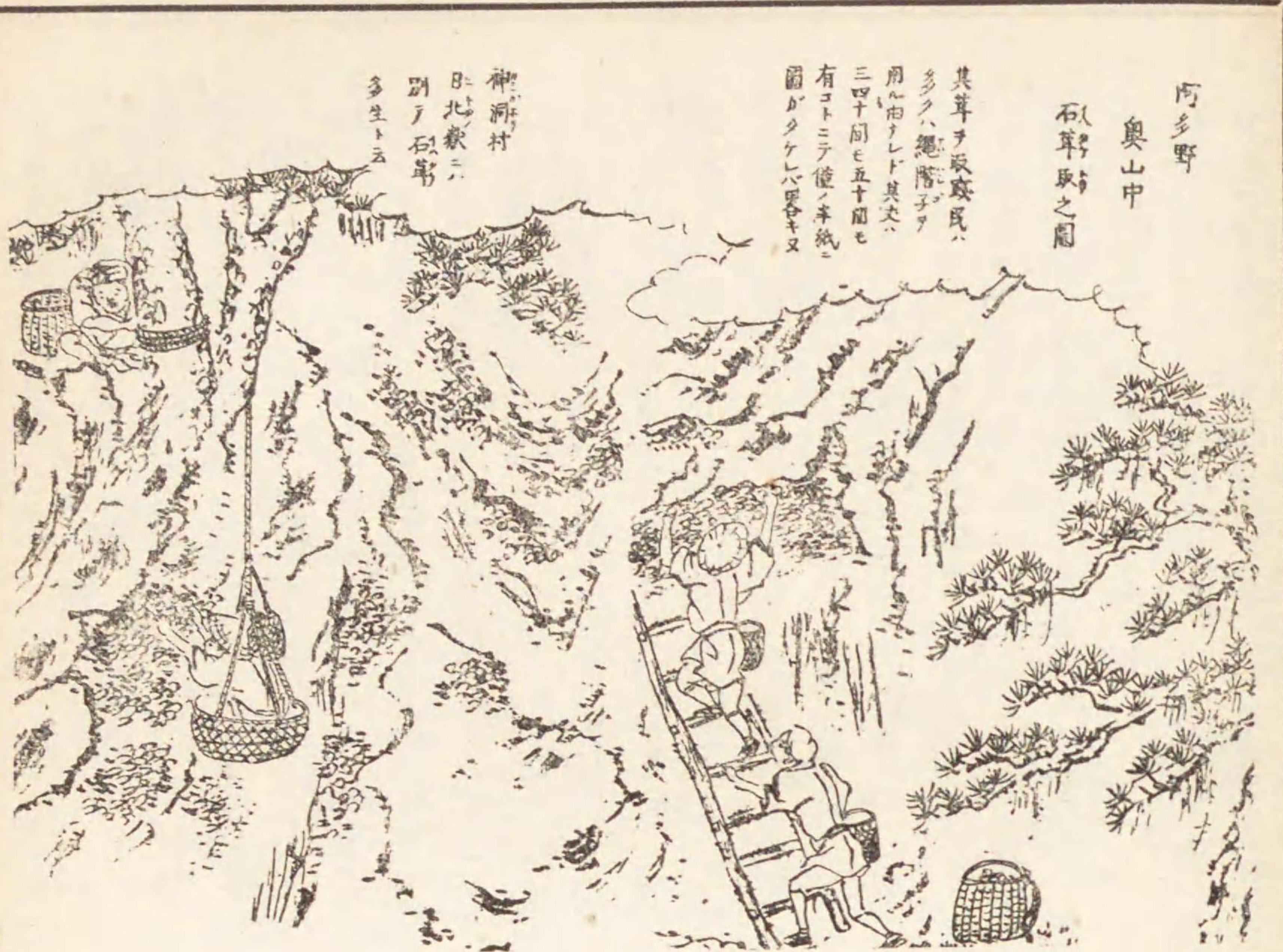
産土神道後神社 祭神天照皇大御神 氏子 境内 無餘地。此大御神の御事は、【國內十社考】に委しく記置ぬれば、爰には略きぬ。大坪寛近曰、道後御神の御祭禮には、御神輿を昇出し奉り、且往古本社へ奉納たるいと古き大なる鎌と鍬とを、御神輿に添へて村中氏子の家々を、御巡行なさしめ奉りて、還御の節、又鎌と鍬とを本社へ奉納古典也とぞ、【延喜式】神名帳にも、諸國神社に鍬靴等をおまた、記添られたり。【天武天皇紀】に、五年八月詔曰、四方爲大解除、用物則國別國造輪祓柱馬一匹布一常、以外郡司、各刀一口、鹿皮一張、鑊一口、刀子一口、鎌一口、矢一具、稻一束、且毎戸麻一條此條外記傳三十と有、されば當昔大野益田郡の郡司より、納られし内にて、鎌と鍬とのみ、今世に残れるならむ。

○阿多野郷村 高八石八斗八升一合。山林家三十九戸。人百四十三人。

産物 稗七石九斗餘 蕎麥十石二斗 大豆一石二斗 小豆二斗 粟五斗 大藨三百目 小藨二貫五百目 蕨粉六石一斗

阿多野 奥山中 石野取之窟

其年ヲ取野民、多クハ、徳勝ヲ用ニ申シト其夫ハ、三四十町ニ至リテ有コトニ使、手執、爾ガケレバ野キ又



菅筵十五枚 山葵三貫目 山鳥五羽 岩魚二貫目 生馬五疋。
東方 野麥一里半。西方 上ヶ洞一里半。南 日和田一里半。北 乘鞍嶽。高山町十里半。

村名義は、秋神を離れて、此十二ヶ村を古來奥山中と號、彼上切・中切・下切、等に流出る川源の村なれば、阿多野河村と云しにや。河をなると云は、大野郡と無數河・三尾河等に同じ。然れば上代の官道は、檜皮越にて、野麥峠は其後に切開きしにや未詳。

○野麥村 高十四石九斗九升八合。山林家三十八戸。人百四十五人。

産物 稗二十石四斗 蕎麥二十七石二斗 大豆六石八斗 小豆四斗 粟四斗 荳二斗 大藨五百目 小藨三貫五百目 眞綿三十目 蕨粉二十石 山鳥二羽 山葵一石一斗 岩魚百七十 湯花六斗 生馬四疋。

東方 國界一里半、信濃川浦へ三里。西方 阿多野郷一里半。南方 山。北方 乘鞍嶽。高山町十二里。

村名義は、乘鞍嶽南方の中腹の野に在て、信濃國筑摩郡川浦村に越る嶺の下に住る村なり。此村は檜皮村より後に開きしならむか。未詳。此村最初に野に麥を蒔きしに、生出て穂も熟したれば、村居を開きしならむ。

○日和田村 高三十石一斗八升。山林



日和田村小日和田村牧馬之圖
 二村ニ向テ馬ハ益田戸ヲ開テ
 待テテ登テ腰ヲ掛テ開テ其
 戸ヲ開テ立出テ每家ノ馬ト
 繋連テ千騎テ人ノ手ニカセ
 野ニ出テ終日若草ヲアサリテ
 アスリ
 鐵壁寺 歩四徑
 通山村分住洞
 西京湯郊牧馬
 君知吾多ク龍宮
 互此中 節毛

野モヒニ遊ル群馬
 イト樂シゲニウチ
 イナキハセチガヒ
 飛歩行又ハ牝牡
 交尾多ク或ハ
 ウチムレテ谷川
 チワシリ
 岡ニホリ
 ナドレテ
 夕陽ノ暮ニ
 カシルコトハ
 人未リテ遊
 ヒカサレハ皆打
 ムレテカ尻ニ滑ル
 一奇事トヤイハレ

家五十三戸。人三百四十人。
 産物 稗六十七石二斗 蕎麥二十二石五斗 大豆七石五斗
 小豆一石二斗 粟一石六斗 蕨粉十一石二斗 小白木六百
 束 檜皮・同火繩七百五十把 蕨繩五百五十把 菅筵五百
 十枚 生馬四十五頭 熊二頭 熊膽二猪十頭 山雞二十二
 羽 雉子十羽 石魚三貫目。
 東方山。西方御嶽。南方小日和田十二町。北方阿多野郷
 一里半。高山十二里
 村名義は、此村御嶽の東面の、中腹なる郊原に在れば、穀物
 みのりかぬれば、僅に蕎麥・大豆・稗を作れり。其も累年八
 月頃の早霜にて、收穫甚だ乏しければ、蕨根を掘て人命を
 繋ぎ、山持をのみすれば、古來檜を伐て、信濃國に賣出し、
 檜皮は殊に能剥取て出せる故に、其を稱て檜皮村の名に負
 しならむ。今も檜皮もて、火繩を索ひて餘業とせり。
 雌雄池 日和田村山内字池の原に在。飛驒國益田郡數郷數
 村と、信濃國木曾に跨りたる御嶽の内、繼子ヶ嶽の東、阿
 多野郷日和田村山内に、二箇池あり雌雄池と云。
 雌雄池 池汀蕨菜叢生、池心水鳥群遊、此雌雄池は、嶽の裾野
 に在て、池邊樹木森立、荆棘繁生、藤葛蔓延して、其周廻
 詳ならず、東方池汀の樹間より、池面を眺望するに、水光
 激澗漣漪相連、恰も湖水を望むが如し。時は四月、鶯鶯鴨

小鬼の類、群來池心に泛遊べり。池汀には蕨菜叢生す、日
 和田村より一里半餘も深山にて、平生無人の地なり、清
 景幽味可賞佳境なり。
 雌雄池 蕨菜不生、水鳥不棲。此雌雄池も嶽の東方裾野にあ
 り、雌雄池との距離半里ばかり、景色雌雄池と大に異なり、尤
 深林中に在て岸には巉巖屹峙、樹根相纏、池上の老樹各
 枝を垂合て池面鬱葱たり、是又無人の地にて、寂寥とし
 て、ものすゞきこと云はん方なし。池の半より曲りて、遙
 に見渡すに、遠岸ほのくらし池の周圍は、老木森列、荆棘
 叢生、藤蔓枝杪にかゝりて、行歩甚艱、周匝幾町とも知れ
 がたし。水色藍の如く、風なきに波を起すことあり、見る
 人悚然不覺改容。村民言傳て、他方の人來つて亂行せむ
 事を、堅く禁め、此池靈ありと云ふ、若し猥に池中に石礫
 をうち、枝杪を折て投れば、必ず祟ありて、晴天俄にかき
 くもり、夏天にも雹を降らし、作毛を損ふことあり、或は
 亂行人、不意に瘧疾に罹ると云ひ傳へたり。國史に、諸國
 の龍神に神階を進めたまひ、【神名式】にも、諸國に意加
 美神社を祀りたれば、此日和田・小日和田村民等、雄池の
 靈を恐怖すること理なりけり。
 ○小日和田村 高七石九斗六升九合。山林
 家十戸。人六十四人。

産物 稗十四石四斗 蕎麥四石八斗 大豆一石八斗 小豆三
 斗 粟二斗餘 蕨粉二石五斗 蕨繩百三十把 火繩百五十
 把 菅筵三十五枚 生馬八頭 猪四頭 山雞五羽 雉子三羽
 石魚一貫目。
 東方山。西方御嶽。南方國境信濃西野村三里。北方日和
 田十二町。高山町十二里十二町。
 村名義は、日和田に同じく、古は一村なりしを、年代不知
 分ちて二村にせしならむ。
益田郡小坂郷 拾壹箇村
 小坂郷は、【和名抄】に洩たり、國々に同名なるは、駿河國富
 士郡小坂加手、但馬國出石郡小坂加手、備中國淺口郡小坂加手、郷
 あり。【神名式】にも、信濃國高井郡小坂神社、但馬國出石郡
 小坂神社坐り。
 小坂郷拾壹箇村は、古來皆金納なり。
 門坂村・小坂町村・岩崎村・無數原村・大島村・坂下村・長
 瀬村・赤沼田村・湯屋村・大洞村・落合村。
 ○門坂村 高三十七石四斗六升五合。山林
 家二十九戸。人百七十四人。
 産物 米四十八石 稗五十一石五斗 大麥四十二石 小麥六

石二斗 大豆十一石二斗 大藨三十五貫目 小藨三百五貫
目餘 眞綿十六把 生絲七十四把餘 紬五疋 絹二疋 楮七
十五貫目 猪四頭 兎三頭 鹿三頭 山雞八羽 雉子六羽
鳩六羽 鱒・鮭・石魚・濕茸・草茸・梅・李・梨・柿・カヘ・栗・
栃・檜

東方山。西方川。南方 小坂町半里。北方 阿多粕十町。高
山町六里半。

村名義は、【和名抄】に、山城國葛野郡加度 葛野郷加度 見ゆ。古
豆加然れば此村名も、葛坂にて葛の蔓延たる坂と云義なら
む。【記傳】云、久豆を加豆とも云しなり、字音をとるにあら
ずと有、又按に次に小坂町、其次に坂下村あれば、其より上
と云義にて、上つ坂サカと訓たる例にて、借字に門坂と書けるな
らむ。上つ原を門原、上つ和佐をも、門和佐と書けるたぐひ
ならむか。

○小坂町村 高百四十九石六斗。山林
家六十九戸。人三百九十八人。

産物 米八十石 稗三十六石八斗 大麥百石 小麥二十石
大豆二十八石 大藨百貫目 小藨六百四十五貫目 眞綿五
十把 生絲百六十三把 紬十五疋 絹三疋 楮百五十貫
目 山雞五羽 雉子・鳩六羽 鱒・鮭・岩魚・安知米・梅・李

梨・柿・カヘ・栗・栃・檜

東方 長瀬半里。西方川向大島六町。南方 坂下半里。北方
門坂半里。高山へ七里。
村名義は、此村に小坂最も多し、小坂郷十一村の中には、
最戸數も多く建並びたるもあれば、町と云となり。

【東遊記】二卷十七云、邊國山中に掛渡せる所の小橋には、
朝六橋・カヅラ橋藤橋を誤れなど、奇妙の橋少なからず。朝六
橋は飛驒國の山川に掛わたせる石橋にて、如何なる暗夜と
雖も、其橋上に至れば、少し明かになりて、人顔も朧に見
ゆ、たとへば朝六時頃のあかりの如し、故に土俗昔より朝
六橋と名付けしとかや。物知れる人の云しは、此橋下には
名玉ある故なるべしと、誠にさもありぬべく覺ゆ。橋南縁は實
て、只世評をのみ聞

【芭蕉翁發句集】 元祿二歲吟

淺水の橋をわたる、俗にあさむつといふ、清少納言の橋
はとありて、一條あさむつのと書ける所とぞ

あさむつや、月見の旅の、明はなれ 桃 青

按に芭蕉翁、行脚の時の發句は此處にて、往古の清少納
言【枕草紙】なるは、上留橋なるべし。

○岩崎村 高五石三斗七升八合。山林
家五戸。人二十七人。

産物 米二石一斗 稗二石五斗 大麥二石八斗 小麥一石
大豆二石五斗 大藨六貫五百目 小藨八十一貫目 眞綿・
生絲三把 紬一疋 絹一疋 輪竹一駄 楮十貫五百目 猪一
頭 鹿一頭 山鳥二羽 鳩二羽 雉四羽 鱒・鮭・アジメ・梅・
李・梨・柿

東川。西山。南無數原六町。北高山六里半餘。
村名義は、諸國に磐城・岩國・磐坂・岩村・磐崎、其他岩某と
ある如く、此村も山の尾崎に、岩石多き地なれば、岩崎と云
るならむ。

○無數原村 高十五石九斗八升九合。山林
家十三戸。人八十九人。

産物 米二十六石 稗二十三石七斗 大麥二十二石七斗 小
麥二石 大豆四石 大藨二十五貫目 小藨二百十二貫目
生絲五十一把 紬三疋 絹二疋 楮二十貫目 輪竹八駄 猪
五頭 山雞五羽 雉子五羽 鳩三羽 鱒二千 鮭千百 雜魚
二千七百 アジメ・松茸・草茸・濕茸・雜茸・梅・李・梨・柿・
檜

東川向小坂町八町。西山。南大島十二町。北岩崎六町。
高山六里三十町。

村名義は、【古史傳】高皇產靈神註曰、産は正字にて宇牟須
と云言の宇を省けるなり。【新選字鏡】に、税は、宇牟須比麻

豆利とあり、此は産靈祭にて牟須の正語の、宇牟須なる證
なり、今も生を宇牟須と云國多かり、悉をさへにウムスと
云へり、甚暑を、今日はいたうむすと云たぐひなり。師記傳
曰、生は男子・女子、また昔の生など云牟須にて、物の成り
出るを云、【萬葉】に、草牟須かばね、又草武佐受などもあり
とあれば、物の生産を、牟須と云言にて、此村は原上にあり
ながら、他村よりは諸穀は更なり、桑麻も草木竹に至るま
で、能生産原と云る義なるべし。

○大島村 高百四十七石九斗九升二合。山林
家五十一戸。人二百七十四人。

産物 米百十二石 稗四十四石四斗 大麥百十六石 小麥八石
四斗 大豆十二石八斗 大藨七十六貫目 小藨八百貫目
生絲百五十一把 紬二十疋 絹八疋 楮五十二貫目 輪竹
二十一駄 串柿六連 油四石 松茸・濕茸・草茸・雜茸・猪二
鹿三山雞十八鳩四 雉十六 鮭一萬 鮭一萬五千 石魚二
百・アジメ・サツコ一萬三千三百 梅・李・梨・柿・トチ・ナラ。

東川向小坂町六町。西山。南四美一里半。北無數原十二
町。高山七里六町。

村名義は、【和名抄】地【神名式】社とも、諸國に甚多かる名に
て、義も明らかなり。大野郡大八賀郷にも、同村名あり。
○坂下村 高三十九石八斗一合。山林

家十九戸。人百四十五人。

産物 米二十七石八斗 稗十八石三斗 大麥三十二石四斗
小麥七石一斗 大豆四石八斗 大藪三十三貫目 小藪三百
二十六貫目 生絲七十把 紬六疋 絹・楮二十貫目 半紙十
五束 桑籠二百五十個 猪三頭 山鳥七羽 雉三羽 ハエ二
貫目 鮎三貫目 アヂメ・ザツコ六貫目 草茸・シメジ・梅
李・柿・栗・檜

東西川。南宮田半里。北小坂町半里。高山七里半。

村名義は、小坂郷門坂・小坂町を過て、此村にも坂多くて、其
坂々を下る所に、村居すれば、坂下村と云るか。カオ約りて
コとなれば、左古利と唱ふるならむ。【古事記】崇神天皇御
代の酒折池、また【同記】竝【日本紀】日本武尊の酒折宮と
は、假字たがへれば、ことなるべし。

○長瀬村 高九十八石六斗三合。山林

家五十一戸。人三百二十五人。

産物 米九十八石二斗 稗四十四石八斗 大麥五十七石 小
麥六石 大豆十二石四斗 大藪八十貫目 小藪八百十四貫
目 生絲二百三把 紬十二疋 絹三疋 楮八十五貫目 半紙
十五束 猪二 山鳥三 鳩五 ハエ・イハナ・アジメ・ザツ
コ・濕茸・草茸・雞茸・梅・梨・柿・李・榎・柿・檜
東 赤沼田半里。西 小坂町半里。南 山。北 山。高山七里半。

村名義は、【神名式】に、伊勢國鈴鹿郡長瀬神社、越後國蒲原
郡長瀬神社坐り、其他地名にも家名にも多かり。此村を流
出る小坂川に、長き瀬あれば村名に負しなり。大野郡白川
郷にも、同名村あり。

○赤沼田村 支村、深左古・立石。高四十四石三斗七升一合。
山林 家四十戸。人二百七十人。

産物 米四十八石八斗 稗四十八石餘 大麥百四十一石二
斗 小麥四石二斗 大豆十三石 大藪四十一貫五百目 小
藪二百九十二貫目 眞綿四十把 生絲五十一把半 紬三疋
楮四十貫目 小白木百駄 串柿五束 生馬一疋 猪五 鹿五
山鳥十 雉子三 ハエ・ウグヒ・イハナ・アジメ・岩茸・椎
茸・梅・杏・梨・柿・山ズミ・栗・榎・檜

東 落合半里。西 長瀬半里。南 山。北 山。高山へ八里。

村名義は、【和名抄】に、安藝國沼田郡太沼田郷、出雲國楯縫
郡にも、沼田郷見えたり。此村には赤き水溢つきたる沼田
ある故に、村名に負しとなり。今俗にぬまたと云ども、古言
ヌタなること、料理の沼田合にて知られぬ。

○落合村 支村、下島・麥島 高三十七石五斗二升二合。山
林 家五十三戸。人三百二十一人。

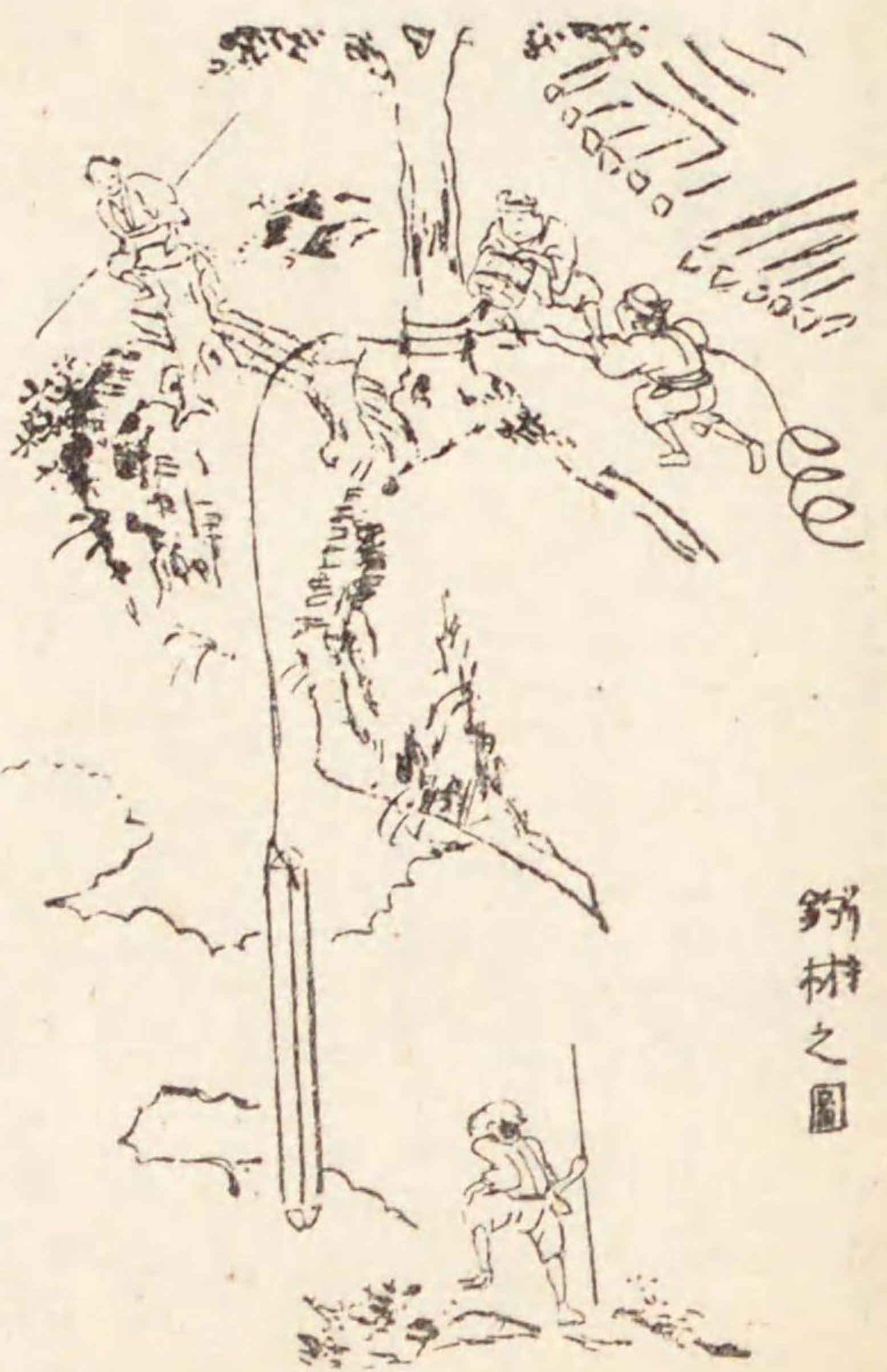
産物 米三十二石 稗二百四十九石四斗 大麥百石四斗 小
麥六石八斗 大豆二十一石四斗 大藪四十貫目 小藪四百



根尾之瀧

斐太後風土記卷之十七 益田郡小坂郷 落合村

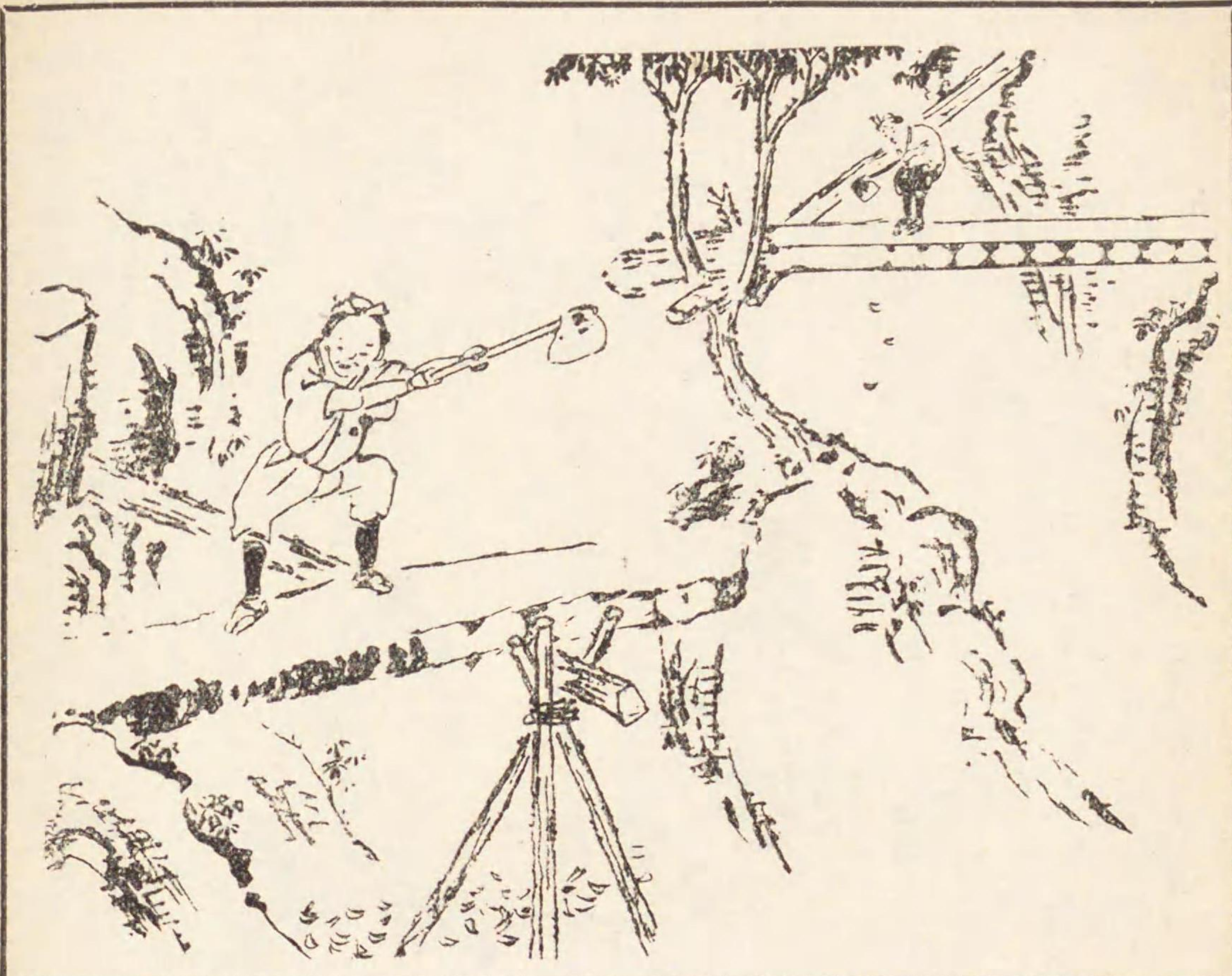
新井之瀧



四十八貫目 眞綿三十五把 生絲百五十三把 紬二疋 シ
ケ五貫目 楮五十貫目 小白木百六十駄 串柿五束 生馬
二頭 熊二頭 猪五頭 鹿六頭 羚羊二頭 山鳥二十羽 雉
子五羽 ハエ・ウクヒ・イハナ・アヂメ・岩茸・椎茸・平茸・
濕茸・梅・梨・杏・柿・栗・榎・山ズミ。

東 湯屋八町。西 赤沼田半里。南 川。北 西洞四里半。高山
八里半。

村名義は、此村の深山信濃と國界なる御嶽より流出る、濁
河、榎谷等の流水落合、又支村麥島、小黒川の激流落合、又
村下にて大洞川の激流も落合村なれば、如此は名付けしな
らむ。流水の流合ふを落合と云るにて、其激川なること想



採炭之圖

櫻ノ伐レ時ハ火ノ足ノ加ニ依テ
其ノ炭ニテ火ヲクフ採炭ト云
然レバ生木ノ水氣ト火氣ト結合テ
伐倒ス時ニ割痛コトナリ
是ハ概ニ
カキレリト

像べきことなり。【古今集】雜歌上壬生忠岑、落たぎつ、たきの水上としつもあり云。【神代卷】の多岐郡比賣の名義【古事記傳】【古史傳】等に出たり。川合と云はず落合と云るは、吉城郡小島郷にも同村名有。

○湯屋村 高二十四石九斗七升七合。山林家三十一戸。人二百人。

産物 米三十石二斗 稗百五十石二斗 大麥九十八石 小麥五石二斗 大豆十八石一斗 大藨三十七貫二百目 小藨三百七十二貫 生絲二十九貫八百目 串柿二束 楮七十二貫 五百目 鷄四十二貫目 猪三猿二 山鳥二十五羽 雉子五羽 柿・山ズミ・栗・櫞・楢・真綿二貫八百目。

東方 大洞四町。西方 落合八町。南方 山。北方 川。高山八里二十六町。

村名義は【和名抄】に、伊勢國溫泉郡湯、肥後國山鹿郡溫泉郷、但馬國二方郡、石見國邇摩郡にも溫泉 由 郷あり、【神名式】に、攝津國有馬郡、下野國那須郡、陸奥國玉造郡等に溫泉神社、其他國々に湯の神社坐、又【抄】に伊勢國度會郡湯田郷【式】に湯田神社【抄】に備中國下道郡湯野、郷其他湯某てふ地名猶數多あり、此湯屋村の屋は借字にて湯谷なるべし。大洞村より流出る大洞谷の、岸上より湧出ればなり、谷を也と云ふは餘谷、湯谷下谷、又此村の産土神は、熊野大神を古來祭りたれば、湯屋は借字にて、熊野の義か

小坂溫泉 【飛州志】云、大洞溫泉在于益田郡小坂郷湯屋村字大洞、舊稱小坂溫泉是也、按に本土溫泉涌地多し、其土地によりて、各冷温荒柔ありといへども、すべて濕瘡・打身・痔疾・痲病・瘡毒・疝氣・金瘡等を專治とせりと見えたり。【小坂靈湯記】云、夫物者云、此靈湯之起本者、天文中有奥田孫左衛門治令者、生濃州稻葉山城邑、長弓馬家、世業武事、然從弱冠頃、不幸疾病犯身、疼痛苦心、依茲雖盡藥方醫術求救療、更無愈驗也、於是信醫王善逝之悲願、晨昏不懈云、或夜夢、一高僧告曰、從是東方、山澗幽邃間有桃林、其處湧出靈湯、汝宜行而探決、浴身服口、病惱必回春、身心共輕安矣云、治令徒住此小坂村之大洞、睨視亂世之浮沈、感慨吾身天性如此矣、實天文十年辛丑二月也、季春初三、追憶會稽宴樂、誘引民一兩輩、吟溪水遊山澗、居民曰此谷謂桃原、於是治令往昔、稻葉山之瑞夢感發赤寸、直到見岸頭有數株桃、紅花爛熳、芬々郁々、搜索其岸畔、的然靈湯湧出、清潔如玉、走盤琤々翻々、而其聲如訴似私語、治令一掬試含之、薰氣殆熱、宛似嚼甘蔗漸入佳境也、全體輕安、心氣忽快悅云、蓋神世之時少彥命名、與大已貴命哀感季世蒼生、湧出温湯靈水於邊境僻地、救濟衆病百痾也、宜哉桃原之字、此二神之金口流出而至千萬歲之今、爲不埋之稱號、何疑有之乎云、州志、原書出飛、維時永祿二己

未歲仲夏初八冥、金華山山下多田律師源善行誌、按に善行金華山は濃州岐阜にありと有て、天文十年辛丑年、美濃人奥田治令始て見出て、靈湯なることを知し由なれど、其は國人は舊より知つらむを、他國人は彼天文年中始て浴して效能を知し故、永祿二年の岐阜の多田律師を頼て、靈湯記を作て湯屋村に贈りて、今世に残れならむ。今湯屋村民桃原林右衛門と云は、地名に據れる家名なるべし。方俗此小坂・宮・三福寺・上野等の温泉を焚湯なりと云るは、汲て風爐桶に入れて、薪を焚て温めて浴すればなり。乗政村和佐村の湯もたき湯なりといふ【紀伊國名所圖繪】後編卷五、日高郡川上莊に、神湯温泉と云有て、繪圖も出たり五十八、云。此地上初湯川・猪谷と云二溪の間に在て、北は白馬の高嶺より、山巒連絡として環合四抱せる間に、掌大の餘地をトして浴室を構へたり。其始は正徳年間に愛河の遍照寺の僧、順榮伊賀國名張人、始て此地岩間の水に硫黄氣あるを見て、汲とりて湯とし病者を浴せしめしに、功驗ありしかば、普く世に知らせむ事を思ひて、薬師堂を建て草庵を結びて、男女の子を養ひてここに住しめしより、浴客年々に倍じ、新に浴室をも建そへたりとぞ。其靈水は石罅より冷々として、少づつ所々より湧出るを、寛を蜘蛛手に渡し、湯桶にとり浴室各自に温て浴す、小瘡・痔疾等に尤も功能ありと云と

見えたるは、いとく、近世の事なりき。此湯屋のは痔疾・痲病・疝氣・積氣・腹痛等には殊に妙なりといへり。
○大洞村 支村 二枚越・橋戸・鹿山・莊郷鹽河、又若椽、高三十八石六升四合。山林家四十一戸。人三百五十一人。産物 米二十石二斗、稗百二十石、大麥百二十石、小麥四石五斗、大豆二十五石二斗、大藪四十六貫目、小藪四百六十六貫目、眞綿三貫五百目、生絲三十六貫目、楮七十六貫目、鷄百四十四貫目、猪十五頭、鹿六頭、羚羊一頭、山鳥五十羽、雉子十羽、鱒・鮭・石魚・アヂメ・雜魚・柿・山ズミ・栗・椽・檜。
東方山、西方湯屋四町、南方山、北方山、高山八里三十町。
村名義は文字の如く、小坂郷の奥區に大なる洞ありて、其地に村落を開きし故に、爾唱へ來れるならむ。
支村に稚椽一名莊郷と云は、鹽河の訛なるべしと云所は、山脈木曾御嶽に連れり。相傳云、元暦元年木曾義仲主従、近江國粟津戰死の比、木曾世子清水冠者義高竊に、鎌倉を脱走せしを、頼朝打駭き武士に命じて追驅、武藏國入間川にて打取、夫より木曾殘黨會議きびしかりしに、二男力壽、三男鶴王、四男餘名王等の所終、知人なき由、【大日本史】義仲列傳に、【長門本平家物語】を引て記されたり。里傳云、昔木曾郎

斐太後風土記卷之十八

富田禮彦謹撰

益田郡三郷上呂郷六箇村 萩原郷七箇村

中呂郷三箇村

上呂郷六箇村

君主從御嶽を超て、此稚椽へ落來て、置住ける故に、益田郡村々に、今井と云家名の多きは、今井四郎兼平の末葉なる由なり。按ずるに木曾の二男より四男までの内、何れとも詳ならねども、此村より奥斐太へも移住せしと見えて、荒城郷に木曾垣内村ありて、權現社を祭れり。御嶽にまゝす、隣村に今村あり村なるべし其後十餘年を経て、鎌倉右大將、鶴岡八幡宮社前の舞樂の賞也とて、伶人多好方を荒城郷の地頭に命ぜられ、來て住し館跡は、宮地村の内、字殿村に今も残り。さて多好方入部の頃、木曾主從鎌倉の聞を怖れてにや、大野郡へ移住せし處を、小木曾村、殿垣内村など唱、今井の末孫善右衛門其外今に家名に譲り、今井橋を今橋と唱ふ、數戸今尙存せり。但木曾の末孫の家の有無は、小木曾村には詳ならず、此大洞村に方今、吉仲彌三・吉仲久吉其外吉仲と云家名、數戸存せり、若し彼義仲の後胤にて、義字を吉字に更て、家名にせしならむか。昔楠家の子孫、南北朝御合體の頃、潜匿して下野國に行き、結城家にたよりて寄留し、正立讀にてを家名とせり、後世結城の義子秀康卿、越前國へ移封の時、隨行て方今城下福井町へ、住居せる正立吾三郎曙覺是なり。荏野翁の國學咏歌の門人にて、禮彦の親友たりき、名告を家名とせる因に記せり。

斐太後風土記卷之十七終

【和名抄】云、飛驒國益田郡益田萬之とあるは、上呂以南すべての郷名歟、詳ならず。俗に今益田と云へば、此三郷を云に似て、小坂・下原。其他は皆別て云めり。
○尾崎村 支村 洞・平澤・黍生・中村・舟渡舟渡とも
高三百拾一石餘 山林家九十六戸。人五百三十八人。
産物 米二百六十四石九斗、稗百八十石、大麥二百二十九石、小麥十石、大豆二十石九斗、大藪八十貫目、小藪八百九十六貫目、生絲二百二十四把、眞綿六十五把、紬三千八百疋、絳紬十二疋、蠶種二百七十枚、輪竹五把、酒百八十石、油一石二斗五升、牛馬三頭、楮八十五貫目、山鳥十五羽、猪三頭、鹿八頭、雉子五羽、鱒七百尾、鮭五百尾、アヂメ五

升梅・李・栢・栗・榎・シメジ。

東方川向上呂半里。西方連坂越中切一里三十町。南方野上半里餘。北方山之口二里。高山町河内通九里。位山通八里。

村名義は、本土古來方言に山村にては、尾前・谷口・宮前として三忌地あり、其山の尾前に家居すれば、深雪なだれ落て壓埋されむ事を恐れ、谷口は大雨霖雨の節、奥より大水漲溢して、家の流没せむことを怖、宮前に家居しては、無心婦女子の不淨もて、神前を汚穢さむ事を畏て、三忌地を避て住は、三郡古來の風習なり。然るに此村は、大野郡荒城郡の深雪の村里とは違ひ、川上嶽に連りて、險阻の高山の麓なれども地理肥沃にて、雪は年々少く、壓埋の患なき地なれば、黍生・和・中村・口村ともに其後山の尾崎に住る村なれば、他村より訝思ひて尾崎村と云しにやあらむ。○【神名式】伊勢國奄藝郡尾前神社坐、【古事記傳】三十七村に、津國武庫山の尾崎と云も見え、近世浪華に尾崎雅嘉と云歌人も有。産土神明宮 祭神天照皇大神。境内二畝八歩除。同 同。境内一段八畝歩除。同 同。境内三畝廿歩除。産土神白山社 祭神白山三社大神。境内二段一畝廿歩除。永養教寺 高山照蓮寺末、寛永三年丙寅開基。本尊境内高山

一石二斗九升。此屋敷段別一段三畝十三歩除。大ヶ洞村 高九十五石餘。山林 家三十戸。人百六十七人。

産物 米四十八石 稗七十七石五斗 大麥二十四石八斗 小麥九石二斗 大豆十一石二斗 大藨百二十三貫目 小藨三百七十貫目 生絲九十四把 紬五十疋 絁二十二疋 串柿二百六十八連 茸類九十貫目 猪三頭 鹿八頭 山鳥三羽 雉子三羽 鳩三羽 ハエ三百ウグヒ七千尾 アヂメ一斗 梅・李・カヘ・山ズミ・栗・榎・松茸・草茸・濕茸。東方山。西方川。南方奥田洞廿町。北方宮田十六町。高山八里十六町。村名義は、大ヶ洞は誤來れるにて、大鋤洞なるべし。其故は里民傳云、此村古しへ富田村の内なりしが、氏神を大ヶ之宮大鋤宮と稱來れり。年代不詳元祿此地の頃と云ふ信がたし。奥田洞と共に、宮田村を分て三村に成し頃、氏神の社名に據て、大鋤洞と唱へしが、其後字は大ヶ洞と書來れりとぞ。【和名抄】に【兼名苑】云、盤、和名久波【説文】云、鑿は大鋤也、和名同上とあり。【神名式】に、山城國久世郡水度神社三座、綴喜郡咋岡神社、大和國添上郡神波多神社と見えて、諸國の神社も同じ。故按に、益田郡上ヶ洞村に、道後神坐り、清和天皇貞觀九年十月五日、從五位下を授賜ひし由、【三代實錄】十四

卷に見えたり。此御神社に、古來大鋤と大鎌とを、獻備たり。今に至る迄年々御祭禮には、御輿と共に、其大鋤大鎌をも持出、氏子の家々の前を御巡行有て、本社に奉還れる古典なりとぞ。其は當昔東山道巡行の官使の越去ます、阿多野奥山中の手向峰を、守り坐御神なれば、其手向の官道を、掃清繕直してよとの義にや。其後あまた年代を経て、官使は御廢止の後、今の世に至るまで、其禮を不失事は、最難有古風なりけり。其を以て是を思ふに、此村の氏神、大鋤宮とも奉稱れば、定めて氏子の公民等に、田畑を能打起して耕作せよとの義ならむか、其奉備たる大鋤は、何代にか失ひつらむ。されど大鋤宮號の残れるは、豈尊き事にあらずや。鑿も大釜も、字畫は多くとも、何とて假字も違、字義も通はざる、大箇の字を用來れるならむ、いと淺はかなる事ならずや。

産土神白山社 舊名大鋤宮歟。祭神白山三社大神。境内八畝十五歩。

○宮田村 高百五十二石餘。山林 家四十一戸。人二百三十二人。

産物 米四十一石二斗 稗九十六石 大麥六十石 小麥十五石二斗 大豆二十石 大藨百三貫目 小藨四百十貫目 生絲六十九把 紬九十疋 絁四十疋 串柿四

百八十連 茸類三十貫目餘 猪六頭 鹿十五頭 山鳥十羽 雉子十羽 鳩十三羽 ハエ四千二百尾 ウグヒ七千五百尾 アジメ五貫目 梅・李・棗・栢・山ズミ・栗・榎。東方山。西方川。南大ヶ洞十六町。北方阪下半里。高山八里。村名義は、元來宮田村は、今の宮田・大ヶ洞・奥田洞等の三村を綜べての一村名なりしとなり、抑宮田とは、上留村今云に、鎮座葛八幡宮の神の御田代歟。此八幡宮は、古しへ三郷村々の總氏に、別に残る。又は大鋤宮の神戸田歟。何れにまれ、宮田てふ名は、神田なる故にこそあらめ。【和名抄】に、常陸國鹿島郡宮田郷見ゆ。【臨時祭式】に、凡供奉神事宮人裝束云、但宮主月糧以宮田給之と云事も見えたり。

産土神八幡宮 奥田洞村今并鎮座。觀音堂本尊 本尊境内二畝十七歩。

○奥田洞村 高九十九石餘。山林 家三十戸。人百五十三人。

産物 米四十二石八斗 稗六十石 大麥三十二石 小麥十二石 大豆十一石二斗 大藨六十九貫目 小藨二百貫目 生絲十四把 紬六十三疋 絁二十八疋 猪二十貫目 串柿三百三十五連 茸類三十貫目 猪、鹿十八頭 山鳥十羽 雉子十羽 鳩十羽 鴨一鴛一 梅・李・カヘ・山ズミ・栗・榎。

楮・ハエ四千 ウグヒ九千。アヂメ二貫目
東方 山。西方 川。南方 上呂半里。北方 大ヶ洞二十町。高山へ九里。

村名義は、里人傳言、古しへ何國の落魄士にてか在つらむ、奥田彈正少弼源頼親と云る士、此地昔昔宮田村のうちに來住けるが、其人ぞ奥田洞村中興切開なりと云つたへたりとなむ。其士の墓銘に至徳三年とあれば、即南朝の元中三年に當れり。勢盛なる朝敵足利家士の此邊に漂泊すべき義なし。當昔は益南朝御衰運の頃なれば、若其南朝より飛驒國司をたより來て、忍住みたるならむ歟。此地は舊宮田村の内なりし由なり。然れば奥田頼親來住て後、古田畑に墾添して、農行を努力、連々家族蕃息後、宮田村の地内を分割て、家名に依て、奥田洞村と名付しにや。

文化十三丙子年、奥田頼副先祖頼親が墓を再建、墓背に荒城安國寺寒巖が文に、征夷大將軍義滿源公、以五部大乘經、寄附于安國禪寺、頼親君創經藏納之云と誌せるは、的證ありや。浮屠氏の例の妄説ならむか、遠孫頼副が、寒巖に欺かれたるには非じか。抑南朝廷臣ならばこそあらめ、北朝の足利家臣が、盛なる權勢の足利を捨て、甚邊土なる此國に來りてさまよふ物かは。

産土神八幡宮 號今 祭廣幡八幡大神 氏子、宮田村・大ヶ洞村・奥田洞村。境内四段七畝九步。

(宮幡八井今)

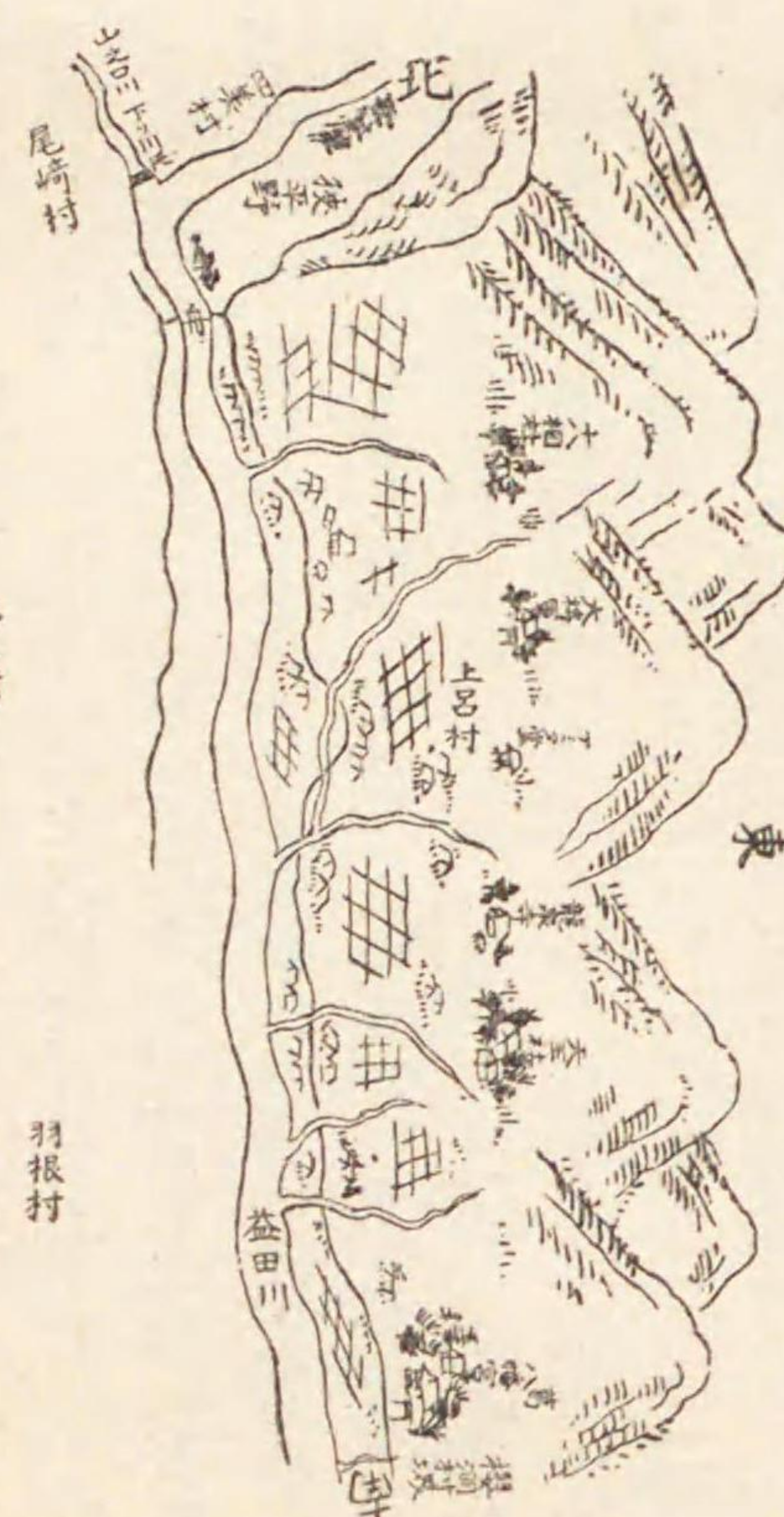
今井城址 高山へ八里半餘、奥田洞村に在。里傳云、古しへは宮田村・大ヶ洞村・奥田洞村三村は、元一村里にて宮田田洞字今井八幡宮は古しへ、今井四郎兼平の後裔築きて居城とせしならむ。【飛州志】に、宮田村と記したるは不委、又は兼平の居城とせしは、里傳をば不札して其儘用ひたる僻説ならむ。今井家末葉の正統なりと云、四美村今井幸左衛門貞豊が先祖の系譜云、木曾義仲主従、江州粟津討死の後、殘黨搜索嚴しきに依て、今井兼平の女房、三歳なる男兒を連て、飛州小阪の若椽在大に逃越來、六代の間隠れ住けるが、三木大和守へ奉公に出永正年中、櫻洞を本大和守直、其名を今井對馬守貞信と稱す、系圖に、木曾中三顯なるべし、其名を今井對馬守貞信と稱す、系圖に、木曾中三利を子とし、六子を六代のと有、貞信ぞ此今井城を築て居城と爲しならん。城下追手橋を今井橋と云、城中鎮護神を、今井八幡宮と稱、今稱も、宮田組三村の、産土神なり、其數代後、今井三次信孟、天正十三乙酉歲、三木滅亡後、民間に下りて城も廢せしならん。益田郡の村々に、今世今井と云家名の多きは此故なるべし。

○四美村 高二百五十五石餘。山林家六十九戸。人四百二十三。



産物 米二百六十四石九斗 大麥二百三十九石七斗 稗百十七石四斗 小麥十四石三斗 大豆二十石九斗 大繭百二十貫目 小繭八百三十七貫目 生絲二百二十二把 眞綿八十把 紬二十疋 紐串柿百五十連 楮百十八貫目 山鳥十羽 雉子三羽 猪・鹿・ハエ五百尾 ウクヒ千尾 アヂメ一斗五升 梅・李・カヘ・栗・櫛・椽。
東方 大島村一里半。西方 尾崎半里。南方 川。北方 山。高山八里半。
村名義は【和訓栞】云、志美は繁シメ也。萬葉卷一 四十 春山跡、之美佐備立有、【解】云、春は茂り榮れば云、之美は茂の意な

斐太後風土記卷之十八 益田郡上呂郷 四美村



り云、九卷四十 妹等許今木嶺茂立、ウツクシ 墟待木者古人見シ、解云、茂立は茂く生立るなり、十一卷上 家人者、路毛四美三荷カク 雖往來、【解】云、四美三は繁々の略云、同卷下 大舟爾葦荷刈、積四美三似裳、妹心爾乘乘鴨、【解】云、四美見は繁々を略り、など見ゆ、此村は東南に向て、春冬は他に勝りて暖なり、草木早く茂れば、古言のまゝに、四美と云ふならむ。
産土神日枝社 舊名山王 祭神大山咋神。境内一段二畝十步除
同白山社 祭神白山三社大神 境内三畝十四步地除
頓乘教寺 高山照蓮寺末、長享二年戊申開基。本尊 境内高二斗二升二合。此屋鋪段別二畝十四步。

○上呂村 支村 下島 高三百四十八石餘。山林 家七十二戸。人四百九十四人。

産物 米百八十五石九斗 稗二百石二斗 大麥二百八十三石二斗 小麥三十石一斗 大豆二十五石八斗 大藪百六十六貫目餘 小藪八百三十二貫目 生絲二百八十八把 紬八十疋 串柿七束半 山鳥五羽 雉子五羽 楮二十八貫目 猪鹿五頭 ハエ百五十尾 ウグヒ五百 アヂメ五貫目 梅・桃・李・棗・柿・栢・栗・枳・橘。

東方山。西方尾崎半里。南方萩原町二十六町。北方奥田洞半里。高山へ九里半。

村名義は古しへ上留と書しを、後世誤りて、上呂と書るなり。【飛州志】の郷名の解は、取るに足らず。元來上留は、可美乃止萬里と云義なり。其故は【續日本紀】卷第三十四云、光仁天皇寶龜七年冬十月壬辰、美濃國菅田驛、與飛驒國大野郡益田郡を未分、今云伴、有驛、上呂、相去七十四里田中大秀云、今道法、當十里十五町也。岩谷險深、行程殊遠、其中間置一驛、名曰下留とあり。美濃國菅田は、其後地名變りけむ、所在未詳。今の金山より神淵、まての間なるべし。大野郡を割て、九十餘年後、三代實錄卷第十八、清和天皇貞觀十二年十二月、益田郡を置しこと、【延喜式】卷第二十二に見えたり。又同書二十八、【兵部省式】云、飛驒國驛馬、下留、上留、石浦、各五疋と有を見れば、古の伴有驛は、寶龜七年上留・下留と分れて、二驛となりたる由なり。

り。伴有の二字に留字を當て、上留・下留とせしは、國郡地名二字を用ひよとの、令を守りて毛野國を分て、上野國下野國とせしたぐひなり。故に上呂は上留の誤なること明白なり。本願寺門主の益田の寺々の本尊裡書に、上櫓と書【飛州志】に上江郷と書るは、可笑事なり。今美濃國桐洞より出る、砂田川は、金山之内、井尻にて益田川に入、其川並の村は古しへの、菅田郷ならむか。すがたをすなたと誤れるならむかと、大前重秀いへり。

産土神久津八幡宮 本社三間二尺、二間。幣殿二間、二間。拜殿七間、五間半。神輿殿二間、二間。祭神 御祭禮毎年八月十日、十一日。氏子上呂村、古は三郷村々不殘。境内一町五段一畝五歩。田一段二畝廿歩、此高一石五升七合。在于櫻洞村。
【飛州志】云、在于上呂郷上呂村、久津宮、或作葛宮、此分註久津は、今も書はとも、湯神訓とも云ひ、且久豆は不成語。如何、葛宮なるべし。【神名式】に、但馬國養父郡に、葛神社坐り、大和國吉野郡の國巢の事を、【和訓栞】中編に、葛は吉野の國樞より出るをもて名産とす、よてかくよべるなり云とあり。櫻洞萩原なといへる如く、葛生と云しを訛れるか、又は下略せし地名ならむか。又按に豊後國球珠郡、對馬國下縣郡に久須郷もあれば、即只葛須の意歟。筑前國上座郡把伎郷も有、今も長門國

萩と云有、生とも某とも云はで、只草名を地名に用ひたりしにや。

八幡宮を此久須に勸請原始の事を【飛州志】に國説曰平治年中惡源太義平、山城國男山の神を勸請、棟札には、保元年中、井後國が記せるは、年曆たかひ、其後櫻洞の城主、白井太郎源俊國、て中へいふかき事なりき。其後櫻洞の城主、白井太郎源俊國、應永十九年再興之、又は國司に返きて、先是足利に降りしか未詳。と記たるは、甚不審。其故は元此伴有驛は斐陀國造の頃より置れしか、何れ上代の事ならむ。最初の年代、知れがたし其後寶龜七年、此伴有驛と、美濃國菅田驛との中間に、始めて下留驛を置れしとなり。其下留には、松森水無八幡宮を、如是上代より、驛となりし所にて、人民も蕃息たらむに、下留にのみ、産土神坐でや有べき、況んや今の上留郷・萩原郷・中呂郷・下呂郷とも當昔は、一つの伴有たりしをや、さあらぬ村里にだに、【延喜式】の八社國史の十社を祭りたれば、此上留にも、上代より神を祀りたりしこと著明。因熟考るに此地の葛宮も、其原始は^七神代、難波根子武振熊命、官軍を率來て、兩面宿難を征伐の時、道すがら先、天皇の尊靈を祭られたる、齋場の其一にてや有つらむ、然るに數多の年曆を経て、佛法のみ尊たまふ御代に成果て、諸國に數多佛寺を建られ、僧徒等時を得繁榮えて、文旨なる土民を化導する故に、皆々欺れて其徒の勧めに依て、大將軍虛空藏

菩薩の社壇、又は十八相觀世音社壇等を立て、其が氏子と唱來りしに、平治の亂に、父義朝の命を受け、惡源太義平北國より、飛驒の兵を募來て、此上留の里に宿て、八幡大神宮の荒廢を見、驚きて村民等を教諭し、造營せし事を言傳事其前の葛宮願變の、て、八幡宮勸請の原始と思ふならむ。凡て其本を考得ずして、末をのみ信するは、國中の舊習俗なり。本願寺八代通如より飛驒國はひらけ、又源右大將より、羽根村の、口碑に、往昔三郷の村々の總社に、祭來りし葛宮大神と云事あり、然れば上代、伴有と云し頃、此八幡宮は祭りし故に、後に三郷に分れても、總社と云しこと、明白なり。

棟札 敬白 惡源太義平公棟札也

傳聞、當國益田郡上呂郷、久津八幡宮者、源義平保元元年中、從關東鶴岡勸請此地、是即依爲源家累代之氏神也、祈願斯社當國軍勢、悉屬于大將義平云、爾來雖度々及修補、歷年久而、宮柱古朽傾側、我恐斯靈跡之永絶、故云、令再興畢、猶至末代者不限我子孫、住此國者續々加修理、連々遂祭奠、則是我所願也。

願主飛驒國領主白井太郎俊國 大工棟梁云
普請奉行國主之家臣山下作右衛門友貞依貴命謹修

造云、

應永十九年八月十五日 權大僧正常法印智教書
按に、此白井俊國が棟札を書せし頃、既に古の上留を上呂と誤り、久須を久津、平治を保元と誤、上代の傳も絶、只義平の勸請とのみ、言傳へたるならむか、櫻洞城主を、飛驒國領主と書かせたるにて、餘は悟るべき事なりけり。
奉造立八幡宮拜殿 干時天正九辛巳年十月十日
依有祈願三木大和守自綱造之者也、別當權大僧都法印

自心坊増實

奉行入 舟坂彌治右衛門 神主 七郎
内記 喜助 祝部 孫四郎

先是天正四丙子年、自綱自稱姉小路中納言、行安土而屬織田幕下、事可怪至是何以不國司名乎、
此拜殿造營は、往昔白井太郎俊國の本社建替より百七十年後なり。新に建替か、建添歟、不詳。三木父子没落の五ヶ年前なり 又和氣狂言の元始も、年代不詳。

當社祭禮如往古和氣狂言羅城門、從第一別紙役割目錄、後代迄可奉修行事、

久津八幡宮祭禮之次第
獅子 鑼 太鼓

一和氣狂言羅城門

攝津守源頼光、扈從、保昌、綱、公時、貞光、季武、鬼神、

一神樂

一歸陣八島三番續

第一花の紐とく源氏のひこばえ

大將源義經 辨 慶 片岡次郎 熊井太郎

伊勢三郎 駿河次郎 久我殿後家 姉菊之前

妹靜之前 乳母子根笹

第二花を蔑する讒人のあらし

大將源義經 辨 慶 片岡次郎 伊勢三郎

駿河次郎 熊井太郎 靜 御前 富樫左衛門

侍 船頭 平 朝盛 臣下 同

第三花のうらむる坐禪のかはり

伊達秀衡 源 義經 辨 慶 熊井太郎

伊勢三郎 駿河次郎 片岡次郎 千種前

乳母子青柳 千秋樂

是一ヶ年の目錄也、餘者數通有之也

奉修理葛宮上葺、飛州大守金森頼直、萬治二年己亥四月

晦日成就

奉上葺八幡宮社壇、金森萬助源頼業、延寶四年辰十一月

奉行田口彌三郎

久津八幡宮除

一七十三間、一町五段一畝六步

一五間、境内十五步

飛驒國益田郡萩原郡、櫻洞村之内、田一段二畝廿步、從元祿十五年、如往古除地被仰付候、爲後證仍如件

元祿十二年卯四月 伊奈半左衛門印

常法院

奉修補久津八幡宮社

寶永五戊子年四月吉日 伊奈半左衛門殿 舟坂又左衛門富綱

夫當社者、從昔被加於領主修復所也、已元祿五庚申天

成御領所、同亥年御檢地之砌、奉崇敬村抱之宮社者也、

然而去年八月大風雨來、森中之大小木數、八十本有餘

吹折、宮社共悉令破損也依之別當、御代官伊奈半左衛

門殿、相訴、右之折木申請、今年三月上旬作事始、四月

下旬終也、人足三百人、自上呂郷中呂郷萩原郷十三ヶ

村出之也、富綱一人十三ヶ村之爲名主總代、奉行等相

勤五月中旬終、

右裏書は、當昔の事を、後に熟考みむ人の爲に記し置きぬ。抑此八幡宮古しへは、三郷の産土神に坐すことを知るべく悟るべし。上代に伴有と稱し驛は、元一郷村の名なりけむ、最初よりの年代、いくばくを経しか、知り難た

し。寶龜年中に至て、元來の伴有驛は、其ままに置れて、中間に別に、下留驛を置きし由なり。當昔既に下呂には、松森水無八幡宮を祭りて有りつらむ、故に此葛社八幡宮は、下留^{今世の}を^除て、舊の伴有中の、總社と崇めて後、上留郷・中留郷と分ち、其後亦其間に、萩原郷を分ちてより、三郷十三箇村と成しならむ。當昔の事は、よく古書に據て辨ふべし。然れば平治^{保元とある}は^{是非なり}年中、惡源大義平の來りしより、いと古く、産土神を祭りしこと明白なり。

奉納神寶

惡源大指添 無銘 中意五寸、躬一尺七寸五分

太刀 銘 兼正 中意六寸、躬二尺三寸

太刀 銘 越前國下坂兼廣 中意七寸、躬二尺五寸

太刀 銘 一竿子忠綱 中意四寸五分、躬一尺六寸五分

分

鰐口 一口

大般若經、百餘卷、出【飛州志】^{近年}取除

阿彌陀立像、同座像、^{上呂村光雲寺預り}

享保十七壬子年五月、葛宮拜殿建替、代宮長谷川庄五郎寄進木の時、爲差金十五兩、三郷村々、より寄進、三萬人講興行、羽根村熊崎惣次郎金十五兩寄進、

大將軍宮 本尊虚空藏菩薩。祭禮三月十三日。氏子 境内九畝廿四步除地廿一畝。是は建立來由年代未詳、古來久須八幡宮別當、修驗道常法院、管事の由なり、【元祿檢地帳】、【寶曆除地帳】ともに、大將軍宮地と記したり。

棟札寫
奉造立大將軍虚空藏菩薩社壇 于時享保十九甲寅二月 吉良辰

神佛混合は、諸國とも一統の舊習なれば、如何とも爲がたし。猶此上呂に、十八相宮と稱するあり、其處に記すべし。

産土神天王社 本社 桁行四尺七寸、梁間六尺五寸。拜殿 五尺、八尺。繪馬殿 三間、三間。祭神 祭禮六月十六日 境内一段七畝十二步除地。

右勸請來由年代未詳、【飛州志】に應永年中勸請と記せるは、棟札文詞に心つけざる故なるべし。其文詞は左の如し。

應永十年癸未十二月十五日
奉造立牛頭天王御社御宮作遷宮也

信心大施主
禰宜 秦 有 重
大工 兵衛三郎

南北朝御和親の十二年後也、造立者領主白井太郎源俊國歟、又は別人か。同上前國司の任國中也。遷宮と記せば、舊宮を建替て遷坐し奉しなるべし。

依有別願三木修理亮直賴造之者也
奉造立牛頭天王御社爾時明應八年名主 奥田右京亮 遠藤三郎

後土御門天皇の御代なり、三木直賴は後に大和守と名乗、永正大永の頃、上呂郷を討取櫻洞城主と成、馬瀬郷・阿多野郷をも討取しとなり。

天王緣起 牛頭天王は洛東祇園か、尾張津島か、勸請來由年代をも不知して、後の三木直賴より書しは如何。

爾時國主三木修理亮直賴云人當昔國司姉小路家の在事不知文なり 此天王之社、幸依當城東北、即以爲鬼門之鎮守、從是修補寂無意也、天正十五年丁亥秋、病死の年を既述たるなり 有金森五郎八入道素玄法印云人、領當國、於是三木家悉滅亡畢、且失修覆改造之便矣、時三木一家臣舟坂彌治右衛門利綱云者、是我遠祖也、繼先君三木之志、而尊信修覆未會意也、其子孫從又左衛門元綱、太郎兵衛信綱迄、四世之間繼先祖之志、以修覆來也、蓋向百年矣、今至予何廢之哉、茲載元祿四年辛

未歲、誘引惣氏子等、合微力之助以遂襲覆之功矣、願我子孫并後生之氏子等、繼予之志、尊信襲覆而、至迄萬々年、當社不至朽廢、是予大望也 舟坂又左衛門富綱

氏子繁昌諸願成就皆全満足之所
奉寄進十八相上葺之事 敬 白
寶永四丁亥二月吉日 氏子中

奉再建十八相觀世音社壇 願 主
今村 彦右衛門 氏子中
于時享保五庚子歲十月吉良辰

【元祿檢地帳】、【寶曆除地帳】とも、十八相宮と記して神佛混合なり、是は【神名式】なる、豊前宇佐と、筑前宮崎の八幡大菩薩宮と、常陸國大洗磯前と酒列磯前の、藥師菩薩神社の類ならむ、村民の神佛は一躰と思へるは、尤ならずや。

阿彌陀堂一字 本尊 境内一畝步除地。十間、三間。建立來由年代未詳。【元祿檢地帳】、【寶曆除地帳】とも、阿彌陀堂地とあり。再建棟札には、元祿六癸酉年とあり。閑水山龍泉禪寺 禪宗濟下、天文年中中呂禪昌寺末、櫻洞

城主三木良賴再興。本尊正觀音 舊本尊、毘沙門天・吉祥天女・善財童子並安置、境内三段八畝廿八步。

里說云、古しへ宮田村住、奥田氏【飛州志】永徳年中北朝後光厳天皇御上呂村寺洞山、字寺屋敷五畝步許なる高平地に、珠數輪山毘沙門寺を建立したりしが、百六十餘年を経て、天文年中領主三木右大夫藤原良賴、山上なる毘沙門寺を今の地に引移し、再建して今の山寺號に改む。【飛州志】且寺說亦同。○良賴の碑面、龍泉寺殿閑水雲山大居士、

碑後 姓姉小路大納言賴光公之孫、天文十五丙午年三月十一日、古館城主義賴公義は良の誤。○按に三木系譜云、三木右京大夫良賴、母長橋局、天文年中上京望爲國司號姉小路大納言とあるは、僭上なるに似たれども、【和訓栞】に、宮中の長橋は、御殿より南殿へ通ふ廊なり、長階とも書けり。勾當内侍を、長橋局と稱する是なり。掌侍四人の中の第一也。局は意宿の義なりとあるを見て、又つらくかむがへて。

右の諸書を參考するに、【姉小路系譜】に洩れたるか、又名を代へたるか、賴光は見えねども、飛驒國司權中納言、姉小路基綱卿の息女、濟子と申せしは、美筆にて歌をもよく讀まれて、後柏原天皇の御代、入朝典侍たりしとなり。在系譜子にも記されたり。因其濟子後に、掌侍に成て、第一に進まれたるが、後に三木へ嫁せられたるか、又は其姪兄婿の御の息女あり

て、是も亦參内して、掌侍になられたるが、三木へ嫁せられたる歟、兩系圖に見えざれば、詳には知れがたし。何にしても三木良頼の母は、姉小路家の息女なれば、外戚の姓を冒して、姉小路大納言たらん事を、望みしなるべし。禁中には、諸卿評ありて、直道は父祖の跡を繼ぎながら、其家名を捨て、母方の家名相繼は、如何あらむ。況國司の跡は衰へたれども、未だに、強たる願なれば、奏請の上、勅許を待べし。良頼歸國の後、國司の願書を捧たれば、早て勅許も有るべしとて、私に國司姉小路大納言と、自稱せしならむ。國司を勅許の。其は當時、姉小路濟俊朝臣は飛驒國司兼美濃權介たりしが、不幸にして二十三歳にて卒去の由なり。其家は衰へたるに依て、良頼は強に望しにや。一書云、永祿元戊午年、飛州三木藤原良頼天正五年の死失ななる。除從五位下任飛驒守とあは、播神家ならぬに、國司をば任がたければ、飛驒守にぞ任じたりけむ。猶後人よく考へてよ。

開光坊 東本願寺宗、高山照蓮寺末、大永三癸未年、開基始祖釋西了。本尊阿彌陀如來畫像。境内屋敷一段三畝歩除地。寺説曰、江馬小四郎末孫、江馬與三郎、久津八幡宮參籠、靈夢に因て、文明四年越前吉崎に至蓮如師に謁して、眞筆の六字名號を得て、歸國道場を開くと云。文明四年より大永三年を経て道場を開きしにや、本佛は宛狀と稱す。本尊畫像裡書云、方便法身尊形、大谷本願寺釋實如在判、大永三年癸未八月三日、照蓮寺門徒、飛

州益田郡上樽郷、舳腹願主西了。上樽とは上呂の誤なり、舳腹未詳、永正乙酉年、實如は蓮如の子、開山より九世大什物略之、近年道場を改て、紫雲山光雲寺と號。



三木古館跡
字坪之内ト云、四方圍有之。
但元祿八亥年檢地繩入。

舟坂又左衛門長綱所藏古文書

去月廿八日於高原合戰之時頭一討捕之忠節神妙彌可
抽軍功者也謹言

七月三日

(花押) 〇三木
自綱

舟坂彌次衛門とのへ

今廿三日於荒城八日町首一討捕之神妙之至忠節儀彌
可抽戰功者也謹言

九月廿四日

(花押) 〇三木
自綱

舟坂又左衛門とのへ

彌次衛門跡職之儀不相替申付候如前々有裁許諸役等
全勤奉公忠節肝要者也仍如件

天正十三年二月十五日

秀綱(花押)

舟坂又左衛門殿へ

三木家臣
舟坂彌次右衛門尉仲綱 上呂三原和佐之内額三百石
妻三木休女妾阿佐子元龜三年授與

同 又左衛門尉利綱 金森可重歸國之
際上呂にて討死

同 又左衛門元綱 此家子孫連綿今代迄十五代相續
重代所持 槍 穂六寸銘行平、中心八寸五分。

淺水橋故趾碑

淺水橋者、往昔在于飛驒國益田郡上留驛、享保年間、府司長谷川君、建碑于其西岸尾崎村標馬、催馬樂歌曲詞曰、阿佐牟豆能、波斯能登村呂登村呂登、布理斯阿米能、布理爾斯和禮衰、多禮叙許能、那加毘登多氏氏、美母登能迦多知、勢宇會許志、斗夫良比爾久流、夜佐伎牟陀知夜、此以普聞于世既久矣、一條禪閣梁塵鈔曰、同名在于越前國、蓋以淺水混朝津者恐非乎

順德天皇八雲御鈔藤原清輔朝臣初學鈔皆云、在于飛驒國因以可證也、上留驛者、今上呂村是也、中世新開河内道、架橋于小坂川廢位山道、此橋亦絶、且取此舊號以名彼新橋、因稱于今淺水橋歌曰、佐刀毘登用、許許登遠斯米敦、布理斯阿米能、布理爾斯波斯能、阿登斗夫良波婆美豆、依助證高便、云阿佐牟豆、後説阿佐布氏、上留驛、依助證、符原里、上呂朝津、猶考、以遺一編詳之

文政丙戌三月

荏野田中大秀識
男壽豊書

右碑文欲勒石建淺水邊、未得其材、故上呂村今井安之、尾崎村二村昌澄、羽根村今井信衛等、相議假刻、以榜八幡宮前殿、且納考書一卷于寶庫云 土川秀溪鐫

芭蕉翁發句集元祿二歲吟

淺水の橋をわたる俗にあさむつといふ清少納言の橋は
とありて一條あさむつのと書る所とそ

あさむつや月見の旅の明はなれ

桃 青

按に、芭蕉翁の行脚は、元祿の初なれば、小坂川の朝六橋にてや有つらむ。されど清少納言の【枕草紙】は、いと古ければ、此處の淺水橋ならむ。此發句小坂川にも記しおきつ

萩原郷七箇村

○櫻洞村 高百十三石餘、山林

家四十三戸、人二百四十三人。

産物 米九十六石 稗七十石 大麥六十石 小麥十石 大豆

十石 大繭六十貫目 小繭三百六十貫目 生絲八十三把

紬三十疋 薪十五間 楮五十貫目 松・草茸八貫目 猪三頭

山鳥五羽 雉七 鳩五羽 鹿・梅・李・杏・柿・ホ、サケ栗。

東方山。西方 萩原町十町。南方 上村十四町。北方 上呂半里。高山十里。

村名義は、往古大木の櫻のありし洞なりしを、上村の居民、

耕地を墾て屋舎を建初しより、漸々蕃息て、其後年代未詳、竟に一村に成しとあり。

上呂村産土神葛八幡宮 上呂村に記。

産土神明明宮 祭神天照皇大神。境内 除地無之。

同縣神社 祭神六御縣大神。境内 同前。

同熊野社 祭神 境内 同前。

同那智社 祭神 境内 同前。

櫻洞城址 從高山路程十里、櫻洞村櫻谷に在。【飛州志】云、

往古白井太郎源利國居之、來由未詳、同郡上呂郷上呂村久

津八幡宮棟札書曰、應永十九年領主白井太郎利國再興、或

書曰白井利國は本國近江、木氏佐々木、源姓、左衛門佐信

綱一男、大原左衛門尉重綱子孫也。按に應永十九年は、飛

驒國司參議藤原尹綱、小島城にて戰没の翌年なり。京極

高員の家臣三木正頼一作綱近江國より竹原郷へ未來らざり

し先なるべし。修築廢絶、城主年數未詳。南北朝御一統の

後、京極高員列大名、知行出雲隱岐飛驒半國、其威勢勝於

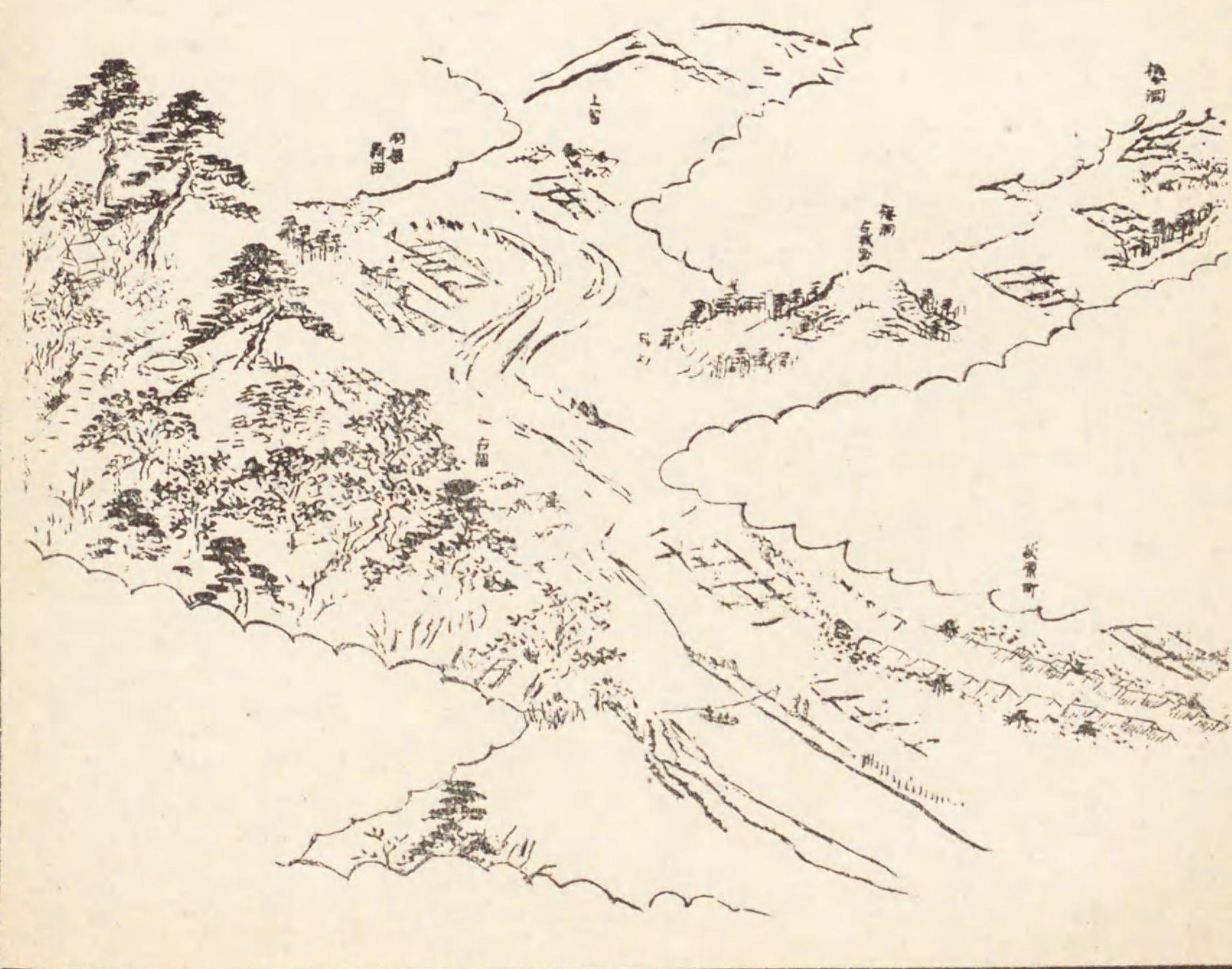
總領家六角氏と【續太平記】に出、其時白井利國は、京極

の代官として、櫻洞城來住しならむ。

櫻洞城址 從高山路程十里、櫻洞村に在。【三木系譜】云、三

木三代三木大和守直頼は、後柏原天皇御代、永正大永の

間、馬瀬・上槽・阿多野三郷を討取櫻洞に築城居之と見ゆ。



其子右京大夫良頼、其子大和守自綱相續城主たり。自綱は、大野郡の郷村を數多討取て、威勢強大に成、正親町天皇の御代、天正七己卯年、大野郡松倉山に新城を築きて移住、息左衛門尉信綱に此城を守らせけるが、信綱は叔父鍋山豊後守顯綱と謀を合、逆心を企し事露顯しけるを、父休庵自綱入道松倉城へ、信綱をすかし寄せて、天正十二甲申年五月、家臣に命じて害せしとぞ。三木四代凡七十餘年を経て、廢城と成。

○萩原町村 高二百九十二石五斗七升四合。山林家百十四戸。人五百三十七人。

産物 米二百六十石 稗五十二石 大麥二百二十石 小麥十八石 大豆二十二石 大繭八十五貫目 小繭六百五十貫目

眞綿七十把 生絲二百二十二把 紬七十疋 ヒビ綿二貫五百

目 楮二十五貫目 蠟燭二百斤 梅・桃・棗

東方 櫻洞十町。西方 川。南方 上村八町、花池十町。北方

上呂二十六町。高山十里八町。

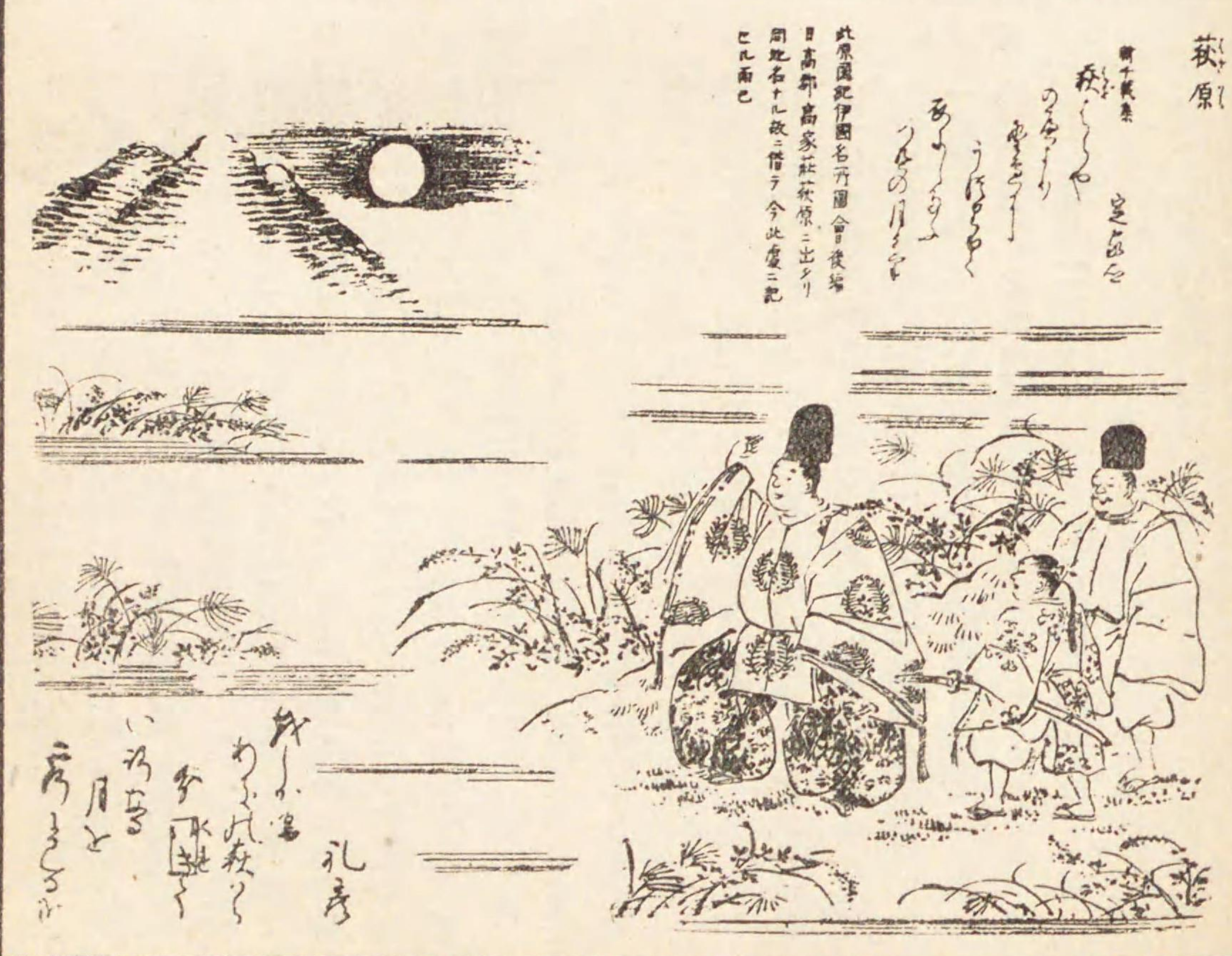
村名義は、文字の如く、往古萩原を切開きて田地村里を作りし故、其名に負しならむ。【紀伊國名所國會】後編五卷に

日高郡高家莊に、萩原村あり、八雲御抄、後編五卷に紀伊國名所萩原と有是也。抑此萩原里

は何頃よりか、郷名にさへ成て、人民蕃滋屋舎建竝たれば、

町とも唱來つらむ。

斐太後風土記卷之十八 益田郡萩原郷 萩原町村



産土神諏訪社 祭神 健御名方富命・八坂刀賣命。境内高七升八合、安永五年丙申十月大原正紹伺。此見取畑反別一段五畝十八步地除

同山神社 祭神大山祇神。境内無餘。同 舊名權現宮 祭神 境内同前。十王堂 本尊 境内。

妙覺教寺 高山照蓮寺末、文龜三年癸亥開基。本尊、除地高二斗九升三合。此屋鋪段別二畝廿步。

台徳公御書 萩原村長戸谷忠猷所藏

先度罷下候節、御暇乞不申、御殘多存候、一昨七日に下着仕候、さてく、給候鶴、路次すから驚厲物數仕候、一入自愛、難盡紙面候、御武者揃前々罷上、御禮可申入候、恐々謹言、

三月九日

江中納言 秀忠(花押) 金法様 人々御中

佐藤捨藏殿書翰 佐藤家小傳一齋先生自注

貴簡御患投被成下辱拜見仕候、先以甚寒之節御坐候處、倍御安寧被成御在勤、珍寶無量奉存候、然者御近邊にては小川町に而も度々得拜顔、其節飛州表之儀、拙子由緒有之云、御話合致候處、右御意内に被留候而、御吟味被成下、

貴地萩野名主權十郎と申候方へ御止宿之節、篤と御尋被下候處、先祖始末等能々傳聞いたし居候而、御物語仕候趣、巨細に御書取被仰越、御厚意之程厚辱奉存候、就而は先方より指出し候、佐藤家小傳御寫被下、別して大慶仕候、拙家記録に引合大抵相違無之、大慶至極奉存候、扱又傳來之机一脚、今以所持有之由、右に付御心添にて御話合被下候趣、辱仕合奉存候、拙方へ所望仕候節は、讓も可致哉之所迄御内談被下、重疊辱奉存候、右は拙祖先に相違無之、殊更拙迄血統之事に候へは、何卒所望仕度存候、御周旋にて手に入り候へば望外之大幸、先祖え對し本望之至極、何分宜御取計奉懇願候、尤右机先方より愈被讓候は、其始末拙文に認候而贈り可申、別段之謝物に不及等之事迄御心添被下、委細承知仕、其邊は如何様共可仕、重疊辱仕合奉存候、此上何分宜御頼申候、將又貴地位山一位木製文庫并箸岩茸蒙佳惠、千萬辱仕合拜受仕候、右御挨拶も急に心付き無之、坐右認置候拙書指出候、御一啖被下候は、欣幸可奉存候、先者右等布爾迄如此御座候、餘期來陽可申盡候恐惶、

十二月廿二日

佐藤捨藏 坦(花押)

小野朝右衛門様

尙以本文認落申候、佐藤家小傳一册御贈被下、辱奉存候、手前方計にて分り兼候事共、右小傳に而明白之儀も有之、重々辱次第、先方へ御傳へ可被下候、扱手前方調置候所と、少々づ、相違も有之候に付、朱書にて書入申候、貴地之業被心得候は、小益も可有之哉に存候間入御覽候、御返しに及不申候、以上、

佐藤家小傳 【飛州志】第六云、諏訪城在于益田郡萩原郷萩原町、此城古來諏訪社地たりしを、天正年中金森法印入國之始、神祠を同郷上村に遷し、城築せり。故に諏訪城と稱す。美濃口の要害たり、佐藤六左衛門尉秀方方或守之。

【金森家譜】を考ふるに、長近法印飛驒に入、萩原築城は天正十四年の事とす、六左衛門尉秀方は、當家譜に清兼兵庫頭、天正十四年、清信、六左衛門尉、永祿元年、文元、清信、三十三、六十七卒、秀方、六左衛門尉、文政三、才次郎、慶長五、八、一、守らしむ。

如是傳へたり萩原城代たりしは、當家の六左衛門秀方に無相違候、秀房は誤なり、但秀方萩原より上有知に歸り、隠居して上有知に卒す、泰岑以安居仕と云

注按するに、永祿三年庚午駿州今川義元尾州發向勢揃の中に、佐藤六左衛門あり、其後濃州に住す、天正年中金森法印に隨へり、子孫今世尾州の竹腰家に在りと云。永祿三年今川義元に從て、尾州へ發向せし佐藤六左衛

門は、濱松の住人佐藤六左衛門佐通なり。子孫今遠州濱松にあり。秀方と同名異人なり。且六左衛門佐通決して美濃に來る事なし、秀方は金森法印長近の婿なり、因て共に飛州に入て萩原を守りしなり。今世尾州竹腰家にある佐藤氏は泉三郎忠衡の後にして、上有知之佐藤六左衛門秀方に仕へし佐藤次郎左衛門秀利の後也。同じ佐藤氏なれども、家筋大に同じからず、此注文遠州濱松の佐藤六左衛門佐通と、上有知之佐藤六左衛門秀方及其家臣佐藤二郎左衛門秀利と、三人を混じて一人の事とす。

同第十金森家所々城築條下云、法印は蛤城にありて云、益田郡萩原にも城を構、美濃國上有地の住人たりと云ける佐藤六左衛門、當時金森家に昵近せしを、則城代として是を守らしむ。

註、按するに佐藤六左衛門來由未詳、永祿三庚午年駿州の今川義元尾州發向勢揃の所に、佐藤六左衛門と出、其後金森に附屬せしと見えたり、子孫今世尾州の竹腰家ありと云。

六左衛門秀方、金森法印の婿なり、尋常の昵近にあらず、且天正十四年金森家飛州へ入しより、十六年前元龜元年五月九日信長千種越のとき、金森長近、佐藤六左衛門秀

方只二人従ふと云は、金森・佐藤の親しきこと久しと知べし。注の説前に辨するが如し。
【領鑑】云美濃國上有知城主佐藤才次郎は信夫莊司が末葉なり。

原本未詳 上有知の佐藤才次郎方政は、六左衛門秀方の長子なり。但其祖は秀郷・千常・文修・文行・公光・公清・季清・康清と傳はり、康清より十九代を六左衛門秀方と云。信夫莊司は公光の子、師清の後なり。同じく秀郷の後と云とも、其系同じからず。

國説云、佐藤六左衛門秀方は始め駿州今川義元の幕下たりし處、永祿三庚申年今川家滅亡の後、美濃國上有智に住す。原本未詳 是説【飛州志】の誤を受たる固説にして、今川家の六左衛門と、上有智の六左衛門と同じからぬことを辨ぜざる故なり。

飛州金森家縁家たるによりて、金森法印に屬し、萩原町諏訪城に住す。原本未詳

天正十三年金森法印飛驒へ亂入の時、六左衛門秀方同様に打入しなり。萩原城築は天正十四年のことなり。

其後大阪御陣のとき、金森家の軍將として同所に於て討死す。原本未詳

秀方文祿三年に卒す、大阪陣に會せず。且慶長五年上有

智刀尾の佐藤才次郎方政新加納に戦死し、上有智家滅す。金森家は關東方なり、才次郎方政は石田方なり、金森家の養を受べからず。金森家才次郎方政の領地を拜領の後、方政の家臣を抱たれば、所謂佐藤二郎左衛門秀利など、多く金森に仕ふと云り。又大坂にて戦死せしと云は、恐くは才次郎方政新加納の戰場を遁れ、後大坂に籠城戦死と云一説あれば、其を云ならむ。

五輪の石塔萩原町諏訪明神の社烏居の下石壇の脇にあり、法謚年月記無之。原本未詳

此塔恐くは才次郎方政なるべし、大坂方の人の法謚年月を記さぬなるべし。秀方萩原にある事、天正十四年より十六七年まで三四年に過ず、其餘徳胤子に及ぶ事故ある事ならむ。

右佐藤家小傳、去酉年中御郡代より御頼に付、彼是取調差出候處、佐藤捨藏殿へ御達相成、則佐藤家御書留之分御書入、被差遣候事、

嘉永三戌年正月

富田定禮

以安府君常用書案記

書案一件、櫛材高八寸、横三尺八寸五分、縦一尺三寸四分、係我家先以安府君遺物、府君諱秀方、稱六左衛門尉、吾八世祖保寧府君、諱清信之長子而七世祖茂響府君、諱

九月七日 (家光印)

金森出雲守とのへ

我等前髮取候爲祝儀白銀一包宛到來令祝着候猶渡邊清三郎方より可申候かしこ

正月廿三日

飛驒【花押】○金森飛驒守源

金子又左衛門殿
西脇小左衛門殿

爲歳暮之嘉儀肴一種御持來令祝着候爲謝禮如斯候以上

十二月廿八日

戸山城守

金子又左衛門殿

爲年始之嘉儀御入來欣然之至候爲謝禮如此候以上

正月廿五日

金長門守

村岡淺右衛門殿

御宿所

爲年始之嘉詞御入來欣然之至候爲御禮如此候以上

正月十二日

金出雲守

村岡淺右衛門殿

爲年始之嘉慶御入來欣然之至候爲御禮如斯候以上

正月廿五日

金長門守

村岡淺右衛門殿

田口俊春藏古文書 桓武天皇後胤、千葉介平常胤四代孫、東中務承胤行、來郡上、八代孫東下野常縁之玄孫、田口忠右衛門俊元、有故仕金森家、爲益田郡押、住萩原、其家連綿今猶存、

爲重陽嘉儀小袖三到來悅思召候尙土井大炊頭可申候也

江都 佐藤坦撰并書

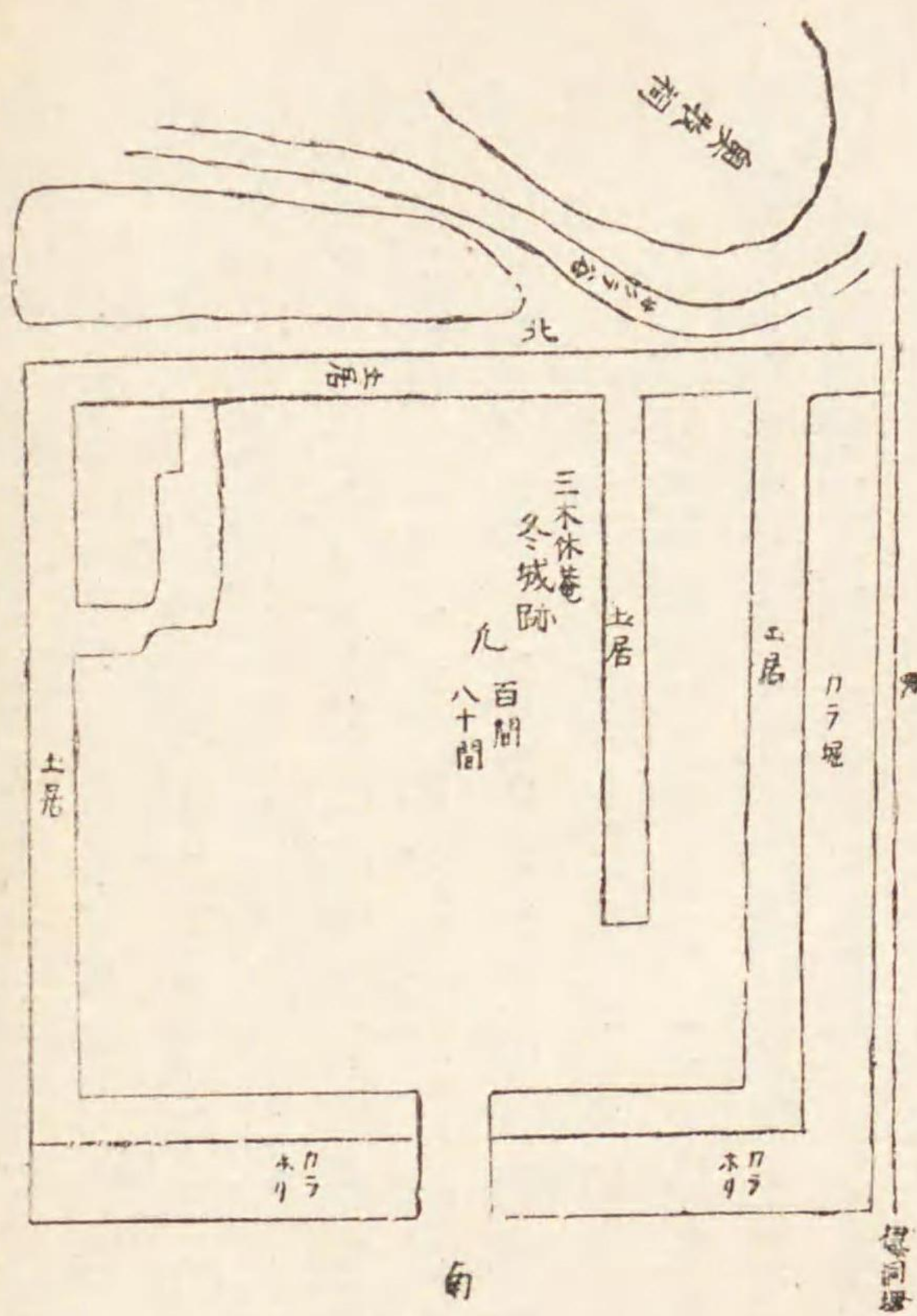
柳灣集題櫻洞也誤

柳灣館機

禦冬城就倚層巒、千歲長期磐石安、雖然櫻洞身誇暖、竟奈松倉盟已寒、

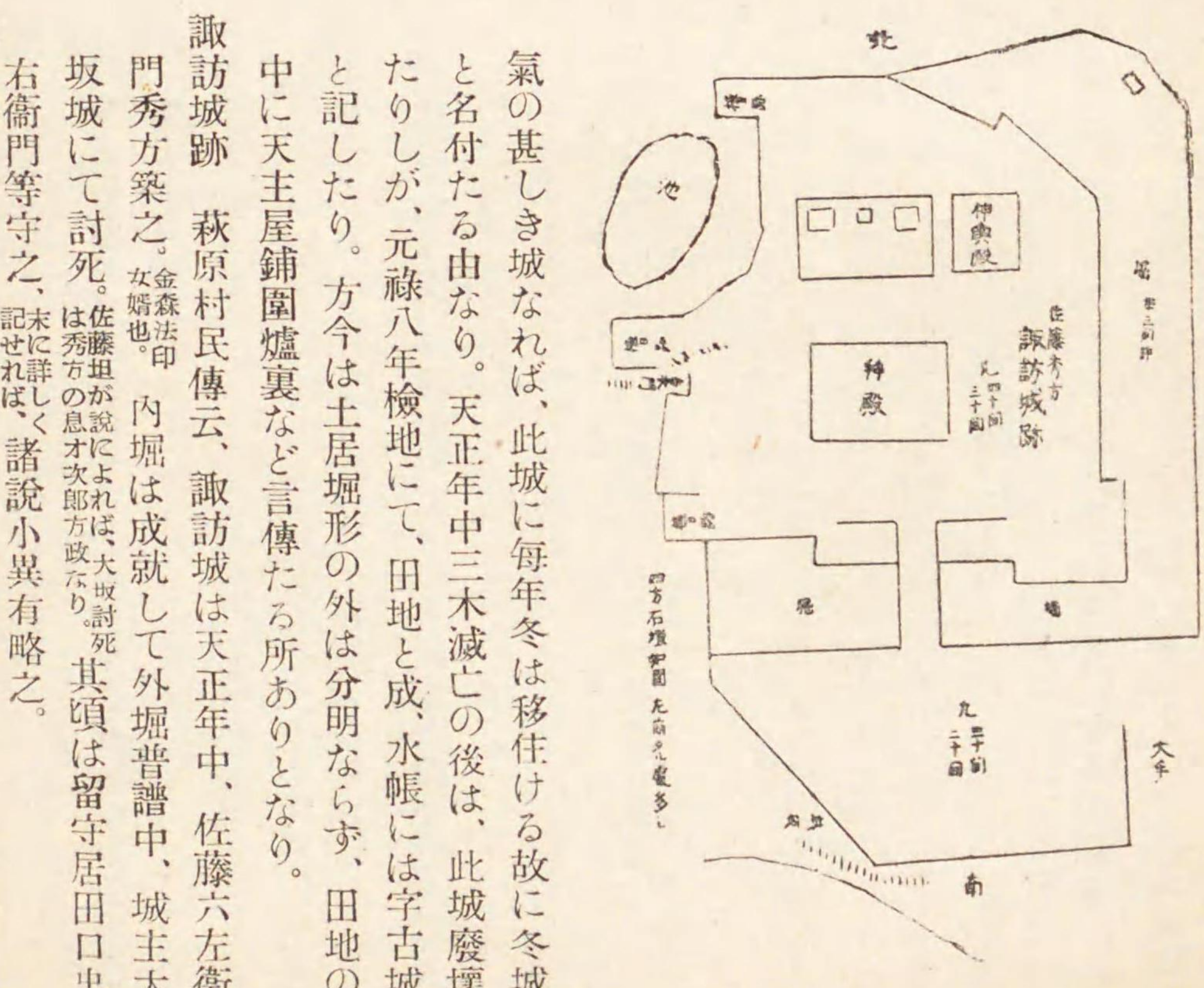
此詩文政四辛巳年、柳灣漁唱開板以來、人口に膾炙せる故に、こゝに記しぬ。されど館翁當時高山官舎にて、聞采かた粗略なりしにや、詩も自註も地理と傳説とに、いささか違ひたれば、冬城跡圖と里人傳説とを次に記加へて、後人の檢攷に備ふ。

冬城跡 萩原町村冬城と云は、三木家大野郡松倉新城は寒



冬城跡

氣の甚しき城なれば、此城に毎年冬は移住ける故に冬城と名付たる由なり。天正年中三木滅亡の後、此城廢壊たりしが、元祿八年檢地にて、田地と成、水帳には字古城と記したり。方今は土居堀形の外は分明ならず、田地の中に天主屋鋪圍爐裏など言傳たる所ありとなり。



諏訪城跡 萩原村民傳云、諏訪城は天正年中、佐藤六左衛門秀方築之。金森法印内堀は成就して外堀普譜中、城主大坂城にて討死。佐藤垣が説によれば、大坂討死は秀方の息才次郎方政なり。其頃は留守居田口忠右衛門等守之。未だ詳し、諸説小異有略之。

云、三木家の冬城と云ふは、大野郡松倉城は、寒氣甚しければ、此冬城を築毎年冬になれば、來住ければ冬城と名付たる由なり。按に三木大和守自綱は正親町天皇御代天正七己卯年、松倉に新城を築移住て、櫻洞本城は其子信綱に譲りて守らしめけるが、松倉城の寒氣に困て、其翌年頃此冬城をも亦新に築て、毎年冬は來住けるにや。天正十三乙酉年八月、三木父子滅亡後廢せしならむ。

諏訪城址 從高山十里餘、同村に在。【飛州志】云、此地古來諏訪社地たりしを、天正年中金森法印入國の後に、神祠を同郷上村に遷して城を築けり、故に諏訪城と稱、美濃口の要害たり、佐藤六左衛門秀方守之と見えたり。秀方の末孫美濃人佐藤垣字大造、號一云、金森家譜を考ふるに、法印飛驒に入、萩原築城は天正十四年也。六左衛門尉秀方は、家譜に、佐藤兵庫頭清兼天正元、同六左衛門尉清信永祿十七卒、同六左衛門尉秀方文祿三、同才次郎方政慶長五、八、廿三、加納戰死、如是傳へたり。萩原城代は秀方に相違なし。但秀方萩原より、上有知に販りて隱居して卒す。泰岑以安居士と云、同人書案記云、戸谷忠誠、秀方遺案、一編、嘉永二年以贈佐藤垣、垣記以報焉。

我家先、以安府君承家、仕織田右府總見公、爲黃纒二十名之一、食北濃武儀郡五千貫地、主鉈尾城、織田氏之衰、尙據舊封、至天正十三年、金森長近略飛驒、府君以

姻族故、共入飛驒築塞壘於益田郡萩原村、据守有年、後歸鉈尾、以文祿三年甲七月廿日卒云云とも見え、又六左門秀方は、金森法印の婚なり、尋常の昵近にあらず、且天正十三年、金森家飛州へ入しより、十六年前元龜元年五月九日、信長千種越の時、金森長近・佐藤秀方只二人従ふと云は、金森・佐藤の親しき事久し云とあり。又秀方の男、佐藤才次郎方政も、此城を守りしにや、【飛州志】云、五輪石塔、萩原諏訪社鳥居下石壇脇にあり、法諡年月記無之。佐藤垣云、此塔恐くは才次郎方政なるべし、大阪方の人故法諡年月を記さぬ成べし。秀方萩原に在ること、天正十四年より十六七年まで、三四年に過ぎ云とあり。其後金森家臣の内にて守しか、又は廢絶せしか不詳。

○上村 高二百七十一石七升七合。山林家五十二戸。人二百七十五人。

産物 米百二十石七斗 稗四十九石八斗 大麥百三石五斗 小麥十二石一斗 大豆十一石 大藪三十八貫目 小藪三十三貫目 生絲百二十三把 紬五十疋 楮廿四貫目 梅・栗・桃・栗。 東方山。西方川。南方花池五町。北方萩原八町、櫻洞十四町、高山十里十六町。

村名義は隣村萩原の田地よりは、聊高地に田畑を開きて住める村なれば、自然上村と呼しとなり。此上村より、往古櫻洞をも開拓て一村なりしが、其後年代知れず、別れて二村になりしとぞ。又一説云、往古尊貴御方左遷の地故、村民敬て上村とも云傳たり。又上村花池櫻洞まで、往古は一村なりしとも云傳。

除地帳寫
開基年數不知、並法印一族佐藤六左衛門再興
諏訪大明神宮地一段八畝十步
除地境内二畝步

高七石八斗四合 禪宗 大覺寺
中邑禪昌寺末寺

此段別八段七畝廿四步 休心庵
所居

六石六斗四升三合 上村

内 此田畑段別七段八畝廿六步 萩原町

一石一斗六升一合

此中田段別八畝廿八步

産土神 舊名女體權現 祭神 境内二段步

同白山社 祭神 白山比咩大神 境内九段三畝十步

同若宮大明神社 祭神 祭禮七月廿一日 境内二段步

里傳云、年代不詳尊貴の御方、京より配流に遇たまひて、岡崎備後介某と云人守護して來、此地に住たまひしが、數十年を経て、貴人薨逝し給ひければ、岡崎氏計りて、村民と

共に貴人の御靈を、神にいはひまつりて、若宮大明神と稱まつりけるとなり。さて其岡崎氏は、數代此地に住て、家門も彌益て後、村民諸共に、此若宮御神を産土神と申て、年々の祭禮も怠らずとめて、今に爾りとぞ。且當昔其貴人の住たまひし殿舎のあと、荒果てたるを、荒屋鋪と云しを今は訛て荒屋と云となり。

按に北朝は、足利家代々守衛たれば、宮方のかかる邊土に、左遷たまふよしなし。然れば是は南朝の宮方ならむか。其は飛驒國司を便て來たまひしを、國司は其宮を小島城内に御座奉りては、北朝への聞えを憚り、荒城安國寺の僧徒等が、足利に密訴せん事を慮て、遠隔たる此益田に、潜匿御座せしならむ。荒城郡上高原郷の、今宮の御事蹟に能相似たり、後考を待つのみ。

岡崎屋鋪 岡崎反圃 西殿屋鋪 若宮御神と拜祭りし、貴族の供奉て來りし、岡崎備後介某より、代々住て竟に農作せし屋鋪跡と耕地となり、村中央に在元祿字門田と云て、西殿屋鋪と云も、其門田の内に在となり。

神田 又前田とも云、岡崎反圃の北に在とぞ、社前なる故、前田とも云か、神のみとしろにせし田賦、未詳。

岡崎家略傳 村老傳云、若宮の供奉して、來りて住し、岡崎備後介の末孫南北朝のころの人をわむか、然れば年は百五十年餘、後にして、備後介の何代末の孫か、系圖もなく不詳、にも亦、

候以上、

津田新兵衛印

元祿六四年 四月廿九日

其方事、唯今迄、拙者支配に候處、無據暇願申付、無相違遣候、何方に居申候共、構無之候以上、
金森出雲守内 田口半三郎印

西四月晦日

赤旂檀正觀音大士之尊像一體長ケ三寸餘慈覺大師之御作

右者、家君河内判官殿、舍兄正行江被相讓、正行より拙弟年來致所持、今度貴山江奉寄附、永々爲祈念、黄金拾枚、正宗九寸五分一振、相添候、宜武運長久、家門繁榮御祈念願入候、
楠正儀(花押)

平泉寺惠秀御坊

禪室

右楠正儀朝臣より、平泉寺惠秀禪室へ、遣したる遺書一通、先祖より代々持傳たり、其由緒詳ならず。

按に越前國平泉寺惠秀法師と云へるは、南朝に奉仕たる、岡崎氏の子弟等の中にて、剃髪したるにてありし故

岡崎備後佐先祖の介字をへて、佐とせしは如何、なれど、亂世無學の世なれば、方なし。と名乗し士は、木曾浪士今井對馬守某の末葉、貞勝宮田村なるに、今井の城主に隨ひ、東國へ罷出、兩上杉不和の頃、永正二乙丑八月同九月と、兩度合戦の時、貞勝よりの感狀あり。其子孫左衛門九郎等を歴て後、岡崎久左衛門某、弟甚右衛門某功績不詳金森法印に召れて、位名取と成、其後又代々を経て、元祿五年金森家國替の節、岡崎久左衛門も、隨て行きたりしが、本國なる慈母の病に依て暇を受、故郷上村に歸て、後は農民となりて、于今連綿相續せりとぞ。

岡崎久左衛門所藏古文書

今度於下總八幡郷、合戦之時、首一被討捕、手柄之段、感悦之至候、仍刀一腰關光遺候、彌可爲戰功狀如件、
永正二

八月二日 貞 勝利

岡崎備後佐殿

今度於相州鎌倉、合戦之時、首數輩被討捕勝利之段、感悦之至、併忠節無比類候、于子孫可申傳候、恐々謹言、
永正二

九月二日 貞 勝利

岡崎備後佐殿

此者之儀、依願無相違暇遣候、何方に罷有候而も、構無之

岡崎久左衛門

に、楠正儀朝臣も心をこめて、父兄より譲られたる観音像に、黄金と正宗の刀をそへて贈りつゝ、武運長久家門繁榮の、祈禱を頼まれしならむか。其書の岡崎の家に傳はりしは、南朝は御不運にならせられ、其後事北朝の僉議きびしき故歟、又は惠秀法師病に罹るか禍難に遇て、爲方なく岡崎家に潜に還り來りて、残されし古書の、如此永く其家に傳はりしにやあらむ。

古墳 東の山麓にあり、栢古木一本

里説云、此古墳は當昔、若宮明神と敬祀りし御方の墓なりしが、其邊の畑に糞を用し農民には其崇ありし故に、今の山麓に移しまつれりとぞ。又一説には、飛驒國司姉小路中納言基綱卿の墓なりとも云、按に基綱卿は、國司數代の内にて歌に名高き故に、其德にて唱誤來れるならん、抑最初、若宮と岡崎何某とを匿おかれし飛驒國司基綱卿の先祖にて、建武二年以後の前の國司四代の内なるべし連へり其は當昔の國司、若宮の館へ來て身まかられしか、又は若宮と岡崎氏と相計りて、其國司の恩義を謝せむ爲に、其墳を築きたまひしか、傳なければ詳に知れがたし。

○花池村 高百一石六斗七升二合。山林

家二十三戸。人百六十一人。

産物 米八十石 稗二十四石 大麥七十二石 小麥四石 大

花池村名義原由之圖



花池村の名義原由之圖
此村の名義は、光仁天皇の御代寶龜七年、其伴有里を別けて、
下留驛を置れし時、上留・中留・下留と三つに成にけむ。
其中留ぞ即今の中呂村なるべし。當昔三つの留郷は、決して
地理續きて、今の萩原郷七村も中呂郷三村も、總て中呂村
にてや在つらむ。さらばは五十戸に不滿中呂の二村に建るべき理な何の
頃よりか此中呂は、萩原郷に與して、却て中呂郷の、川西三
村は高も戸數も、本郷の中呂より多かるは、末の方の繁榮
とぞ云べからむ。

羽ハエ千五百尾 鮠三千尾 梅・柿・銀杏・栗・ホ、サケ。
東方山。西方川。南方東上田半里餘。北方花池半里。高
山八十一里。

村名義は、上呂村に記せし如く、往古は伴有里の内なりけむ。然るに、光仁天皇の御代寶龜七年、其伴有里を別けて、下留驛を置れし時、上留・中留・下留と三つに成にけむ。其中留ぞ即今の中呂村なるべし。當昔三つの留郷は、決して地理續きて、今の萩原郷七村も中呂郷三村も、總て中呂村にてや在つらむ。さらばは五十戸に不滿中呂の二村に建るべき理な何の頃よりか此中呂は、萩原郷に與して、却て中呂郷の、川西三村は高も戸數も、本郷の中呂より多かるは、末の方の繁榮とぞ云べからむ。

芭蕉翁發句集 元祿二歲吟

禪昌寺にとまる曙の空ちかく堂に下るを僧とも紙硯をかかへて追來る折ふし庭の柳のちりければ

庭掃ていてはや寺にちる柳 桃 青

○西上田村 支村 定清・久季・鎌ヶ野 高二百九十八石八斗八升九合。山林 家六十五戸。人四百二十四人。

産物 米二百四十四石 稗百八十八石 大麥二百六十石三斗 小麥二十五石二斗 大豆二十石二斗 大繭七十五貫目 小繭八百五貫目餘 眞綿九十把 生絲百八十八把 紬六十疋

豆四石八斗 大繭二十五貫目 小繭百八十貫目 眞綿十三把 生絲五十三把 紬十三疋 楮十五貫目 梅・桃李・梨・サモ、柿・栗。

東方山。西方川。南方中呂半里。北方萩原町十町。高山八十里半。

村名義を村の古老傳云けるは、往古此村の開けし頃、村半の路傍の小池の水に、川西なる跡津の山上、字花が尾と云へる山に、咲ける山櫻又其につぎて躑躅の盛なる花の、遙に此池水にうつれるを諸人見めで、竟に花池と云、村名に成しとぞ。

按に今花池村中央を過て、大路と益田川との間に、凡南北直徑二十間、東西直徑七八間ばかりなる、小池ありて、鮠雜魚等すめり。往古の花池は是なぬか未詳。跡津村の山上なる櫻花・躑躅とも、盛なる頃に見し人に問てまし。

産土神天神社 祭神 境内九畝廿七步。

同石神社 祭神 境内二畝四步。

○中呂村 高百七十四石三斗七升三合。山林 家三十五戸。人二百十七人。

産物 米百十石 稗八十八石四斗 大麥百六十石 小麥十五石 大豆十三石二斗 大繭六十貫目 小繭六百貫目 生絲百四十把 紬四十疋 絁七疋 楮四十貫目 山鷄五羽 雉子八

八寸紙三十束 楮八十五貫目 串柿三十連 山鳥十羽 雉子四羽 ハエ二千三百尾 ウクヒ五千五百尾 アチメ六貫目 梅・李・カヘ・栗・榎・檜・ホ、サケ。

東方川。西方山。南方湯の島幸田一里。少ヶ野一里半。北方跡津へ一里。高山十一里。

村名義は、東上田の條に記せし如く、東上田の前方に開拓て、此村も其につぎて、開きて一村たりしとなり。東西二村に分ちし年頃未詳。

○東上田村 高百七十四石七斗五升四合。山林 家四十九戸。人二百七十九人。

産物 米百八十一石 稗四十一石八斗 大麥百七十石 小麥十三石七斗 大豆十六石九斗 大藪五十貫目 小藪五百十貫目餘 生絲百三十把 紬五十疋 絁五十疋 楮百貫目 猪一頭 鹿三頭 山鳥十八羽 雉子九羽 ハエ二千尾 ウグヒ四千二百尾 アチメ・梅・李・梨・サモモ・ナツメ・柿・栗。

東方山。西方川。南方湯の島十八町。北方 中呂半里余。高山十一里半餘。

村名義は里人傳云、往古より往來の道より高地に田を開きたる村なれば、上田と名付けしとなり。古しへは、此東上田と川を隔てたる西上田と一村なりし由なり。東西村に分ちし年頃未詳

中呂郷 三箇村

○野上村 高二百九石四斗八升。山林 家五十九戸。人三百二十三人。

産物 米百五十二石二斗 稗百六十一石 大麥百二十石九斗 小麥十四石三斗 大豆九石三斗 大藪二十貫目 小藪七百二十貫目 眞綿十五把 生絲百八十四把 紬二十五疋 絁十反 楮六十五貫目 鹿三頭 山鳥八羽 キジ八羽 鳩十羽 鱒二百五十尾 鮎千二百尾 アチメ五升 梅・桃・李・杏・梨・栢・胡桃・栗・榎・檜。

東方川。西方山。南方 羽根八町。北方 尾崎半里余。高山九里半十町。

村名義は、【和名抄】に美濃國不破郡野上郷、歌の名所なるみのの野上なるべし伯耆國日野郡野上郷有て、同抄に河内國丹北郡、遠江國岩田郡には野中の郷あり。又上野國碓氷郡には、野後郷あり。其れは何れも曠野なる故に、野上・野中・野後と云へるならん。抑此の野上の隣村羽根村は、高處は本郷にて、本地低地は野新田なりとぞ。往古は川原の野になりたるを開きし故に、地位も甚劣れりとぞ。其地續の野上に住し村故、如斯名に負しならむ。

○羽根村 高四百五石九斗七升三合。山林

家百二戸。人四百七十四人。

産物 米二百八十八石 稗二百二十三石二斗 大麥二百三十七石 小麥四十一石六斗 大豆四十二石 大藪八十五貫目 小藪八百二十貫目 眞綿六十五把 生絲百九十二把 紬三十五疋 絁十五反 楮百二十貫目 酒七十二石 鹿一頭 山鳥四羽 雉子五羽 鴨二羽 鱒百尾 鮎八百尾 アチメ一斗五升 梅・桃・李・杏・梨・栢・胡桃・栗・榎。

東方川。西方山。南方 跡津半里。北方 野上八町。高山十里。村名義は埴土村なり。此村高垣内、又觀音堂地と二所より出る埴土、其色白くして少薄淺黃色を含めり、其性至細密なり。陶器に可用品なれど、陶工住ざれば只村家の竈をぬり、窓を作るに用るのみなりとぞ。吉城郡羽根村と同名義なり。【記略】延暦廿二年五月甲戌、藤原國足柄路關高路、以高土埴埴石築道也。同廿二年五月丁卯、藤原國足柄路關高路、以高土埴埴石築道也。【和名抄】に阿波國名方西郡埴土郷、【神名式】に山城國愛宕郡加茂波爾神社も坐り、【抄】に諸國に埴生郷數多見え、同義なるべし。神代に波爾の事のあるは、【古事記傳】に委しはにふに委しければここに略す。羽根と訛りし事明らかし。又里説云、

羽根村は古しへ川根村と唱へしを、羽根村與七郎と云者、開きたるに依て、羽根村と改めしとぞ、此説も然る事なれども、羽根村は訛れるにて、古言の埴土村は諸國にも多くあるよき名稱なり、川根村と書けるは流俗にて、川上なる

べしかはへの故按に羽根村與七郎は都々英登坂崎の三組にて、大野郡山家の長臣都竹安善古來の埴土村住で、當昔水患にて川上の荒野に成たる地を、起返して田地となしたるを、後世其與七郎の、開きし田地なりとして、川根を羽根村の内に、屬せしにやあらむ、猶能考ふべき事なり。

正福寺跡 十王堂・鐘樓・玉蓮寺・古墓五輪・大門・町屋敷 右舊跡は、羽根村西山の麓岡の上に在て、平地なれば【元檢祿地】に畑になりしとぞ。【飛州志】云、【日本鹿子】卷第八、飛驒國條下云、正福寺、川根に建、曹洞宗、本尊は行基菩薩作、千手觀音云、【和漢三才圖會】【國華萬葉集】の説も同云。里説云、天正年中、佐藤六左衛門秀方來りて、萩原

に諏訪城を修築の時、正福寺並諸堂を毀ちて、彼地へ引去、其城は成就せしが、正福寺並諸堂は、其後再建すべき時節もなしとぞ。正福寺を打毀ちしは、天正年中にて三才圖會を撰せし書にのみよりて、三才圖會を撰みしならむ。其頃本尊は、美濃國金山の長福寺へ引移し、脇立の不動と毘沙門とは、當村の觀音堂に安置して、今に在と云、國説に、佐藤秀方を暴戾の士なりと云は、是等の所爲を見て云へるにや。

朝日原 正福寺後の山上の平野を、朝日原と云と里説にあり。吉城郡上高原郷、吉野本郷在家宮原邊をも爾云となり。【和漢三才圖會】に、飛驒國の名所に、朝日原を出せれ



ど、郡村名を記さず。又【歌枕】に朝日山野等はあれど、以下古城跡 從高山距離九里半。里民傳云往古の城跡なりと雖も、城主姓名興廢年代來由とも凡て未詳。只地名に城ヶ坂・的場・城ヶ端場・水門・岡田・端場等の名のみ残りりとぞ。

傘松 字大將洞山上大木。又云、古惡源太義平、此山上に植置しとも、又は此松下にて雨を凌ぎしとも云へり。吉城郡上高原郷吉田村山上にも、同名の松ありて、其城を傘松城と號て、是も惡源太義平少時の、居城なりと云つたふ。

飲備池 羽根村より廿町餘西方山上に在。

羽根村より、馬瀬郷名丸村に越る、飲備平名義詳山上に、飲備池と云ありて、古しへより、連々汀の方あせて、其池狭くなりしとなり。されども今にては、縦十五間、横八間計の池にて傍に小池池中に小島十八島ありて、中には年舊たる、矮松立榮、又島ごとに五月躑躅サツキ生茂りて、花咲ぬればいとく、盛觀なれども、其村民は養蠶コガメの最中にて見る人もなく、花盛も過ぬとぞ、可惜事なりけり。

都筑英袁所藏古文書

やまひにしつみ侍ける比、金森入道宗和、飛驒國位山の一位の木をきりて、陽明へ奉りしついで、子にも投せられ

けり、年ころもとめしかと、たよりなくてすくせしま、とりもあへす笏につくらははやと、おもふこゝろさしのうれしさに、ことをなかくし、手のまひあしのふむをしらぬはかりになん、よりにてこの歌を右府公へも御めにかけぬ。

光廣

いく坂もまたこえのこす位山、のほらん事も命なりける津田小平次所への書狀、令披見候、仍其城及行候處、早々御還付仕置等、丈夫に被仰付由、御手柄無申斗候、彌其元無油斷様被仰付尤に候、恐々謹言、

八月十六日 家 康

金森出雲守殿

○跡津村 高三百二十五斗三升九合。山林家六十二戸。人四百四十九人。

産物 米二百一十石二斗 稗百五十石 大麥百九十石三斗 小麥十五石 大豆十二石 大藪四十二貫目 小藪五百五十貫目 眞綿三十二把 生絲百三十五把 紬二十疋 絁三疋 正楮六十貫目 串柿八十連 萩十貫目 ハエ二百五十尾 ウグヒ八百尾 梅・李・カヘ・栗・トチ・ナラ。

東方 萩原町船渡十二町。西方名丸だは三十町。南方 西上田半里。北方 羽根半里。高山へ十里半。

村名義【和名抄】に跡部は諸國に在れど、言たがへり【和訓】

にあと伎人の相手云、【宗鏡錄】に【如楞伽經】の偈云、心爲伎兒、意如和伎者と見えたり。今もアトウツと云り、【字鏡】に誼議を訓ぜり。彼此之心相知貌と註せり、【拾玉集】に

さそといは、誠にさそとあとうちて、なやをやといふ、人だにもなし

如此伎人の住し、村里なればにや、猶可考。

斐太後風土記卷之十八 終

斐太後風土記卷之十九

富田禮彦謹撰

益田郡下呂郷六箇村

光仁天皇御代寶龜七年までは、此下留郷も、上の伴有里の内なりしにや。其伴有驛より、美濃國菅田驛までの間、官道は竹原に越、輪川に出で、和佐峠を越て、今の福來に出で、中津原を経て、大舟戸より美濃國に出、岩谷險深、路程殊遠き由にて、其伴有驛を分ちて、此下留驛を置れしこと、【續日本紀】に見えたり。菅田驛は、其後名を改めしにや、不詳。今の金山までとの間か、又は今の神【和名抄】に益田郡に益田郷見の當昔は、上留郷・萩原郷・中留郷・下留郷、其外總て益田郷なりけむ。如此數郷に分ち、且三留を三呂と誤りし年代不詳。三呂に誤りしを、【古文眞寶】後集、漁父辭の文を是として、近世三間に作るは是何言ぞも。國史を聊も不讀、名義を不知者の所爲にて、採用に不足のみ。

【和名抄】に美濃國武藝郡菅田郷見の、是なるべし、大前重秀曰、今武儀郡金山村内井尻に、砂田川有、水源桐洞村

より出、名所なりと云傳て年魚を捕、菅田の誤ならむか。益田郡を、右の如く數郷に分ちし内の下留郷を、下呂郷六村に分ちし年代未詳。近世まで、其六村一與なりしは、古しへの餘波なるべし、然るに又、近世三原・門原の二村を、少野組とし、外三村は分ちて、一村限に名主を立ぬ。

下呂郷六箇村と云は、湯之島村・森村・小川村各二村 少野村・三原村・門原村 以上三村

下呂驛 天正年中金森父子相計て、中山七里の崖路を開き、本道として、古の和佐通の官道を廢止の後、驛舎は、下呂と下原なりしを、又崖路險難、路程遠長なるを以、保井戸驛を建ぬ。

【荏野册子】下留置驛考云、【續日本紀】卷三十四云、天宗高紹天皇御宇御代、寶龜七年冬十月壬辰、美濃國菅田驛、與飛驒國大野郡伴有驛、相去七十四里、巖谷險深、行程殊遠、其中間置一驛、名曰下留、上按伴有、宜訓登麻理、今益田郡上呂之地、蓋此也、下留宜訓斯毛村麻理、【延喜式】改伴有作上留、今謂上呂中呂下呂者蓋古伴有之地矣、後世分爲三、乃唱以音、以留呂之音相通也、留訛爲呂者、無疑也、益田郡舊屬大野郡、貞觀十二年、勅分大野郡、置益田郡、【三代實錄】【延喜式】所載已詳矣、美濃國菅田驛、【倭名類聚】載菅田郷屬武藝郡、其所謂、行程七十四里者、古昔以三百步爲一里、

以今時之法算之、當十里十五町也、凡置驛令、倭名鈔亦引唐令云、諸道須置驛者、每三十里一驛、若地勢險阻、及無水草處、隨緣置之、以此推之、菅田、伴有之間、以其地勢險難、當時國守、紀朝臣大宅等、慮徒彼之勞、以聞於官、始置驛於此、而今所稱下呂、即古之下留者也。

文化四年歲在丁卯春正月 高山 田中大秀撰

○湯之島村 枝村幸田、高百四十三石七斗四升九合。山林家六十二戸。人四百人。

產物 米百卅石四斗 稗廿八石 大麥百廿四石 小麥八石 大豆十一石 梅・柿・カヘ・栗・橡・檜・ホ、サケ。大藪百貫 目紬三十六疋 小藪五百十貫目 楮五十貫目 生絲百廿七把 絁紬八疋 酒 竹皮七貫目 鱒五百 ウクヒ八百五十 アチメ一斗八升 山雞・雉。

東方 山。西山。南方 森村十三町。北 東上田村十八町。高山十二里五町。

村名義は、【和名抄】に、伊豫國溫泉郡、但馬國二方郡溫泉郷、石見國邇摩郡溫泉郷、肥後國山鹿郡溫泉郷見え【延喜神名式】に、攝津國有馬郡、下野國那須郡、陸奥國玉造郡等に湯泉神社坐、又出雲國意宇郡主作、伊豫國溫泉郡湯神社坐、又陸奥國玉造郡磐城郡等に、溫泉石神社坐り。此村も、古來溫泉沸出る故に、名に負しなり。

產土神若宮八幡宮 祭神 境内二段廿五步 地餘

同神明宮 祭神 境内一段三畝十步 地餘

下呂溫泉 【飛州志】に云、本朝上古の溫泉三處あり、所謂攝州有馬、野州草津、飛州湯之島是也。○國説に云く、天曆年中此地の山中に初て溫泉湧出せり、地名を湯峯と云ふ。然るに文永二年乙丑冬十月湯峯の溫泉出止て、山下今の地に湧出せり、是則益田川の河原にして、常に溫泉の湧出るにはなし。人浴せんとするに、河原の砂石を除きて僅にくほめぬれば、其所忽に溫泉出る也、尤も清泉たり。猶其の河水に近所は甚熱湯なり、然れども其河水に於ては曾て湯湯の氣味なし。又此地に溫泉藥師と號する靈像あり、口碑に傳ふる所、文永年中溫泉此地に湧出しとき、湯之島樹下に於て光あり、村民あやしみ其光明を尋ね行て見るに、藥師之尊像をえたり、故に一字の草堂を建てこれを安置して溫泉藥師と號す。然るに寛文中同郡萩原郷中呂村龍澤山禪昌禪寺第八世剛山祖金和尚此地に一寺を建立して彼靈像を安置す、醫王山溫泉禪寺と稱せり。○【羅山先生文集】第三曰、元和辛酉夏廿五日、有馬山溫泉、溫泉沸沸石磐間、病可除分垢可刪、這裏提醒長水子、本然清淨忽生山、我國諸州多有溫泉、其尤著者攝津之有馬、下野之草津、飛驒之湯島此三處也、下略

今有馬・草津は廣く世の知る處なり、湯島は古來の靈湯たること遠く知る者なしといへども、入湯する人は其驗を得ざるることなしと云へり。按に、天曆は村上天皇の御代にして、文永二年は三百十餘年後にて、龜山天皇の御代なり。

【和漢三才圖會】卷五十七、溫泉條云、日本溫泉所在、不可勝計也云、とありて、諸國の溫泉、其名高き處々を、數多出せり。豈本朝上古溫泉三所、とのみ云べけんや。長谷川忠崇、【飛州志】編集に、多く【三才圖會】により、何とて溫泉のみは彼書によりざりけん、不審然れども、此湯島の溫泉は、專諸病に功能多き中にも、別て徽瘡に甚妙ありて、いかほど年經て、重く深き瘡毒にても、心長く湯治すれば、根を斷て全癒すること、他の溫泉の更に及ばざる處なり。其は病客まづ二三日湯に浴するに、頭にても首にても、又は手足腰等にても、皮肉中の徽毒の多く集りたる所一處、湯の勢氣にて腫出て、初めて膿汁を吐出さしめ、浴する度毎に、漸々求めざるに瘡口開け、膿水を吐出し吹出するを、病人忍へて日夜浴すれば、其疵口まづ廣くひらけて、惣身にあるだけの瘡毒汁沸出し沸出して、後には漸々うすらぎ、さて毒氣盡果ぬれば、即皮肉自然に整合て、痕も見認がたきまで直りぬ。其病者の愉快こといはん方なしとぞ。さる故に聞きつたへて、美

濃・尾張を初め、近江・伊勢・三河・遠江・信濃等より、年々月々日々、患瘡病人、數多來つどひて湯治せり。因て湯島町の客舎は、連に繁榮に成て、町場より湯場へ下る磴道を、廣く安く、病客登下に苦しまざる様に築直し、浴室浴斛をも廣く清淨に造作かへしが、如何なる天災にてありけむ、文政年中以來、天保年中度々の大雨出水にて、激浪頻りに起て、湯湯の清脈を突破しにや、舊の湯口東岸を離れて、益田川の中央の水底に沸出ること成りぬ。湯島里人百術を施せども、如何にとも爲方なきは、わが飛驒國のみならず、諸國一統の不幸とや云はむ。可歎事ならずや。湯島の里人、古來只浮屠氏に溺れて、溫泉の出るは、專藥師如來のかげとのみ思ひ惑ひて、聊も大已貴命・少彦名命を敬祀らざりし故にやありけむ。溫泉のことは、【古史傳】十八卷九十二段三に、悉しければ爰に省きつ。【紀伊國名所圖會】後篇五之卷、日高郡山地莊五卷の六龍神溫泉あり、龍神全圖同浴室圖同客舎圖等出たり。由來其書に悉し。其處にも、龍神山溫泉寺と云眞言宗の寺有て、其溫泉の湯錢を浴客より其寺に納めて、本尊藥師如來に供備て、其禮を申し、又祭れる辨財天の祠に賽するとぞ。何國も相似たる形勢なりけり。醫王山溫泉寺 本尊藥師如來。境内五畝十歩。畑二段三畝

二十七歩餘。此高一石九升七合。

【飛州志】に記せる寺説は、溫泉の國説と年代大に違ひ、甚妄誕なれば信用がたし。因國説に據に、天曆年中、此地より辰巳に當れる高山に溫泉始涌出、故溫泉峰と稱せり。其後三百十年、文永二乙丑年に至て、彼高山の溫泉出止て、更に此地に涌出せり。故に地名を溫泉島と號、其時此樹下にて、藥師像を感得して、草堂に安置せしが、其時醫王山言宗なりけむ、其後四百餘年、荒廢せしを、寛文の晩年、中呂村禪昌寺八世剛山一寺を再建して舊名の儘溫泉寺と稱する是也。

○森村 支村大洞・塚田 高三百六十四石二斗七升二合。山林家 九十九戸。人六百十人。
産物 米二百四十石 稗四十石 大麥百二十石 小麥十石 大豆四石八斗 梅・桃・李・梨・草茸 大繭六十五貫目 小繭六百五十貫目 生絲二百十六把 紬廿疋 楮三十八貫目 猪鹿三山ドリ八 キジ七 縞五疋 輪竹 川鯉五本 鱒四 鯰五 鱒一萬 ウグヒ一萬三千 アヂメ二貫五百目 雜魚三貫目。

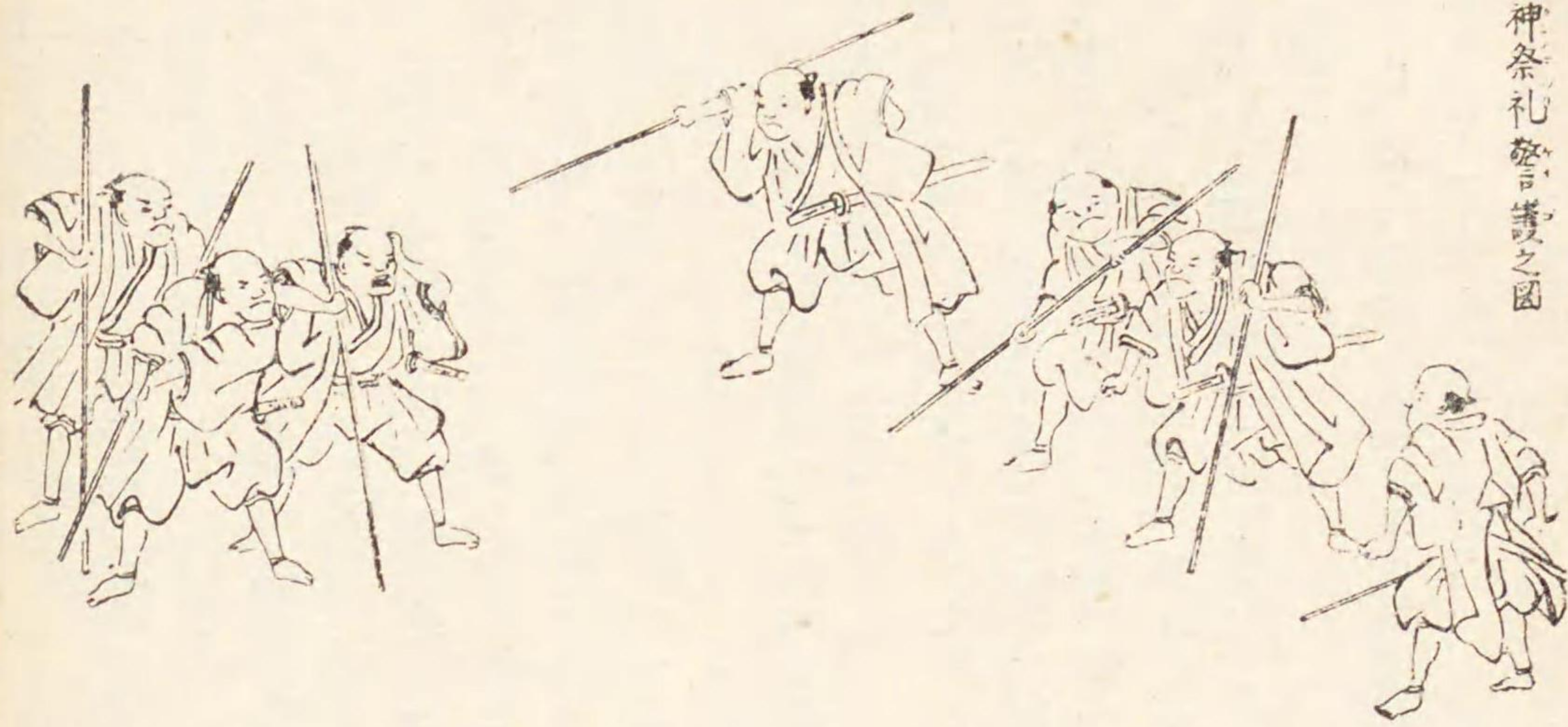
東方 山。西方 渡船少ヶ野村半里。南方 小川村半里。北方 湯島村十三町。高山十二里半。
村名義は、上代より松森神社の坐村なれば名に負ひし歟。

又は、【和名抄】に、信濃國佐久郡茂理郷、出雲國能義郡母理郷、【同國風土記】に、意宇郡母理等見えたり。此森も、古しへは二字に書きしが、又は【遺乘合府】柳山編云、森城在于下呂郷森村、永祿年中森和泉守居之とあれば、元は下留一村里なりしを、永祿後は、森村と云ならむ可釋。
産土神松森水無八幡宮 祭神 祭禮、正月十四日。氏子、下呂郷六箇村。境内一段六畝歩除地。境外三段七畝廿四歩。

里説曰、松森水無八幡宮に、往古社宮シヤククワンシヤクと稱、此村に來住れし田口々蕃掾と云し郡司の鎮守なりしを、後に下呂郷中の、氏神に敬祀りしとなり。【和漢三才圖會】に、飛驒國明神社、在益田郡松森村、俗云志也具之乃宮、道祖神也、とあるを【飛州志】に引て或説をも引たれど、例のおほつかなし。

此松森の祭神を、古來水無八幡宮と奉稱由を熟按に、中津原村に拜祭りたる、大御神と同時に、仁徳天皇御代六十五年の故事は中津原村に悉し、難波根子建振熊命、京よりはるく來て、國賊兩面宿難を征伐の時、此郷にも宿りて、祭られたる祭場の、跡にや有らむ。其時武振熊命、水無神社にても、先帝天照の尊靈を祭られたる由を、里人等聞きつたへて、同御神に坐ばとて、元來水無社の祭神、御歲神をも併祭し故に、田

田神祭礼言護之図

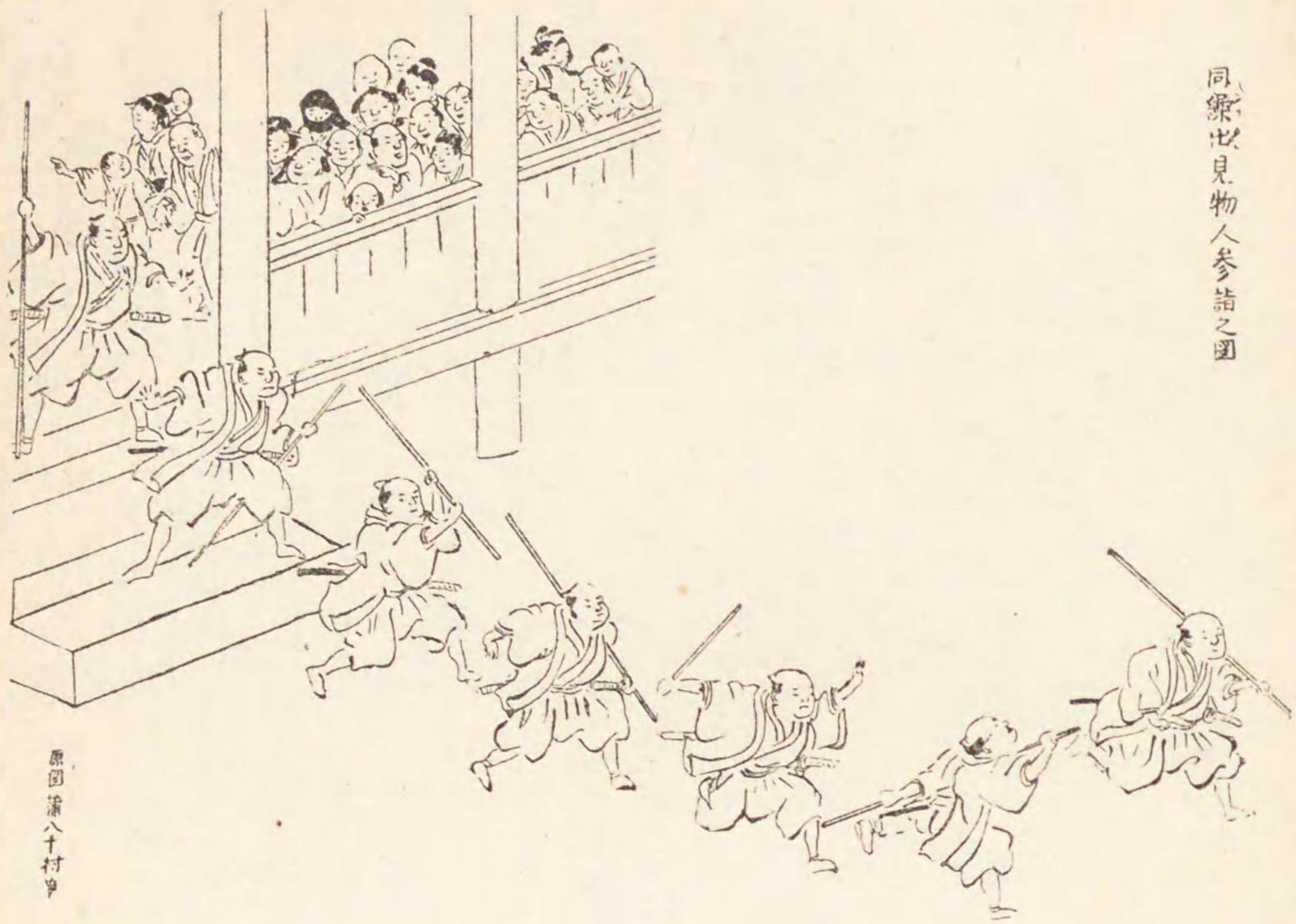


益田郡下呂郷

神祭の古典も残れるならむ。大年神、御歳神、若年神の事は「古事記傳」神典には省きつ。此處には省きつ。 抑出陣に神を祀り禱ることは、神武天皇の、大和國の故事、崇神天皇の故事によりて、景行天皇十二年十月に柏峽大野、石占の故事等を始めとして、歷朝皆同例なり。後世に至りては、一條天皇御代、正曆年中、源賴光朝臣勅命を蒙り、大江山鬼神退治の道すがら、神社に願書を捧げられしことあり。兩面宿禰の故事に似て、代は遙に後の事なれど吹山賦も、高瀬山も、其山賦の事蹟は、能似たることなりけり。 又後世にても、木曾義仲の越中殖生八幡宮、足利尊氏の丹波篠村の八幡宮、織田信長公の熱田宮に、願はれしは、神國の古今同一軌とや、云べからむ。

美濃國附知人、田口安行舊字曰訪來曰、我里附知は、訓音よみにて古雅ならず、又隣里加子母も、三字にて古令にかなはず、名義も詳ならず、考如何にと問けるに、因て按に、兩地の山は、御嶽に連屬たる山脈にて、元來諸木繁茂の地なれば、試に言む、【萬葉集】に、海、石榴市の古歌、筑紫の海石榴市の事は「景行紀」 彼是出て、大和國城上郡の名所なり、されば附知はもと槻市、加子母は檣茂の義にや、安行又曰、我先祖は、飛驒國下留より出たる由にて、つきちかしも二村の産土神も、各水無八幡宮を祀りて、我家代々其奉

同寮世見物人參詣之圖



益田郡下呂郷

祠たり。彼松森の田神祭の唱歌に田口殿の田を打候へと云る即是我先祖なりと云り。然れば、今の森村の田口藤左衛門と、同姓同祖にして、共是當昔郡司田口玄蕃某の息、兄弟の分れたる家の末葉ならむ。猶兩家には、古記録も賸りたらむ、尋ねまほしき事なりけり。

田神祭の記

益田郡下呂郷古下留 森町八幡宮は、古昔は道祖神の社なりしを、此八幡宮は後世湯之島村山の上にて今世より遷し奉りしとぞ。「飛州志」卷之三に、此社の祭禮は毎年正月十四日にて是を田神祭といふ。下呂郷、湯之島・森村・小川・少ヶ野・門原、此五つ村の氏神なり。別當鎌取は森村の泰心寺といふ禪寺なり。又同村に田口藤左衛門といふ人あり、此人は故ありて古より此神事を司る人なり。

里人云ふ、此人の先祖は昔大名なりしと云へり。行詞の中に田口殿の御所領もまわり重り云々とあるを、【飛州志】に云、按ずるに往古田口玄蕃掾といふ郡司有り、是をいふなるべしと、云れたり。基弘案に、此玄蕃掾の末孫にてもあらんか、猶委たつぬべき。

抑此祭の日に行て見るに、拜殿の後右の方に細き木をいくつも立て、それにしめ繩を張廻して踊場に定む。まづ田口麻袴を氏着たりを先立て警固と稱ふ人。

神舞舞踊之圖



原田 藤村

五つ村より四人づゝ出て、都て廿人なり。口なし染にて白き堅筋の付たるフツサキを着て、タチツケといふやうなものをばく、染色は同じ草鞋にて一刀さし、手に六尺ばかりの丸き榎木の棒をもて群集の人を制禁する役なり。いとをかしく、猛き勢ひあるなり。

二人にて太鼓を荷ひ、一人はたゝきて來、次にこい箸

此は後に群集の中へ投出せば、みな拾ひて持踊るなり。こは二月初午の日に團子といふ餅をかきまざる料にすといへり、しかすれば養蠶よろしとぞ。

といひて山竹を一尺ばかりに切、數多きを束ね結びて、肩に上て持くる。一人は平たき桶桶一本とひつくわ餅を肩に擧て持來れり。みな垣内に置いて罷去ぬ。田口氏はを御前に備奉る。暫ありて棒にて兩刀さしたる人先に立、次に踊子と稱へて拾人

此踊子といふは、一村より二人づゝ、鬮を取しめ、撰定て出すなり。前日に垢離などをとりて、最身體を忌み清まはりていづるなりとぞ。

來れり。赤きもみの衣服を着て、褌と稱褌と稱てなどなり申五寸ばかりの帶を、右の肩よりかけて、左の脇の下にて結びて飾とす。又首に竹竹といふものをさしたり。田口氏神の御前に備しかの桶を持來て、垣の内に居置き、中なる神を取りて佩刀の人に渡す。又踊子にひつくわ

餅を一本づゝ、とりて渡す、

此は徑五寸計の平たき餅を、丈三尺ほどの棒に鋒にさしたるなり。是をひつくわ餅といふなり。

皆々是をとり畢て輪を造り、中に太鼓先に警固の人のをすゑ置きて、少しづゝ、歩みて神を太鼓の上へ打かくるは、此神もつたる人のいふと、同じく拾人一集に餅をうちかくるなり。しばらく

かくしつゝ、廻りて罷去りぬ此は田打の所。それより紫縮緬にて、付たり菊の紋の付たる旗一本童子にて淺黄。次の半弓二人棒を

水無八幡宮と書たる白木綿の旗四本、鎗二本、鳥毛鎗二本、篋笠一人、笠笠一人、長刀一人童子は都て。次に笛二人、太鼓二人、

小鼓二人此人にも淺黄、獅子舞二人、御輿一輛廿人はかり。又木綿の幡四本菊の紋、行列にて拜殿の四方を聲高く打はやして三

遍廻りて終る。直に神輿を社前に持行きてすうると、彼泰心寺の法師御神體を社内に遷し奉る、やゝありて寄進笠といふを人々持來て垣内へ入、

此は志ありて造し人の持くるなり。十二日の日此笠造る定日なりとぞ。今年は廿一かいありと云り、年によりて多少ありとぞ。

それより年老たる人、折烏帽子に淡縹の布垂直きて、二尺ばかりの竹竹を摺りつつ、古へより傳り來れる踊歌といふを唱ひていと古めかしくお。先にたち、これにつけてうたふ人五人皆羽織ばかり者たり。次にかの踊子拾人、先の赤き衣

服の上に、今度は白衣を着て、花笠

形は深き菅笠の如き下地を造りて、上は赤き紙にて飾たり。頂上の處にて紙の端を集め、結びて稻を束れたる株の形になりて、此紙の末を細く切て、笠の上にかぶせ覆ひて、其に白幣を付る。笠の縁には色々の紙にて、稻穂の形なりとて紙を切すかして、さげたり。都て此笠は稻一把束れたるを冠りたる形なりとぞ。十三日の日に此笠を造る定日にて、村々の祭當番といふへ打集りて、二かいづゝ、造りて、もち出るといへりき。

を冠りて、かの手すき今度は帯にして、同じく竹竹をすり、皆々垣の内へ入歌うたふ人々を中に置、踊子は並び居て歌に合はせてさゝらを摺るなり。しかるをや、後に、かの寄進笠を群集の中へ投出せり。皆人此をうち争ひて拾ふなり。數多くひろひし程、田畑のつくり物養蠶などいとよろしとて、みな人持ち歸るなり。此時直に冠りたる花笠をぬぎて、ふところにて人てかくすなり。もし此を人にとらるる時昔他村の人に、此笠をとられは、此五つ村の不吉にて、こかひなどもあししといへり此時は警固の人々踊子に付添ひて堅く守護て居るなり。さて笠をぬぎてより、片肌ぬぎて、竹竹をもちながら田うゝるよりはじめ、秋稻穂を茹取までの所作をいたし、歌にあはせてはしかほとをとりてやみぬ。

歌うたひをとりまひつゝ、としあれと、神の御前にあそぶとぞきく

まれにきて世にめづらしき神わざを、あひみる事も神の幸ひ

天保五年正月望のころ、湯の島にもものして有けるほど、をりよく此御祭を見侍りて、家にかへりて後、かつ／＼おもひ出るまゝに、かきしるしつ。猶もれたらんは、又もとひあはせてものせんとす。

後藤基弘

田の神まつりとなへ詞

！こは原本のくたり毎のかしら目の目しるしになん馬城安純記
○こは原本紙にたゞれ文字たしかならざるにこそ 純白

「春くれは、まつ花米を打まきて、皆人よかれと、いはひこそすれ

「わか年かわれば、わか水かわる、せけんもゆたかになりて候、さ候へば、春二三月迄も成候、本草のうらまでもさきさきまし／＼て候、田うち時えも成て候、わか年かはり、神の御神田も、打時まるりかさなり、田口殿の御所領もまるりかさなり、これは手勢ばかりでは、なるまじく候程に、國々から、田うちをやとひ申すべし。

「先一はんには、飛驒の國の田打が千八百八十人、美濃の國の田打が千八百八十人、おはりの國の田打が千八百八十人、いせのするがの國の田打が千八百八十人、合一萬人ばかりのやとひ候程にナウ、まづおのしおやとやれ、おぬ

しおやとやれ、先一番には、神の御神田をうち候へ、二番には、田口殿の田おうち候得、名みやう衆の田を打候得、おとな衆の田も打候得、其外あさむくり、ひゑむくりうち候へ、ほり田まづほりまで打候へ、白きび、くろきびまき候、くり毛馬参り候、ほろ馬に、小藏おかされ、をのしおかされ、先おのしおかされ、四方に四萬の藏立て、南方に七なみの藏じりしつと、はや田おかいた程に、小藏をとられ、まづおぬしおとられ、はう方に、はうぞうの藏、おれも取たほどに、おのしもをとられ、取たほどに、馬をおあらやれ、此馬此もち取て、うちくらひて候、井森山えはまると、酒森山えはまると、十七八のはらのうゑおはまると、お馬ま／＼

「はや田をかいたほどに、あぜおぬられ、先をのしぬしざれ、左衛門殿方、しつはり／＼ぬつた程に、おなだれへろりへろり、あぜをぬつた程に、草をおしぎれ、しろかねのにわたんこかね小くさいらさき大きにおきよう、つおる米やなめんどりはにしつとりをんとりには、しつとり、おわしお、おふまされ、おのし、おふまされ、百に米は、四萬石、心安百石

寶永三戌年

月の竝十二月、日の竝三百五十五日、同日のはじまる、か

のへさる日もくれ／＼い。竝十四日、みづのとのとり、春のたねおはす。なきとわも申共、きじのひたりのわきはおもつて、一はきはけば、千枚にも、萬枚にも、はきひろめさせ給ふべし、一はのくわをも、千枚にも、萬枚にも、さきさかせ給ふべし、かいめの母も、かいめ父も、よろこばせ、はるの三みやう、なつの三みやう、秋の三みやう、冬の三みやう、四度のお働ふし、雨まけ風まけなし、なんのふ、くせのう、ころ／＼とおき、よろこばせ、かいめのち、も、かいめの母も、なほにほめよろこひ給ふ也、まいり／＼ての、しやうそくには、いとまへ千石、わたまる千石、たねまる千石、あさやかに三千石のまへおは、いかにもあさやかにもり取せ給ふべし、まるのかたさは、天ちくの、かもやがわらの石のかたさ、ちやうかつちりと、つくらせ給ふべし、いと口のおやとならずや、春雨が七日にくもり、八日にふるがごとく成、十二のかまをすゑ、十二のへをけおすゑて、大わく小わく、からりころりと、まきとらせ、なほにほめ、よろこばせ給ふべし、まゐりまるりての、しやうそくにわ、かいめの母も、十二ひとへ、かひめの父も、十二ひとゑ、あまる所は、しなのかはこへ、た、みやをさむる、ふたのはねあいた所は、あいかはの、ひほをもつて、ゆすひをさむる。

「作方えまるりて、種おろし、せまに千石、まちに萬石、まきひろめさせ給ふべし、上のいね上にむしきなし、はたれなさせたもうべし、かいかさねの如く成、一束のいねで、石八斗のよねおぼ、いかにもあさやかにつきとらせ給ふべし、飯にかしければ、ほうらいの山、酒につくれは、九かいのうみと成、ごとならずや、くめ共取共、つきせず給ふべし、此酒を、いのちなかゑのひしやくを以、のむ人は、むかしより、代じり長じやのあとをつきへし、おかまたんより、うち名にのりるよもなし、せまの水の、かわくよもなし、ぬれ手であわの、よねつかむやごとくならずやと、おくの人、聞てよろこぶ、ちかくの人は、見てもよろこぶ、代福長者とよばれ給ふ、天にまします、尺成物が、小かねのまなこ、あさやかに見ひらかせ給ふべし、地にまします、しようかな人は、八つの御耳立、野地かれんしのごとく成、ゆみやのみやうりみやうがは、七代よ、めでたう、田の神々とうやまで申、
田の神まつりたるほどに、こかねのほうし、米かめもみまき、いさゆけ、
「大じんの方えは、せうしこを、まこふよ、
「この立の方えは、せりにせつわうの重こふ、まこよ、
「上藤衆方へは、うますおらすの、十二ひとゑの、かさねこ

ふ、まこふよ、
 一十七立の方えは、へはりこふお、まこふよ
 一家主立の方えは、しりのせまちよしわせお、まこふよう
 一水しの方えは、ひしやくもちを、まこふよう
 一子共立の方えは、かしらかたかれの、石のこふおまこふ
 よう
 一年寄衆の方えは、わせ京せつきやうもらいうちくろて、
 孫子せかめて、福のこを、まこよ、まこよく、ふくの種
 まこふよ、作こかいを、よかれと、まこふよう

飛州下呂郷森村

寶永三戊歲正月十二日

田口伊平次

森村喜齋と申者相傳に而、田口耕雲是を書置、ひのえ戊正月
 伊平次是を改置、皆々すゑす書改可令置者也、

をどり歌のうつし

ひろいなぎさで、かひ拾ふ、こかひ拾ふ、かひ拾ふ、
 さぎの おんじやうせいれい、かさぎのはしを渡るや、
 やよがりも、サヤウナウ、
 橋の上に、おりたるとりは、何鳥ぞ、サヤウナウ、何とり
 ぞ、時雨のあめに、ぬれしこの鳥、
 たふせ船を、つくりたり、いざや、君へまるらふよ、神注石上ゲニ
 モサヤウナウ、わんれもわんれも、まるらふよ、に登る

春くれば、先花米を、うちまきて、サヤウナウ、うちまき
 て、皆人よかれと、いはひこそすれ、
 新たまや、年たちそむる、あしたには、サヤウナウ、あし
 たにも、き、たきものは、うぐひすのこゑ、
 うぐひすは、まだすのうちに、いたかよ、サヤウナウ、
 いたかよ、春早くれど、おとつれもせて、
 鶯の、二つのはねは、花かよ、サヤウナウ、花かよ、
 くる春ことに、ひらきこそすれ、
 うぐひすの、ぬふたる笠を、きるやきす、サヤウナウ、き
 るやきす、ぬれても君に、あふぞ嬉しき、笠取
 この庭の、おせどの小松は、とびやりて、サヤウナウ、と
 びふりて、錦を敷せて、とびやふらせる、
 いつよりも、おにはの小松、高きとよ、サヤウナウ、たか
 きとよ、うちなる小松が、まさるばや高き、
 白金を、ひしやくにまけて、水くめば、サヤウナウ、水く
 めば、水もろともに、とみやくまる、
 白山の、しやうじのしめは、いくへ引、サヤウナウ、いく
 へ引、七重も八重も、重ねてもひく、
 白山の、かさをの小松、しけくして、サヤウナウ、しけく
 して、うらかきわけて、宮すまいする、
 春山は、みな桑原と、見えにけり、サヤウナウ、みえにけ

り、いかにこだまは、嬉しかるらん、
 春山の、す、きの本の、きじのはで、サヤウナウ、きじの
 はで、一はきはけば、一二千やまんばとよ、
 君が田が、吾田にならふ、嬉しきは、サヤウナウ、うれし
 きは、吾田へか、れ、君が田の水、
 田つくらば、門田を作れ、門田よし、サヤウナウ、門田よ
 し、いります米は、藏の下づみ、
 やうらくや、衣の袖が、ひろくして、サヤウナウ、ひろく
 して、つ、むにあまる、衣手の袖、
 水もなき、山谷川へ、鯉が上りける、サヤウナウ、のほり
 ける、五葉の松の、つゆをたのみに、
 けふの田の、太郎治殿の、ひはだぶき、サヤウナウ、ひは
 だぶき、黄金のたるき、玉のみすだれ、
 けふの田の、太郎治殿の、腰みれば、サヤウナウ、こしみ
 れば、白金こがね、さすぞさやまき、
 けふの田の、太郎治の殿の、ゑほしぎは、サヤウナウ、ゑ
 ほしぎは、九國のいねを、かりや納むる、
 越中より、指出て見れば、かゝの國、サヤウナウ、かゝの
 國、わかさがわたり、しの原の宿、
 奥ならば、おくにもなれよ、こ手になれ、サヤウナウ、こ
 手になれ、せい高姫の、よろひての顔、

遠江や、かまがはして、下みれば、サヤウナウ、下見れば、
 鯉かふなか、はえの子共か、
 しら蹴や、にうたなをかへて、細ぼたの、サヤウナウ、ほ
 そ畑にあぜとりへかけて、ぬきをくはする、
 入日を見よ、山のはに
 だんじりそふ、月のかげ
 しなのだけの、中ので、せんぜらめいて、とぶはの、と
 ぶこそ、だうりなり、めがいろふ、いろふ迄に、取てやら
 うく、
 年よし、世よし、こかひよし、四石まいたる、なへいつと
 ろとて、宮へまるらふ、箱入てナウ、御祝で候ほどに、べ
 に箱入てナウ、
 細いかたびら、おりたりとや、サヤウナウ、おりたりと
 や、禮こそまうさね、おりたりとやナウ、
 あさなへ取る、また女子の手はナウ、しこい手ナウ、ゆり
 手、このゆりやナウ、
 さふとめの、ねり出のかほは、花かよ、サヤウナウ、花
 かよ、冬春さくは、梅の花、サヤウナウ、
 さふとめの、たちよるかほは、花かよ、サヤウナウ、花
 かよ、夏咲花は、卯の花で、サヤウナウ、
 さふとめの、立のくかほは、花かよ、サヤウナウ、はな

かよ、秋さく花は、なでしこの花、サヤウナウ、
 鼓打、我だにしらぬ、琴のねは、サヤウナウ、琴の音は、し
 らべをきけば、鈴蟲のこゑ、
 田の神の、まします道に、しるしあり、サヤウナウ、しる
 しあり、いで村雨に、水がそよめく、
 なはしろの、四つなるすみに、むすびふみ、サヤウナウ、
 むすび文、しらべてよめば、七なみの藏、
 なはしろの、四つなる角に、藏立て、サヤウナウ、くらた
 て、九國の米を、つみや納むる、
 田の神は、今こそまします、澤口へ、サヤウナウ、澤口へ、
 こい紅を、袖笠にきて、
 田の神の、まします道に、あやはへて、サヤウナウ、あや
 はへて、錦をしかせて、御座とせらする、
 田の神の、しやうじの肴に、きじの子を、サヤウナウ、き
 じの子を、けんけほろると、うつを肴に、
 田の神の、しやうじの肴、澤にあり、サヤウナウ、澤にあ
 り、澤では根芹、田ではたゝらひ、
 田の神の、しやうじの肴、ちさの葉で、サヤウナウ、ちさ
 のはで、酢あへにあへて、もりて肴に、
 田の神の、しやうじのさかな、まなの子を、サヤウナウ、
 まなの子を、ぬきをりたばねて、今の肴に、

田の神の、しやうじの肴に、鷹すゑて、サヤウナウ、たか
 すゑて、小鳥をけさせて、今のさかなに、
 田の神の、しやうじの肴に、西の海、サヤウナウ、にし
 の海、くけつのかひを、みるを肴に、
 田の神の、しやうじの肴は、山にあり、サヤウナウ、山に
 あり、大栗小ぐり、しぎのをりえに、
 田の神の、御酒つぐをりの、綾びしやく、サヤウナウ、あ
 やびしやく、ちやうらうの提子、千代のかはらけ、
 かはらけや、ひさけの口が、さ、やけば、サヤウナウ、さ
 さやけば、まさめの折敷が、たちぎ、をする、
 かはらけや、廻ればとほる、ひさけはや、サヤウナウ、ひ
 さけはや、我をゑはする、ひさけはや、
 あれを見よ、津島がおきて、こぐ船は、サヤウナウ、こぐ
 ふねは、行とはこがて、あとべとやこぐ、
 しら歌に、うたなをかへて、細畑に、サヤウナウ、細畑に、
 畔とりへかけて、ぬきをくはする
 このうた前にもあり
 おきにそふ、 なみはあり、
 くららそふ、 しほをふけ、
 しなのたけの、中よて、せんせらめいて、とぶはの、と
 ぶこそ、だうりなり、めかいろふ、いろふ迄に、取てやら

うらゝ

このうたも前にあり
 とび草の、花又手につみ入てナウ、宮へまゐらふよ、手に
 つみ入て、御祝て、そふ程に、
 あはら田の、いねてにつみいれてナウ、七畝七町、かず刈
 入てナウ、御祝て、そふ程に、
 おなし苗ての、稻三把てナウ、米は八石、稻三把でナウ、御
 祝て、そふ程に、

右踊歌一本、萬松山多福院書、寛永十癸酉二月吉日、又
 一本、田口治右衛門、同孫漆、元祿十五壬午正月申
 旬、又一本、田口伊平治、正徳六申二月、右三本何れも
 同じさまに侍る、予が家にふるくよりもたる本にてい
 にし年踊子の口つからうたひ侍しをもてなほし侍る
 卷になん 牧 安純

この原本は山崎弘泰翁の訂正にかゝる所多しそれら
 に依りて考訂せしもなほ不明の辭句少からずそは識
 者の再訂を希ふにこそ 田島春園
 ○小川村 支村、大林・大野大淵、高百九石六斗八升九合、山
 林家四十六戸、人三百五十二人。
 産物 米百十二石 稗廿二石五斗 大麥六十六石 大豆十八
 石八斗 小麥十七石一斗 梅・栗・榎・稻・草茸、大蘭十六貫

斐太後風土記卷之十九 益田郡下呂郷 小川村 少ヶ野村

目眞綿十六把 小蘭五百貫目 生絲二百五十把 紬十五
 疋 楮百十四貫目 縮三疋 輪竹・鹿・山ドリ・キジ 川鯉六
 本 鰻四 鱈六 鱒一萬千 ウクヒ一萬二千 アヂメ五貫目
 ザツコ三貫五百目
 東方山、西川、南方初矢峠、乘政村一里、北森村半里、高山十三
 里内。

村名義は、村中に二派の小川あり、故に名に負しならむ。
 【和名抄】に、小川郷は諸國にいと多き名なり、今略之。

○少ヶ野村 高百四十六石九斗八升五合、山林
 家四十戸、人三百五人。
 産物 米百六十石五斗 大麥七十石 稗三十石 大豆七石二
 斗 小麥七石 梅・桃・李・梨・栗・カヘ・クルミ・ヒヨヒ・ア
 ケヒ・栗・椽・松茸・椎茸・草茸・濕茸・大蘭五十九貫目
 眞綿四十五把、紬二十疋 楮廿五貫目 生漆三百目 猪四
 鹿五 山ドリ七 キジ七 ハト三 小蘭三百九十六貫目 生
 絲九十九把 酒百石 串柿二百連 川鯉二本 鱒二本 鱒八
 百ウクヒ千二百 アヂメ一斗五升 サツコ二斗。
 東方渡船、森村半里、西方山、南方三原村半里、北方湯島幸田
 半里、高山十三里。
 村名義未詳、古の戸令を按に、舊は下留村の内にて、年代不
 知、分ちて一村に成したるならむ。中昔佛法盛なりし頃、此

村の西南の山に、佛法に云靈場めきたる、唵摩訶山を開きたる頃正觀音村と號しにや。
馬城安純所藏懷紙奉書 懸物表粧青地錦二重襷左右巴家森緒由

五十首歌よみける中に夏のうた東て

頼 時

山なからこするはよもの青はにて、あまる櫻になつそすくなき

わかやとのはつうのはなは咲にさき、やまほと、きすかくれてや鳴

ゆふ月よさすやのきはの菖蒲草、ほのかにかほる影そもりくる

○三原村 支村、茂谷・梅ヶ平・釣ガネ 高五石九斗。山林家五戸。人四十二人。

産物 米十五石五斗 稗十二石 大麥廿四石 小麥二石四斗 大豆二石四斗 梅・桃・梨・胡桃・カヘ・栗・枳・櫛・椎茸。大繭六貫八百目餘 眞綿五把 小繭百十二貫目 生絲廿八把 紬七疋 楮十五貫目 猪・鹿・山ドリ・キジ・串柿三十連 川鯉二本 鱒五百ウクヒ千百 アヂメ一斗五升 ザッコ一斗。

東方川。西山。南方 門原村一里半。北 少ヶ野村半里。高山十五里餘。

山十三里半。
村名義は、三つの原か、淡路國三原美波郡見ゆ。又近世迄、備後國三原城と云もありき。其を音訓交へしか、又は寒原の借字か不詳。或曰、此村の後なる西方の山至てさ、がしく、高聳て、未刻ばかりに日もかぎり、東の方は、益田川に、竹原川と輪川の落合にて、川風吹まきて他村よりは殊に寒き原上なる地なれば、寒原と云とぞ。實に然る地名にこそ。

中山七里在飛騨益田郡、從下呂至下原、路七里、名曰中山七里、多樹、楓林霜後競鮮明、曝錦中山七里程、誰道天機無織具、長溪處處棧編筏、木作棧道、土人謂之筏橋。 越後 柳灣 館機

○門原村 支村、深谷・荒田・坂之下・橋立洞 高十石九斗七升四合。山林 家十四戸。人百二人。

産物 米百石 稗五石一斗 大麥十八石五斗 小麥一石八斗 大豆二石一斗 梅・桃・李・梨・カヘ・栗・櫛・アケビ・ヒヨビ・椎茸。大繭三十六貫目 眞綿廿七把 小繭二百十二貫目 紬五疋 楮二十五貫目 生絲六十三把 猪三 鹿四 山ドリ五 キジ三 串柿八連 川鯉二本 鱒五百ウクヒ八百五十 アヂメ五升 ザッコ七升 抹香。

東方川。西方山。南方 保井戸村半里。北方 三原村一里半。高山十五里餘。

り。然ればこの村名も、葛の蔓延たる原と云義ならむ。【記傳】云、久豆を加豆ともいひしなり、字音をとるにはあらず。又古しへの戸令を按に、此村下呂郷に屬しは、後世のこにて、當昔は今の保井戸瀬戸と一村にて、上津原と云しならむ。其は益田川岸上の村名、上津原・中津原・下津原と云しならむ。【和名抄】に上總加豆、國を後に、加豆佐和訓抄にたりと云如く、上津原を加豆波良と云るか。加土波良と云るは、山城國の加豆奴、葛野御歌を、【抄】に葛野加度といひ、樽賀を登賀と云るたぐひならむ。

益田郡竹原郷

【和名抄】に、此郷の見えざるは、當昔益田郷の内なりしか、又は傳寫の時寫脱せしか、詳ならず。金森家領國中より、所唱の村名

竹原郷四箇村 乗政村・宮地村・野尻村・御野村。

按に、上代斐陀國內郷村には、竹は生ざりしに、此郷のみは三野國に隣て、竹原ありし故に、國中の村民等みなく羨やみて、竹原郷と云しならむ。國中の郷村悉く稗田をのみ作れる村民等、當昔國府に出て、土地の辟けて、又稻田の多きを見て羨みて、稻田郷と號しを、いを省き名田とも、灘と

も書きし類ひならむ。されど【延喜式】【和名抄】に、洩れたるは其より後か可考。其後人氣さしく成て、美濃國より竹根を求得來て下原郷に植始、其後連々、下留後云下呂郷より川上郷村・小坂郷まで、悉く植竝て、竹林繁茂の村里と成しは、紀伊國某郡にて、肥後國八代蜜柑の種をうゑてより、彼國中繁茂して、二百年も未滿間に、諸國にて紀伊國蜜柑と稱せる類ならむか。

いにしへは竹なきひだの國內にも、この郷にのみ おひしけりけむ 禮 彦

【和訓栞】云、那波氏東山道紀行に、信州古無竹、造桶櫓爲籬と見えたり。

○乗政村 支村、三ツ石 高五百六十二石餘。山林家百十戸。人七百廿人餘。

産物 米五百三十三石二斗 稗五十三石六斗 大麥二百十四石四斗 小麥十三石四斗 大豆二十六石八斗 梅。大繭百貫目 楮二百六十貫目 小繭千貫目 生絲二百把 輪竹・鱒百五十石魚二百 竹原紙三百束。

東方 宮地村八町。西方山。南方山。北方 小川村一里餘。高山十四里。

て甚古し、誤なるべし、と見えたり、吉川遠江守が居城を築きし村
南北朝の頃の人によ、不審、舊名の知れざるは可
惜なりけり。原名は竹

又按に乗政は國郡郷村名 後の借字にて、上代は野下勝の義な
らむ歟。【記傳】三十三卷秦造世條に委、麻西豆【姓氏錄】諸藩
に、勝と云姓も有、三下又上勝、不破勝百廿八、茨田勝十四
下、など戸にもありて、即奏勝と云も有、四十八云と見ゆ
【和名抄】因幡國氣多郡勝部郷、上總國周准郡、越前國今立
郡勝部、伯耆國久米郡なる勝部皆かつへのかなは、麻佐倍なるべし。
此竹原郷乗政村今は野より少野とも云つべし。の野を下りたる處
なれば、野下勝の義ならむか。【姓氏錄】上、三十茨田勝の次
に、息長竹原の公も見えたり。

産土神八幡宮 祭神廣幡八幡大神。祭日 氏子 戸。境内一
町九畝十三歩除地。【除地帳】には宮地とあり。
慈雲禪院 中呂禪昌寺末。境内十五歩。高一石一斗四合。此
段別下田一段一歩。元祿七年檢地名受慈雲院。同十二年
除地。

此宮の權輿は即仁德天皇六十五年兩面宿儺征伐之時、武
振熊命此處拜祭の齋場なるべし。中津原・松森・葛等に同
からむ。
同神明宮 祭神天照皇大神。境内三段三畝十歩除地。



同山神社 祭神大山祇神。境内三畝九歩除地。
同白山社 祭神伊弉諾尊・菊理姫命・伊弉冉尊。境内無除

觀音堂 本尊 境内二畝廿歩除地。
地藏堂 本尊 境内四畝十歩除地。
三ツ石 益田郡乗政村の枝村三ツ石洞の深山に在、俗に三
つ岩とも唱ふ、三つながら離れたる石にて、諸人登攀して
押して試るに、一指にても片手にてもごとく動くこと、
同じさまなり。古來此三個石ある故、洞名にも、はた枝村
名にも負しとなり。

○宮地村 支村 川合・梅原・筑後 高二百廿六石餘。山林
家五十二戸。人三百五十八餘。
産物 米百九十九石六斗 稗二十八石八斗 大麥百五十二
石 小麥十五石 大豆十五石二斗 梅・李・梨・柿・胡桃・栗・
櫟 大藪六十貫目 眞綿六十把 小藪六百六十貫目 生絲
百六十五把 楮六十貫目 酒百三十石 猪二鹿三 山ドリ
十四 キジ三 八寸紙三十束 生馬一疋 鶴鳥・網鳥。此小
鳥二百羽。

東方 野尻村十八町。西方 乗政村八町。南方 夏燒村峠へ一
里。北方 山。高山十四里八町。
村名義は、上代は竹原村と云て、今の四村一村たりしが、又
は野下勝の内なりしか、未詳。清和天皇御代、貞觀十二年庚

寅十二月八日、大野郡を割て、益田郡を置たまひしこと。
【三代實錄】【延喜式】にも出たり。其後益田郡司田口玄蕃
掾某と云人、吾川なる居館より、野下勝の八幡宮社參の宮
道歟、又は京より飛驒の國府への宮道にて、美濃より、大舟
より和佐を経て、順路彼八幡大神の宮道と唱へしか。野下勝は、國郡郷
野下勝下留へ、村名は佳名二字
との詔ありし頃、乗政
の二字に書しに、
其後乗政、川を界とし、分れて二村になり、
宮道村と號、本村の氏神の御靈代をも分て、若宮八幡宮と
齋祀りしならむ。宮地と書は、後世無難語の【萬葉集】七、四十九擊日刺
宮路行丹云、同二、四十四八多籠良我夜晝登不云行路乎、吾者
悉皆宮道叙爲、又十一、上内日左須宮道爾相之云云、又九打
日刺宮道人云云。【和名抄】云、參河國寶飯郡宮道郷美也【拾遺
集】神樂歌、石上ふるや壯士の太刀もがな、組緒しでに宮道
かよはむ。【舊事記】稚武王宮道君祖、【續後紀】四に、賜宮道
宿禰吉備麻呂等朝臣姓、【三代實錄】三十に宮道朝臣彌竝と
云人見えたり。

産土神若宮八幡宮 祭神廣幡八幡大神。祭日 氏子 戸。境
内五段五畝除地。
乗政村より御靈實を分來りし故若宮と稱る歟、又は仁德
天皇の御靈代をも合祭れる歟、未詳。
同神明宮 祭神天照皇大神。祭日 氏子 戸。境内一段五畝
歩除地。

地藏禪寺 中呂禪昌寺末、永祿三年庚申開基。本尊 境内六段三畝十六歩。山林一段八畝六歩除地。高二石三斗九升一合。此段別田畑一段六畝二歩。

觀音堂 本尊 境内七畝歩除地。
大日堂 本尊 境内八畝十二歩除地。
宮地城址 從高山十四里 益田郡竹原郷宮地村に在。

【飛州志】云、來由未詳。同系譜云、藤原正頼、三木氏稱忠右衛門、竹原郷に住す。應永年中、飛驒國司征伐の時、追手の大將京極近江守高員、忠賞に依て竹原郷を領す。故に家臣正頼當國に來て守之、同三木黨の條に、家幕故按に、藤原姓は藤原と記したるにて、姓は幸強にて、如何、異書の系譜に、三木氏は宇多源氏にて佐々木の支流の由なり。竹原へ來る初代を三木太郎左衛門則綱と云、二代を三左衛門綱良と云て、【飛州志】系譜とは大同小異あり。且竹原とのみありて、地名未詳。若此宮地城は、三木の故墟ならむか。

○野尻村 高百二十石餘、山林家三十九戸。人二百九十餘人。

産物 米百二十石 稗三十石 大麥四十石 小麥十石 大豆六石 梅・李・柿・栗・橡・檜 大繭三十八貫目 眞綿三十把 小繭三百八十貫目 生絲四十九把 酒百石 楮五十貫目

八寸紙十五束 猪・鹿・山雞・雉 鯉兒百 金魚兒八十 鵜鳥・網鳥此小鳥千六百羽。
東方 御厩野村十町。西方 宮地村十八町。南方 蛇の尾村一里。北方 山。高山十四里半餘。

鳥屋

竹原郷村々にて古來暮秋の頃、御嶽へ繁霜又は雪のふれる頃、小鳥等の群て、御嶽より竹原郷・下原郷等の里山に出るを伺ひて、村民等立木の枝をおろし、小枝にも葉にも藪あまたつけて、元の立木に繩もて結付け、罔を立木の枝にかけおきて、射撃さして夜の明るを待居るに、罔の鳴聲を聞て小鳥のむれ來て、鵜つけたる枝に止りて、飛たつことあたはず、七顛八倒するを見て、繩をとき枝をおろしてとるなり。又近世は長高き細木を、根より伐れるを見て、其木を倒してもとり、又阿多野のごとく、かすみ網を張てもとり。

【萬葉集】十四廿六の、等夜乃野爾、乎佐藝爾良波里、乎佐乎

佐毛サモ 爾奈ニ 倭ヤマト 古由コユ 惠爾エニ 波伴ハハニ 爾許ニ 呂波ロハ 要ニ 【略解】上はおさおさと云むための序なり、鷹をあらはせんとて、柴などをさして伺ひ居る所を、田舎にて鳥屋と云、それを轉じて獸とるためにするをもしか云か。且さるわざする所を即鳥屋野とも云べし。【和名抄】下總印幡郡鳥矢郷有、そこ歟とあり、鳥屋はやすと云は、いと古言と見えたり。又【萬葉集】五卷八の、令反感情歌云、父母乎、美禮婆多布斗斯、妻子美禮婆、米具斯宇都久志、余能奈迦波、加久叙許等、和理、母智騰利乃、可々良波志母與、云、【略解】もちどりの枕詞、か、らはしもよは、鵜にか、れる鳥の如く、立離がたく、親にかかはりて、遁れがたき理を云。

○御厩野村 高百七十五石、山林家五十七戸。人四百人餘。

産物 米百八十石 稗三十五石 大麥六十石 小麥十二石 大豆七石 梅・栗・橡 大繭四十貫目 眞綿三百目 小繭四百貫目 生絲六十把 絁縞五十反 楮六十貫目 酒八十石 串柿三十連 猪一鹿一山ドリ十キジ十 網小鳥千羽。東方 美濃國界八町。西 野尻村十町。南山。北山。高山十五里。

村名義は、上古牧にて馬を放養せし野なりけむ、【續日本紀】に見えたる如く、龍馬を朝廷に獻てより、御厩を建たる



野なれば、名に負しなるべし。大野郡、牧ヶ洞・夏厩・六厩等の村名と同意なるべし。【續日本紀】卷第二云、文武天皇御代、大寶二年夏四月乙巳、飛驒國獻神馬、大赦天下、唯盜人不在赦限、其國司目以上、出瑞郡大領進位一階賜祿有差、百姓賜復三年、獲瑞僧隆觀、免罪入京、流僧幸甚又普賜親王以下畿內有位者物、免諸國今年田租、竝減庸之半、之子也と見えて、本土より獻りたる良馬の故に、かゝる深き重き、御仁惠を施し賜ひしことは、千有餘歳の後迄もいとく、難有恐こき事ならずや。【延喜式】四十八卷に、左右馬寮式出て、國飼の御馬とて、毎年諸國より可牽進馬數を載られたり、本土よりは古は奉獻けむを、匠丁を數多召上られたる後は、他國に譲りて、馬は止られて、當初飼つる御厩野の、名のみ残りたるならむ。

鳳慈尾山大威徳寺跡 里傳には鳳山と云。

【飛州志】云、鳳慈尾山大威徳寺跡は、益田郡竹原郷御厩野村に在。當山は古へより國説に云、鎌倉右大將家御願の旨ありて、伽藍を草創し玉ふべしとて、其地を諸州に尋求めらる、于時永雅上人、其命を奉じて、永雅傳説未詳、文普く國々を巡りて當州に來り、此山上に至るに、山溪寂莫として、心もすめる折から、山頭の池中頻に鳴動して、大龍顯出、于時永雅願はくは、其眞容を拜せむことを祈

林坊・西の坊・聖林坊・吉祥坊・北の坊・寶光坊・池の坊・満月坊・福成坊、本尊は大威徳明王、塔は大日如來、鎮守は伊豆・箱根・熊野・白山、四所權現也。寺領は門前和泉橋を堺、北は加賀なし谷通尾を境、東はくらかけ白山の尾舞臺、西は野尻山境、按に和泉以下の地名悉く寺之内寺領田一町一反、按に益田郡上田之内はきぐちに十貫、按に同郡上田村に、ほきぐち、同村の字にあり。十貫とある。永の數なり。何石と云に同じ。古代の法則なり。跡津大にほりに十貫、按に同郡跡津村あり。をこ、に大般若田二反、按に、をこは同郡小川村なるか。天正五年丁丑林鍾下旬、慶俊記之。以上由

僧慶俊が遺記を見て、大威徳寺の小本堂を始め、諸堂并十二坊の、塔頭ありては、僅かなる寺領田一町一段歩、永廿貫文地ばかりの施入にては、僧侶等甚以て貧しく乏しくて、托鉢乞食すべき市坊もなく、饑寒へて如何なる憂目に逢つらむ。【續日本紀】に、記のこされたる、聖武天皇御代、天平十三年なる、諸國の國分僧寺、同尼寺へ、封五十戸、水田十町宛施たまひ、且其後延喜の【主稅式】なる、飛驒國正稅公廩、各四萬束、國分寺料五千束、文珠會料一千束、など見え、其外往古は朝廷より重く厚く、施し賜ひたるを、僧慶俊も、代官長谷川忠崇も、知らざりしにや。里民の云傳へたる、此威徳寺へ鎌倉よりの寄附を此上もなき盛事にて、大功徳なりと思ひし故に、如此

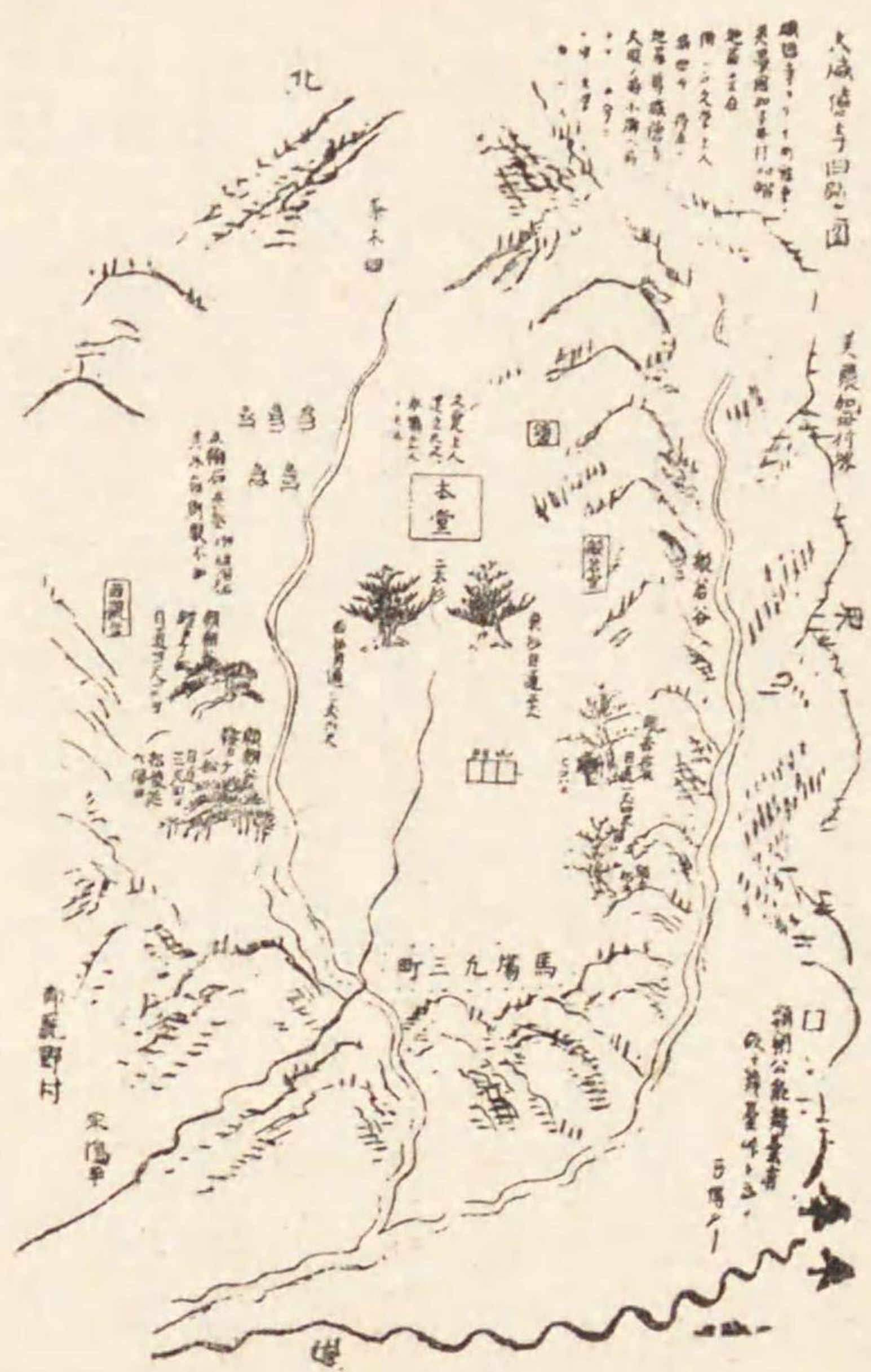
念せしに、大龍忽小童の尊容と變じ、牛に乗じて出現し、永雅に告げたまふことあり。則其の尊容を寫し留て大威徳明王と稱す。右大將家其靈地たることを感じ玉ひて、本堂・講堂をはじめ、其外塔頭十二坊を建られ、彼尊像を安置し給ふ處の靈場なり。其外鎌倉銀杏、秩父杉など稱するもの、今も山上に存す。是等皆諸侯の寄附として、各其地より移し植られしとなり。鎌倉時代の大名を諸侯とは如何に選ひたるならむか。可考。又秩父は借字にて、銀杏生のよに馬を繫し、ありさまを稱して、山下の地名とすと云。諸國の大名、鎌倉にて頼朝卿の建てられたる寺ならば、群參もすらむ、此邊土深山、詳參するものは、是全當昔長瀧寺の僧等が妄作にて、文武天皇大寶二年の故事を採るにたらしめ説なり。其後國內の兵亂も久しくして修補を加ふることも叶はず、自然寺坊荒廢に及びたりしに、剩天正年中、地震の爲に破られて、一字も全からず、飛州大地震は十一月晦。此時再建の力も盡果て、僧侶各他邦に離散して悉廢絶すと云。以上按に、其十二坊の一數、多門坊の住僧慶俊と云ふ沙門、濃州長瀧寺に行て、其塔頭阿名院に住せり。彼院の經文末書に、舊寺の事を記せしものあり、故に次に載す。抑長瀧寺は、美濃國郡上郡長瀧にあり、往古泰澄大師開闢の名藍なり。則阿名院所在經文末書云、大威徳寺本堂丈尺五間四方、地藏堂・大黒堂・講堂・鎮守・拜殿・鐘樓堂・三重塔・二王堂・坊數十二坊・多門坊・南の坊・竹

事共を記し殘し置し事ならむ。【和泉名所圖會】卷三廿七、和泉郡、牛瀧莊に同名の寺あつて、畫圖も出たり、其大凡は、

- 牛瀧山大威徳寺 古しへは百倉五山と云、坊舎四十宇、本坊方は眞言宗靈屋方は天台宗。
- 本尊大威徳明王 惠亮作
- 不動尊 役行者作
- 阿彌陀佛 弘法作
- 多寶塔 金剛界大
- 鎮守社 辨財天
- 大師堂 弘法大師畫影、眞如法親王筆
- 天照大神社 傍に在
- 關伽井 本堂
- 役行者堂 自作
- 求聞持堂 虛空藏
- 蛭子大黒社 行者
- 鐘堂 大師堂の左に在り

役優婆塞開創にして其後弘法大師惠亮和尚の中興なり。聖武天皇御代に、天下大旱の時、勅使此瀧に來て祈雨ありしに、忽沛然として雨降りしかば、六十六州田園を此山に施入、六十六段田と號、其後云、弘法云云。叡山大乗坊惠亮、爰に來て修法の時、大威徳明王、第三の瀧より涌出、其騎る所の牛は潭心の臥石にして、恰も青牛の水より踊出せるに似たり。其石長四丈、瀑布是を挾て飛流る、第一の瀧高二丈、第二瀧高十丈、第三瀧高四丈、此三瀧の水源に、四十八瀧あり、且此一山楓多し、秋の末紅錦を布がごとし、麓より峰まで、紅葉ならぬ所なし。坊中書院に映じて、人顔みな赤面を被たるが如し。衣類諸器まで、紅

をそぐかとかあやしまる。最奇絶の壯觀なり。騷人詞客、こゝに到らずんばあるべからず。記誦歌等、今略之。右和泉國の牛瀧山威徳寺はいと古し。此御厩野なるは近



き世の事にて、草創文覺ならばかねて發願して大瀑に打れつる、紀伊國那智山にこそ。右大將に勸めて、威徳寺を建べけれ、瀧もなき此山中の池に、顯出たる大龍を見て、辨財天を祀らで、威徳王を安置せしは、如何なる縁にか有む。

威徳寺より十町餘東に美濃國加子母村小郷地藏堂在。傳云古文覺上人威徳寺へ持來りし地藏尊威徳寺大破の時小郷へ飛たりと云今に小郷に文覺の墓在となり。鞍掛山 御厩野村の奥の高山にて、美濃・飛驒・信濃三國の界に跨れり。【玉勝間】八卷卅七丁に、久良加介、【宇治拾遺物語】に、移のクラ廿具、鞍かけにかけたりと有、くらかけと云ものは、もと馬鞍を掛る具の名なり、と見ゆ。御厩野には、由ありけなる名なり。

産土神熊野社 祭神素戔鳴尊。境内五段八畝十步地除。同日枝社舊名山 祭神大山咋神。境内八段三畝十步地除。同熊野社 祭神素戔鳴尊。境内一段二畝步地除。阿彌陀禪寺 本尊 境内九畝九步地除。高三斗四升九合。此田畑段別九畝廿五步。十王堂 本尊 境内九步地除。

斐太後風土記卷之第十九 卷

斐太後風土記卷之二十

富田禮彦謹撰

益田郡下原郷

【和名抄】に、此郷の見えざるは、當昔は益田郷の内なりしか詳ならず。されども今は下呂郷に屬たる、上原、今云中原、今も爾下原、今云下等はいと古き訓なれば、【和名抄】傳寫の時に、寫洩せしならむか、○國説云、下原郷の舊名を麻生郷と云しとなり。故和川白山祠藏經後文にも記せり。飛州志今も中切村、麻生谷山と云もあり。和佐村名義下原郷と改めし年代未詳。

下原郷十六箇村は、近世何の年代に定めしか詳ならず。三木押領の比ならむか。保井戸・瀬戸・三ヶ淵・和佐・火打・門和佐・久野川・夏焼・田口・蛇之尾・中切・福來・中津原・大船渡・下原町。渡り村を、都て下原郷と唱。方今の地理と、古への【戸令】とを按に、當昔上原と唱へし

は、即今の保井戸、古名は津原瀬戸、古名は益田川の三ヶ淵文字のままに三つの大淵あるべし。等三村と、今の下呂郷門原とを合せて、此郷中の上原と云しならむ。其上原を門原と訛來れる由は、下呂郷門原村の、條中に委記しぬ。

右に同じく、地理と古令を按に、當昔中津原と唱たるは即今の中切・福來・中津原を合せて云るにや。今も上代のまま、中津原と唱ふるは、いとめでたき古稱なるかも。大船渡・渡り・下原町の三村を合せて、上代は下原と云しならむ。其下原のツを省きて、下原とのみ、稱來れるは、やや後の事なるべし。○【古今集】春歌上に、貫之、はつせにまうづること、やどりける人の家に云云、【千載集】戀二源俊頼、うかりける人をはつせの山おろしに云云とあるは、大和國泊瀬にて世に、初瀬とも書けり。大納言紀長谷雄は、父貞範、長谷寺觀音に祈て設たる子なりとぞ、後に菅原道真公の門人となり、天下に英名を著せり。漢めかして、紀發昭と自書せし事、諸書に見えたり。其の初瀬のツを省きて、後に長谷とのみ云り、此下津原も長谷の如く、中昔より津を省きて唱へしならむ。上原は流れて門原といへども、聊上代の餘波は殘れり。只中津原のみは上代のまゝ、雅言を唱るは、いとめでた

下原郷十六村の内、夏焼・田口・蛇之尾、(川和)右三村を從來和川と云、戸令を按に、往古は一村なりしな

らむ。輪川の名義か。【和名抄】に、伊豫國伊豫郡吾川郷和加あり、土佐國高岡郡にも吾川郷見ゆ。同義か未詳。

○保井戸村 高六十五石餘。山林家三十四戸。人二百二十五人。

産物 米百石一斗四升 大麥六十八石二斗八升 小豆三石六斗一升 稗廿三石七斗 大豆七石二斗 大藨五十一貫目 小藨二百五十六貫目 楮百五十二貫目餘 茶百二十三貫目餘 木綿二十四貫目 眞綿一貫四百目餘 生絲六十四把 餘 紬縞十反 絲入縞十五反 串柿百連 蕨四十貫目 鱒二千五百 鮫三千 安治米二斗五升 雜魚三斗 猪二 鹿五 山 五 雉子・梅・桃・李・梨・柚・栗・枹・檜・松茸・椎茸。東川。西山越、美濃國岩屋村一里十五町。南瀬戸村半里餘。北門原村半里餘。高山十五里半。

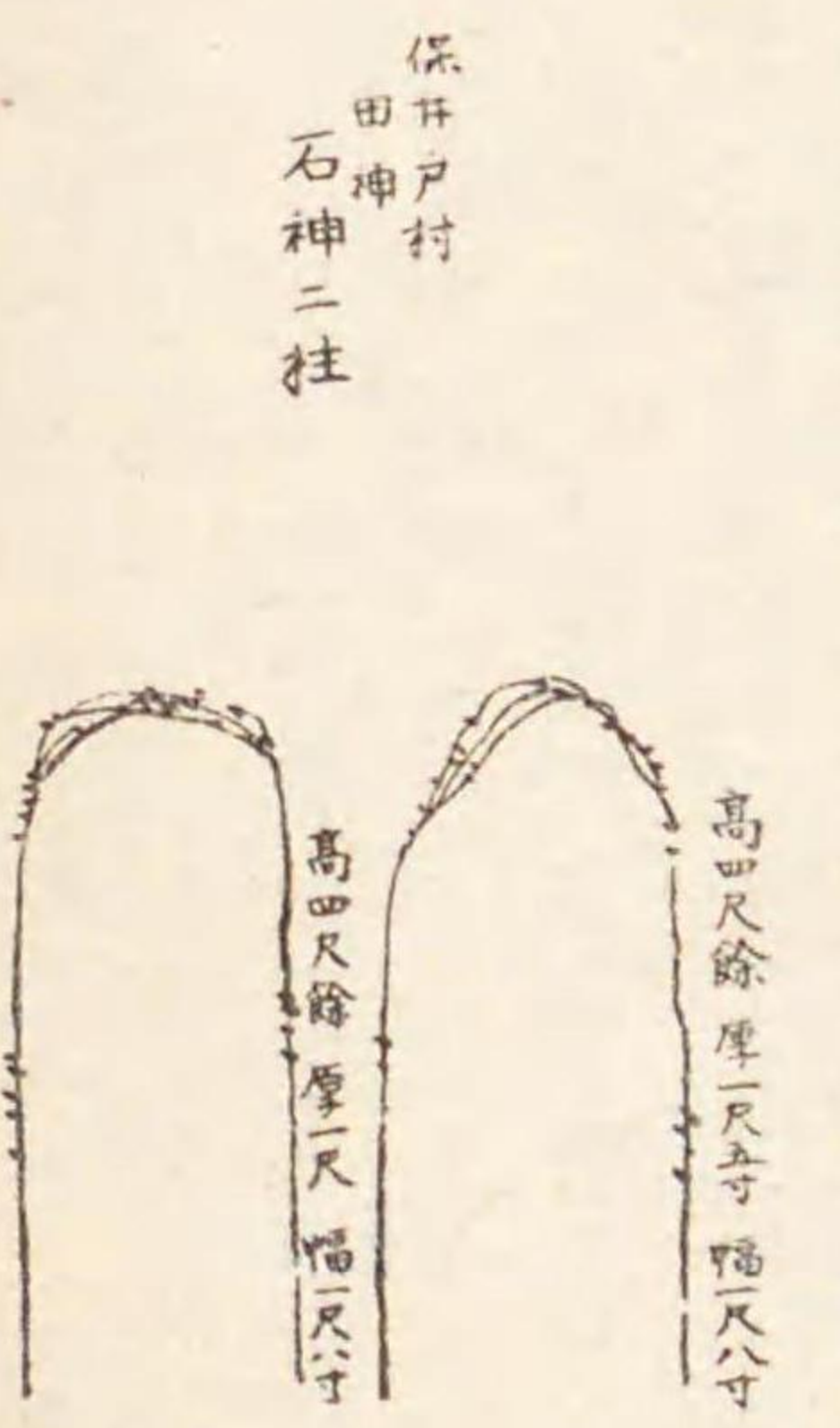
村名義は、保井戸は例の借字にて、岸險處なるべし。此村の氏神社前より、益田川西岸の險處を指して云なるべし。【和訓栞】にほぎぢは古歌に讀めり、岸險を云、筑紫人はほぎと云とある。きをいと云は、音便なり。決めて陪堂の義にはあらじ。ほぎとをほいとと云ふは、つき【戸令】を按に、上代は上ツ原の内なりつらむ。

産土神八幡宮 祭神廣幡八幡大神。境内二段五畝歩地除。勸請來由年代は詳ならねど、按に中津原の水無八幡宮

を、此保井戸にも、隣村の瀬戸にも勸請せしならむ。

同山神社 祭神大山祇命。境内五畝歩地除。

石神二柱 村民傳云、往古此村の田畑を開墾の時、二個の石を掘出さむとして、數人幾日も堀つれども、掘出し得ず。是は神にこそ坐すらめとて、其儘差置て田神に祭り來りしを、後世石佛とも誤唱ふる由なり。【延喜式】神名帳に、能登國羽咋郡大穴持像石神社、同能登郡宿那彦神像石神社坐り。【三代實錄】に出たる、飛驒國荒城郡遊畑石神と申は、今の吉城郡高原郷麻生野村に坐り、又其隣村古へは麻生谷の村ならむ、石神村にも石神坐り。其二柱は能登の如く大汝神と少彦名神に坐べく。此保伊土に坐も同神二柱にこそ坐すらめ。文德天皇御實錄なる、齊衡三年十二月、常陸國上言の大奈母知少比古奈命の像石を、其翌年天安元年八月、朝廷の御社になされたるが、即今の大洗磯前と酒列磯前の兩社にて、【神名式】に常陸國鹿島郡大洗磯前



同日

森 右衛門九郎印 大塚權右衛門尉印 矢野七郎右衛門印

○瀬戸村 高九石餘。山林家十三戸。人九十四人。

産物 米三十一石五斗 大麥二十三石二斗 小麥二石八斗 稗拾四石七斗 大豆一石八斗 大藨二十貫目 小藨八十六貫目 楮四十貫目 茶三十五貫目 木綿・眞綿壹貫目 生絲三十七把 紬縞五反 絲入縞七反 串柿六十三連 蕨三拾貫目 鱒九百 鮫千三百 安治米七升 雜魚一斗 猪二 鹿三 山鳥十五 雉子・梅・桃・李・梨・柚・栗・枹・松茸・椎茸。東和佐村川向半里。西山。南三ツ淵村廿八町。北保井戸村半里餘。高山拾六里餘。

村名義は、益田川此村字占代に至て、兩岸大岩壁立、川幅甚狭、自然石門をなせり。【萬葉集】に迫門と書ると同義ならむ。【和名抄】に駿河國益津郡西刀止郷、豊前國中津郡狹度郷、筑前國糟屋郡勢門止郷、薩摩國出水郡勢度郷見ゆ。同義にや。

産土神八幡宮 祭神廣幡八幡大神。勸請來由年代未詳。境内一段歩除地。孝池水 瀬戸村地内、字池の野の往來路下、益田川の西岸にあり、相傳云、往昔年代不詳門原村に、左近或云と云る孝子あ

の藥師菩薩神社、大神同那賀郡酒列磯前の藥師菩薩の神社大神と有て、朝廷の大神の列に御加なされたる由なり。如此有ば神を佛と稱する事は、方俗のみならず、當昔の習風なり、さる故に此村に藥師堂を建たるならむ。可考事なりけり。

藥師堂 本尊藥師菩薩。境内一畝五歩地除。竹腰勸助氏藏古文書

以上

當村へ於立歸に者一年か二年あり付候間扶持可扶助候ならびに諸役も免許せしむべく候得其意可申遣者也

天正十七六月六日 (花押) 金森兵部 卿法印 ぼいとこの 小右衛門尉方

覺

一定納貳石者 保井戸村 竹之腰 右御代官所に付而當已秋より永代令免許候者也

延寶五己年二月三日 金子又左衛門印 宇佐美次大夫印

笹俣兵左衛門殿

(右裏書) 表書之通無相違者也

り、父におくれ母に仕へて至孝なり。母病床に臥したるに、介抱怠らず、數日をへて藥驗もなく、病癒へざるを深く悲しみ、強て母の所好を問けるに、其母近江の湖水を飲むと欲する故に、叔母に介抱を頼おき、急行て湖水をくみ得て、夜を日につぎて此處まで歸來りしに、豈料らむや待得ずして母の身まかりたる由聞て、慟哭悲傷して、携へし水のこぼるゝをも知らず、打臥したるを人見っていたはり、門原村に送りかへしぬるが、其水道下に流れ落て、池と成て、長古に水色澄み、其清潔にて、益田川洪水の時も池水は聊も濁ることなしとなり。



海螺岩之圖 村長調書云、瀬戸村山内下時、上三ノ山、海螺岩之在、俗、徳石ト云、大團ヲ出セリ、又宮地村、眞崎、又、身全、甲子、土、凡、御、村、桂、川、傳、成、三、回、ト云、山、子、出、久、其、團、之、回、程、大同、小、異、リ、リ、イ、ン、ダ、其、白、雲、界、ヲ、見、サ、八、何、レ、目、是、ト、云、カ、ク、取、合、ト、見、合、大、岩、形、似、全、海、螺、之、似、シ、バ、名、三、貝、ト、云、近、村、三、八、倍、石、様、ト、云、外、ヨリ、参、詣、ス、ハ、權、現、様、ト、唱、フ、ト、云、ヘ、ク、多、ク、而、請、マ、ル、ト、云、

姥岩之圖 牧安純曰、瀬戸村、姥岩、ハ、從、還、路、ヨリ、凡、十五、町、モ、相、距、宇、田、洞、山、内、云、此、因、ハ、姥、岩、ト、云、十、三、ノ、在、岩、ノ、邊、ハ、婦、女、并、足、履、リ、化、者、ヲ、禁、テ、ヨ、シ、早、天、ニ、面、テ、祈、收、安、死、ヲ、リ、

石門 必、應、驗、有、ト、云、

高九六丈餘 高九十五丈餘

孝池水

毛、徳、安、池

山、根、ノ、

山、根、ノ、

山、根、ノ、

塔岩之圖所説 瀬戸村宇田洞山内、字はい岩洞、山上に

上岩三尺四面許
中岩六尺四面許
下岩八尺四面許
純高九間餘



在、是は別岩三つ重たるにて、其形貌三重塔に似たる故に俗に權現の塔とも言傳へたる由也、乗政村の三つ石に相似て又少し殊なること、ちす、上なる岩は別なれども少も不動由なり。

孝子湖水池

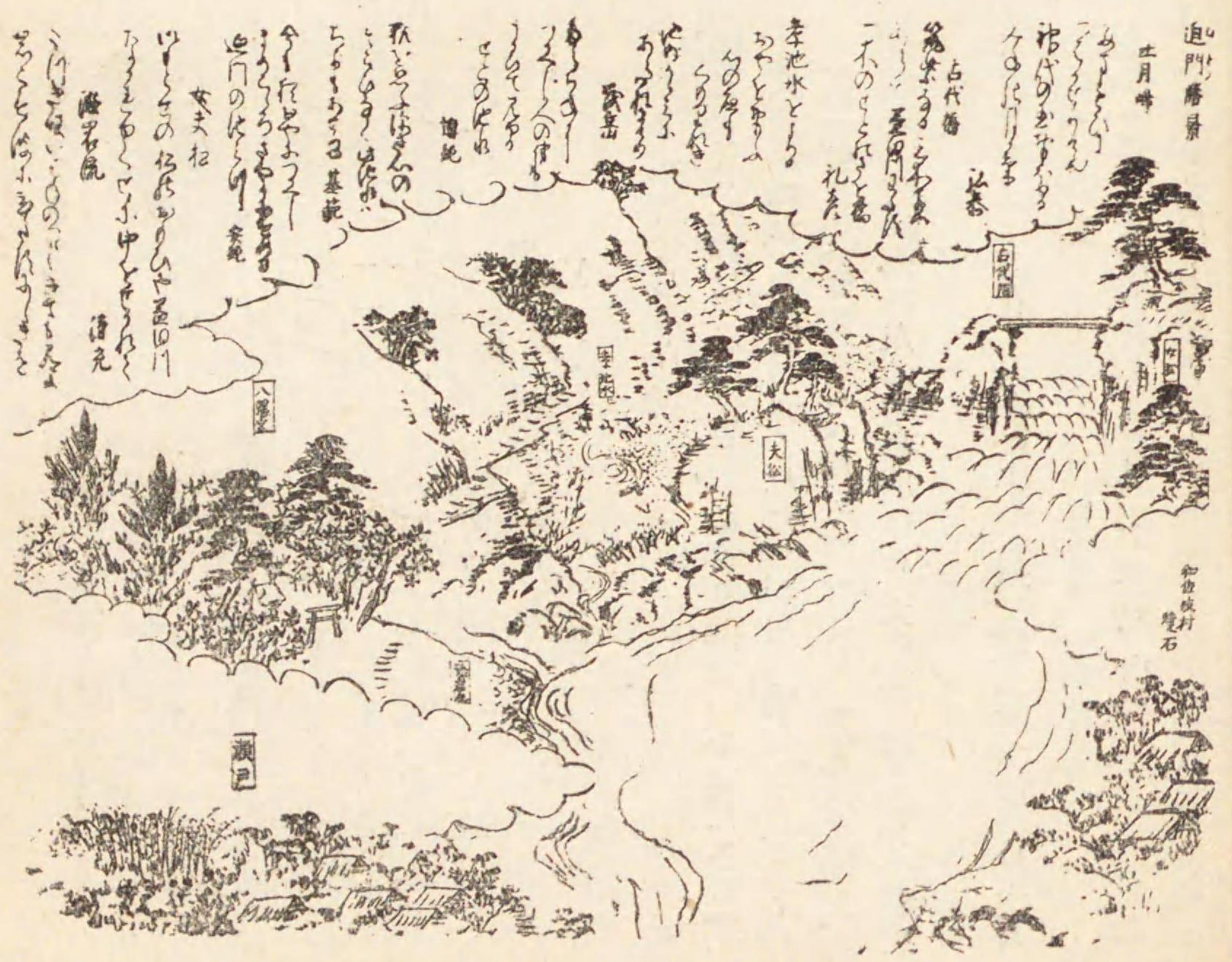
秦 鼎

君不聞飛驒深山裡、門原之村有孝子、其名曰作善事親、親病嘗欲琶湖水、孝子走從其所求、自飛至江三百里、酌水荷至瀬戸山、聞親已終悲欲死、覆其水處忽成池、千歲湛々湧不已、湧而不已深百尋、水色與他溪水異、此人爲上天所存、遂登仙階去門原、乃謝村人吾雖去、年々來山顧此村、來時必有大石隕、以此爲信勿相誤、大石雖隕不傷物、至今年々如其言、孝池水兮孝池水、玉體金漿何足論、今人如欲壽千年、先當至性感上天、如何不孝欲得壽、故無一人能得仙、

孝仙潭水深不可測酌而賦之

孝仙之跡潭碧深、潭水之深孝子心、天下誰家無父母、山中此處有煙濤、阜鄉片石空存古、石室靈書不在今、長使行人爲感泣、更添其淚幾千尋、

文化丙子冬作 秦 鼎

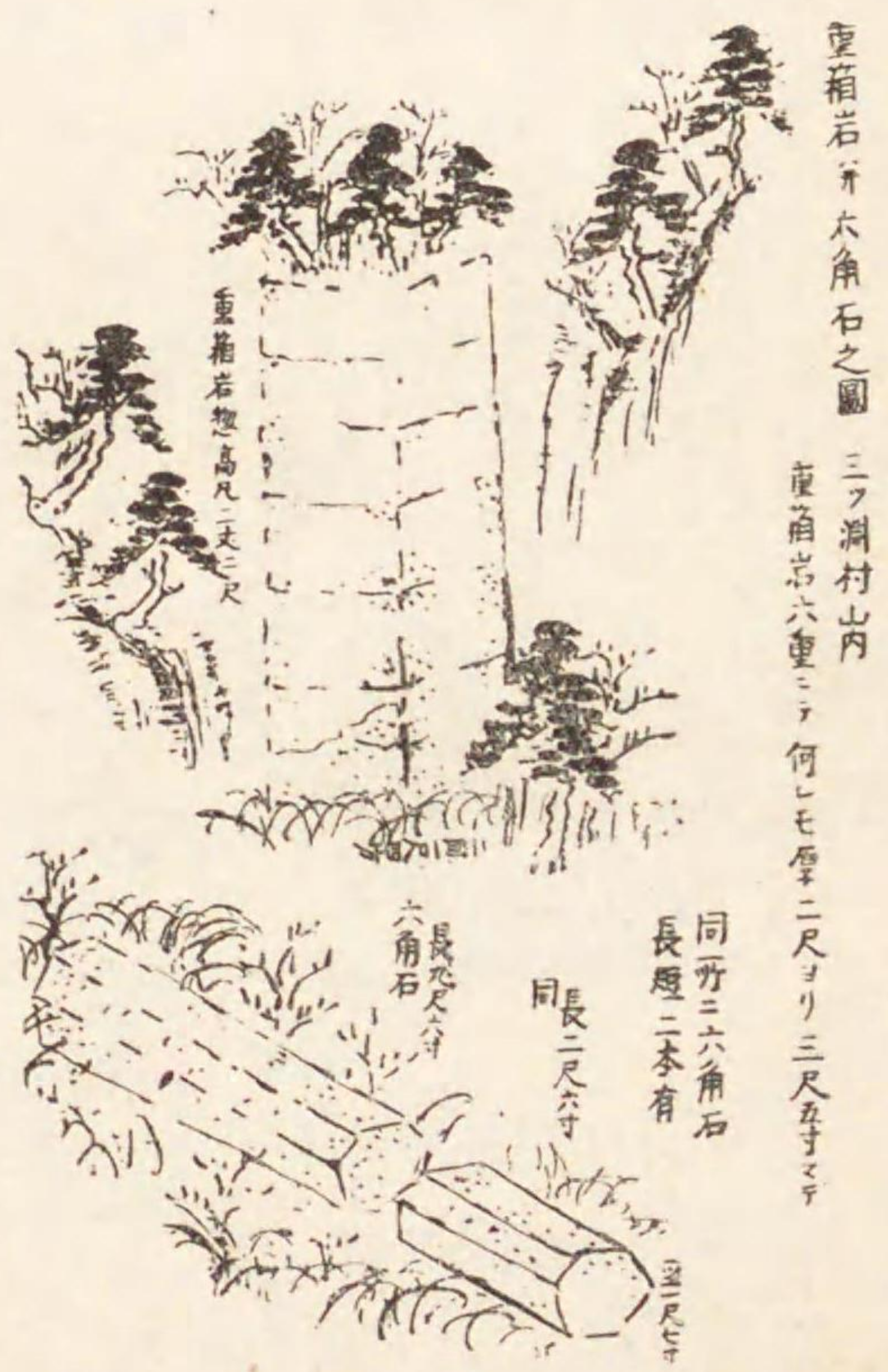


孝池水有引

行盡中山七里南、池潢千尺水如藍、山村孝子今何在、日月綿邈幾人代、曾聞孝子奉親年、湖水一器汲得還、未及獻親々已逝、號泣投覆盆水邊、流池漉々瀦爲池、石間清淺水不枯、江湧舍傍鯉剖水、孝感由來天意殊、我過此地弔孝子、孝子不存唯碧水、風木之慘誰不傷、路人感歎徒徒倚、

右 丙子臘月 臥牛山人義作

○三ツ淵村 高十三石餘、山林家十戸、人八十七人。
産物 米二十五石八斗 大麥二十六石六斗 小麥一石一斗 稗十一石二斗 大豆三石三斗 大繭十六貫目 小繭六十八貫目 楮五十貫目 茶五十貫目 生漆一貫目 眞綿八百目 生絲十七把 紬縞六反 絲入縞八反 串柿三十五連 木綿・鱒九百 鮫千四百 安治米七升 雜魚一斗五升 猪・鹿・山鳥・雉子・梅・桃・李・梨・柚・栗・檜・松茸・椎茸。
東川。西山。南中切村一里八町。北瀬戸村二十八町。高山十六里半十町。
村名義は、益田川此村下に至て、そこひもしらぬ大淵あり。漆淵以下
産土神八幡宮 祭神廣幡八幡大神。境内無餘地。
是は三淵村民等祭來れる由なれど、年代未詳、按に保伊土、瀬戸に同じく、往古郷中に祀れる中津原の水無八幡



宮を、勸請せしならむ。
巒岩、三ツ淵村山内稚松多和に在り、圓岩の少扁たるにて、大凡重ねたる鏡餅のふくれたるが如き貌なりとぞ。下は高一丈二尺、廻凡五丈八尺、上は高八尺、廻凡三丈四尺。重箱岩 同村山内左の字場所に在、大野郡瀧村生井の桶岩の類ならむ。
六角岩 同所に在、吉城郡上高原郷、雙六村山中の材木石の類とや謂べからむ。
○和佐村 支村燒石 高二百二十五石。山林家八十九戸。人五百五十二人。

産物 米二百五十六石五斗 稗五十二石五斗 大麥百四十石二斗 小麥五石三斗 大豆十石九斗 大繭百六十貫目 小繭五百二十一貫目 楮三百十六貫目 茶六百五十貫目 生漆三貫目 串柿千百連 眞綿四貫目 生絲百五十一把餘 紬縞二十反 絲入縞五十反 萩三十貫目餘 竹節人參五百目 鱒一萬九千 鮫一千 アヂメ一石一斗 ザツコ三石五斗 猪・鹿・山鳥・梅・李・梨・柚・栗・檜・松茸・椎茸。
東山。西瀬戸村半里。南火打村半里。北山。高山十六里半。
村名義【荏野册子】二卷ますほのに、【古事記傳】四十四の他田宮の註なる【欽明紀】【姓氏錄】【和名抄】筑前郷名曰佐を論ひて、曰西月吳音和都なれば、即是曰佐の義かと有るは如何あらむ。【和訓栞】に、わさは結紐也といへり。輪するの義、又驅子もよめりと有。其義未考得。又【紀伊國名所圖會】四卷上、名草郡に和佐は上和佐・下和佐二村ありて、和佐の王子の社、和佐山の古城跡太平記なるは古戰場なりとぞ。貞享三年四月廿七日、京蓮花王院三十三間堂にて、惣矢數一萬三千五十三本、通り矢八千三百三十三本にして、射術の甲科をとりし、和佐大八郎は即其莊の産なりと見ゆ。同名は如何なる緣ならむ。其處に又溫泉湧出て、湯の谷と云も在。又同村に湯淺散位秦宿禰の子孫住て、高橋神社の宮司にして、後

世湯淺の庄司とも稱とぞ。【同後編】四卷、在田郡湯淺の庄湯淺驛の條中に、【明月記】云、寛喜二年正月十六日己酉、今日人々物語云、少將頼氏朝臣參熊野於湯和佐宿云とあり、然れば元湧出る溫泉の淺き故に、湯淺と稱へし歟、又は湯の出る和佐なるは、湯和左と稱るを後に上略せし歟未詳。此益田郡和佐村にも、溫泉湧出れば、後人紀伊國の地名を、よく聞傳て考へてよ。又里説に古しへ麻生村と云しを、後に訛りて和佐村と云る由いへれど音も違、如何あらむ。勿論下原郷の舊名を麻生郷と唱へし由は、國説にも傳り、和川白山社藏經の後文にも残り、中切村の麻生谷と云も有て、美濃國加茂郡麻生村上中の産土神は、古しへ朴の木獨木の獨木、刳舟に乗て、飛驒國麻生谷より、來臨したまへるを、祀りたりと、彼地にて今も言傳へたり猶能可考。
産土神白山社 祭神白山比咩大神祭禮。氏子、和佐村・火打村。境内二段歩地除。勸請年代不知、戸令を按に往古は、火打村も和佐の枝村にてやありつらむ。
産土神白山社 祭神白山比咩大神。氏子、和佐村支郷燒石。境内七畝十五歩地除。
御靈實は、長三尺地底深、幅八寸、厚□の石神なり。里傳云、往古川西瀬戸村、山上の海螺岩、自然に割て益田川を飛越て、此處に鎮坐けると也。

同山神四社 祭神大山祇命。境内除地、六步、一段廿步、廿步、十五步。

同稻荷社 祭神倉稻魂命。山城國のを勸請せしならむ、三社合祀にや。境内。

同荒神社 祭神竈神。里説には大山祇命に坐といへり、何れにや。境内。

薬師堂二字 本尊 境内三畝廿二步、四步、除地。

觀音堂 本尊 境内四步除地。

温泉 字湯屋。小坂郷湯屋村の湯に同じく、焚湯なり。
和佐村民細江平左衛門の先祖は、細江右近將監春光と云浪士にて、年代不詳此村に來り、田地を開拓して一村を開、末孫迄永續の由、往昔火災に逢古書は焼失せりと傳たれども如何あらむ。抑此和佐村の僻けたるも神代中賦、又は上代の事なるべし。其神代等に後世の官名、右近將監の命など號るべきやは、是亦全く吉城郡是重村説の如く、大同年中に皆畑の地を水田にせし人を、當村の開祖なりと思違、言傳たる僻説のごとく、細江春光も、中昔和佐村に來り住で、田地を墾添せしか、畑を田にせしか、何れ農作のことに功ありし人故、誤り村の始祖なりと、言傳へしならむ。

○夏焼村 高百二十四石餘。山林 家六十一戸。人四百三十七人。

郡司田口玄蕃某の采地にて、此村に郡司の居館の跡も残たる由なり、さる故に其家名、即村名に成しならむと云り。社寺無之。

○蛇尾村 高四十五石餘。山林 家二十二戸。人百九十八人。

産物 米百四十三石六斗 稗四十八石九斗 大麥四十四石二斗 小麥一石五斗 大豆五石 大藪十貫目 小藪六十貫目 椿八十一貫目 茶・串柿五百連 生絲十一把 松烟一貫五百目 輪竹・萩三貫目 猪・鹿・山鳥・キジ・桃・李・梨・栗。

東山。西田口村八町。南山。北野尻村一里。高山十五里半八町。

村名義は、【紀伊國名所圖會】後編五卷云、日高郡川上莊、蛇尾村信業寺は、曆應元年の開基、玉置氏代々の菩提所也云。社寺無之。

○門和佐村 高二百二十一石餘。山林 家九十三戸。人六百八人。

産物 米六百三十九石九斗 稗二百三十七石八斗 大麥三百四十五石七斗 小麥五石二斗 大豆三十六石二斗 大藪廿八貫目 小藪百五十貫目 椿千二百三十五貫目 御種人參十一斤、但一斤代金一分、串柿千五百連 生絲三十五把 酒八十石 輪竹・松烟五貫八百目 猪・鹿・山鳥・キジ・梅・桃。

産物 米三百五十六石九斗 稗百五十石一斗 大麥百五十四石五斗 小麥二石五斗 大豆十七石三斗 大藪二十三貫目 小藪百十貫 椿二百六十七貫目 茶・串柿八百連 生絲二十五把 萩三貫目 輪竹・鹿・山鳥・鳩・梅・栗。

東田口村半里。西小川村大野一里。南久野川村一里。北方宮地村一里。高山十五里餘。

村名義は、以下闕
産土神白山社 祭神白山比咩大神 境内一段步除地。

觀音堂 本尊 境内廿四步除地。

薬師堂 本尊 境内十四步除地。

○田口村 高廿九石餘。山林 家十七戸。人百四十一人。

産物 米百三十石五斗 稗三十九石二斗 大麥三十一石二斗 小麥八斗 大豆四石四斗 大藪八貫目 小藪二十五貫目 茶・椿六十二貫四百目 串柿百七十連 生絲四把 萩八百目 松烟七百五十目 輪竹・山鳥・鹿。
東蛇の尾村八町。西夏焼村半里。南門和佐村一里半。北山。高山十五里半。

村名義は土人口碑に、古しへは此村を和川と云、和は昔字にて三村を繋同周後三村に分と云、田口は蛇尾村の未辟前の名にて、夏焼村まで引通せる、田の水口と云義か。【和名抄】に、豊後國大野郡田口郷見ゆ。吉住頼武曰、此和川は古不詳、益田

李・梨。
東山。西火打村二里。南美濃國界半里。北田口村一里半。高山十七里。

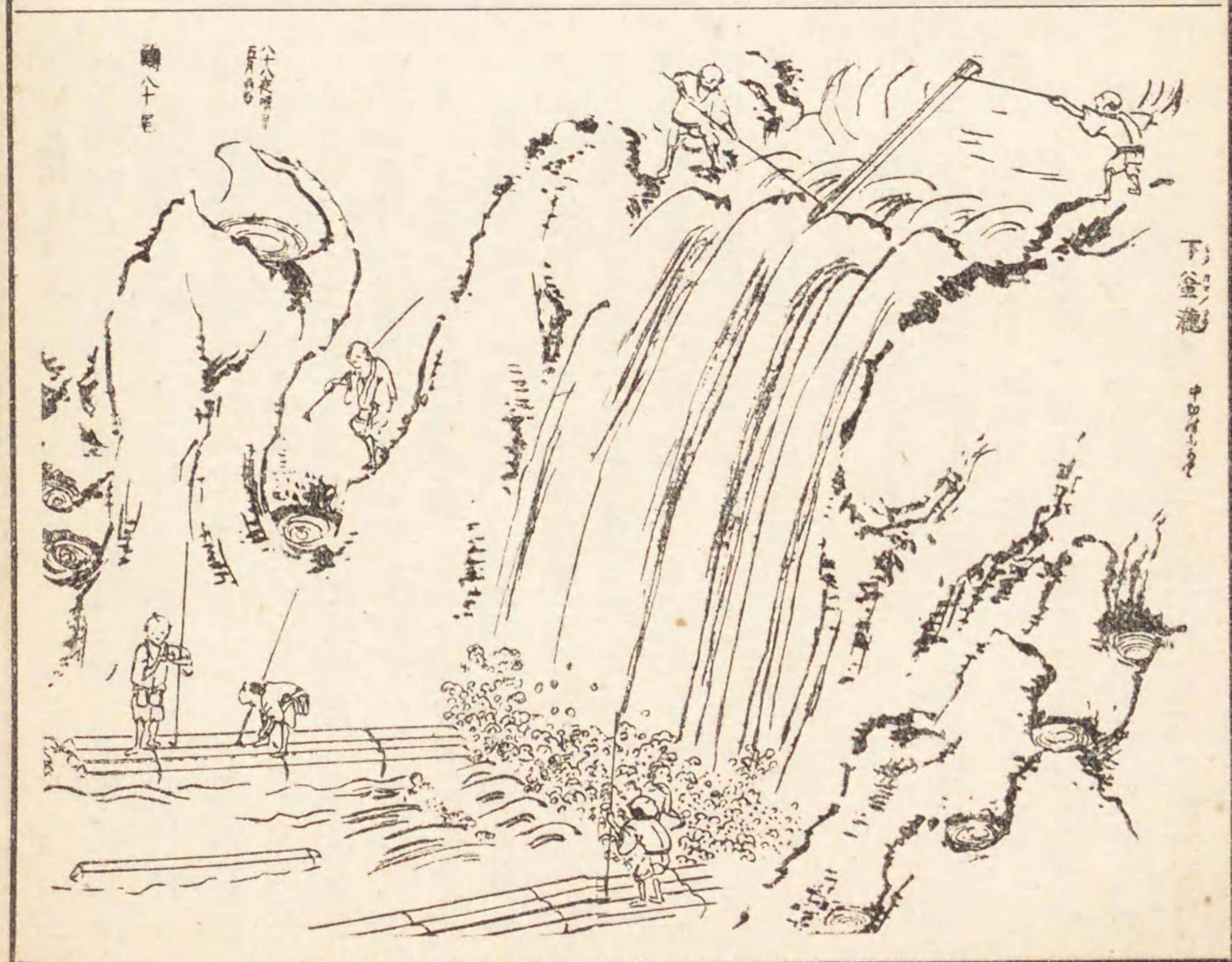
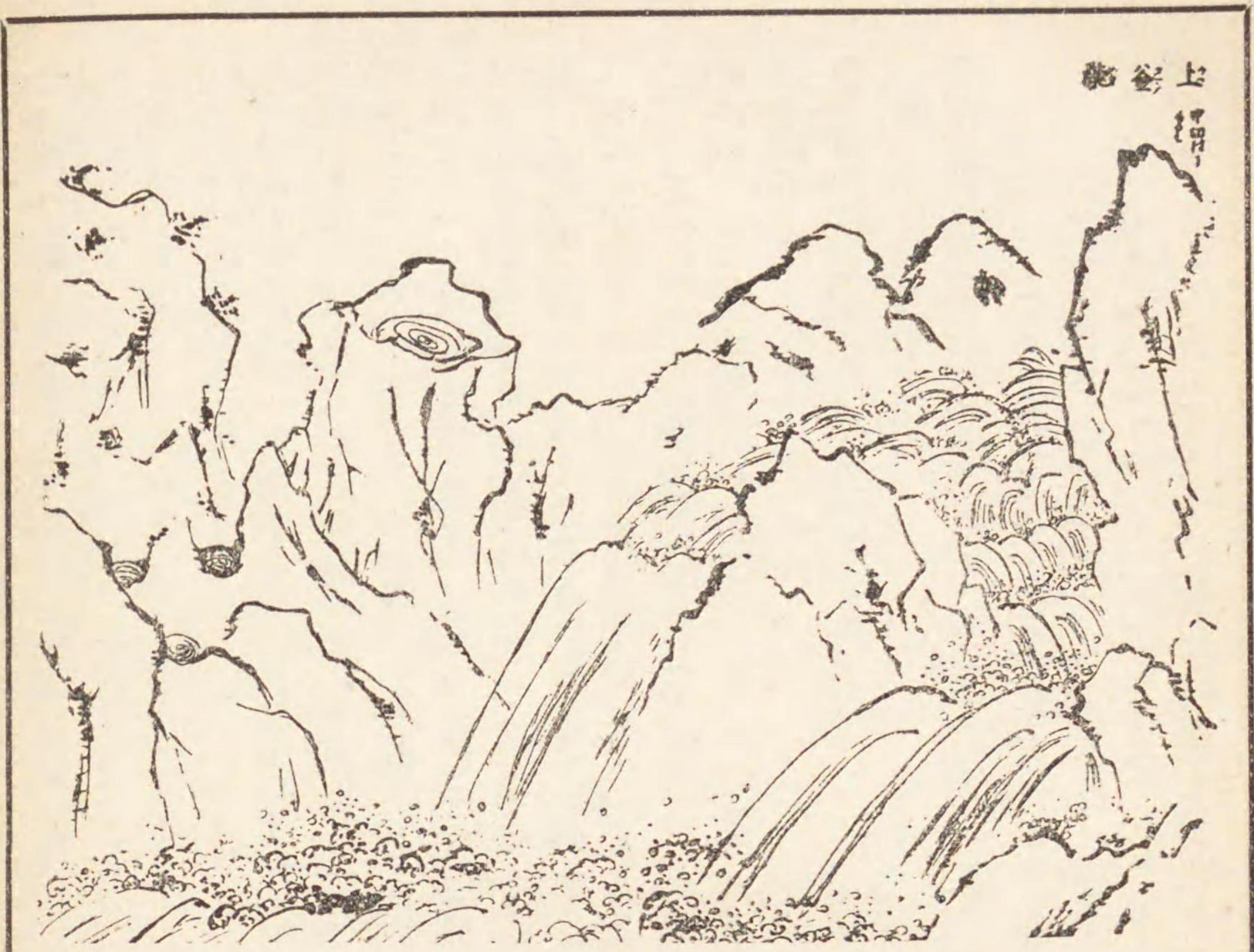
村名義は、門和佐は訛たるか、轉たるかにて、上津和佐なるべし、其故は此村の川の流末、和佐村にて益田川に入れり、和佐は本村にて、其流に添て上代に開拓し村なれば、加美豆【和名抄】の上は加豆不左なるを、加豆【和名抄】に、山城國の加豆奴を、【抄】に葛野加豆と云ひ、下總國の加豆之加を、葛飾加豆と云るたぐひにて、門和佐と云るなり。小坂郷門坂・下呂郷門原も、共に上津を訛りたるならむ。

産土神白山社 祭神白山三社大神。境内二段步除地。
同山神社 祭神大山祇神。境内十六步除地。
同山神社 祭神大山祇神。境内十五步除地。

薬師堂 本尊 境内三畝十五步除地。
地藏堂 本尊 境内四步除地。

○久野川村 高五十四石餘。山林 家二十八戸。人二百三十四人。

産物 米二百四十二石一斗 稗六十一石一斗 大麥百九石五斗 小麥一石五斗 大豆十二石四斗 大藪十一貫目 小藪五十三貫目 椿二百四十貫目 茶百三十二貫目 木綿九貫三百目 生絲十把 串柿三百五十連 松烟一貫二百目



輪竹・蕨八貫目 山鳥・鳩・栗。

東山。西川。南和佐村一里。北夏燒村一里。高山十六里。

村名義は不詳、駿河國久能山、家名に久能以下關

産土神白山社 祭神白山三社大神。境内二段五畝步地除

同山神社 祭神大山祇神。境内一段步地除

阿彌陀堂 本尊 境内十一步地除

○火打村 支村、大洞、高八十八石餘 山林

家三十四戸。人二百六十二人。

産物 米二百五十五石一斗 稗三十一石八斗 大麥七十九石

三斗 小麥一石六斗 大豆九石八斗 大藪二十一貫目 小

藪二百廿貫目 茶百三十一貫五百目 木綿六貫五百目 生絲

二十二把 串柿二百五十連 蕨八貫目 蒟蒻芋十三貫目

松烟一貫百目 輪竹・鹿・山鳥・梅・桃・李・椿・栗 楮二百

卅二貫目

東門和佐村二里。西和佐村半里。南福來村一里。北山。

高山十七里。

村名義は未詳、燧城は越前國南條郡に在、名義未得考。戸令

を按に、古へは和佐の枝村なりけむ。故産土神を本村に祀

りしならむ。支村大洞 同大洞

産土神白山社 和佐村にあり。

東泉禪寺 中呂禪昌寺末。本尊 境内高五斗五升。此屋敷段

別五畝十五步。

○中切村 高百六十八石餘、山林

家四十三戸。人二百十六人。

産物 米百四十六石四斗 稗七十七石六斗 大麥百九十五

石 小麥十石一斗 大豆三十三石八斗 大藪三十貫目 小

藪二百十二貫目餘 楮六十貫目 青茶二百三十貫目 晚茶

二百貫目 蒟蒻芋廿貫目 生絲五十把 串柿百連 竹二百

五十本 蕨十三貫目 鱒八十本 鰻十 鮎百 鱒・鮒・梅・李・

梨・栗・柚・栗。

東川向福來村半里。西渡村山越半里。南下原町村十五

町。北三淵村一里八町。高山十八里。

村名義は、大野郡三枝郷に上切・中切・下切の三村あり。益

田郡阿多野郷にも同名三村有て、今は組の名となれり。其

如く此郷にても、上古耕地を開きて、建し村居改むるに先、

上原今の門原保井戸を一限とし、二、三に限りきりと云ふ中今の中ノ原原今の中ノ原村今の中ノ原等今の中ノ原を一限としたる、是即中切村の名なるべし。上原を上切、

下今の下原町渡原今の下原町渡を下切と云名は、既に絶たりけむ。

産土神 除地帳無之、中原八幡宮歟。

玉龍禪寺 西京妙心寺末。要仲山本尊 境内三段一畝步。山

林四町六段三畝廿步除地。

高一石八斗六升九合。此田畑段別二段二畝廿一步堺外八

筆。内一石六斗五升九合、此田畑一段八畝六步。七筆玉龍寺。内二斗七升、此下田四畝十五步一筆福昌庵。藥師堂 庚申堂藥師 本尊 境内二段五畝步除地。寺前池 周回二十五間、直徑五間、小濁水深三尺餘、眞鯉、緋鯉、鱸、鮒。

十王堂 本尊 境内一畝廿四步除地。

○福來村 高山林家。

産物 米百九十二石 稗四石 大麥百石 小麥二石 大豆十二石 大藨二十五貫目 小藨九十五貫目 茶・椽九十六貫目 木綿八貫目 蕨十八貫目 竹七十五本 生絲三十二把 串柿百連 蒟蒻芋五貫目 鱒五十本 鮎三十尾 ハエ・ウグヒ・猪・鹿・山鳥・雉子・鳩・梅・椿・柚・松茸。東山。西 中切村半里。南 中津原村八町。北 和佐村一里。火打村一里。高山十八里半餘。

村名義は字音の名なれば、後世に號けたるなるべし。古への戸令を按に、元來中津原村の内ならんを、何とて分て如此名を負たりけむ。【玉勝間】三卷云、【日本紀略】云、天德三年云、今年人民頸腫、世號福來病と見えたり。頸のふくらなるより、如此云なせしなるべし。長元二年九月十日頃にも、又此病世におこりきと見えたり。支村奥洞 同野首。

産土神白山社 祭神白山三社大神 境内一段二畝八步除地。同白山社 祭神同前。境内六畝十五步除地。同山神社 祭神大山祇神。境内十五步除地。○中津原村 高九十七石餘、山林家四十二戸。人百九十五人。

産物 米七十二石一斗 稗十二石二斗 大麥九十六石一斗 小麥三石八斗 大豆七石八斗 大藨三十四貫目 小藨八十四貫二百目 茶九十六貫目餘 楮二十九貫五百目 蕨五貫目 生絲廿一把餘 木綿十六貫八百目 蒟蒻芋百六十貫目 串柿五十連餘 年魚百尾 ムナギ二十本 鱒・鮒・猪・鹿・山鳥・雉子・梅・輪竹。東山。西 川向、原町村六町。南 大舟渡村半里。北 福來村八町。高山十八里半餘。

村名義は古しへ此郷中に、上原近世は門原と書て下呂郷に屬たり。此中津原・下原近世は下原三村並稱たる名なるべし。産土神水無八幡宮 祭神廣幡八幡大御神。御祭禮毎年三月十五日。氏子、中津原村・福來村・中原村・下原町村・大舟渡村・渡村。境内六段廿四步除地。長刀一柄、志津三郎兼氏作、鐘一筋。右三木大和守寄附。上古より拜祭來れる由なれど、詳に知れがたし。若是は武振熊の始て祭られし處ならむか。仁德天皇の御代日本紀

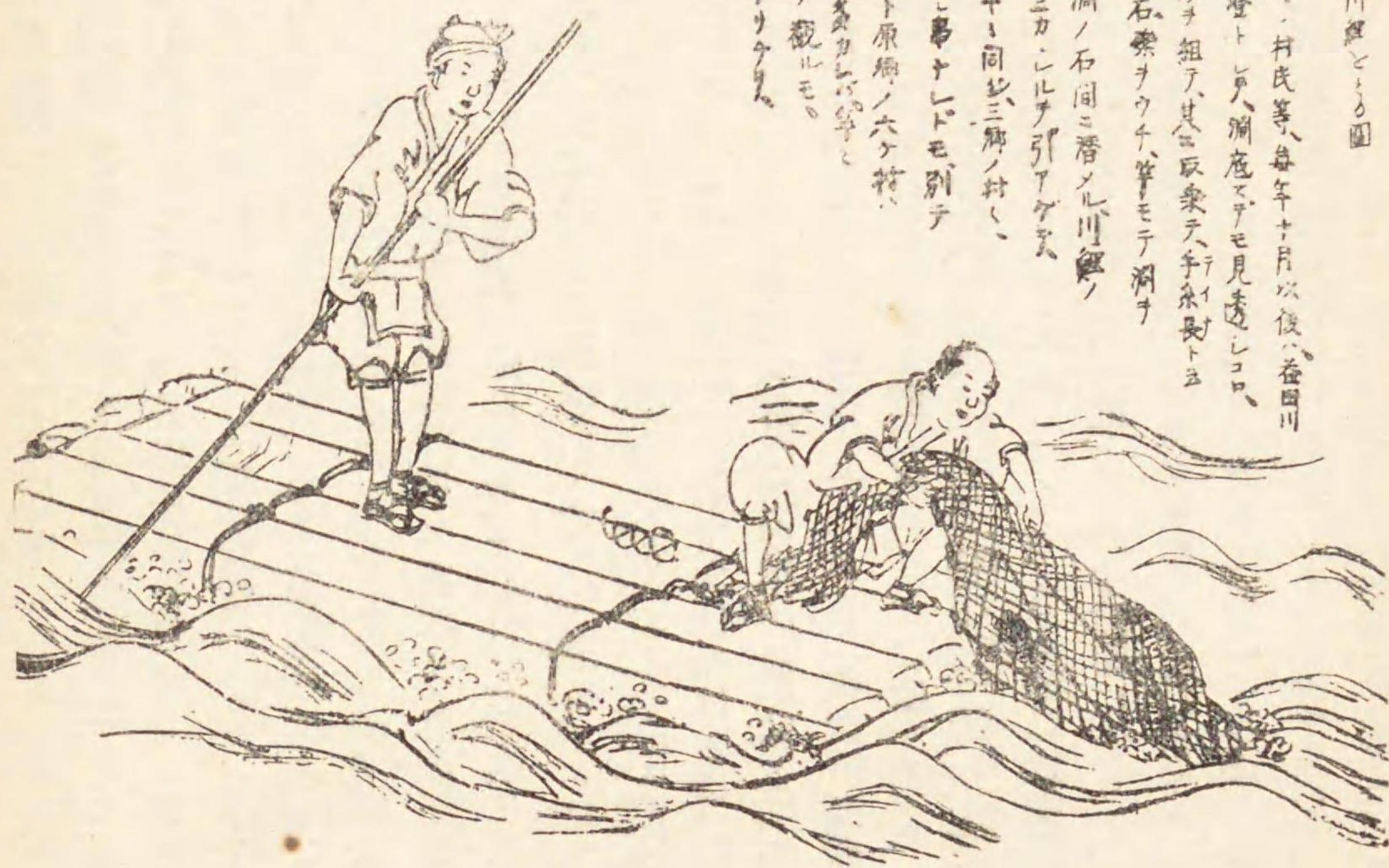
二十の六十五年紀云、飛驒國有一人曰宿儺、其爲人一體有兩面、面各相背頂合無頂、各有手足、其有膝而無臍、力多以捷輕、左右佩劍四手並用弓矢、是以不隨皇命、掠略人民爲樂、於是遣和珥臣祖難波根子武振熊而誅之、と見えて、尋常ならぬ朝敵強賊なりければ、討手大將を撰ばるゝに、も、種々の朝議ありけむ。當昔武内宿禰と共に、神功皇后に供奉して、三韓に渡りて凱旋の後も、香坂王・忍熊王の軍に勳功の有し、武振熊の命にぞ命ぜられけむ。名にし負ふ勇猛の大將なれども、齡は甚く老て二百歳に近き、在ければ甚心を苦しめられけむ其天皇の五十二年、新羅にて大功有し、田道歸朝の後又戰命を蒙り同五十五年、蝦夷征伐の時、伊寺の水門にて討死の事など思合せてなり。然れども京を發して向はれけるに、兩面宿儺は官軍の向ふと聞て大野郡出羽平の巢穴を出て、平生遠く出て、己が出張の要害とたのみし、美濃國高澤山に待迎へて、戦ひしに武振熊の猛烈にかなはずして、高澤壘柵を捨てて彼國説に宿儺其處にて討死せしと云は、部下の賊の討れしを見、退て云々傳へしならん、一説に上天せしとは奥斐太に逃入しを云なるべし。己が岩窟として逃歸りつらむ。さる故に武振熊の命、道すがら心を配り、大舟處より此中津原に宿りて、先帝の船中武備御稜威の盛に御坐せし事を、思ひ出で、此度速に凱旋せんと、假初の齋場を設けて此處に尊靈を拜祭られし跡ならむ。奥の道々にも、奉祭りて宿儺を討平、凱旋ありければ、里人等尊靈の著明き御稜威を仰ぎ恐る。

み奉りて、水無神社にても、同時敬祀られし事を聞傳へて、然れば同じ尊靈に御坐せばとて、水無八幡宮と奉稱りしにや有む。下留郷松森にても、同御名に申奉れり。産土神天神社 祭神 境内三畝五步除地。同山神社 祭神大山祇神。境内一段六步除地。同山神社 祭神同前。境内九畝步除地。同山神社 祭神同前。境内二畝步除地。阿彌陀堂 本尊 境内四畝六步除地。觀音堂 本尊 境内十六步除地。○大舟渡村 高四十五石餘。山林家十九戸。人百三十七人。

産物 米十二石二斗 稗二十四石一斗 大麥九十六石 小麥五石一斗 大豆五石八斗 大藨二十三貫目 小藨六十貫目 蕨三十貫目 蒟蒻芋八百貫目 竹五十本 楮十三貫目 生絲十五把 木綿五貫目 茶三十五貫目 串柿八十連 サツマ芋百貫目 生姜六十貫目 川鯉五尾 年魚二百尾 鱒・鮒・猪・鹿・梅。

東山。西川。南 美濃國界六町。北 中原村半里。高山十九里。村名義は、渡は借字にて、大舟處の義なるべし。其は國造・國守・國の司たち、又は東山道巡行の官使たちも、都より國

益田郡下原郷、村民等、毎年十月以後、益田川
 の水涸入、清澄トシテ、湖底ヲモ見透シコト、
 村民各自、棒ヲ組テ、其、取衆ヲ、舟ヲ、
 網ヲ投コシテ、石、索ヲ、ウケ、竿モテ、湖ヲ
 カキ、採リ、丸、湖ノ石、同、三層ノ川、
 鷺、出ラ、其、網、ニ、カ、シ、レ、テ、引、テ、
 捕、ル、古、來、事、ト、同、シ、三、層、ノ、村、
 下、原、郷、ト、同、シ、事、ト、モ、別、テ、
 益、若、能、下、ノ、下、原、郷、ノ、六、ヶ、村、
 川、經、モ、イ、ト、其、カ、シ、レ、テ、
 シ、カ、セ、リ、其、テ、載、ル、モ、
 樂、シ、キ、コト、ナリ、ケ、レ、



府に來給ふに、最初に先渡りたまへる舟處にしあれば、た
 、へて大舟處と云ふ意ならむか。
 産土神縣社 祭神六御縣大神。境内一段六畝十二步地除
 産土神津島社 舊名牛頭天王 祭神素戔鳴尊。境内八畝廿一
 步地除
 地藏堂 本尊 境内九步地除
 ○下原町村 高七十五石餘 山林
 家四十四戸。人二百五十一人。
 産物 米百八十二石二斗 大麥百五十一石二斗 小麥五石
 六斗 稗二十九石四斗 大豆三十一石六斗 大藪二十五貫
 目 小藪百二十二貫目 生絲三十一把 茶八十七貫目 楮
 二十貫目 木綿十貫目 蕨六十貫目 串柿五十連 酒五十
 石 醬油二石 炭百俵 川鯉三十本 年魚千五百尾 ウナ
 ギ・ハエ・ウグヒ・鯨・梅。
 東方 川向中原村六町。西方 山。南方 渡村國界十二町。北方
 中切村十五町。高山十八里半餘。
 村名義は、上原中原の例によらば、古は下原とつをそへつ
 らむ。其後つを省きて、町を添へたる年代詳ならず。
 産土神明宮 祭神天照皇大神。境内一段十五步地除
 同星の宮 祭神 境内二段三畝十步地除
 地藏堂 本尊 境内廿三歩地除

旅館跡 天正年中より、領主金森家京師大坂伏見等へ、參
 勤の往返宿泊旅館なり。金森家の親戚、山中市正道安と
 云人、旅館を主管して住す。山中市正此處退居の時、家財
 調度を中切村玉龍寺に寄附す、今に什物たり。旅館は今
 畑及宅地となり、石垣・古井猶存す。

○渡村 高四十六石餘。山林 家十六戸。人九十四人。
 産物 米二十三石五斗 稗十八石六斗 大麥百一石 小麥五
 石七斗 大豆七石九斗六升 大藪九貫二百目 小藪四十六
 貫目 茶百三十二貫目 木綿三貫五百目 蕨廿五貫目 生
 絲十二把餘 串柿楮廿貫目 竹百本 年魚二百尾 ムナギ
 十ウグヒ・ハエ・梅・李。

東 下原町十三町。西山。南川美濃國金山八町。北 中切村
 半里餘。高山十九里八町。
 村名義は、【和名抄】陸奥國巨理郡和理郷和理 其外諸國に
 甚多地名なり。【和訓栞】に濟を讀めり、曰理は字音もて書
 るなり。

産土神白山社 祭神白山三社大神。境内八畝十二步。
 觀音堂 本尊 境内一段一畝十二步地除

益田郡馬瀬郷

斐太後風土記卷之二十 益田郡馬瀬郷 渡村 川上村

馬瀬郷は上代大野郡なりき、【三代實錄】卷第十八清和天皇
 御代貞觀十二年に、大野郡を分て益田郡を置れし事、卷首
 に記せるが如し、其時檜谷村、大原村は、元のまま大野郡に
 屬き、川上村より流末沿岸數村は、皆益田郡に隸たりしと
 なり。馬瀬郷と號しは馬瀬川に依れり。馬瀬川とは其水源
 檜谷村の龍馬嶺より出れば、其名に負しとなり。【日本紀】難略
 吉野宮に幸したまひて、又御馬瀬に臨したまひて、
 大槩ありしこと見ゆ、大和國にも同名地ありと見ゆ。天皇二年十月、
 義平、父義朝の命を奉て、北國を廻來て、此飛驒國兵をも招
 募ける時、當郷中切村の岩魚谷城に、しばらく留居由、土人
 口碑につたへたり。後醍醐天皇御代、建武二年飛驒國司を
 下したまひし頃の事蹟は不明。其四代後國司藤原尹綱應
 永十八年八月、小島落城戰歿後、この馬瀬郷にさしたる
 主將なき故にや、美濃國土に隨靡きて美濃國馬瀬郷と云し
 由、當時の書類に見えたり。後柏原天皇御代、永正十五戊寅
 年、櫻洞城主三木大和守直頼、此馬瀬郷を責取て、再び飛驒
 國益田郡に復しけるとなり。其後は沿革なし。
 馬瀬郷近世十箇村と云るは、川上村・黒石村・數河村・中切
 村・堀内村・名丸村・井谷村・惣島村・西村・下山村。
 ○川上村 支村、向川上・芋島 高十五石餘。山林
 家十五戸。人百五人。
 産物 米三石七斗 稗五十三石二斗 大麥五石五升 小麥一

石八斗 大豆一石六斗 大繭五貫目 小繭三十五貫目 生
絲三十一把半 眞綿二把 竹二百本 行纏三十足 藁蓑三
十 蒲菅一貫目 串柿十連 梅・李・梨・栗・榎・檜・草茸
東方 山の口村へ山越。西方 大原村二里。南方 黒石村二十
八町。北方 川上嶽。高山十二里。

村名義は、馬瀨川の本源は、大野郡川上郷檜谷村の龍馬ヶ
嶺なれば、馬瀨郷の奥なる此村より出る水源は、即是川上ヶ
嶺なれば、馬瀨川の水なる村故、川上村の名に負しなら
む。俗にかはうれを約て、かふれとのみ云り。又村民傳云、
本村を古來川上垣内と云となり。按に猪鹿を防禦の爲に田
畑畔に、垣を結廻したれば、然言しならむ。

産土神白山社 祭神白山比咩大神。祭日 境内一畝歩除地。
○黒石村 支村、上野・多加良・和田・中林・椽洞・庵上・赤
目・牟佐々。高九十九石餘。山林
家四十五戸。人三百三十人。

産物 米四十七石五斗 稗百五十七石八斗 大麥四十五石五
斗 小麥五石六斗 大豆三石五斗 大繭二十貫五百目 小
繭五百十五貫目 生絲百二十把 眞綿十五把 楮二十貫餘
紬六疋 串柿廿連 竹五百本 蒲菅三百目 栗・榎・檜・草茸
東方 山、尾崎村支村。西方 山。南方 數河村八町。北方 川上村
二十八町。高山十一里八町。

村名義は、此村に黒石洞と云る山有て、大なる黒石ある故
に、村名にも負しとなり。【和泉名所圖會】に、和泉郡牛瀧莊
の山中なる瀧上に、臥牛の形をなせる青石有に因て、牛瀧
莊と云となり。漢土濟北穀城山下には、黃石ありしを、昔張
良奉祠せし事諸書に見えたり。又播磨に赤石瀨あり、陸奥
に白石城、備中に白石島あり。紀國黒牛瀨の歌は、【萬葉集】
に數首ありて、今は海士郡黒江町の、地中に埋れたりと、つ
ぎの【名所圖會】に出たり、石色の地名に負し事、不逞
枚舉。此村も古來、黒石垣内と云となり、村の耕地を垣結回
らし、猪鹿を防ぎし故ならむ。

蓮光教寺 東本願寺宗、高山照蓮寺末。長享二年戊申開基。本
尊 境内五畝十二歩。
池 周圍二十間、清水深一丈。
○數河村 支村、大坪・深母・神原・青木。高九十七石餘。山
林家三十一戸。人二百三十四人。

産物 米五十四石四斗 稗百七十七石七斗 大麥百石七斗 小麥
七石六斗 大豆六石八斗 大繭六十貫目 小繭六百貫目
生絲百二十把 楮二十貫目 眞綿四十一把 絁紬九疋 串
柿三十連 ハエ千百尾 ウグヒ九百尾 イハナ三百尾 雞
魚五升 猪・鹿・山鳥・雉子・栗・榎

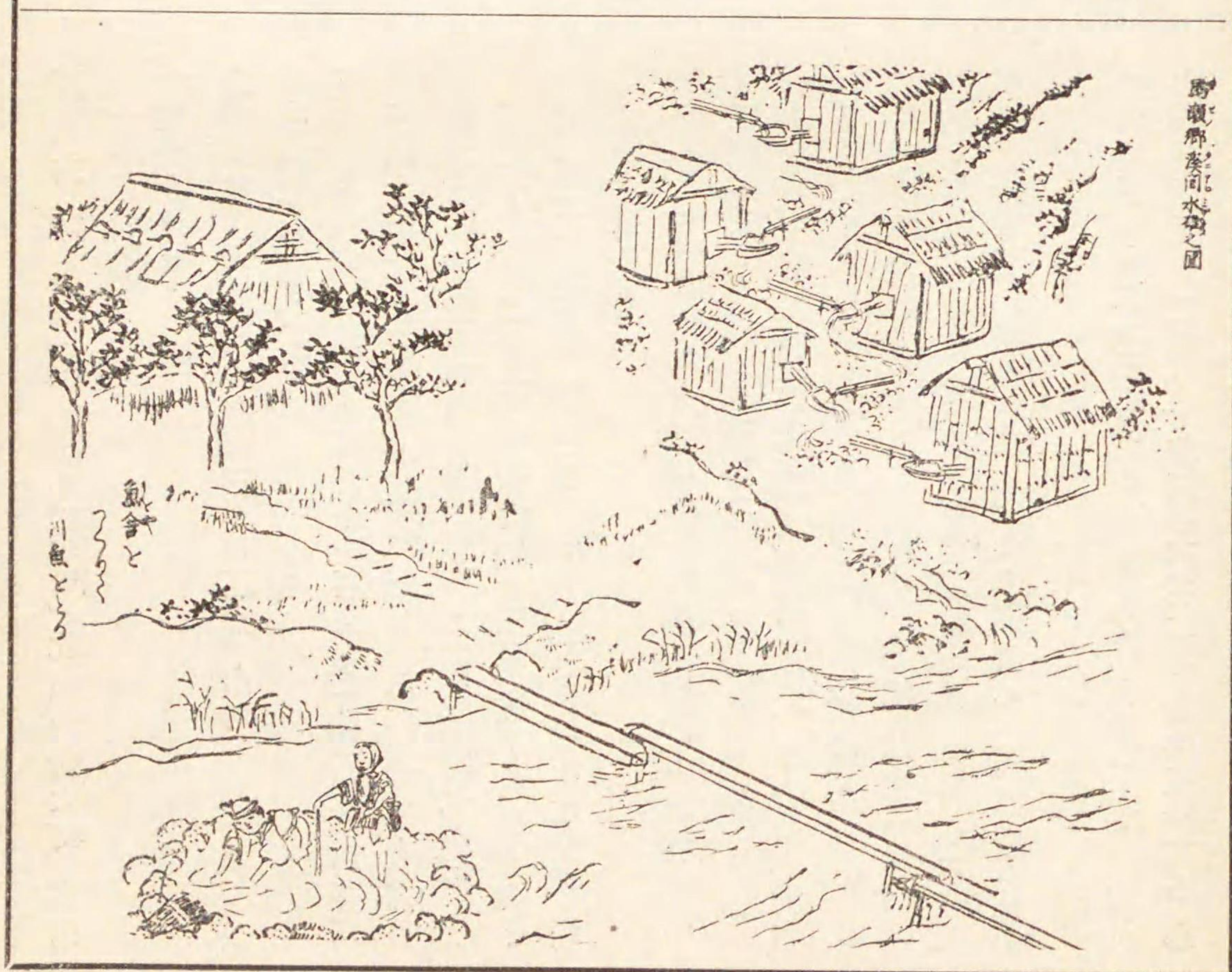
山十一里。

村名義は、此村の東南の山下に澤ありて、眞菅生たれば、菅
生と云へるを、吉城郡小島郷、又高原郷にも、何れも菅生
を、數河に書替へたるは、可惜事なりけり。戸令を按ずる
に、中切も、菅生も五十戸に滿ざれば、上代は一村にて、後
に二村に分ちたる故に、此澤水に續きて、菅の生たる宮の
下の池は、中切村界の内に屬しならむ。

桂林教寺 東本願寺宗、高山照蓮寺末。明應二癸丑年開基。
本尊阿彌陀如來。境内九畝二歩。
○中切村 高百四十一石餘。山林
家四十六戸。人三百六人。

産物 米九十六石 稗百三十三石 大麥百十石 小麥八石 大
豆六石 大繭六十九貫七百目 小繭九百六十三貫目 紬三
十疋 絁紬十疋 生絲二百四十七把 眞綿五十把 楮三十
貫目 茶十八貫目 竹二百五十本 猪二頭 鹿三頭 山鳥六
羽 雉子二羽 鱒千尾 鮒千五百尾 安治米二斗 栗・柿
榎

東方 尾崎村一里三十町。西美濃國界十五町。南方 堀内村
六町。北 數河村六町。高山十里三十町。位山九里三十町。
村名義は、下原郷中切村に記せる如く、此馬瀨郷なるも、上
馬瀨の村々を始めとして、耕地を改めし節の、中のきりな



馬瀨郷、産物、水、山、田

る故に、中切村てふ名に負つらむ。
産土神貴布禰社 祭神高靈神。祭日 境内一段八畝廿步除

地。

池字宮の下 周回八十間、清水深一丈二尺、生苔。

伊波那谷城趾 從高山路程、益田郡馬瀨郷中切村山上に在。里人相傳云、昔惠源太義平居城跡也。【大日本史】云義平攻入六波羅門内云、平軍交進防之、義平遂歛兵而退、及義朝敗走、從至美濃青莖、義朝命義平朝長、募兵諸州、義平赴北國、招募比至飛驒、來屬者稍多、及義朝死、問至、衆咸離散、義平亦將自殺、既而以爲、深讐未復、大丈夫豈徒死乎、潛歸京師諸本平治物語を引ての由なり、と有を見れば、平治亂敗後、義平は父義朝の命を受けて、北國より來て、飛驒の兵をも招募ける時、荒城郡なる吉田の傘松城にも、此伊波那谷城にも、暫居しなるべし、吉田の如く此馬瀨にても、豪族等敬ひて、此城に居らしめたるか、其後廢絶年代未詳。

○堀之内村 高六十二石餘。山林 家十九戸。人百二十人。産物 米四十六石稗百七石五斗大麥九十二石小麥二石八斗 大豆二石八斗 大藪五十貫目 小藪二百貫目 生絲七十五把 紬八疋 絁絲二貫目 串柿廿連 楮九十六貫目 竹百本 猪・鹿三頭 山鳥八羽 雉子七羽 鱒八尾 鱒十貫目 鮒十貫目 梅・桃・榎・椎茸・草茸。

東方山。西方山。南方名丸村半里。北中切村六町。高山十一里。位山。村名義は以下關。
○名丸村 支村萩原 高百三十八石餘。山林 家四十戸。人二百五十五人。産物 米八十八石四斗 稗百一十一石 大麥百石八斗 小麥六石四斗 大豆五石六斗 大藪百三貫目 小藪五百十八貫目 紬二十四 絁絲五貫目 生絲百七十二把 楮百九貫目 竹百五十本 油二斗 鹿五頭 山鳥十五羽 雉子十五羽 鱒十尾 鱒二十五貫目 鮒廿貫目 アヂメ五貫目 梅・桃・栗・榎・椎茸・草茸。
東方 跡津古關、ヒハダ峠越三十町。西山。南方 井谷八町。北方 堀之内村半里。高山十一里半、位山十里半。村名義は、蒲八十村云、上古の魚麻呂といへる人名の、村名に負しにやあらむと云へり。按に、【日本後紀】十三卷廿五に、石川朝臣魚丸、【三代實錄】十九卷四十一に、從八位上相模宿禰魚麻呂等見えたり。【續後紀】承和六年四月庚申、正六位上茨田連魚麻呂と云もあり。此村にも、古しへ同名の人住しならむ。
○井谷村 高四十三石餘。山林 家九戸。人百一人。産物 米三十一石八斗 稗四十四石二斗 大麥五十六石小

麥三石 大豆一石四斗 大藪十一貫目 小藪百九十二貫目 紬十四 油四斗 絁二貫目 生絲五十七把 楮四十六貫目 竹二百本 猪三頭 ハエ二百尾 ウグヒ三百尾 栗・榎・梨。
東方山。西山、南方 惣島村八町。北方 名丸村六町。高山十一里半六町。

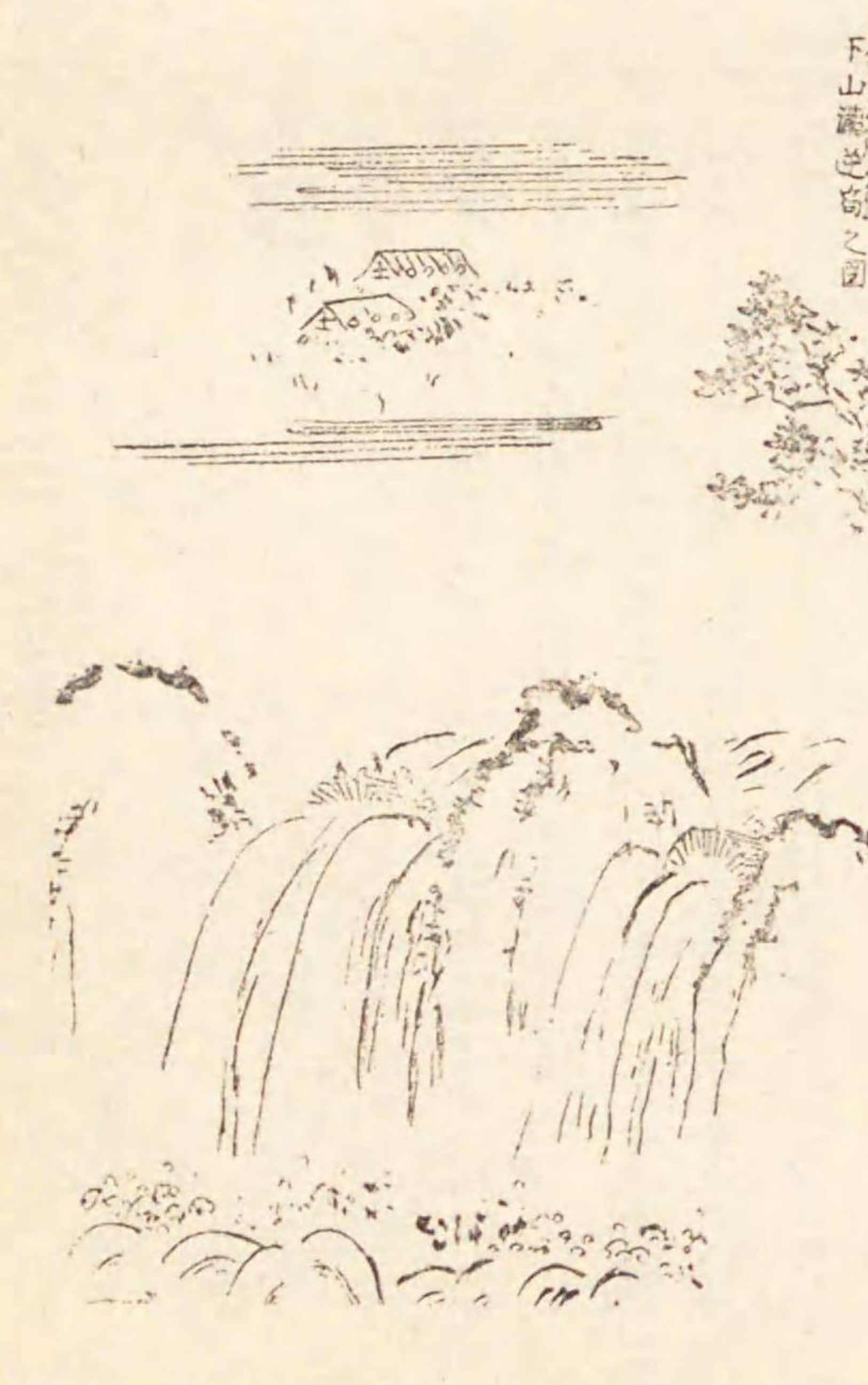
村名義は、【和名抄】に、美作國真島郡井原郷、讃岐國香川郡井原井乃郷、又諸國に井手井出と云郷名もさはなり。此村は堰水を谷より塞入故に、井谷と云るにやあらむ。

○惣島村 高百三十四石餘。山林 家三十四戸。人二百六十一人。

産物 米九十三石六斗 稗百三十六石六斗 大麥百四十一石二斗 小麥五石九斗 生絲百八十六把半 楮七十八貫目 大藪五十六貫目 小藪五百六十貫目 紬十五疋 油四斗 絁五貫目 串柿二十五連 大豆三石一斗 竹三百本 猪三頭 鱒七百尾 鮒八百尾 李・梨。
東方山。西方山。南方 西村四町。北方 井谷村八町。高山十一里半十四町。

村名義不詳、澤島サハシマ郷、
産土神八幡宮 祭神廣幡八幡大御神。境内六段四畝十五步地除

○西村ミナガ 高七十石餘。山林 家三十六戸。人二百六十一人。産物 米七十八石 稗百三十六石六斗 大麥百二十八石八斗 小麥五石四斗六升 大豆二石七斗六升 大藪五十三貫目 小藪五百三十四貫目 生絲百八十六把半 竹二百八十本 紬十二疋 絁五貫目 楮七十八貫目 串柿廿五連 猪二頭 鹿三頭 鱒八百尾 鮒七百尾 李・梨・榎。
東方越坂 西上田村一里餘。西方 美濃國界十五町。南方 下山村一里半。北方 惣島村四町。高山十二里。
村名義は、【和名抄】肥後國球麻郡西村郷見え、又吉城郡高原郷にも今同名村あり。此西村の支村、馬瀨川西に、坂本と



云るあり。即是本村にして、最初に耕地も村居もひらけて、後に川東の耕地も村里もなりしが、初に先川西にありし村故、西村と名に負しならむ。

○下山村 高十三石餘。山林家十四戸。人百五十八人。産物 米六石 稗四十二石五斗 大麥三十六石 小麥二石七斗 大豆一石八斗 大藪二十一貫目 小藪二百十貫目 生絲七十把 紬八疋 絁二貫目 楮六十八貫目 下山茶十五貫目 串柿十四連 竹百十本 猪三頭 鹿四頭 鱒千尾 鮠千二百尾 鱒・梨・栗・榎。

東方山。西方山。南方 美濃國界十二町。北方 西村一里半。高山十三里半。村名義は、上馬瀬には川上ヶ嶽の内、一ノ谷・二ノ谷等、上木繁茂の山あり、此下馬瀬にては、此村に字厚谷と云て、檜・榎・扁柏・榲・榎・榎等の、上木繁茂の山あれば、上馬瀬の山に對へて下山と云るにや。

斐太後風土記卷之二十 終

中道二里半 西漆山一里半 茂住谷村國界迄

正誤

【飛州志】の選者を始め今世の國人等に至るまで、都て皇國の歴史、古書等には、誤謬のいとく、多きことを不知は、淺はかなる事ならずや。【古事記】の板本に、本居翁異なる諸本を集めて、千思萬慮を廻らし、校合をして理の能く當れる方を取り、又脱字の所は、新に加へ増して、終に四十餘卷の傳を著し、櫻木に鏤て世に弘められたるは、萬代の大功と云ひつべし。況や其の引書【日本書紀】を初め、其の外國史はさらなり、【姓氏錄】【延喜式】【和名抄】其の他の古書の誤までも正して引かれたるは、後學の者の扶助となること、如何ばかりとも量りがたし。抑も飛驒國の事を、古書に彼是載せたるに、誤字の多かるは、古來數百年來傳寫の度ごとに誤り來りしを、當昔初めて上木の頃、校合せし林羅山・松下見林、其の外の先哲等、其の誤の多からむことを煩ひ想て、序跋又は添書等に、其の斷のあるを見て思へらく、古人もかねて、讀書悉信之、不如無書、と云おきしことを思ひ出で、其の誤を正しつる趣は、其の處々に記すべし。先其の概略を爰に、

斐太後風土記附録 正誤 神社名

斐太後風土記附録

驛路

東京官道野麥通と唱ふ 高山三里 甲三里 黍生谷一里半餘 中之宿 本縣官道 野麥嶺上國界迄一里半 信濃國 四里十餘町 同官道竹原通と唱ふ 高山三里八町 久々野三里半十町 小坂三里八町 秋原二里 下呂二里 乗政御殿野麥嶺國界迄 美濃國 西京 愛知縣通路下原通と唱ふ 高山より下呂迄右同十二里八町 下呂三里半 保井戸三里半 下原國界渡村渡船迄半里 美濃國 同支道大原通と唱ふ 高山三里半 三谷一里半 有巢高山より五里 檜谷一里半 大原嶺上國界迄一里半 美濃國 越前通路野の俣通と唱ふ 高山三里 牧ヶ洞二里 夏厩高山より五里 六厩高山より八里 三尾河高山より九里半 新淵野の俣村國界四本より十一里、高山より 美濃國 越中通路小豆澤通と云 高山三里半餘 古川一里半 野口一里半 大無雁一里半 林一里 三川原二里 文道寺嶺 打保一里 杉原小豆澤村國界迄 越中蟹寺 同支道高原通と云 高山三里 八日町三里 山田二里内 舟津舟津より東道二里半 東漆山一里半 茂住銀山横山國界千岩淺迄

神社名

大津神社は、天津神社の、天を大に寫し誤り來りしならむ。【延喜式】卷第二十八、兵部省式、諸國驛傳馬、飛驒國驛馬 留石上、各五疋、傳馬五疋 如此大を天に誤りたるなり。彼の書は互に大と天とを誤れり。抑天神と地祇とを祭りたるは、神武天皇より御代御代、崇神天皇の御代は猶更にて、其の後神祇官を建てたまひしより、諸國にも祭り玉ひつらむ。然る故に、本土には村山に天神、本母に地祇を、祭りしならむ。【神名式】山と備前國御野郡とも 然るを【飛州志】に愚説を記せるに據て、文化年中より、舟津なる諏訪社をば大津神社なりと云ふは、京人玉田常陸介永辰來て、式内の荒城郡の神社を、何れもあらぬ社に、牽強附會せし所爲なり、其の處々に委く記【十八社考】又【三郡神社考】にも記し置きぬ。 高田神社は、【總社考】云、所在未詳。【古事記】に、高田下田【日本紀】には、と有るを【傳】十七の四に、高田はあけた、下田はくほた、と訓むべし。縣もあがたにて、上り田なり、畠のことなり云云。今世吉城郡古川下町と字古町との間に、神屋鋪と云へる畑の字を、高田と書けるを、【古事記】【日本紀】の、神代卷の訓を知らで、里人等はたかだとのみ唱へ

世、天氣銳氣色など云へるに泥みて、漢晉喜多村と云ひしを、上中下三の北村と訛りしならむ。加賀國より最初に加賀屋の遠祖には非じか。

木母國郡神【三代實錄】に、木母を木母に誤れるを、本土の村名をも知らずして、【神名帳考證】【同叢說】共に誤り、又【古史傳】に、木母と木祖と同意なるべしと云へるは、平田篤胤翁の推當なり。匠丁は、賦役令以前より貢上しつるとも、上代の志賀高穗宮朝の頃は、いかゞありけむ。本母は國造の時よりの古府にて今も本母村とのみかけり。【十八社考】に委しく記せり。又【總社考】に、母は古く、もの假字に用ひたり、ほのものと云ひしを、訛れるならむか、とあるは、さることながら、田面水面池面等は多かり。ほのものと名義は、いかゞあらむ、久須母葛城の母と同義とは聞えがたくなむ。

劍諸神 或書に、飛驒國の神名を、如此記せるは、劍諸の諸は、緒と寫し誤れるを、諸と讀みたがへたるにて、庚瀬に同じ誤ならむ。

日抱尊 大野郡小八賀鄉村々の、産土神の殿舎、并華表の額面、または旗等にまでしか書きたるは、【飛州志】云、日面・日影・久手・旗鉾、云々の祭神、其の村里ごとくに唱ふる處、聊異りて、所謂日抱尊ひだきそん・ひだきそいだきそん・だ

に更へしは、國司在任の頃ならむ歟。

名義 國名

飛驒の國の名義を、古へより種々説きたれど、文字に泥みたる説のみにて信用しがたし。抑國名は本より有りつらむ、【神代紀】又人皇の初御紀には見えず、いとは上代より有りつらむ。文字は末なり、明宮の御代に百濟より皆人の知る所なり。思混べからず。【日本紀】卷七、大足彦忍代別天皇景行東征前後、又天皇云、然到春日穴、昨邑而薨之と有り、京を出て立ちたまひて、程なく薨し玉ひし故に、同卷稚足彦天皇成務五年秋九月、令諸國以國郡立造長、國郡は既に定まりし故に、縣邑置稻置、並賜楯矛以爲表、則隔山河而分國縣、隨阡陌以定邑里と有るを、【先代舊事本紀】卷第十、國造本紀に、斐陀國造、志賀高穴穗朝御世是成務天皇の御紀にて日本紀五年九月の條を記せるなり。尾張連祖、瀛津世襲命孫、大八崎命定賜國造とあれば、大八崎命ぞ來て此の斐陀國をば、治めたまひつらむ。其の後國造は、幾代か替りたまひけむ、二百四十年餘を歴て、【日本紀】卷第十一、大鸚鵡天皇仁德五年、飛驒國有一人曰宿儺、其爲人壹體有兩面、面各相背、頂合無項、各有手足云云力多以輕捷、左右佩劍、四手用弓矢、是以不隨皇命、掠略人民爲樂、仁德天皇の御事は、古今にたくひなく、天

きそん、以上四稱あり。日抱尊一神を、誤り傳ふるなるべし。と記したるに依て、村民等其に泥みたり。是は【延喜神名式】なる、紀伊國名草郡、伊太祁會神社、名神大云云【和名抄】、同郡伊太祁會神戶、とあるにて、五十猛神を、拜祭りたることを、【飛州志】撰者も、其の村々の居民等も、知らで誤り來れるなり、其の愚には及ぶべからずとは、此の事なるべし。

郡名

天野郡 大野郡の誤なり、【延喜式】兵部省式に、誤りたるを、誤としらで、如此記したる書も有りつらむ。上代の地理、白山を中に挾で、東は飛驒大野郡、西は越前大野郡、南は美濃大野郡、可考合、【和漢三才圖會】に、飛驒四郡、大原・原・益田・荒城・天野本爲三郡、今加天野爲六郡。と記したるは、何の事ぞも、此の撰者、本土の地理をも知らず、且正しき【和名抄】にもよらず、如何なる書によりて、記しつらむ。然るを享保年中、【飛州志】編集に、本土に來りて居ながら、言傳もなきことを、【三才圖會】にのみ據て書きつらむ、拙劣可笑。

吉城郡 舊名荒城郡なり。建久年中源右大將の、多好方を、荒木地頭にせられ、江馬荒城の郡司某と名乗りし頃、迄は、荒城郡となへ來りしを、荒字を忌みて吉城

其の御代に住みながら、此の宿儺は、御即位の始めより、深き厚き御仁恩を蒙りしならむ、【勇ありとて皇命に隨ひ奉らず、剩へ人民を掠略して、樂とすとすといは、かくしこきことになむ、後世に至りても、國內の人民皆々頑愚にして、動もすれば、徒驚して、國內を驅かせ、上にそむき奉る風俗のあるは、是皆宿儺狂夫の餘波とすは、可歎國風なるか。於是遣和珥臣難波根子武振熊而誅之、武字と古事記に、建振無命とあるにて知るべし、軍功は、古事記、【日本紀】、其の外にも委しく見えたり。且長命なること、【記傳】三十一卷、十二丁に見え、又伊豫人天野玄道の著はせる、【神功皇后傳紀】をもよみて知るべし。此の年、百七十餘年、【日本紀】と見ゆ、是より、後飛驒國の事を記したるは、同【持統天皇紀】の條に出せり、と、【續日本紀】以來の國史諸書に、皆飛驒とのみ書けれど、其は朝廷にて、當昔【日本紀】養老四年、舍人親王と太朝臣安麻呂と勅を奉て撰はれたると、をのみ、用ひられて、其に據れる故の事にて、【萬葉集】十一卷、略十一丁、下寄物陳思歌、作者、不知云云、物者、不念斐太人乃、打墨繩之直、一、道二、と假字にて書によりて、斐陀とも、飛驒とも、斐太ともかけり。其は【古事記傳】に、國朝にて用ふる文字は、皆借字なれば、字義には泥むべからず、といはれたる、實に然るべし、其を中古以來の人々、飛驒の字義にのみ泥みて、種々の妄説をいへるは、何れもとるにたらず。【日本紀】には、凡て國々の名不詳の字を、除きて、佳字にて國々の名不詳の字を、みたり。比太を飛驒、三野を美濃の類なり。其の字義に、享保年中著述【飛州志】に、飛驒を飛州とは何時より云ひけむ、諸國皆曰、【風土記】の説なりとて引きたれど、元明天皇の和銅六年勅ありて、諸國よ、今世に存るは、後人の贗作の由なれば、委しく見ゆ、信じがたし、伊勢人谷川士清【和訓栞】に、飛驒國名も、國體の衣の襞積ヒヅクに似たるなり。山深く澗險しくて、釣梯籠渡などの名あり云云といへるは、

今世藤橋籠渡のあることを聞て、想像たるにて、【成務天皇紀】より前に、衣裳の制度の事も見えねば、全く牽強ならむ歟。又石見人齋藤彦麻呂が、【諸國名義考】に、飛驒の名義は、挽手人より負ひし名なるべし。挽手人國と云ふ。【延喜民部式】に、飛驒匠丁云、【賦役令】に、凡そ斐陀國云、每里點匠丁十人云、【類聚三代格】に、飛驒國解備、貢上下匠、鴨祐之が、【大八洲記】に、按柚者材木之名、而匠工造柚木也、此國多材木、而其民謀役、皆爲匠丁、故以爲國名也乎、【萬葉集】十一云々の歌、又斐太人之真木流云爾布乃河、云々とあり、立入信友は、この打墨繩之云云とよめるに因て、挽板の略かと云りと有、其は材木を伐り出す柚人をも、其を川下する運丁をも、其を鋸もて引割る木挽をも、其の木もて家門を修造する匠工をも、凡て木挽とのみ思ひて、挽板國また挽手人國など、附會の妄説を云へるならむ。抑匠丁をめされしは、賦役令の前よりの事にこそあれ、上古成務天皇の御代にかゝることの有るべきやは、斐太國名其の御代に既に見えたること上に引きたることし。年代前後の違外、思ひ混すべからず。故に年來思ひけるは、國中三郡村々押並べて、山下山間の田なれば、皆樋もて、其の田に水を引き入れて、稻・稗を作れば、國の名義は、神代紀に、粟の姓氏録なる巨勢城田朝臣の故事をも思ひ合はせて。樋田ならむか、と思ひたりしが、猶熟考ふれば、【古事記】上卷の、天津日高を、【傳】十五に、大祓詞

に、大倭日高見之國とある、縣居翁の考に、夜萬登國は、四方の眞秀なるをほめて、天津日の虚空の、眞秀に高くあるほどに譬へ云ふなり。常に日の天の眞秀に在るを日高しと云、是古より云ひならへる言ときこゆ。【景行紀】に、陸奥に日高見國、又紀伊國に、日高郡と云あるは、私記に云へることく四方の望、高く遠き故にてや名付けむ。さればこの御名も、天津日の、高く天の眞秀らに坐すを、望見まつるが如くなる由の、稱名とすべし。分注に、【式】に陸奥國桃生郡日高見神社在、又常陸にも日高見國と云あること、彼の國の【風土記】に見えて、【仙覺萬葉抄】に引り、又豊後國郡名日高は、比多と【和名抄】に見ゆ、【風土記】には日田とあり。是によりて思へば、飛驒も日高國歟とあり。此の説いとめでたく、國々に古き例も多ければ、實に然るべし。

郡名義

【日本書紀】卷第七十三云、稚足彦天皇成務四年春二月、詔之日云、自今以後國郡立長、縣邑置首、即取當國之幹了者、任其國郡之首長、是爲中區之蕃屏也、五年秋九月、令諸國以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛以爲表、とあるを見れば、此御代の四年の詔につぎて、又五年の詔にて、國郡を分ち定めたまへりしと見ゆ、さて國界なる、白山の嶺に登臨せし人の云ひけるは、三國の小山短山は、野司の如くにて、少高

低はあれども、一體の曠野の如し。東は斐陀大野郡、西は高志の大野郡、南は三野の大野郡なりとぞ。然れば三國の大野郡と云ふ郡名は、當昔白山より下瞰して名づけたるにやあらむ。如是、志賀高穴御代に、國郡の境界を定め給ひしことを知らず、後世遺老年中に、初めて備後彦彦が白山を開きたりと云ふは、彼が大徳を世に弘めむとの僥倖が、押當にやあらむかし。さて斐陀國は大野郡の界、先定りて、其餘民等議合て、土地を見定め、剪除新墾せし郷邑を、後作墾田中田と云ふ、其の郷を新墾と名付けしを、竟に郡名に及びけむ。【舊事紀】の大八崎命は、其の頃斐陀國造となりて、大野郡に府を定めたまひつらむ。其の頃は、大野郡と新墾後作荒城郡と、二郡のよしなり。

○【三代實錄】卷第十八、清和天皇御紀云、貞觀十二年十二月八日乙酉、勅分飛驒國大野郡爲兩郡とありて、古しへ成務天皇の御代に、國郡の界を定め、首長を任せたまひしより、七百三十餘年を歴て、土地辟け、人民蕃殖、村里も田地も、相益たる故に、如此勅旨は有つらむ。

○【延喜式】卷第二十二、民部式上云、飛驒國下管大野、益田、下は國の品位、管は三荒城郡を總管なるべし、頭書に貞觀十二年十二月八日割大野郡置益田郡と有て、是より三郡と定めつらむ。

○【同書】式上云、凡郡不得過千戸、若餘五十戸以上者、分隸比郡、地勢不宜分者、隨狀立別郡、其不滿百戸者、隸入他郡、若不得已應分者、別錄申官、かゝる法式に成りぬる故に、今

世に所在の、久々野郷・河内郷をば、大野郡に残して、一郡千戸とし、益田郡も千戸に成りつらむ。然るに荒城郡のみは千戸の上、あまた戸數あまりぬれば、官に申して、後に諸國の例に同じく、餘戸郷を立てられしと見ゆ、さて例の戸令に依るに、一村里五十戸、又【民部式】に依て、一郡千戸村數に定めしなるべし。然れば當昔の凡員數

飛驒國三郡 六十村 三千戸 此の外荒城郡の内餘戸郷

村數

人員は證書なければ、詳ならざれども、郡村戸は右に餘戸郷村の戸數を加へたるぞ、國中の惣計なるべからむ。

○【和名類聚鈔】源順朝臣著、年號説たり、卷五云、國郡部、東山道飛驒比、飛驒國國府在大野郡、行程三、二田六千六百五十七段四步、正公各四、驛太、飛驒國上十四日、下七日、管三、萬東本稻十萬六千東、雜稻二、萬六千東、正稅・公廩は、全【延喜主稅式】上二十六卷に同じ、但國分寺料五千東、文殊會料一千東、急教料二萬東を略るか

大野於保乃 益田乃之多 荒城阿良木

○大野郡の名義は、上に云へる如く、上古に白山の絶頂より下瞰たりしに、東は鞍嶽の嶺より、西は白山の嶺まで、南は三野の界まで、短山小山は見えわかず、一望曠野のごとく見たされたれば、大野郡の名に負ひしならむ。

○益田郡は、貞觀十二年十二月、勅に因て大野郡の内より分たる郡なれば、當昔の郷名を用ひられたるにて、荒城郡

の同例なるべし。名義は益田郷に記すべし。
○荒城郡は上に云へる如く、郷名を用ひたるなるべし、名義は荒城郷に記さむ。

郷名義

【和名抄】卷七に云、飛驒國益田郡 益田萬之 秋秀阿佐とあり。誤は次に記すべし。

○益田萬之 分注の田は多の誤なるべし、郡名の益田萬之にて著明し。今世も、上呂郷古名萩原郷・中呂郷・下呂郷古名下呂郷古名すべて他郷より益田とのみ云へり。當昔は、今の小坂・竹原・下原・馬瀬等をもしか云ひしにや、名義は、大野郡に國府の定りて後、連々に土地辟け、村里田地の相益たる故に、益田と云ひしならむ。

○秋秀阿佐は、郷名も分注も古來傳寫の誤りなりと見えて判ちがたし。今阿多野郷に、秋神七ヶ村と唱へ來れる地あり。其の秋神は、阿多野郷の舊名なる由言ひ傳へたり。然れば、秋秀は秋禿分注は後人の禿禿に誤なりと歎、能く考ふべし。禿禿の字を「禿禿考」に禿禿也とあれば、禿禿を加美と訓みし郷名ならむか。其の秋神七村中に、宮前村ありて、小鷹大明神と稱て、七村の産神に坐すと稱せり。【和漢三才圖會】に、安房國同郡瀧村に、小鷹明神社祭神大己貴命と見ゆ。安房を瀧とみれば、秋神に秋神を阿多野郷の舊名といへば、隣郷に久々野郷あり。【古

事記】上卷に、羽山戸神、斐太都氣比賣神生子、秋毘賣神、久久年神ませり、此の縁にはあらじか。後世のうたに、春をつかさどる神よめど、其は後のことなる由、記傳三十二卷、五十八ウ、沙本毘賣命注に見えたり。又速秋津日子、速秋津比賣神は、此の地には縁なきこと、ちす。

○又云大野郡 大原 三枝久佐 阿拜阿 山口久末と云へり。是は京師より近江・美濃を経て、飛驒國に入る道の村なれば、郷名に成りしなるべし。今川上郷・灘郷・小鳥郷・白川郷も、凡て當昔は、此の大原郷の内なりけむ。或る國繪圖に、大原を郡名にせしは、大野郡大原と書きしを、見混したるなるべし。出雲國には、大原郡大原郷、【抄】に見ゆ。其の他は、近江・出羽・因幡・播磨・美作・長門等の國々なるは、皆郷名にて於保波良と云ふよしなり。

○三枝久佐といとめでたき古言なるを、可惜ことは、近世三枝久佐とのみ唱ふ。されど當郷、上切と中切との支村に、幸草洞と云ふありて、古來しか書けるよしなり。是ぞ三枝久佐と云ひし餘波にて、幸草久佐を字音もて唱ふるならむ。加賀國江沼郡三枝久佐、下總國千葉郡三枝などは、今も猶古言のまゝ、左以具左と唱ふるにや。

○阿拜阿郷は、近世大八賀郷に、江名子村を加へて、古しへ阿拜郷と云ひしならむか歟。奥江名子に、畑殿屋鋪と云ふ佐野郡、上總山邊郡、但馬朝來郡、出雲島根郡、伊豫宇摩郡、筑前那珂郡等にも、同名郷あり。

○又云荒城郡、名張・荒城・深河・加波・飽見・餘戸・高家多木遊遊阿郷は、近世の廣瀬郷の舊名なるべし。廣瀬川を隔て、今も名張村有り。伊賀國に、名張郡名張郷あり。【和訓栞】に【日本紀】に、隱字を訓り、かくる、の古語と見え。【萬葉】一解七、吾勢枯波何所行良武巳津物、隱乃山乎今日香越等六、○荒城郷は、今世も安樂岐とのみいへり。【總社考】に、吉城郡吉城郷は、古への荒城郡荒城郷なるを、中世荒字を惡みて改められつれど、公の文書こそあれ、常に此の郷を今に安樂岐とのみ呼て、與之伎と云ては、異様なる如く、聞知人まれなり。【古事記傳】十三六子に、美濃喪山の未詳につきて、飛驒國に、荒城郡荒城神社もあり、是等にも心を付くべしとあるに據て、廢宮のことを思出で、いとく上代に、貴人などの廢跡に、その靈を祭りたるものにあらむ歟といはれたるは、いたく泥まされたり。貴人と申せば、天皇、皇子など御出産もなけれ

あり。畑氏と云ふ士の、代々住みし故墟なりと言ひ傳へたり。其の畑氏は、古しへ村名地名を採て家名にせしか、又は建武の亂に、新田左中將に屬したる畑六郎左衛門時能、北國度々の戦にいつも勳功ありしかども、不運にて竟に越前國伊知地合戦に討死の由、諸書に出でたり。其の頃本土へは、南朝より飛驒國司を任されたりければ、其にたよりて、畑時能の子孫來て住みしか不詳。天正十三年乙酉八月、三木に隨ひて、松倉山下にて、金森家臣山藏縫殿助某に討たれたらし畑六郎左衛門休高は其處に住て、其の近邊の主たりし由なり。又當郷鹽屋村も、奥江名子より、古しへは畑と云ひしにや。【和名抄】に大和國高市郡波多郷と云ふは、其た多く中昔に成て、鹽屋の連の末孫來り住みしより、鹽屋村と云ふ村名に成て後、鹽屋筑前守秋貞、此の村より討て出で、處處に居城せしならむ。當郷に粟畑嶺と云へる古來名高き峠あり、粟は阿拜郷にて、畑村なる嶺と云へる義にて、【三代實錄】の遊幡石神郷遊は高原と、分たむ爲めに云へるにて、今世も、小八の大谷、小鳥の大谷、または小鳥の數河、高原の數河、馬瀬の數河と、差別せるに同義ならむか。

○山口久末は、近世小八賀郷の舊名なるべし。其は當郷の奥區に入山口、且大鷹山の山口にて、と仁德に見えたり。其の村名の一郷の名に及びしなるべし。山口郷は、尾張山田郡、遠江

【和訓栞】に、湯種時荒木之小田矣求跡、足結者所沾此水之湍爾見るべし。【和訓栞】に、荒木は生のまゝなるを云ふ成るべし。地名に荒木・新城などかけり、新墾の義なるべし。よて【萬葉集】に荒木の小田

とよめりとあるは、實に然るべし。今現に、荒木に、半田村あり、古への墾田なること疑なし。新墾田の邑なるべし。武藏國榛澤郡を、後にはむさほと云ふ、【古事記】の針間國を、【日本紀】に播磨とあるごとく、ハリをハムと云ふ例おほし。小治田とあるを思ふべし。遠江國城飼郡、能登國羽咋郡、伯耆國八橋郡、筑前國宗像郡、筑後國三潞郡に、荒木郷あり、荒木郷は別に神部記に記すべし。因に云ふ、上野國邑樂郡、近江國信樂を、【續紀】に紫香樂とあり。何れも樂を良岐に用ひたり、荒木も新懇田あまたの郷なれば、安樂郷とも謂つべし。

○深河加波郷は、古川郷の舊名なり。當郷は上町是重古町高田のみならず、上代古町に、高田神耕地高くて、高田のみにて川の水脈は深き故に、深川郷と云ひつらむ。高田のみにて川の水脈は深き故に、深川郷と云ひつらむ。社を祭りて、町縣の名にもおひつらむ。さて後に、平城天皇御代、大同元年、諸國觀察使を置かれて、灌漑の障となる、蓮池、栗林勘定の時、上町の栗原を斫盡し、荒木治田今云にて、水を塞上げ、用水路を引來て、皆畑の地を、水田にして、其の後上町・是重・古町・下町と分れしならむ。其の後長祿・寛正の頃、國司左中將持言朝臣、高野に居城在て、古川左中將と稱し、其の後古川次郎某も在城、共に川を隔て、城下市坊を開かれしに依て、古川城、古川郷とも、稱しにや。

其は次なる餘戸の、餘字を見混へて、書きたるにはあらじか、今の小鷹狩郷の支村か。地名か田字にはなきか、能々たづね考ふべし。

○餘戸郷【出雲風土記】には、餘戸里を、郡ごとの驛家の前に記せり。【和訓栞】中編に、あまべは諸國の郷名に多し、【延喜民部式】上云、凡郡不得過千戸、若餘五十戸以上者、分隸比郡云とありて、荒城郡の、千戸に滿たる餘戸郷なるべし。【葉】中編には、【令義解】に、不滿十家者隸入大村、不須別置とあるを引きたれど、令はいと古くて、一村里の餘戸を云へるにて、【和名抄】なるは、【延喜民部式】に依て、一郡の餘戸郷なるべけれど、今は詳に知れがたし。

○高家郷多木は、師の傳多木の誤ならむと云れたるが如し【抄】に信濃國安曇郡に、高家郷佐渡國雜太郡高家郷あり。又紀伊國日高郡高家郷六村あり、高家村高家王子社あり、後編五卷三葉に【源平盛衰記】に、平維盛來て、高家王子を伏拜しこと見えたり。如此諸國に、同名の多き地名にて、その高家へのかいはきとなり、なることを、村民等は夢にも知らず、文明・文龜の頃の國司基綱卿、岡前の別莊にて、【萬葉】の斐太乃細江の古歌に據て、自ら細江漁夫と號られしを聞きつたへて、其

の後小點僧等に倣て、細江の水源の村なればとて、大江音訓訓ともと更めて書來りしならむ。源細江の末、大江に成るとはいかなるわけぞ。荏野翁は、田井江と書れたれども、たがひも田に引く水路を、江と云ふもいかゞなり。かにかくに、高家郷は、古高家村名の一郷に及しにて、小島郷の舊名なるべし。名義は、此の村は低地に田を作り、高處に家居せる故、高家と云ひしならむ。

○遊遊郷阿會は、上の遊は遊の誤にて、遊遊郷なるべし。字書に遊遊遊也、また【神名紀】下卷に、射鳥遊遊、とあるにても知るべし。是は近世の高原郷の舊名にて、阿會近世説て阿會一村の名の、一郷に及びしならむ。蒲八十村日、名義は、麻生田なるべしと云へり、麻生谷、麻生原、實に然るべし。遊遊は全借字なり。

郡名沿革

- 大野郷古今 ○大原郷今 沿革爲數郷、其の郷名は、灘郷・久野郷・河内郷・川上郷・白川郷・小島郷、以上五郷になりぬ年代不詳。
- 三枝郷 文字古今同訓、沿革、今云美衣太。
- 阿拜郷 沿革、今云大八賀郷。
- 山口郷 沿革、今云小八賀郷。

- 荒城郡 沿革、今云吉城郡。
- 名張郷 沿革、今云廣瀬郷。
- 荒城郷 沿革、今云吉城郷。
- 深河郷 沿革、今云古川郷。
- 飽見郷
- 餘戸郷
- 高家郷 沿革、今云小島郷。
- 遊遊郷 沿革、今云高原郷。
- 益田郡 古今同。
- 益田郷 沿革爲數郷、其の郷名は、即、小坂郷・上呂郷・古云、萩原郷・中呂郷・下呂郷、古云竹原郷・下原郷・馬瀬郷。
- 秋禿郷、沿革今云阿多野郷。

地名正義

三郡村里社地の内には、【姓氏錄】其の外の古書に出たる姓氏、或は家名・人名とおほしきは、來りて住し人によれるならむか、其の村々に記すべけれど、類を分集めて記。

姓氏家名をとれる村里名

高	山	鹽	屋	小	木	會
三	枝	村	山	木	會	垣
				内		

大 窪池今作無雁 多 武宮支村今
 霧 今作無雁 多 武宮支村今
 埴 土龍云 砂生谷今作集
 左 處今作 丹生野新名 岸 險保木
 上 古假字 高 港今作 逆 港今作
 上 坂今作 大 和 岸 險今作
 上 坂今作 大 和 岸 險今作

古言

【飛州志】には、本土にて訛り來れる方言をのみ數へ舉て、ことごとくしく記したるは、甚無情事ならずや。何國にても上古のまゝの、雅言をのみ言ふものは、故に方言と訛言とは省きて、古言の今に遺れるを記載す。

葉垂雪波太 大野郡川上郷奥、白川郷奥村々にて、今も爾云へり。【萬葉集】【古今集】等の歌の雅言にて、初雪を葉垂雪とのみ云へり。荒木田久老の、【信濃漫録】に、委しく論へり。其の説は本土の言傳の説に、能く合へり。
 地震非奈 吉城郡小島郷、小鷹狩郷末の村々にて、今も爾云へり。日本紀武烈太子歌曰云、那爲我與我與據據魔魔耶黎夢之魔柯柯根とあるごとく、地震を那爲と云へる例多し。
 垂水多 本土にては、俗に云ふちよろゝ瀧を多流と云へり。

益田郡日和田村山内に、字千間垂、又小垂澤あり、又三郡村々の山内にも、何垂と云ふ字多在【萬葉】七七命幸久在石激、垂見水乎結飲都、又八六石激垂見之上乃左良妣乃、毛要出春爾成來鳴、又十二七石走垂水之水能早敷八師、君爾戀良久吾情柄、とある垂水の下略ならむ。
 多和 山の多和と云ふこと、三郡村々にて皆言ひ來れり。
 【古事記】の詞なり、【傳】二十五三に委し。吉城郡大多和村も、横嶽の大多和なる村なればなるべし。
 太牟 山の多和美たる處を云ふ。【萬葉】九十一 採手折多武山霧茂鳴、細川瀬波驟留【略解】に、多武山は大和國十市郡、今たうの峰と云ふなり云云。近世談峰とも書けり。
 位山の多和美なるを、宮の枝村として、今は濁て太牟と段の音の如く、いへり。大和の談山に同意同義なるべし。

堅香子 草名なり、三郡山野に叢生、別けて大野郡渚村に多生る故に、支村名にも負り、【萬葉】十九四、天平勝寶二年三月二日、攀折堅香子草花歌一首、物部能八十乃戀孀等之把亂寺井之於乃堅香子之花、是は大伴宿禰家持卿、越中守たりし時の歌なり。【略解】に、【六帖】に、此の歌の結句かたかしの花として載せたるを、【仙覺抄】にかたかごの花とよむべし云云、かたかご又はのしりとも云ふ、春花咲く草なり、其の花の色は紫なり、翁の云ふ越

の國にては、かたこ、隆奥にては、かたくりと云へり云云、越國にてはかたこゆりとも云へり。かたくりは、かたこゆりの約りたる言なり。本土にてもしかいへり。堅香子と云ふ村名は、めでたき古言なるかも。
 大雪ほあ 三郡の方言に、大雪の山上よりなだれ落つるを、アホガツクと云ふ、大にふるをアホウに降ると云ふは、アハの轉れるにや。【萬葉】二十六零雪者安幡勿落古隱之、猪養乃岡之寒有卷爾、【解】に宣長云、近江國淺井郡の邊にては、雪の深く一丈もつもるをば、アハと云となり云云

來寓

明人秀文小傳

永祿年中、明國人秀文歸化して諸國の兵亂を避け、本土に來りしが、本土も亦兵亂故に、大野郡白川郷中野村照蓮寺に數年寓居、其の後石浦村字坂口に寓居せり。畫を好み、山水人物、或は野馬等を畫て娛とせり。筆力卓越、氣韻不凡、世に唐人秀文、又飛驒秀文とも稱せり。終に坂口にて歿す。墓は石浦坂口にあり。年曆不詳。
 秀文社 片野村字坂口山鎮座、祭神歸化明人秀文靈、三尺堂、片野村字坂口村民六戸拜祀。

斐太後風土記附録 來寓 明人秀文小傳 茂住宗貞小傳

秀文古宅跡に、石浦村民重五郎住す。又其の隣に新十郎と云ふ者も住、共に度々火災に遇ひて、昔秀文の所持の筆硯、水滴・書鎮・石印・肉池等の遺品を見て、如此農家に不用不祥の品ある故に、度々火災にあふならむとて、二戸相議て、文化年中燒碎て失ひけるとなり。粉本・古帖・舊器もありつらむ。可惜々々。

茂住宗貞小傳

傳云、茂住宗貞は越前人なり。地名不詳、初めは糸屋宗貞と云、越前城主、金森氏臣屬たり、六馬郷金山、金森彦次郎宗貞と稱す。天正十三年金森氏飛驒征伐、鎮定の後飛驒國守と成、越前大野は領主代りて因之、金森宗貞、年の頃か、越前より慕ひ來りしを、金森法印扶持して、國中鑛山を委任し、一説金山奉行、吉城郡和佐保池の山は、連々山色よく、次第に盛山しけるに因て、東茂住に居邸を構へ、堀櫓を築立、彌手廣く鑛坑開鑿して、遂に三郡山々に及べり。慶長四年、横山半役の遺書存す、其の頃茂住近村まで領せしにや、金銀銅鉛盛に出けるに因て、國守大に賞美せられ、宗貞寓館、甚だ繁榮せり、銀山杉山等へ遊女を後法體す、世俗茂住宗貞と號す。慶長十二年戊申八月下旬、宗貞越前敦賀へ退去、按ずるに、是歳金森法印京にて大病、養子出雲守領主の留守中にや、其の領主京極氏高次朝臣若小幡侯かより二百石授與せらる、移封後、福井侯より十餘人扶持與へらる。後又若狹小

濱酒井侯より百五十石與へられけるが、藩臣にあらず、農商にもあらず、郷士體にて、豊饒に生涯を送りぬ。

法號

寛永二十年癸未八月廿二日歿
岸松院乾應宗貞居士行年
寛文十年庚戌七月十日歿
松光院心照清月大姉

畫像 法體老人、黒十徳、衣服蒲色、下着淺黄、錦差貫、帶太刀、右手持拂子。

其の子宇田又三郎と云ふ。家名連綿、酒井家より苗字帶刀免許、打宅辨次郎守宗に至る。金山彦次郎以下打宅家説なり、明治九年四月柿下和右衛門聞來説。

一説云、茂住宗貞は、同藩金山奉行藤藤百宮島平左衛門遭讒所刑を聞て茂住を退打宅家説、急も同じに家財を纏め、製金七駄爲負て出奔し、北陸道を上り敦賀に至ると云ふ。然れば慶長十三年年歴不分明、故に兩説を掲ぐ。

請取申横山牛役之事
慶長四年分
宗貞印
合四拾石者
慶長四年
十月九日
宗貞印
よこ山
年寄中

一位木

位山眞名愛賣山、貞觀十五年に生る赤檮を、他山に勝れて木理紅白鮮一位山紫雲見の姿後、位山と云。位とかけるは、中昔、椎子を四位源三位頼政の四位の歌に通はせし如く、比比と爲の音、混ひての世の言なるべし。木の性幹身は其赤く、肌は太白肌は太白し、志良多と云ふは、白肌なるべし。肌と身との色の紅白は、光艶ありて、鮮明灼然、肌身際だちて見ゆる木なれば、赤檮と云へるなるべし、と或人云へり。檮檮の字義には、泥むべからず。黒檮黒檮部、白檮白檮部の類に同じく、何れも睽理細にして、光映ありて、堅くして、葉は異葉は異木理は檜の比なれば、赤檮と名づけしなるべし。【用明紀】以下開文

【和訓栞】中編云、笏を飛驒の位山の檮にて造ると云へり。よて一位によせていへるは、椎を四位に寄てよめるが如し。本義にあらず。一説に、位山の木は、笏の木とも云ふ。一位にて、檮にあらず、榧に似たり、よて飛驒にて、いぬかやと云ふ、赤實を結ぶ、榧よりは葉柔かにして、信州にて峯蘇芳といひ、花肆にては伽羅木といふ物なり、満山皆此の木なりとぞ。又楊弓の箭の木とす。

【日本紀】其の外に出でたる地名、檮井・檮生、【和名抄】名檮子以知比、【神名式】葛野郡檮谷神社等の檮は、同唱に

て木は太異なりと見ゆ。【古事記傳】【和訓栞】中編を見、て、熟考すべし。

位號の一位は、文武天皇御代大寶元年、以下開文

笏木

皇國把笏の事は【續紀】元正天皇養老三年初めて見えたり。【和訓栞】中編の條中に、【元正紀】に、初職事主典已上把笏、五位以上牙笏、六位以下木笏、と見えたり。今は御即位などの大禮には、牙笏を用ゐられ、平生は公卿も木笏を用ゐらる。廣韻に、天子以玉、諸侯以象、大夫魚尾、士木と云へり。象も象牙なり、魚尾は鯨のひげなるべし。笏字竹に从へば本は竹なりしにや。【延喜式】彈正臺式の七丁に凡そ五位以上は通用牙笏白木笏、前詔後直、六位以下官人用木、前捧後方、と見えたり。【八雲御抄】には、位山は飛、六位笏木伐之山也、大秀翁云、式に云々とあるを思へば、も用ひたまひ、故按ずるに、白木笏は、この志良多を以て作りけむ。【和名抄】木に唐韻云、椽音永漢語抄木可爲笏也、と見え、【字典】木に、唐韻集韻、並於檜切、音永、椽木可用爲笏、谷川氏和訓栞部云、しやくの木は、いちひ又ふくらの類、古く見ゆ。近世或は櫻、椽を用ふ。貝原氏【大和本草】二に、椽と題して飛驒國位山の一位の木にて笏を作といふ云、【雪玉集】に、飛驒國司基綱、位山のいちひの木を、笏のれうにのほせられしと有、いちひの木は何の意なき、くひとかゝれたるにや。

諸社祭神

國中の諸社の祭神を、【飛州志】には、【和漢三才圖會】【神社啓蒙】等によりて書たれど、皇國古學未興以前にて、神佛混淆の舊弊なれば、今是正せり。

白山三社大神 【古史傳】三菊理媛、【稜威道別】十三【玉禊】五の廿にくわし

越前大野郡 上社 羽山と唱ふ、又東嶽、伊弉諾尊、白川郷尾上郷は、此神を祭りたる四海、飛驒國尾上河に接、も同じし。

加賀石川郡 中社 大御前と唱ふ、中嶽と、菊理媛命神名式、加賀國石川郡白山比咩神社、も、飛驒國平瀬に接、二柱共に女神に坐せば、兩社を御名なり。

同下社 奥の院と唱ふ、又西嶽、大己貴、伊弉冉尊、白山比咩命と申す、神名、下社とも云ふ、飛越界川水源、伊弉冉尊と思ふは甚だ誤なり。

是は越前國に上古に敬ひ祭りしにて、古しへは越之白山とのみ云へり。其の白山は飛驒國に跨れる山なれば、國の鎮のために、白山三社大神を、國中諸處に勸請し奉るなるべし。其の後弘仁十四年、割越前國置加賀國とありて、其の時中下の二社は、加賀國に屬しぬ、御前と奥院を是後加賀之白山と云ふ。又其の後【延喜式】選集の時に至て、加賀國石

川郡白山大神は、二柱共女神に坐ば、地名を唱へて、白山比咩神社と記されたるならむ。【神名帳】に地名を唱ふる神名枚舉に違あらず、押て知るべし。白山姫命、とは稱すべからず。

熊野社

熊野大神【出雲風土記】【記傳】九の四【史傳】五十五の二、祭神建速須佐之男命【式】出雲國意宇郡熊野坐神社、大神とあり、紀伊國牟婁郡のと全く同名に坐り。

熊野三社

熊野三所御神【史傳】廿八の【いつのちわき】五の

本宮【式】熊野坐神社大神

新宮【式】同速玉神社大神

那智【式】事解男神是は神名式に

石動社【式】能登國能登郡

伊須流支比古神社

春日社

春日四所大明神【公事根源】四の丁に出づ、清和天皇貞觀元年より、【記傳】十五の五【玉櫻】七の。

武甕槌命 齋主命

天津兒屋根命 姫大神

稻荷社【記傳】九の五【史傳】四の四【いつのちわき】四の廿【玉

【櫻】
稻荷神社三座並名神大、月次新嘗と【式】に見ゆ、【二十二社注式】云、稻荷社倉稻魂命一名豐宇、氣樂命【記傳】九の五十三に或書云大和國廣瀨、伊勢外宮同體、元明天皇和銅四年始顯坐伊奈利山三峰、後に五坐に合祀のことも委しく記せり。本殿、宇賀御魂、第二殿、須佐之男命、第三殿、大市比賣、諏訪社【記傳】十四の三【玉櫻】五の三

上社 健御名方富命神。
下社 前八坂刀賣命神。
加茂神社【延喜式】山城國愛宕郡、
上加茂大神
上社 加茂若雷神社名神大、目次、相嘗、新嘗【記傳】六の十【玉櫻】五の廿
下社 加茂御祖神社同上【玉櫻】五の廿

飛驒國穀物歲收現斛

米三萬二千斛
蕎麥三千斛
粟千三百斛
大豆四千斛
小麥一萬二千斛
稗三萬三千斛
黍千二百斛
小豆三百斛

胡麻 荳
菜種 酒五千四百斛
味噌 醬油
酢 荳油九十石
菜種油六十斛

稻種近世所用通稱

白坊主 タン新穂丹俣 赤夫婦
前澤 權平 大流行
二番坊主 和良 小袖
赤早稻 新穂 與藤次
大神 五千石 鶴巢長
赤越中 美濃坊主 石州
金鏡 黒部 出羽
飢饉不知 水島 信州坊主
長稻 伊勢坊主 三河一名
稻越 今宮 鶴
皴坊主

園菜 山蔬 野菜

斐太後風土記附錄 稻種近世所用通稱 園菜 山蔬 野菜

蘿菈根 蕪菁
蕎麥 春蕪
胡蘿菈 午麥
長芋 醃芋
水薯 挺薯
甘藷さつまいも、 蓮芋
大角豆 紫豆
西瓜 甜瓜
南瓜 茄子
苦瓠 冬瓜
蜀黍 百合
番椒 紫蘇
芥菜芥辛 罌子粟
冬葱 胡葱
韭 蒜
蒿 分葱
蓮根 慈姑
蔞 野蜀葵
蕨 狗脊菜
夏枯草 山葵
細根 折菜
芋 佛掌薯
白芋仙臺 豌豆
漬瓜 胡瓜
壺盧 絲瓜
生薑 蘘荷
水晶葱 葱

薯蓣
茨藁

枳椇シロ

堅子カク百合子リ

國產諸品賣出價概記

明治三庚午年

絲 八百五十箇一把三百目、一箇三十把 此目方六千七百五十貫
目、此代金二十五萬五千兩

紬 五十箇一箇六十把、此目數三千疋、二百疋代 此代金六千兩
布 此數二千疋六兩一分 此代金二千二百五十兩

真綿 此數、此代金。
蠶種紙 代金。

種穀繭 三百二十貫目一駄三十六貫、目金八十兩 代金八百兩。

繭蛾 二百貫目、代金五百五十兩

絳絲 三十貫目、代金六十兩

麻苧 二千貫目、代金四百兩

白木 千二百駄一駄金、代金千二百兩

椀木地 二百駄、代金七百兩一駄五箇、目金三兩二分

楮 一萬六千貫目、代金千六百兩

硝石 千貫目、代金千兩

牝馬兒 三百疋、代金千兩

灰吹銀 百五十貫目、代金一萬六千二百五十兩

銅 七萬貫目、代金三萬五千兩

線銅

鉛 千百貫目、代金二百七十五兩

蕨粉 二百石一石二兩、代金千兩

搗栗 百石、代金六百兩

批目物 三十駄、代金三百兩

干茸品々 代金二百八十兩

一位細工・桶罎・曲物 代金二百兩

干蕨・干狗脊菜 代金二百兩

藥品取集 代金二百兩

藥膽大小取交 代金二百兩

漆 代金百五十兩

皮栗・胡桃・榧子取交 代金百兩

檜一位笠二千蓋・汁杓子一萬五千本 代金八十兩

木賊・竹皮・ワラ蓑 代金五十兩

熊皮 二十枚、代金四十兩

鹿皮 七十枚、代金三十五兩

明治四辛未年

絲 六千四百八十貫目

紬 五十箇、此數三千疋、此代金

布 此數三百疋

真綿 百貫目、此數千把、此代金

蠶種紙 千四百枚、代金

種穀繭 五百貫目、代金

繭蛾 二百貫目、代金五百五十兩

絳絲 三十貫目、代金六十兩

麻苧 千五百貫目、代金

白木 千駄、代金

椀木地 二百駄、代金

楮 一萬六千貫目、代金

硝石 三百貫目、代金

馬兒 二百疋、代金

銀 百二十九貫目、代金

銅 二萬九千二百廿五貫目餘

線銅 三千七百八貫目、代金四千三百廿七兩

鉛 六百五十六貫目、代金

蕨粉 代金六百五十兩

搗栗 代金二百二十兩

批目物 代金

一位細工・桶罎・曲物 代金三百兩

干茸品々 代金三百兩

藥品

藥膽 代金貳百兩

干蕨・干狗脊菜 代金二百兩

漆 代金百五十兩

檜一位笠二千蓋・汁杓子一萬五千本 代金八十兩

皮栗・胡桃・榧子取交 代金百兩

木賊・竹皮・ワラ蓑 代金五十兩

熊皮 代金四十兩

鹿・羚羊皮 代金四十兩

明治五壬申年品目は凡て明治四年に同じくして、員數金額の記載なし、故に之を略す。

必用品他國より買入高凡積

明治三庚午年翌年辛未以後可推之

米 一萬五千石金一兩に付、平均七升 代金八萬八千二百三十兩餘

雜穀 八千石平均三斗、金一兩に付 代金二萬六千六百六十兩餘

鹽 一萬三千石國界にて二石に、金四兩二分、永五百五十文 代金六萬四百五十兩

茶 十五萬斤上中下平均、一斤一兩一分 代金一萬八千七百五十兩

木綿 四百箇一箇十六貫目、金六十兩 代金二萬四千兩

黃綿 二百駄一駄三十二貫目、金六十四兩 代金一萬二千八百兩

無鹽肴 代金二千兩

乾肴 代金一萬千兩
 古手物 百五十駄一駄二箇一箇十六 代七千五百兩
 吳服并唐物 十駄上同金百 代金三千四百兩
 夜着・蒲團 八百一つにて金 代金千二百兩
 諸紙 二十駄六十兩 代金千二百兩
 陶器・膳椀・家具、其外諸品 代金三千五百兩
 筆墨 代金八百兩
 鍋釜・藥罐等 代金千五百兩
 疊表・塵等 代金千兩
 油・蠟燭・蠟・行灯・挑灯・灯心 代金五千兩
 小間物 代金三千兩
 鎌・稻扱・針・釘 代金三千兩
 鐵 目一萬貫目十貫目 代金五千兩
 藥種 代金三千兩
 賣藥 代金千兩
 紺屋藍并カク紙 代金千五百兩
 糊墨 三千把 代金百六十兩
 烟草 代金七百兩
 海羅 七百貫目 代金三百兩
 桐油合羽 代金四百兩
 傘・菅笠并笠緒 代金七百兩

諸職人道具 代金千五百兩
 納屋物類 代金千兩
 餛菓子・砂糖 代金千五百兩
 索麩・子温 代金三百兩
 牛 二百五十疋 代金千七百五十兩
 馬 二百疋 代金千四百兩
 肥肴代 代金三千兩

國造

大八崎命、【先代舊事本紀】卷第十云、斐陀國造、志賀高穴穗朝御世、尾張連祖瀛津世襲命、大八崎命、定賜國造、志賀高穴穗朝は、後諡成務天皇と申奉る、命下大上脫孫字乎、と荒木田延佳いへり。
 高市麻呂【續日本紀】卷第十七聖武云、天平勝寶元年閏五月癸丑詔、捨大安・藥師・元興・興福・東大五寺、各給五百匹、綿一千屯、布一千端、稻一十萬束、墾田地一百町、法隆寺云、崇福・香山・建興・法華四寺云、因發御願曰、以花嚴經爲本、一切大乘小乘經律論抄疏章等、必爲轉讀講說、悉令盡竟、遠限日月、窮未來際、今故以茲資物、敬捨諸寺、所冀、太上天皇沙彌勝滿、諸佛擁護、法藥薰質、萬病消除

壽命延長、一切所願、皆使滿足、令法久住、拔濟群生、天下太平、兆民快樂、法界有情、共成佛道、飛驒國大野郡大領、外正七位下飛驒國造高市麻呂、上野國勢多郡小領、外從七位下上毛野朝臣足人、各獻當國分寺知識物、竝授外從五位下、

高市麻呂は、先是何の歳にか國造となりけん、本文に洩せり。如是佛法を尊信し、寺僧に、物數多捨し給ふ御代に逢て、當國の寺僧に、物捨しけるを、朝廷にても、殊勝に聞食て、かく七位の下より五位下迄、位階を進め昇せ給ひけむ。

又卷第二十九高野云、神護景雲二年、二日癸巳、外從五位下上毛野公真人、爲造東大寺大判官、外從五位下飛驒國造高市麻呂、楠部越麻呂、竝爲造西大寺大判官、高市麻呂は、外從五位下に叙せられて、二十年を経て、西大寺經營の、大判官に召されけり。此の國造の時、天平神護元年、從四位下上、道朝臣斐太都、其後、天平神護從五位下百濟王利善、飛驒守たりしこと其部に詳也。

祖門【續日本紀】卷第三十七桓武云、延曆二年十二月甲辰、阿波國人、正六位上粟凡直豐穗、飛驒國人、從七位上飛驒國造祖門、竝任國造、此祖門の、姓と戸は、何にてか有りけむ未詳。【日本後紀】

卷第十七平城云、大同三年夏四月庚午、外從五位下、飛驒國造祖門、爲主計助と見、又云同年九月甲申、外從五位下、飛驒國造祖門、爲主稅助と有るは、國の造にて他官をも兼ねたりと見ゆ。本文の竝任國造とある造は守の誤ならんか。

三尾臣永主【續日本後紀】卷第五仁明云、承和三年三月己巳、飛驒國人散位三尾臣永主、右京史生同姓息長等、賜姓笠朝臣、貫附右京五條二坊、永主稚武彥命之後也、

【姓氏錄】右京皇別上卷云、笠朝臣、孝靈天皇皇子、稚武彥命之後也、應神天皇巡幸吉備國、登加佐米山之時、颯風吹放御笠、天皇恠之、鴨別命稚武彥言神祇欲奉天皇、故其狀爾、天皇欲知其真僞令獵其山、所得甚多、天皇大悅賜名賀佐。

日奉部若善【三代實錄】卷第六清和云、貞觀四年秋七月戊辰朔、廿八日乙未、飛驒國荒城郡人、太政大臣家扶、日奉部若善、貫附左京職、

此太政大臣は、從一位藤原良房公なり、此人同書卷第八云、六年二月廿五日壬午、車駕幸於太政大臣東京染殿第、觀櫻花、賜親王公卿文武百僚祿、各有差、是日授太政大臣家扶、正六位上日奉部若善、外從五位下と見ゆ。

【姓氏錄】左京神別中、中卷五日奉連、高魂命之後也、續紀三

飛驒守

上道朝臣斐太都、【續日本紀】卷第二十孝德云、天平寶字元年秋七月辛亥、授從四位上山背王此處脫文、巨勢朝臣堺麻呂、竝從三位、從八位上上、道臣斐太都、從四位下云、竝是告密人也、又上道臣斐太都、賜姓朝臣、

告密とは、是歲橘奈良麻呂、大伴古麻呂等、黃文王安宿王を勸め奉り、内相仲麻呂を劫殺し、黃文王を君とせんと謀りし事をなり。是より斐太都俄に出身て、是歲閏八月吉備國造となり、後御重祚の初め、天平神護元年八月、飛驒守に任ぜられき。

又卷第二十六稱徳云、天平神護元年八月庚申朔、從三位和氣王、坐謀反誅、詔曰、云、和氣者一品舍人親王之孫、正三位御原王之子也、勝寶七歲賜姓岡真人、任因幡掾、寶字三年、追尊舍人親王、曰崇道盡敬皇帝、至是復屬籍、

舍人親王は廢帝の父王にましくて、和氣王は廢帝の皇姪なればなり。【詔詞解】云、復屬籍とは岡真人の姓を停て諸王に復されしなり。

授從四位下、八年至參議從三位兵部卿、于時皇統無嗣、未

有其人、紀朝臣益女、以巫鬼著、得幸和氣、心挾窺窻、厚賂幣物、心得がたし、落字などある歟、參議從四位下、近衛員外中將兼勅旨員外大輔、式部大輔因幡守粟田朝臣道麻呂云、等、

【姓氏錄】云、粟田朝臣、天足彦國押人命、三世孫、彦國貴命之後也、【詔詞解】云、國押人命は、孝昭天皇の第一の御子也、道麻呂は誰子にかあらむ、詳ならず、

與和氣善、數々飲其宅、道麻呂時與和氣密語、而道麻呂佩刀、觸門屏折、和氣即遣以裝刀、於是人等心疑、頗泄其事、和氣知之、其夜逃竄、索獲於率河社中、流伊豆國、到于山背國相樂郡、絞之埋于狗野、又絞益女於綴喜郡松井村、

【詔詞解】云、此和氣王を謀反と言ひなして、如是罪におとせしも、道鏡奴が誣ひたる所爲にぞ有けらし。

是日又下詔曰、粟田道麻呂云、等、爾勅久云、汝等我罪、方免給但官方解給不散位止之奉、奉仕止勅御命、手聞食倍止宣云、居十餘日、以道麻呂爲飛驒員外、以其怨家從四位下上道朝臣斐太都爲守、斐太都到任、即幽道麻呂夫婦於一院、不通往來、積月餘日、竝死院中、

是も皆道鏡が、斐太都に誣おほせつる所爲ならむ。此斐太都は、此後いかに成りしか詳ならず、翌天平神護二年三月、國守代れり、又斐太都より前には、飛驒守に任ぜられし人も有りつらん、史に洩せり。但飛驒國造は、高市麻呂なること、天平勝寶元年に見えたり。

呂なること、天平勝寶元年に見えたり。

百濟王利善 又卷第二十七稱徳云、天平神護二年三月辛巳云、從五位下百濟王利善爲飛驒守、

【詔詞解】云、百濟は姓、王は戸なり。此百濟氏は、敬福卿の曾祖父禪廣參來て、皇朝に仕へ奉て、百濟王と云ふ舊號を賜ひてより、それ即ち姓戸と成れるなり。王は許爾伎志、また許伎志と訓むべし。是をしもおほきみと訓むは、いみじきひごとなり。名は音讀なり、異國人の子孫には、字音の名多し。此の百濟王利善の飛驒守の任果てしは何歳にか詳かならず。又本史二十七卷稱徳神護景雲二年二月、飛驒國造、高市麻呂、爲造西大寺大判官とあると、又同年十二月先山階寺僧基眞、心性無常、好學左道、

云、道鏡仍欲眩耀時人以爲已瑞、乃諷天皇、赦天下、賜人爵、基眞賜姓物部淨志朝臣、拜法參議、隨身兵八人、基眞所作怒者、雖卿大夫、不顧皇法、道路畏之、避如逃虎、至是凌突其師主法臣圓興、擯飛驒國とあるも、又三十二卷實龜四年三月庚辰、近江・飛驒・出羽三國、大風人飢並賑給之とあるは、皆此の百濟王の任の内か、はた後の國守の任に成りてか未詳。

秦忌寸伊波多氣 【續日本紀】卷第三十三光仁云、實龜五年三月甲辰云、外從五位下秦忌寸伊波多氣、爲飛驒守、

秦忌寸伊波多氣 【續日本紀】卷第三十三光仁云、實龜五年三月甲辰云、外從五位下秦忌寸伊波多氣、爲飛驒守、

是歲六月丁亥、飛驒國飢、賑給之、と本史に見えたるは、此の秦忌寸の任の内成るべし。

紀朝臣大宅 又卷第三十四光仁云、實龜七年三月癸巳云、從五位下紀朝臣大宅、爲飛驒守、

本史に、是歲冬十月壬辰、美濃國菅田驛、與飛驒國大野郡伴有驛、相去七十四里云、其中間置一驛、名曰下留と有と、又卷第三十五御世云、實龜九年秋七月云、癸丑、飛驒國言、慶雲見とあるは、此紀朝臣の任の内なるべし。又卷第三十七桓武延曆二年十二月云、從七位上飛驒國造祖門任國造下の造は入字の誤か、はたと有るは、此の人の任の内か、餘人の國守に任ぜられたるか、史に洩れたる其の任の内か、未詳。

飛鳥戶造弟見 【續日本紀】卷第三十八桓武云、延曆三年夏四月云、外從五位下、飛鳥戶造弟見、爲飛驒守、

藤原朝臣貞本 【日本後紀】卷第廿繼體云、弘仁元年九月丁未云、從五位下藤原朝臣貞本、爲飛驒權守、

飛驒國守目二員 太政官符

應差志摩飛驒兩國朝集使事 右、太政官去六月十七日、下五畿内七道諸國符備、案太政官

去弘仁六年十一月二十七日、下諸國符傳、四度使外臨時諸使、往還繁多、民疲迎送、宜正稅計帳二使公文、便附朝集使、以省民弊者、今以九年計帳便付八年朝集使、即彼八年朝集稅帳之政、九年四月以前並是勘畢、起自五月至于八月爲待計帳、徒居京下、因是在國之吏乏人行事、奉使之輩猶苦无糧者、被大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使、藤原朝臣冬嗣宣備、奉勅計帳公文宜差專使、自餘之事一同前符者、諸國承知依宣行之、其志摩飛驒兩國守日二員、政多人少不足差使宜朝集已下諸使聽差目以下、立爲恒例、

弘仁九年十一月三日

橘朝臣末茂【續日本後紀】卷第十二仁明云、承和九年秋七月、癸巳朔云丁未、太上天皇、崩于嵯峨院、嵯峨天皇春秋五十七云、使在中辨從四位下良岑朝臣木連、率諸兵、保護內裡、云遣勅使等於伊勢近江美濃三國、守關門、戊申擇山北幽僻之地、定山陵、云即日御葬畢、己酉、解固關使等、是日春宮坊帶刀伴健岑、但馬權守從五位下橘朝臣逸勢等、謀反事發覺、令六衛府固守宮門并內裡、遣右近衛少將藤原富士麻呂等、率勇敢近衛等、各圍健岑逸勢私廬、捕獲其身云、先是彈正尹阿保親王、緘書上呈嵯峨太皇太后、櫻林皇后太后喚中納言藤原良房、密賜緘書、以傳奏之、其詞曰、今月十日伴健岑來語曰、嵯峨太皇太后今將登遐、國家亂

在可待也、請奉皇子入東國者、云、庚戌遣參議從四位上左大辨正躬王、參議從四位上右大辨和氣朝臣眞綱於左衛門府、推勸橘逸勢伴健岑等謀反之由、日暮不得問窮、云、辛亥、正躬王、眞綱朝臣等、窮問罪人奏其日記、捕春宮坊舍人伴民永付右衛門府、以健岑徒弟也、云、壬午遣左大辨正躬王、右大辨和氣朝臣眞綱於左衛門府、拷問逸勢健岑等、右兵衛督橘朝臣永名、右衛門少尉橘時枝、右馬大允橘朝臣三冬等、解所帶兵仗自進以逸勢近親也、云、乙卯、使左近衛少將藤原朝臣良相率近衛卅人、圍守皇太子直曹、于時天皇子從之喚集帶刀等、令脫兵仗云、又遣左衛門權佐從五位下藤原朝臣岳雄、右馬助從五位下佐伯宿禰宮成等、率近衛、喚絆大納言正三位藤原朝臣愛發中納言正三位藤原朝臣吉野、參議正四位下文屋朝臣秋津、幽於院中、各異其處、是日詔曰、現神止大八洲國所知須倭根子天皇我詔良方止宣御命乎親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食止宣不慮爾太上天皇乃崩流爾依天晝夜止无久哀迷比焦禮御坐爾春宮坊乃帶刀舍人伴健岑伊藤仁乘天與橘逸勢合力天逆謀乎構成天國家乎傾亡无止須此事乎皇太子波不知在世上不善人仁依天相累事波自古言來禮留物奈利云、故是以皇太子乃位乎停退介賜不又可知事人止爲天奈毛大納言藤原朝臣愛發乎波廢職天京外仁中納言藤原朝臣吉野乎波太宰員外帥仁春宮坊大夫文室朝

臣秋津乎波出雲國員外乃守仁任賜此有賜不止宣天皇我御命乎

衆聞食止宣丙辰、廢皇太子、劍四口納袋、付勅使右近衛少將藤原朝臣富士麻呂、進藏人所云、以大進從五位下藤原朝臣高直、爲駿河權介、大屬正六位上山口宿禰稻床爲安房權目、左京大進正六位上紀朝臣貞嗣爲上總權掾、少進正六位上橘朝臣末茂爲飛驒權守、云、殿上雜色、及帶刀品官六位已下、相連被配流者、總六十餘人同附、防援發遣于諸道焉、庚申罪人橘逸勢、除本姓賜非人姓、流於伊豆國、伴健岑流隱岐國、

飛州刺史高俊【本朝麗藻】錢送部云 七言

暮春陪員外藤納言書閣、錢飛州刺史赴任、應教詩一首并序飛驒國作飛州、此書及文稱爲始乎、并序玉勝閣二卷廿四、國云州事、江以言

天德應和之間、天下士女之、語才子者、多云高俊茂能、茂能則早遂儒業、永入佛道、高俊則今之所錢、飛州刺史是也、刺史以才知世如此、以吏擇時如何、彼郭細侯之春竹、雖有風聲之可傳、劉太守之秋蒲、猶非霜威不用、於是納言尊閣、靜置離酌、聊祖行鑣、計後會於四年、恨遺黃門之風月、指前程於千里、眼極東山之煙霞、于時西鳥漸落、離駒頻嘶、以言初指一道之先跡、今從同門之後塵、甲科偶登、未改青衿之在我、十年空過、豈圖白面而別君云爾
十餘年往結交久、忽到飛州萬里雲、雲色風音應恠我、無官

今送有官君

賦飛州高使君赴任詩

把酒別筵日暮時、爲君更寄一篇詩、東都春月秋風夜、四五年來分付誰、東都左京云、云、同、仁、文、德、實、錄、三、五、丁、右、大臣藤原良房、於東都第延屈知姓名云云、右【群書類從】卷七廿に載せたるをとりつ、【本朝文粹】卷九二には序を載て、詩二首を記せず。

大秀按するに、員外藤納言は、權中納言にて、即ち藤原伊周公なるべし。高俊は名にはあらず。若姓と字か、高使君のきこゆ。昔公の字昔三、三善清行の字を三、文屋康秀の文琳、平定文は平仲と云へりとぞ。茂能も字なるべけれど、茂某と云ふ姓は、姓氏錄には見えず。藤彦曰、賀茂何某、伊周公の母君は、高内侍とて、高階業忠女なれば、高階氏は、親族の故ありて、錢をも、公の家にてせさせ玉ひしならむ。【本朝麗藻】に、高積善の詩、多く載せたり。俊は積善の字か、積善は儀同三司の、外叔父にて、信順道順の弟なり、大江以言に親しかりけむことは、【日本紀略】十卷云、長徳二年、四月二十四日甲午宣、今以內大臣藤原伊周朝臣、爲太宰權帥、云、と見え、同年九月十日丁未、右衛門佐孝道奏云、昨日未刻、中宮權帥入京之由云、仰府生忠宗、令守護之處、已有其實、仰云、定領送使之間、先以隨兵、可遣山崎者、次右大臣參入、有左遷除目事、大江以言、任飛驒權守、高階信順、任伊豆權守、同道順、任淡路權守と見えたり。証野冊子四卷、松のみにへに四つ。

大中臣隆種【大中臣氏系圖】云、祭主能宣五代之孫、從二位隆通末子、隆種飛驒守、權大副從五位上、德治三九七卒。【大日本史】九十、大中臣能宣傳、天曆中撰後撰集、世稱梨壺五人。

按するに、德治は後二條天皇御代の年號にて、鎌倉久明親王の末なり、如何あらむ。

橘惟通【橘氏系圖】云、從二位大納言好古天祿三、武十、八十七之孫、惟通、從五位上飛驒守、云云。

按するに好古の薨年天祿は、圓融天皇御代なり、其の孫惟通年代不詳。

紀忠任【紀氏系圖】云、中納言長谷雄五代之孫、忠任、飛驒守云云。【大日本史】八十九、紀長谷雄傳、貞觀十八年始補文章生、延喜十二年薨、年六十八。

加茂定材【加茂氏系圖】云、陰陽博士安憲十一代之孫、定材、漏剋博士、飛驒守云云。

【大日本史】九十二卷、加茂保憲傳、天德初任陰陽頭天文博士、○十一代蓋誤矣。

飛驒國司乘驛

【續日本紀】卷第九元正帝云、養老六年八月、丁卯、令諸國司、簡點柵戶一千人、配陸奥鎮所焉、伊勢・志摩・尾張・三河・遠

江・美濃・飛驒・若狹・越前云云等國司、先是奉使入京不聽乘驛、至是始聽之。

飛驒掾

【三代實錄】卷第十清和云、貞觀七年五月辛巳朔十六日丙申云云、是日置諸國介掾、甲斐・能登・丹後・石見・周防・長門・土佐・日向八國、竝令置介、飛驒一國今置掾、先是三月九日、太政大臣已下參議已上奏言、謹按令條、上國有介、中國無介、下國無掾、夫雖分官置職、實有前規、而隨時制宜、豈闕當代、今件等國、或前爲上國、未備介職、或國務稍繁、員猶少、或長官有故、主典執印、論之政途、事非穩便、伏請、甲斐・周防、新備介職、自餘中國同置介、下國同又置掾、以適變通、但至于安房・若狹・佐渡・大隅・薩摩・志摩等國、雖有中下之名、不足備介掾之職、仍不入此例臣等商量具件、如前錄事狀伏聽天裁、詔從之。

飛驒國司家系

○天兒屋根命天兒屋根命 廿一世高 鎌足公八世孫 初曰中臣鎌子連後改鎌足大織冠 內大臣賜姓藤原朝臣大津天皇八年十月辛酉薨

忠平公 從一位攝政太政大臣准三后 天曆三年八月八日薨年七十、贈正一位諡貞信公 號小一條殿

第五男 師尹公 母源昭子右大臣能有公女 正二位左大臣 安和二年十月十五日薨年五十 贈正一位 小一條家祖

濟時公 母右大臣定方公女左大將正二位權大納言 長德元年四月廿七日薨年五十五 贈太政大臣 號小一條大將

通任卿 母皇太后宮允能正女 從二位權中納言春宮大夫 長曆三年六月七日薨年六十七

師成卿 母從二位永賴卿女 正二位參議皇太后宮大夫 永保元年九月十一日薨年七十三

師季朝臣 母肥前守定成女 正四位下前甲斐守

尹時朝臣 母前帥伊房卿女 從四位下刑部少輔

師綱朝臣 母大納言師忠卿女 正四位下鎮守府將軍陸奥守宮內卿 大膳大夫 承安二年九月六日卒

親綱朝臣

母中納言俊忠卿女 從四位上宮內卿

家時卿

母法印經尊女 正三位少納言

師平朝臣

母未詳(以下不記母) 元名忠時 正四位下宮內卿

賴基卿

從三位宮內卿內藏頭 嘉元三年八月廿二日出家年六十七號坊門

高基卿

元名尹方 從二位宮內卿 延文三年三月二日薨

家綱卿

本姓賴基卿男 元名基氏 從三位參議 飛驒國司 明德元年 月 日薨

尹綱朝臣

元名賴時 飛驒國司

師言卿

從三位參議 飛驒國司

持言朝臣

正四位下左中將 飛驒國司 寬正年中世號古川左中將

勝言朝臣

正四位下左中將 飛驒國司 寬正六年三月贈云々物於將軍家

熙綱主

從五位下左衛門權佐 飛驒國司 文明八年七月五日時熙夜討害之

宗熙主

童名千夜叉丸 從五位下 飛驒國司

貞熙主

正五位下左少將 飛驒國司

時秀朝臣	正四位下
時親朝臣	從四位下左中將
時熙主	正五位下
昌家卿	本生尹綱男 左中將 正三位參議 享德四年五月二日 家號姉小路左中將
女子	新續古今集作者
女子	本願寺蓮如上入室 教行寺蓮藝上人母
基綱卿	從二位權中納言 初從三位參議 長享元年官位 昇進 永正元年四月廿三日於飛驒國薨年六十 四法名常心號常德院
僧孝祐	興福寺東門院法印 權大僧都別當
濟繼卿	正三位參議 永正十五年五月廿九日於飛驒國薨 年四十九 法名常濟
女子	濟子 後柏原天皇御代典侍
濟俊君	正五位上左中將兼美濃權介 大永七年 十月二日於飛驒國卒年二十三
高綱君	正五位上左中將 初爲源重始子改姓字重綱 舍兄早世之後歸本姓改名
女子	權中納言適郷卿室 適爲卿母
秀綱主	本生濟俊男、高綱爲子、大永 八年二歲敍從五位下

濟光主	沒後養子本生未詳 從五位下侍從
雅秀主	從五位下侍從
時光主	從五位下侍從
天保十年歲次己亥正月	荏野 田中大秀謹撰
【諸氏大系圖】○頼基	
高基	
家綱	
頼時	尹綱
師言	特言

大系圖には頼時と尹綱とを二代とす藤原系圖亦同じ
二代の方可然乎、特は持の方乎、
右は【飛州志】に出せるを記しぬ、高基の男、基尹を脱せ
り、又高基家綱頼時三人を兄弟とせしは誤なり、參考國
司系譜に委記しぬ。
わか飛驒國司の家系は、【飛州志】に【大系圖】その外を引て
載せたれど、疎略にてたゞくとして、我が師荏野翁ここ
らの年さぐり出て、つばらに書きしるしつと當昔かたられ
しを、禮彦ことしけきま、に聞おきしを、今般此の書をか

きつゝくるにつきて、そのかみのことをおもひ出て、翁の
孫田中稻香は久しく越前に遊びて家にあらねば、翁のをし
へ子等の寫したらむことを思ひ出して、古川人にいひやり
しに、當初翁の書れしを寫しておくりぬるを、こゝに載せ
つるなり。抑基綱・濟繼の兩卿は、いにしへ歌よみの名も高
く、書き給ひし短冊のくぬちのこれるは、久しく小島に
住給ひて薨給ひけんこといぢるし。されど此の系圖に
は、國司の任を書落されしや、前後の人々もさなりまぎら
はしければ、試に年表をえらみて書きそへつ。たがへるすぢ
は、後人よくしらべさだめてよ。

岡前にむかしにほひしくさく／＼の、花のけちめを
分そわつらふ
國司のなりどころを、今俗に御構ならんといへれど、岡前
なるべきにや。

明治二年六月 白檮園 富田禮彦しるす

國司并歷世年表

建武^甲 後醍醐天皇^{復位} 正月營大内、晦改元、五月鹽谷高貞進千里馬、
十月藤房遁、十一月流護良親王、大賞諸將爲諸國守護
二^乙 飛驒國司宰相頼綱卿着任、七月直義害護良親王、十月尊

延元 ^丙	二月尊氏直義走筑紫、五月兵庫合戰、義貞敗走、楠公死 于湊川、十二月帝幸吉野
興國	後村上天皇
曆應 ^戊	光明天皇 足利尊氏
康永 ^壬	飯山寺立太平山草創
貞和 ^{西乙}	小坂新長谷寺立
安國寺成	
觀應 ^庚	崇光天皇
文和	後光嚴天皇

卅三 卅四

正長_{甲戌} 足利義教將軍

永享_{西己} 後花園天皇 古川五社鐘銘

二_{戌庚} 十代江馬宗時死

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

嘉吉_{西辛} 足利義勝將軍

二_{壬戌} 平助清捧鯿口於高野白山社

三

文安_{子甲}

三木太郎左衛門則綱築砦於石浦堂洞、從竹原移住之、後入道號常憲寺、

新續古今集成、南朝中國司家綱女咏歌載之

寶德_{己巳} 川上莊牧野住人栗原衛門佐藤四郎田地賣券二通 牧夕洞了德寺藏之、足利義政將軍

三 鳩谷道場中野本

二 享德_{甲壬}

三 康正_{亥乙}

二 持言任國司年月漏、獻造内裡段錢

長祿_{丑丁}

二

三 寬正_{辰庚} 國司持言任左中將號古川左中將

二

三

四

勝言任國司脫年月

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

十五 卯癸 牛丸道場蓮勝寺

十六 辰甲 基綱任國司年月脫

十七 巳乙 內島爲氏亡三島將監中飛、三ッ谷一念寺立

十八 午 五月堯惠紀行咏位山細江歌、保道場憶念寺、了因寺立、秋聲寺立、二本木道場西方寺立、名丸道場立、山田道場立淨覺寺

長享_{丁未} 基綱官位昇進年月漏勝久寺立

二 明教爲內島爲氏戰死、明心中野照蓮寺建立心飛、中野照蓮寺

延德_{己酉} 安國寺紀行、夏蓮德寺立、中野光輪寺

二 足利義植將軍

三 猶谷寺立

明應_{壬子} 二 丑 足利義澄將軍、馬瀬桂林寺立、滿成寺立

三 寅甲 上小道場弘誓寺立、小白川同蓮光寺、

四 卯乙 羽根 願誓坊願德寺

五 辰丙 尾前 永養寺立、有巢 惠林寺立、速入寺立

六 巳丁 七 巳 上呂天王社三木直賴再建之、田頃家 永昌寺、隨緣寺立

八 未 山ノ口 慈雲寺立

九 申 山ノ口 慈雲寺立

五 丙 內島上野介爲氏築歸雲城居之

六 酉乙 後土御門天皇 國司勝言贈物於將軍家

文正_{戌丙} 十一代江馬時直死

應仁_{亥丁} 細川山名作亂

二

文明_{丑己} 二 寅 熙綱任國司年月脫

三 卯

四 辰壬 足利義尙將軍

五 巳 玄興寺立

六 午

七 未 明教爲內島爲氏戰死

八 申甲 熙綱爲任時熙被害

九 酉丁 貞熙任國司年月脫、十二代江馬時重死

十 戌

十一 亥

十二 子

十三 丑

十四 寅 六月禁裡歌合 姉小路參議基綱與之右方

- 文龜** 西辛 後柏原天皇、中野照蓮寺建立實如名號、火打東泉寺建、三木良賴
- 二 壬戌 基綱女濟子任典侍、年月脫、三尾河道場西願寺、黑谷道場淨念寺、新瀨道場法藏寺、青屋常照寺立、六瓶道場了宗寺
- 三 癸亥 鳩谷本覺坊法蓮寺、カツラ道場、萩原妙覺寺立
- 永正** 子甲 天下大飢、國司基綱薨、池本道場立西正寺、椿原同、齊濟繼任國司、年月不詳、飯島道場教勝寺、西洞法正寺立
- 二 丑乙 濟繼任國司、年月不詳、飯島道場教勝寺、西洞法正寺立
- 三 寅丙 三川道場南春寺
- 四 卯丁 足利義植復任
- 五 辰戊 足利義植復任
- 六 巳己 高山外記居天神山城、年月不詳、往還寺立、有道道場立淨光寺
- 七 午庚 淨光寺
- 八 未辛 淨光寺
- 九 申壬 淨光寺
- 十 酉癸 三川道場南春寺
- 十一 戌甲 三木大和守直賴修櫻洞城、月末詳、古川正覺寺立後改圓光寺
- 十二 亥乙 月々瀨善正坊善教寺、舟原圓光坊圓勝寺、尾神道場稱名寺、黒川西教寺立、中洞安樂寺立
- 十三 子丙 三木修理亮重賴死、葬禪昌寺、百有五歲、タカノ一向寺、平瀨道場常徳寺
- 十四 丑丁 三川道場南春寺

- 十五 寅戊 五月二十九日國司濟繼逝、四十九、三木直賴取馬瀨郷了心寺立
- 十六 卯己 其息濟俊嗣家、任官不詳、直賴略阿多野郷、頓乘寺立
- 十七 辰庚 三木大和守直賴三佛寺在城、一宮造營上曹、足利義晴將軍、立岩寶蓮寺立
- 大永** 巳辛 三木左馬助直忠入道西善、小坂淨福寺立、角專勝寺杉道場西光寺立
- 三 未癸 寺川道場遊淨寺、山田道場立福成寺
- 四 甲甲 杉道場西光寺立
- 五 乙乙 茂銀金龍寺立
- 六 丙丙 茂銀金龍寺立
- 七 丁丁 後奈良天皇 國司兼美濃權介濟俊卒、十月二日、二十三
- 享祿** 子戊 其息秀綱二歲叙從五位下、三木直賴再建禪昌寺
- 二 丑己 一宮上棟
- 三 寅庚 一宮上棟
- 四 卯辛 三月廿日古川落城
- 天文** 辰壬 中切玉龍寺立
- 二 巳癸 中切玉龍寺立
- 三 午甲 中切玉龍寺立
- 四 未乙 十三代江馬時正死、殿瑞岩寺、新真光坊願念寺
- 五 申丙 稻專光坊願教寺、長瀨道場淨樂寺、野谷同淨蓮寺、中ッ原萬福寺建三木直賴、小八還來寺立、下切道場立西蓮寺

- 六 酉丁 谷信行寺
- 七 戌戊 四月十三日飛州小島向宗熙子藤貞熙十五歲任左兵衛佐、元服昇殿、十四代江馬時經死、大村淨徳寺
- 八 亥己 坊方道場立淨願寺、廣瀨同西念寺
- 九 子庚 宮大幢寺立
- 十 丑辛 三川原道場信善行寺、上呂龍泉寺建 三木良賴
- 十一 寅壬 三川原道場信善行寺、上呂龍泉寺建 三木良賴
- 十二 卯癸 小谷長圓寺立
- 十三 辰甲 京極滅亡賀ノ飛驒國司手ヲ不合、杉崎道場本龍寺
- 十四 巳乙 京極滅亡賀ノ飛驒國司手ヲ不合、杉崎道場本龍寺
- 十五 午丙 足利義輝將軍
- 十六 未丁 足利義輝將軍
- 十七 申戊 足利義輝將軍
- 十八 酉己 舟津洞雲寺
- 十九 戌庚 舟津洞雲寺
- 二十 亥辛 舟津洞雲寺
- 廿一 子壬 下岡本眞光寺立
- 廿二 丑癸 下岡本眞光寺立
- 廿三 寅甲 九月五日飛州小島藤時親任左中將、十月六日賜十刹之綸旨於禪昌寺
- 弘治 卯乙 牧ヶ洞了徳寺立

- 二 辰丙 打保道場、袈裟丸淨永寺立、忍道場社念坊
- 三 巳丁 打保道場、袈裟丸淨永寺立、忍道場社念坊
- 永祿** 午戊 正親町天皇 正月十日飛州三木藤良賴叙從五位下、任飛驒守、三木光賴廣瀨宗城共亡高山外記及山田紀伊守、本行院建天正十六年改法花寺
- 二 未己 三木光賴使其族三木長門守久綱守天神山城、三木良賴、竹原宮後地藏寺建
- 三 申庚 甲州武田部將飯富昌景平湯出張、江馬時盛乞降、江馬輝盛守越中國中山城、二月十六日飛州真賴子光賴任左衛門佐、古川本光寺立
- 四 酉辛 三月十二日三木光賴任侍從、同日改自綱
- 五 戌壬 三月十二日三木光賴任侍從、同日改自綱
- 六 癸癸 夏甲將飯富昌景來築東町城、廣瀨山城守宗城亦屬武田氏、七月甲州兵來燒千光寺、三佛寺城主三木放火三佛寺城奔益田
- 七 子甲 七月甲州兵來燒千光寺、三佛寺城主三木放火三佛寺城奔益田
- 八 丑乙 六日武田信玄責越中、江馬時盛先鋒、猿倉城主鹽屋秋真乞降、本行院立法花寺、
- 九 寅丙 本行院立法花寺、
- 十 卯丁 足利義昭將軍
- 十一 辰戊 足利義昭將軍
- 十二 巳己 足利義昭將軍
- 元龜** 午庚 九月五日飛州小島藤時親任左中將、十月六日賜十刹之綸旨於禪昌寺
- 二 未辛 九月五日飛州小島藤時親任左中將、十月六日賜十刹之綸旨於禪昌寺
- 三 申壬 九月五日飛州小島藤時親任左中將、十月六日賜十刹之綸旨於禪昌寺

天正 武田信玄卒、江馬時盛屬上杉、織田信長公、一重金禪通寺
 三 古川眞宗寺立、
 四 江馬輝盛出仕甲州武田勝頼、鹽屋筑前守爲上杉之先鋒、討江馬輝盛之留守中山城、江馬再屬上杉、三木自綱自稱姉小路中納言、屬織田家
 五 三木國綱(後號三澤自綱)妹婿、築山下城居之、號山下右衛門大夫、八月廿九謀殺幼國司宣政君、長臣後藤重元、救護之奔越中、重元與追兵戰死角川
 六 天正六年、江馬長臣和仁川上神代等守越中、新川郡中山城、鹽屋筑前守在後倉城、與上杉兵謀襲中山、守將謙信卒後、越中諸士以鹽屋導上杉多怨之、天正六年、上杉倉城、討筑前守殺之、七月十六日江馬輝盛弑父時盛、年七十一、八月十八日夜、麻生野淺之進慶盛被輝盛攻自殺、年卅五
 七 四月三木自綱築松倉城、千島靈泉寺再興
 八 鹽屋圓德寺立、長倉桂峯寺
 九 十月三木自綱造立葛八幡宮拜殿
 十 五月越前大野城主金森長近謀征伐飛騨、六月二日日本能寺二條合戰、織田公父子及金森長則自殺、十月廿七日江馬輝盛戰死于八日市
 十一 十一月廣瀨宗城牛丸古川合戰
 十二 正月三木廣瀨攻小田川丸北走、五月信綱及顯綱夫妻遇害、六月廣瀨父子遇害
 十三 八月金森父子軍勢、南北來討、松倉落城、守將鍋山秀綱逃亡、出防高堂城潛出京、經二年死、金森法印取鍋山城居之、十二月廿七日、大地震大山崩落、埋歸雲

城、內島氏理一族及村民悉壓死
 十四 金森可重上京歸途誅一宮三澤、梟首其妻子及殘黨、於鍋山城下築首塚、金森法印居蛤城、佐藤秀方在萩原、平治國中、大雄寺移住
 十五 後陽成天皇、豐臣秀吉公
 十六 金森父子築高山城、至慶長五年成功
 十七 三萬八千石金森兵部卿法印入城、千光寺再興、白川中野照蓮寺、高山移住
 十八 築增島城、林昌寺立
 十九 文祿 金森法印同出雲守可重朝臣引卒八百人、肥前名護屋出陣大谷道場立西方寺
 二 金森法師歸國、種倉道場立
 三 五名道場立寶圓寺
 四 慶長 豐太閤薨
 五 森泰心寺立
 六 關原合戰、高山城成、金森法印受上有知、河州金田二萬千石加增、天照寺立
 七 寬永 千光寺記成

八 卯癸 德川家康公
 九 辰甲 德川秀忠公
 十 巳乙 德川秀忠公
 十一 午丙
 十二 未丁 五月一宮拜殿再建、茂住淨慶寺立
 十三 申戊 八月金森素法印卒于京八十五歲、養子可重領飛州三萬八千石、實子長光領濃州上有知二萬千石、金森出雲守可重朝臣
 十四 酉己 素玄寺建、一ノ宿正覺寺立
 十五 戌庚 小木曾正宗寺立、舟津圓城寺再建
 十六 亥辛 東上田東禪寺立
 十七 子壬 後水尾天皇、福宜々澤上長久寺、集納谷久昌寺、戸谷光明寺、古川實實院立(福全寺)
 十八 丑癸 杉玄昌寺、忍觀音寺、袈裟丸慈眼寺再建
 十九 寅甲
 元和 大阪落城、金森出雲守重頼朝臣、金森出雲守可重卒于京
 二 辰丙 御笏木從千光寺献上
 三 巳丁
 四 午戊 三月越後少將忠輝自伊勢朝熊來謫居于天照寺
 五 未己
 六 庚申 杉々原玄昌寺再建

七 酉辛 千光寺記成
 八 亥癸 三福寺村八幡宮再興除地、德川家光公、馬狩道場立、福宜々澤上長久寺再建
 九 子甲 寬永 西漆正眼寺立、和佐符福壽寺立
 二 丑乙
 三 卯丙
 四 辰丁
 五 巳戊 西一色村松泰寺山上建東照宮
 六 巳己 西一色村松泰寺山上建東照宮
 七 午庚 明正天皇
 八 未辛 宮島平左衛門爲金山奉行
 九 申壬 宗猷寺立、六月加藤豐後守光正來謫
 十 酉癸 七月十六日加藤光正卒于法花寺年二十歲
 十一 戌甲 金銀銅鉛盛出
 十二 亥乙
 十三 子丙
 十四 丑丁 乾與右衛門等頻讒訴宮島
 十五 寅戊 信繼斬宮島
 十六 卯己 冤魂爲祟、金山衰廢

- 十七 庚辰 國中凶饑爲宮島靈、命照蓮寺、三日三夜大行法會、素支寺轉讀大般若
- 十八 辛巳 慰宮島靈、高山城中祭平野明神、賣家賣雲山菜入、得立、金三千枚、以救飢民、殿村圓城寺再建、和佐保光圓寺
- 十九 壬戌 照蓮寺宣心娶本願寺宣如女
- 二十 癸亥
- 正保 甲申 後光明天皇
- 三 乙酉 因金森重賴朝臣病愈再與花里菅公祠
- 四
- 慶安 子戊
- 二 己丑 金森左京重勝卒
- 三 庚寅 七月金森出雲守重賴卒、德川家綱公、金森長門守賴直朝臣
- 四 辛卯
- 承應 辰壬
- 二 己癸 大隆寺建
- 三
- 明曆 未乙 後西天皇 戶谷光明寺再建
- 二 丙申 十二月金森宗和卒于京、集納谷久昌寺再建、歡喜寺立
- 三

- 萬治 戌戊
- 二 己亥 葛八幡宮上其、
- 三 庚子 照蓮寺三世龍興院築松亭、千光寺再々立
- 寬文 丑辛
- 二
- 三 癸卯 靈元天皇
- 四 乙巳 七月金森長門守賴直卒、金森飛驒守賴業朝臣
- 五 乙巳
- 六
- 七
- 八 下呂溫泉寺立
- 九 己酉
- 十 庚戌
- 十一 辛亥 金森出雲守賴時朝臣、十二月金森飛驒守賴業卒、
- 十二 壬子 八月、飛驒、越中國界論、小豆澤、二つ屋其の外より江戸出訴
- 延寶 丑癸 五月金森賴時爲息萬助五歲再建國分寺塔五重
- 二 寅甲 八月從德川家、以檢使點檢飛越國界、賜裁許繪圖裏書、
- 三 卯乙 國中飢饉、餓孳滿路、國守命有司、坑於郊外、以埋餓死人、是爲萬人坑、(上木系圖)
- 四 辰 葛八幡宮上葺

- 八 辛酉 銀山教覺寺、荻町本覺寺
- 七
- 六
- 五 戊申 令、九月加州臣永井織部來爲城代
- 四 己酉 花里菅公祠造營、太江壽樂寺
- 三
- 二 己酉 東山天皇
- 元祿 辰戌
- 二 己酉 花里菅公祠造營、太江壽樂寺
- 三
- 四
- 五 壬申 金森出雲守賴時移出羽國上山、八月伊奈半十郎忠篤爲縣令、九月加州臣永井織部來爲城代
- 六 癸酉 五月加州臣藤田平兵衛爲城代、十一月加州臣津田求馬爲城代
- 七 甲戌 五月加州臣野村五郎兵衛爲城代、十月加州臣山崎源五左衛門爲城代、檢地帳成

- 八 亥乙 三月依古命高山城破却
- 九 丙子 縣令伊奈半左衛門忠順
- 十 丁丑
- 十一 戊寅 十二月照蓮寺一乘遁古川、照蓮寺琢情迷婦言亂寺末寺、七十三僧訴本山
- 十二 卯乙 國中除地免許、二月、東本願寺使僧來、移居琢情於松本、以照蓮寺爲掛所、住一乘
- 十三
- 十四
- 十五
- 十六 癸未 一乘、呈照蓮寺於本山、使無量寺、來爲掛所輪住
- 寶永 甲申 一乘與京女刺死
- 二 乙酉 古川本光寺眞宗寺屬西本願寺
- 三
- 四
- 五
- 六 己丑 德川家宣公、縣令伊奈半左衛門忠達
- 七 卯辛 中御門天皇
- 正德 卯辛
- 二
- 三 德川家繼公

- 四 縣令森山又左衛門實道
- 五 縣令德川吉宗公
- 六 縣令龜田三郎兵衛三脩
- 七 縣令長谷川庄五郎忠國
- 八 縣令長谷川庄五郎忠國
- 九 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十一 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十二 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十三 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十四 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十五 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十六 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十七 縣令長谷川庄五郎忠國

- 十八 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十九 縣令長谷川庄五郎忠國
- 二十 縣令長谷川庄五郎忠國
- 二十一 縣令長谷川庄五郎忠國
- 二十二 縣令長谷川庄五郎忠國
- 二十三 縣令長谷川庄五郎忠國
- 二十四 縣令長谷川庄五郎忠國
- 二十五 縣令長谷川庄五郎忠國
- 二十六 縣令長谷川庄五郎忠國
- 二十七 縣令長谷川庄五郎忠國
- 二十八 縣令長谷川庄五郎忠國
- 二十九 縣令長谷川庄五郎忠國
- 三十 縣令長谷川庄五郎忠國

- 一 縣令長谷川庄五郎忠國
- 二 縣令長谷川庄五郎忠國
- 三 縣令長谷川庄五郎忠國
- 四 縣令長谷川庄五郎忠國
- 五 縣令長谷川庄五郎忠國
- 六 縣令長谷川庄五郎忠國
- 七 縣令長谷川庄五郎忠國
- 八 縣令長谷川庄五郎忠國
- 九 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十一 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十二 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十三 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十四 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十五 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十六 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十七 縣令長谷川庄五郎忠國

- 一 縣令長谷川庄五郎忠國
- 二 縣令長谷川庄五郎忠國
- 三 縣令長谷川庄五郎忠國
- 四 縣令長谷川庄五郎忠國
- 五 縣令長谷川庄五郎忠國
- 六 縣令長谷川庄五郎忠國
- 七 縣令長谷川庄五郎忠國
- 八 縣令長谷川庄五郎忠國
- 九 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十一 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十二 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十三 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十四 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十五 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十六 縣令長谷川庄五郎忠國
- 十七 縣令長谷川庄五郎忠國

八 七月、巡檢使朝比奈來
甲戌
 寬政 五月、巡見比留間・工藤・林等來、閏六月國民總訴江戸、
己酉 八月縣令大原正純依召出府、十月勘定留役萬年平山來、
己酉 縣令飯塚常之丞
 二 正月減土着吏、國中改正、
庚戌
 三 八月二十日亥刻大風、吹倒國分寺塔、五重
辛亥
 四
 五
 六
 七 七月六日夜高山町大火、三街二丁目出火
丙辰
 八
 九
 十
 十一
 十二 縣令小出大助照方
庚申
 享和 西辛
 二
 三 縣令田口五郎左衛門
癸亥
 文化 子甲
 二

三
 四
 五
 六
 七
 八 縣令榊原小兵衛
辛未
 九
 十
 十一
 十二 縣令芝與一右衛門正盛
乙亥
 十三
 十四 仁孝天皇 總社考成、
丁丑
 文政 寅戌
 二
 三 國分寺塔再々建、三重
庚辰
 四
 五
 六
 七

八
 九
 十
 十一
 十二 縣令大井帶刀永昌
己丑
 天保 寅庚
 二
 三 十一月二日夜高山町大火、四月五月三郡山々小竹結實云
壬辰 自然糠、又號笹麥、諸村里爲食資
 四 凶饑
癸巳
 五 四五月又山々小竹結子
 六
 七 凶荒
丙申
 八 德川家慶公
丁酉
 九
 十 縣令豐田藤之進友直
己亥
 十一
 十二
 十三
 十四

弘化 辰甲
 二 縣令小野朝右衛門高福
乙巳
 三
 四 孝明天皇
丁未
 嘉永 甲戌
 二
 三
 四
 五 縣令福王三郎兵衛定省後改忠篤
壬子
 六
 安政 寅甲
 二 德川家定公、安政元年正月、亞墨利加兵艦七艘來泊浦賀、
寅甲 二月幕府賜墨人物、中有米百斛、每苞入五斗、使角力等
 數十人授之、有白眞弓、肥太右衛門者、白川木谷村產也、
 脊負四苞、胸繫二苞、左右手各提一苞、行投與之、墨人
 大驚其力量
 三
 四
 五 二月廿五日夜大野・吉城郡大震、縣令增田作右衛門賴與
戊午
 六 德川家茂公、三月彌生橋成
己未
 萬延 甲庚

文久 西辛
 二 戊壬
 三 亥癸
 元治 甲子
 縣令高柳小三郎
 慶應 丑乙
 二月廿五日古川大火
 二 寅丙
 縣令新見内膳正功
 三 卯丁
 明治 辰戊
 今上 二月四日竹澤寛三郎邦光、三月十三日知事梅村速水、王政復古
 二 巳己
 國中騷亂、知事宮原大輔源積
 三 午庚
 四 未辛
 五 申壬
 六 酉癸
 正月三日知事宮原積出東京、二月十三日向町失火、戸籍地券

十三
 十四
 十五
 十六

飛驒國司累代系譜

富田禮彦謹誌

鎌足公十九代後胤
 坊門頼基卿男
 藤原高基卿
 初尹方 從二位宮内卿

建武二年 飛驒國司 後頼鑑(又頼繼)宰相 正平十三年(北朝延文三戌年)薨在任二十四年
 建武二年 飛驒國司の任を受け、南朝より下向、荒城郡黒内城を築居之、國士多來屬之、小島何某歸順、以其居城獻國司、故從黒内移小島城矣、

基尹朝臣
 官位不詳 飛驒國司
 小島城

【大系圖】に、高基卿の弟にせしは誤ならむ、田中大秀翁録系圖、此の一代を脱せるも誤なり、

家綱卿
 初基氏 從三位參議
 飛驒國司 小島城

【大系圖】に、初代高基卿より次の尹綱朝臣迄の四代を、四人の兄弟とせしは誤ならむ、按ずるに此の家綱卿は、南朝の御聖運の漸々に衰へたまふを深く歎きて、幼息を北朝の親戚の摺紳家へ托し置き

て後逝去ありし故に、此卿の系統の後世に傳れるにやあらむ、

尹綱卿
 初頼時 參議
 飛驒國司 小島城 戰死
 昌家卿 師言卿 養弟

南北朝御和議有て後、朝命ありつれども更に朝參し給はざりし故に、應永十八辛卯年八月足利義持將軍より、京極高員・小笠原持氏・朝倉甲斐等の軍勢をさしむけて、終に責め亡されけむ、○南朝より命ぜられし飛驒國司、四代年數七十七年にして亡、○四代在任中勢微弱たりしにや、荒木郷を奪はれ、安國寺を恣に建てさせ、高原・江馬の歸順せしことも聞えず、況や大野郡・益田郡の諸豪族をや、

師言卿
 從三位參議 飛驒國司
 同小島城

父家綱卿の深慮にて、北朝の摺紳家にて幼年より養育を受く、南北朝御和議の後仕官せられけむ、然るに應永十八年叔父の飛驒國司は敗亡たれども此の卿には係らぬことなれば恙なくて、應永の末などに猶又飛驒國司の任を受けたまひけむ、向小島城に住み柳御所と云ふ、應永晚年古川高野に城を築き、風景を賞して隱居せられしにや、

昌家卿
 實尹綱朝臣男 正三位 參議
 左中將 家號姉小路

此卿の實父尹綱卿も、南朝の御聖運の衰へさせ玉ふを深く歎き、兄家綱卿の幼息と共に、此の卿の幼時北朝の親戚に托し置き、師言卿の弟に

女子
 新續古今集作者

持言朝臣
 正四位下 左中將 飛驒國司

寛政年中古川郷高野の城に移住しけむ、故に世古川左中將と稱するならむ、

勝言朝臣
 正四位下 左中將 飛驒國司

向小島城住のことは詳なられど、父古川左中將の議にて、此の國司は本城に住ましめ、庶子に古川城を譲られしならむ、

古川次郎某

此の系は詳なられど、名家の由國書に見ゆ、若是古川左中將の庶子にて古川城主にてや在りけむ、享祿四辛卯年滅亡、其由詳ならず、

熙綱朝臣
 從五位下 左衛門權佐 飛驒國司
 文明八丙申年七月五日夜、怪時熙夜討害之、

宗熙朝臣
 童名千夜叉丸 從五位下 飛驒國司

貞熙朝臣
 正五位下 左少將 飛驒國司
 右何れも國司と記せれども、家運も威勢も並衰たりけむ、

時秀朝臣
 正四位下
 小島主

父勝言朝臣嫡子に國司の任並居城を讓、此二男時秀に家を分ち、小島領主とせられしにや、

時親朝臣 從四位下左中將

時熙朝臣 正五位下

文明八年七月五日夜討害伯父熙朝臣、爾後事跡不詳、

女子 本願寺蓮如室

基綱卿 從二位 權中納言 飛驒國司 在任年數 小島 永正元年甲子年四月廿三日薨於小島、年六十四、法名常心號常徳院

文明八年飛驒國司遇害、爾後家國不治、文明末年月不詳、蒙勅下任初從三位參議たり、長享元年從二位權中納言昇進、

僧孝祐 興福寺東門院法印 權大僧都別當

濟繼卿 正三位 參議

女子 濟子 後柏原天皇御代典侍

濟俊朝臣 正五位上 左中將 飛驒國司兼美濃權介 大永七年十月二日卒 年二十三

高綱朝臣 正五位上 左中將 宰相 飛驒國司 改名重綱 後改賴綱 法名明山 天正四年小鷹狩城にて卒 初爲源重治養子、改重綱、舍兄早世後、歸本姓

改名と大系圖に出、飛州志に、小鷹狩城主國司姉小路賴綱朝臣、又小鷹狩城には、姉小路宰相賴綱入道明山とある此の人なるべし、後國司姉小路氏四代九十年餘亡、

秀綱朝臣 幼年之時父卒去、叔火高綱養子之、大永八年二歲叙從五位下、其後早世歟不詳、

濟光朝臣 從五位下侍從、事蹟不詳、

宣政 右近

天正五丁丑年八月後藤重元等守護して角川にて危難にあひ、終に佐竹家に入りしは此の人なるべし、赤田元義が後藤碑文に、近訪求羽州向氏記載、得其事蹟、飛州志に、古城小島城中並向家説に符合、天保武鑑に佐竹氏家老小鷹狩右近とあるは、此宣政の末孫なるべし、

雅秀朝臣 從五位下侍從

雅秀の祖父時秀小島領主たりしより、代々小島氏と稱しならむ、姉小路某綱卿下任の頃は、小島城を分て住居か、又は城下に別館を建て住居不詳、(大永七年國司姉小路濟俊朝臣卒去後は、小島氏小島城に在住せし由なり)

時光朝臣 從五位下侍從

小島時光天正十年小鷹狩城主牛丸と合兵、八日町にて江馬に戰勝、直に高原に押寄、諏訪城を乗取り天正(以下闕く)同十三年八月金森法印討入の時屬從、其後籠城して金森勢と戦ひ、落城して養子

基頼共事蹟不知、

【飛州志】云、總て舊國司姉小路家の分流三氏有り、所謂小鷹利氏は、小鷹利郷黒内城に住、向氏は同郷信包村向小島城に住、按ずるに二氏は庶流なるべし、何代に分れしか不詳、小島氏は、小島郷杉崎村小島城に住む、是也と有て、【國司系圖】も記せれど、不詳、因之、大系圖と、田中大秀翁所録系譜と、古川人八十村所記略系と、國説等を、参考而記録焉、他日事蹟著明則、後人宜校正焉、

明治五壬申年七月

富田禮彦誌

三木氏系譜 速入寺系圖參考

人皇五十九代 宇多天皇 御諱定省 奉稱亭子院帝或寬平法皇 光孝天皇第三皇子

醍醐天皇 御諱敦仁 奉稱延喜帝 人皇六十代

齊中親王 三品兵部卿

齊世親王 三品兵部卿 號園城寺宮、依天神之事、延喜元年十月二日出家法諱眞宗

敦慶親王 二品 式部卿

敦固親王 二品 兵部卿

齊邦親王

斐太後風土記附録 三木氏系譜

敦實親王 一品 式部卿

源雅信 皇太子傳 從一位 左大臣

源寬信 正四位下 在京大夫

源重信 皇太子傳 正二位 左大臣

源寬朝

時中 從二位 大納言

扶義 正二位 參議

通義 正六位上 式部丞

經賴 參議

成賴 從四位下 兵庫助 佐々木元祖始取弓前 始住江州佐々木、六箇國軍兵屬之、

章經 從四位下 兵部大輔

經方 四品 兵部大輔

爲俊 從五位上 式部大輔

秀義 源三位 兵部丞 號長命寺 佐々木 平治合戰時、源氏十六騎之隨一也、元久二年依病出家、其後卒年九十四歲、

定綱 佐々木太郎 從五位下 左衛門佐
 經高 佐々木次郎 中務丞 景綱 多賀氏藏人
 盛綱 佐々木三郎 左兵衛尉
 高綱 佐々木四郎 右兵衛尉
 義高 佐々木五郎 左衛門
 則綱 多賀太郎 則光 平次 三左衛門
 行房 平左衛門 政憲 内匠助 定光 右近
 經光 太郎左衛門 長則 平右衛門 朝則 次郎左衛門
 則綱 三木之祖 號三木太郎左衛門
 則綱を【飛州志】に三木忠右衛門藤原正頼とせり、始住江州三木、爲京極近江守高員家令、應永十八年飛驒國司藤原尹纒征伐之時、足利將軍賞高員之武功、賜飛州竹原郷、高員令家臣三木則綱住竹原守護之、永享八年石浦洞に移築岩住之、文安六己巳年正月三日卒、法名常憲寺殿遊仙漢功禪定門
 綱良 三木三左衛門 後修理亮重頼、寛正年中益田郡を討取、舍弟正頼に宛行ひ、故主京極家の所領竹原郷を押領、永正十三丙子年二月二日卒、百十五歳、法號禪昌寺殿禪山春功大居士
 久頼 三木右京進 竹原在住

重頼 三木忠右衛門 上村在城
 【飛州志】禪昌寺條中に三木修理亮重頼之碑（直頼の父なり）前匠作禪山春功大禪定門、永正十三年丙子二月二日卒とある方、系圖にも符合せり、初名綱良なるべし
 乘空 三木右衛門頼綱、出家法名素超常憲寺住 遊仙坊開基 後に天台宗を改めて眞宗に成、平野道場遊仙坊と號、
 空圓 遊仙坊二世
 頼勝 三木與藤次 幼稚不望出家、爲鍋山豐後守頼綱臣矣 遊仙坊三世 善源 遊仙坊四世
 順智 遊仙坊五世改速入寺 天正十二年本願寺顯如より速入寺號を附授
 道智
 良充 三木右近將監 員則 多賀太郎左衛門 前住江州、爲淺井備前守長政家臣、姉川合戰討、定則 童名次郎
 直頼 三木大和守 從五位下 右兵衛督 女 定次 童名次郎 永正・大永之間、馬瀨・上櫓・阿多野三郷を討取、櫻洞

築城居之、天文廿三年甲寅年六月十四日卒、戒名常光寺殿德翁宗功大居士、禁裡へ辨慶鹿毛の名馬を獻せしこと【千光寺記】に出づ、
 友則 天文十五丙午十月千光寺の鐘寄進 三木造酒丞
 高次 始山城國汁谷住、後浪人居住小坂、三木右近
 宗高 三木右近
 宗定
 宗治 於越中猿倉討死
 宗久 次郎兵衛 浪人
 良綱 三木右京大夫 號新太郎、母長橋局 初四郎次郎 天文年中上洛、望國司、捨源姓、號姉小路大納言、櫻洞城主雲山是也、天正七年三月廿三日卒、戒名雲岳宗祥居士
 【飛州志】作良頼、後入道號雲山、益田郡上呂村開水山龍泉寺の牌面に、法名龍泉寺殿閑水雲山大居士、死亡年月未詳、或云、良頼は重頼之二男なり、直頼嗣子なきに因りて養とあり、又良頼の平生所用の茶入有後世雲山肩衝と稱する是なり、或書云、永祿元戊午年、飛州三木藤原良頼叙從五位下、任飛驒守、【速入寺系圖】には、自綱之父名を良綱とあれども、其は初名なるべ

し、【飛州志】に良頼と記す方然るべし、龍泉寺禪昌寺牌面も爾り、
 眞證 三木左馬助直忠、後入道して袈裟寺尊眞法印の弟子と成、住長谷寺、大永四年本願寺實如、賜本尊、淨福寺開基、法名西善、頼一 三木新九郎 竹原城主
 宗行 三木新助
 直弘 三木新左衛門 大永年中より三佛寺在城、永祿七年甲兵來燒千光寺時、放火三佛寺奔益田、
 久頼 三木長門守 初名左門 安川天神山城主
 自綱 初名光頼 大和守 左京大夫 入道云休菴
 齊藤山城守秀龍入道々三婿、自號姉小路大納言、櫻洞城主、永祿元戊午年三木光頼と廣瀨山城守宗城と兩旗にて、天神山城主高山外記某と川上郷三枝郷の領主山田紀伊守を討取、天神山には叔父三木左門を入置、其の外鍋山豐後守安室を始め、細六郎左衛門休高、大谷藏人岡本豐前守等悉く幕下に屬す、天正七己卯年四月松倉城を築き居城とす、天正十三乙酉年八月金森討入高遠城にて防禦不叶、降參、三木五代、百七十五年にして滅亡、
 顯綱 右衛門尉 爲鍋山豐後守安室養子 永祿中逐出養父安室、奪鍋山城邑、安室塾居于山本、廣瀨宗城と合謀、兄三木自綱を亡びさむとして隠謀露見、天正十二甲申年五月夫妻とも害に遇ふ、
 女子 水無神社祝部一の宮右衛門國綱（後入道云三澤）妻、

女子 岡本豐前守 妻

信綱 左衛門尉

櫻洞在城、叔父鍋山顯綱と逆心を企、露顯して松倉城へすかし寄せられ、天正十二甲申年五月遇害、

秀綱

初名忠次郎、鍋山豊後守、天正十三乙酉父休庵の命に依て、松倉籠八月十日夜落城、後奔信州大根川爲土民落命、

女子

遠藤右馬助 室、後小鷹待伊賀守 妻

基頼

柳御所小島時光養子

右三木家系之内、三木太郎左衛門則綱以降の「速入寺系譜」は、多く元和五年己未正月、高山寓、朝比奈入道定味が聞及たる儘に記したる【飛騨略記】に據て、撰みたりと見えて、錯亂ありて、【飛州志】又は上啓の、益田郡上呂村龍泉寺、中呂村禪昌寺の牌面舊記とも齟齬せり、因参考而加朱書矣、
富田禮彦誌

三木家歴代

常憲寺殿遊仙漢功大居士 三木太郎左衛門尉則綱、文安六年己巳正月三日歿、八十有一歳、
常光寺殿前匠作稠山春功大居士 三木修理亮重頼、永正十三年丙子三月二日、百有五歳、
記略

禪昌寺殿前和州大守徳翁宗功大居士 三木大和守直頼、天文廿三年庚癸丑六月十四日、八十有五歳、
右同(母坂系)

龍泉寺殿閑水雲山良功大居士 三木右京大夫良頼 弘治二年丙辰八月廿五日、五十有八歳、
天文十五年丙午三月十一日歿

江馬家後鑑録

人皇五十代、桓武天皇第五皇子、式部卿一品葛原親王後胤、備前守平忠盛男、清盛弟、修理大夫平經盛末子

江馬小四郎平輝經

壽永二癸卯年生於京、童名竹壽丸、母下總國結城城主從五位下結城七郎(後號上野介)朝光女也、平家没落後、北條四郎時政、伴母子歸鎌倉而養之、建久八丁巳年、竹壽丸十五歳、加冠號江馬小四郎平時經、其後右大將賜武州河越一城時經住之、承久三辛巳年、河越太郎左衛門重親讓之、北條義時勸將軍藤原頼經、而遠謫弟時經、於飛州高原郷、同年九月十三日江馬時經率老母妻子及老臣屬、發河越、下旬來荒城郡高原郷日向野村、寓延命寺改名輝經、
母益世方五十七歳、結城朝光女、室花枝方二十九歳、川上伊豆守女、養子朝方十七歳、北條式部大夫朝直長男、侍以上三十六人、步卒三十一人、侍女七人、陪從男女五十七人、合百三十一人、
貞應元年春輝經自號修理亮、修造居館於日向野字裏代住之、此時承久亂後、乘諸國物騒、號野武士者來亂行、江

代五江馬小彌太平朝光

四代公時嫡室

朝光は、元亨三癸亥年、六月十二日歿、行年二十四歳、法諡光陽寺殿英閣薫風大禪定門、墳墓在所不詳、

代六江馬小四郎平時光

五代朝光嫡室

時光は、貞治二癸卯年、三月十五日歿、享年四十三歳、法諡光林寺殿見桃道義大禪定門、墳墓在所不詳、

代七江馬平四郎平時則

六代時光室

時則は、永和四戊午年、八月八日歿、享年三十三歳、法諡神徳寺殿桂相常本大禪定門、墳墓在所不詳、

代八江馬荒城郡司平徳盛

七代時則長子室

徳盛は應永八辛巳年、三月廿一日歿、享年三十五歳、法諡廣寒寺殿仁月義光大禪定門、墳墓在所不詳、

代九江馬藏人平輝時

七代時則二男室

輝時は、應永二十癸巳年、四月七日歿、享年四十六歳、法諡瑞祥寺殿義翁忠貫大禪定門、墳墓在所不詳、

代十江馬旭四郎平宗時

九代輝時長子室

馬家防之、郷中政令行、村々靜謐人民悅服焉、同年九月又改號修理大夫、其後伏病、十月廿七日歿、行年歲四十歳、法諡圓城寺殿前匠作大尹勇山威光大禪定門、
母君益世の方は、五年後、嘉祿二丙戌年、三月十八日歿、享年六十二歳、法諡瑞光寺殿祥室妙雲大禪定尼。室花枝方の、其の後の傳は、世に知る人なし。

代二江馬高原太郎平朝方

實北條式部大夫朝直長男、輝經養子

朝方室

弘安六癸未年、十二月十二日歿、年七十九、法諡本覺寺殿仁峰義海大禪定門

長

一男 剃髮法名道泉源大和尚本郷村本覺寺初代

代三江馬小平太光盛

實初代輝經長男

室

光盛は、弘安九丙戌三月五日歿、年六十六歳、法諡本光寺殿清峰觀月大禪定門、墳墓在所不詳、

代四江馬小四郎平公時

三代光盛嫡子

公時は、正和五丙辰年九月十八日歿、行年五十五歳、法諡正參寺殿雲岳喙龍大禪定門、墳墓在所不詳、
今其跡不詳、

宗時は、永享二庚戌年、三月廿二日歿、享年四十七歳、法諡香雲寺殿花山遙見大禪定門、墳墓所在不詳、

代十一 江馬平馬平時直

九代輝時二男

時直は、寛正六乙酉年、七月二十八日歿、享年七十五歳、法諡德翁寺殿洋月大禪定門、

茂住村德翁寺は、此の時直の菩提寺ならむ、然れども、墳墓今は無しとぞ、殿村瑞岸寺境内に、古碑一基あり、表銘に、江馬十一世時直、十三世時正と一塔兩名の碑あり、此二代其境内に納めたるか、事實不詳、

代十二 江馬平之進平時重

十一世時直長子

時重は、文明十戊戌年、九月十三日歿、享年四十六歳、法諡光圓寺殿月山慶文大禪定門、

和佐保村光圓寺は、此の菩提寺なるべし、然れ共墳墓はなし、何地に在るか不詳、

代十三 江馬右兵衛佐平時正

十一世時直二男 初名九右衛門

時正は、天文四乙未年、八月五日歿、享年八十六歳、法諡瑞岸寺殿雲宅行庵大禪定門、殿村瑞岸寺境内に墳墓一石兩銘のあり、

代十四 江馬左京進平時經

十三世時正嫡

の備を立、防戦の軍配を致すと雖も、深山幽谷の嶮岨なれば、人馬の驅引自由ならざれば、互に數日を送りけるに、飯富の手下の侍、都竹五郎右衛門と云へるは、元來飛驒より出たる士なりければ、彼を使者として江島家へ申し越されけるは、今防戦を止て永く武田家に屬したまはば、本領安堵の上、益々依忠節可有加恩段、申越されければ、江馬家一黨評議區々たりといへども、孤獨國なれば、永く武田家に敵對なしがたく、諸士一決して、可任其意旨返答しけり、都竹其趣申送りければ、信玄の喜不斜、江馬家の誓紙入質を取り、永く不可有異變旨取極めて、七月上旬飯富兵を收めて歸陣せり、同月江島時盛の嫡子輝盛出て、信州松本にて、飯富の取次にて信玄へ御禮申上、献上物差上、又拜領物を頂戴して七月下旬歸國せり、○分家麻生野右衛門大夫直盛は其節病氣なれば御禮及延引、九月初名代として一子麻生野淺之進慶盛十六歳家士伊藤新左衛門相添て甲州へ遣しけるに其の時信玄上州へ御出陣に付暫く甲府に滞留し、歸陣の上十月十一日飯富の取次にて御禮申上、献上の品、國産の幕布五匹、大阪紙十束差上、御禮相すみ國もとは深雪の段申上、早速御暇たまはばり、直盛宛の御判物並定家筆三夕の色紙三枚拜領して、九月十八日甲府を出立歸りけるに、阿房越風雨荒く數日滞留して漸く歸國しけり、○永祿七甲子年夏、武田家臣、飯富三郎兵衛來り、來丑年信玄、飛驒越中討取出馬に付、四月中旬、江馬家へ着して、野尻に旅館を建て(是殿村の下野の末の城也、今も東町の城と云ふ)三木家へ爲腰合千光寺へ軍令

○高原郷と、荒城郷とを領し、石神村杏子城を構、二越館に住居、○又永正年中、逆巻野へ居館を移し、諏訪城を築、○天文元壬辰年、五十六歳にて剃髮し、船津町村下の木戸脇に庵室を結び、閑居して號永常院、遺言して木戸脇に墳墓を築かしむ、天文七戊戌年、九月四日享年六十一歳にて歿、法諡永常寺殿觀山見流大禪定門、

代十五 江馬左馬助平時盛

十四世時經長子 室河上中務丞富信女

麻生野村野尻永祿七甲子年享年五十五歳、兩全寺殿慶雲秀山大禪定門、

大島左近 平重輝

江馬左兵衛佐

江馬治部大輔

江馬豊前守

○時盛、天文年中、船津に洞雲院建立、○永祿二己未年、甲州武田家の幕下に屬し、是歳六月、武田信玄には、信州迄出馬、飛驒國討入先鋒、飯富三郎兵衛信州より阿房越に押來るに、嶮岨の棧道輻く馬足立がたきに因て、阿房が原に、陣小屋を數多掛、大木を伐倒し、道橋を造り、近日平湯村へ押し來る由聞えければ、國中騷動大方ならず、眞最初江馬家の難儀たるに因て、國中諸家の加勢をたのみ、國境に防禦

狀を贈りしに、千光寺の返答を聞て、(飯富は阿保越にて、一と先甲州へ引取て直に引きかへして、千光寺征伐に來りしにや、【治亂記】「千光寺記」等には、同年七月甲將山縣三郎兵衛昌景、阿多野郷より討入、美女嶺に陣取、先づ手始めに江名子村來迎寺を放火し、入賀町縣に陣取、支度をと、のへて後、千光寺を責め詰め、放火せしとなり、(飯富の家名は、古は飯富にて、誤て飯富とし、山縣と改めし由なり)其時三佛寺城主、三木新左衛門尉直弘、是を見て、飯富の未發向せざるに、城を放火して、益田郡へ引退く、三木良頼より、三佛寺領を江馬家へ相渡せり、三木其外武田家へ内降參に付、飯富甲州へ引返せり、○永祿八乙丑年六月、甲州武田信玄、高原通行、越中へ出馬に付、江馬時盛先鋒、猿倉城主鹽屋秋貞等降參、中地山城を江馬の嫡子輝盛に被預、○天正四丙子年三月(天正元癸酉年武田信玄卒去に付上杉家に屬、是歳息輝盛甲州へ出仕に付、鹽屋上杉勢合責中地山)時盛再度越後の幕下に屬、○天正六戊寅年七月十六日、江馬輝盛使人弒父江馬時盛時年七十一、法名洞雲寺、

麻生野淺之進平慶盛

右衛門大夫直盛長子 室小松女 河上宗十郎光久妹

○永祿二己未年、慶盛十六歳、父直盛の名代として、甲州へ相越、同年歸國、○其後、本家江馬十六代輝盛と不和になり、天正六戊寅年、八月十八日夜半、輝盛軍兵を遣し、不意に麻生野城を責め、合戦不利にして、慶盛終に自殺、年三十五歳、法諡良心寺殿

通月清澤大禪定門、亡骸本鄉村桂月庵境内に埋、墳墓今不詳、
○室小松女は、夫慶盛切腹の時、家臣の介抱にて、城中を遁出、母子三人と、小松女娘紀伊女嫡子小二郎、家臣三人(脇田右衛門七・大坪孫八・吉兵衛)主従六人、八月十八日夜半に城を遠く落ちのびて、白川郷へ出、越中國五箇山の險阻を凌ぎ、九月十七日射水郡小泉村に隠居して、天正十一年未三月、同國舟の倉村へ引移り、同十二年甲申年三月小松女病死、同村眞言宗泰立寺に葬、紀伊女は別に傳あり、麻生野小二郎は、剃髮して泰立寺幸尊師の弟子と成、號養慶、(是即修驗大成院先祖なり)年月代謝して、飛驒國は、金森家平定の後呼び出したまひて、國分寺住職に定賜、其後又修驗に轉じて大成院と號、

女子 紀伊女

修驗養慶 初名麻生野小二郎

代十六 江馬常陸守平輝盛

十五世時盛長 童名辨彌 左馬頭 常陸介

○永祿二己未年甲州武田家に屬し、七月信州松本にて信玄に謁、同年越中國中地山城に住、○同八乙丑年六月、信玄越中出馬、江馬時盛先鋒、猿倉城主彌屋秋貞降、中地山城預輝盛、○天正元癸酉年四月武田信玄卒去に付、越後上杉謙信の幕下に屬し、其の軍兵とともに、越中國土に諸處合戦、猿倉城をも諸共に責落しけるが、其の猿倉城は、上杉の下知にて、鹽屋筑前守秋

無二無三に突戦して、遡る三木勢を追ひすがふて、何國までものがさじと、長追ひしけるに、豈圖らんや、八日町の橋の側より、牛丸・小島の伏兵起り、江馬の本陣へ討てかゝる、輝盛打ち驚き、自身薙刀おつ取りたかひけるが、敵の打ち出す鐵砲に急所をうたれ、ひるむ處へ牛丸又太郎飛で出て、大將輝盛と戦ひけるが、輝盛は痛手を負てたまひえず、終に牛丸にうたれけり、江島輝盛八日町橋詰にて、天正十壬午年十月二十七日討死、年四十八歳、法諡旭光寺殿天岳良英大禪定門、墳墓在八日町村、

江馬右馬助信盛

時盛二男 輝盛弟 園城寺住持善立還俗

江馬小三郎貞盛

時盛三男 輝盛弟

父時盛横死後兄輝盛と不和に成、天正七己卯年十一月八日屋鋪を出奔、家臣□人同伴笈破村に落行、寒氣に苦み大雪に忍かれ、當村中田某の家にて歿、法諡相孝寺殿東山一光大禪定門、墳墓在笈破村、相孝寺一作靈幼院

江馬小四郎 江馬右馬助信盛子

大正十壬午年江馬家滅亡後、藏柱村に潜居、多志氏の先祖なり、法諡長勝院廣清宗久大禪定門、

女子

江馬十六代輝盛息女 金森二代可重君妾

天正〇〇年金森可重君の妾と成、一男を生金森小四郎と云、後號金森左京重勝、高原郷を賜て領主と成、釜崎村に居館を建て、代々當郷の領主と奉仰り、

貞に預けらる、○天正四丙子年輝盛出仕甲州、猿倉城主彌屋秋貞、導越後兵落中地山城、輝盛歸國再屬越後、○天正六戊寅年三月上杉謙信卒去に付、同七月越中新川郡中地山城は母方の伯父川上伊豆守忠輔に預置て、飛州本城へ引取、○同年七月十六日父時盛を殺、年七十一歳、○同年八月十八日夜、不意に責麻生野淺之進慶盛、自殺、年三十五歳、○同年天正六寅九月越中國士神保安藝守□、徳山□等蜂起して、中地山の城を陥る、江馬輝盛士卒を引率、國侍の加勢を以て、防戦すと雖も、終に不叶して川上忠輔討死して、中地山の城没落せり、○一書に元來江馬輝盛は、越中國中地山城を領し、家臣川上中務丞、和仁出羽守、川上忠輔等を入れ置き、自身は武田家へ勤仕、家臣川上縫助を甲州へ節々往來致させける、謙信に聞えければ、謙信方より軍勢を出し、中地山城を攻めける故落城に及びけり、此の説は信じ難し、謙信卒去付、越中國土蜂起せし、方正説なるべし、○其の後江馬家と三木其の外不和に成り、天正十壬午終に合戦に及ぶとす、小島時光・廣瀬山城守、其の外國內の諸家、三木に加勢の由きこえければ、輝盛は甲州武田家へ急を告げて、加勢を頼みければ、武田勝頼早速に、江馬左馬助信盛(元園城寺善立、還俗)に加勢の軍兵一千餘騎を差し添へて遣しければ、輝盛大に勇み立、川上中務丞、同縫殿助・同左衛門尉・和仁備中守、其の外手勢を打ち揃へ、江馬信盛甲州の加勢を率し、先鋒として荒城郷八日町へ發向しけるが、頃は天正十年壬午十月二十七日、三木久庵・廣瀬山城守、牛丸小島の軍勢と、火花を散して戦ひしが、三木勢はや、負色に成りければ、江馬勢氣をいらち、

金森家譜

清和源氏 傳稱其先任將軍源義持、擢陪侍秩祿日益、特賜氏源也、但家譜紛失而不能詳耳、
金森五郎八長近者、生于濃州、叙從四位下、後剃髮號素玄、拜兵部卿法印、自幼仕織田信長公、公器之、因賜長字、家紋本龜甲、至此許以桐爲幕紋、及壯爲行人、蓋纒武者二十人、長近居其一、天正三年乙亥、家康公與武田勝頼、戰于三州長篠、信長公援之、長近從信長公、於是以其命、與家康公之部將、酒井左衛門尉忠次、共攻鷲巢城大破之、
信長公功之、因賜腰刀、是歲信長公征加越二州、長近乃發自濃州、而入越州大野郡、拔城殺賊者多矣、信長公以其有功、乃賜之大野郡、六年戊寅、荒木攝津守村重、以其城叛信長公、十一月公發兵攝州、築附城于茨木、於是長近與不破河内守、前田又左衛門利家等、以公命守之、後徙陣于總持寺、七年己卯、從軍數々有功、信長公賞之、賜資不貲、是歲十二月、誅荒木之族類、長近・不破・前田等監焉、十年壬午、信長公舉兵擊武田勝頼、時長近將步騎三千、自越州發而會之、六月明智日向守光秀、殺其君信長公于城州本能寺、長近欲討之、乃屬豐臣秀吉公之麾下、光秀亦卒族、冬秀吉公與柴田修理亮勝家有隙、長近爲之和解、十一年癸未、秀吉公以勝家之終快

快而怨之，乃大戰于江州。此時長近與其義子可重，在秀吉公之麾下，十二年甲申，秀吉公與織田信雄，對壘尾州，長近時在于內窪山之砦，十四年丙戌，領飛驒一國，十五年丁亥，秀吉公擊九州島津氏，長近與可重從之，十八年庚寅，秀吉公擊相州小田原，長近與可重從之，大奮擊而不遺餘力，其家人田島勝太、根尾庄三郎、遠藤賴母、大塚左吉、岩田彌助、大野宗左衛門、今井利左衛門、石徹白彦右衛門、篠股五郎左衛門等並有軍功，十九年辛卯，奧州九戶民弄兵於潢池，長近與可重、從秀吉公帥，文祿元年壬辰，秀吉公出軍擊朝鮮，時長近與可重、從秀吉公，而在肥州名護屋之師，凡自結髮仕信長公，而至秀吉公之時，前後莫不周旋，師旅之間，而軍功必居諸將之右，慶長五年庚子石田治部少輔三成反，家康公廢兵誅之濃州，長近時在麾下，而可重攻郡上八幡城而拔之，凱旋之後，以功賜采邑於濃州上有知及關、河州金田，共爲二萬石，而領飛州則如故，七年壬寅，家康公降臨于城州伏見長近之弟，而終日飲燕，爾來每歲賞臨者，一月常一兩次，恩數日渥，八年癸卯，家康公於城攝河泉四州，縱長近而使放鷹，其分域則某至某，九年甲辰，長近侍家康公之側，家康公問曰，放鷹獲鶴耶，長近對曰，固所欲也，然而有厲禁焉，臣安敢哉，於是家康公命許放鷹捉鶴，且賜鶴捉蒼鷹一連，黃鷹二連，自後時々，獻所捉鶴，十三年戊申八月十二日殂，年八十三，諡

要仲素女，先是長近，於帝城西北紫野，買地建寺，所謂金龍院是也，至是安其神主於斯，而國傳其義子可重，是爲出雲守，長近有二子焉，長忠次郎長則，仕織田信忠，天年十年壬午六月初二，信忠自殺于洛陽二條城，長則乃以死殉之，時年十九，諡宗岑，次五郎八長光，慶長十三戊申喪父，時家康公在駿府召之，長光趨命，家康公乃命更名五郎八，因賜腰刀一握，且割濃州關上有知，河州金田共二萬石，以與之，十六年辛亥十月初六，疾卒，年六歲，諡了瑞，而食邑除當此時，家康公擢長光家臣，島野四郎兵衛，肥田主水，池田圖書，各賜秩千石，以升諸朝，出雲守可重者，五郎八長近之義子也，叙從五位下，初仕信長公及秀吉公，天正中，從其父長近在軍中，文祿中，朝鮮之役，陪秀吉公於肥之名護屋，時乃賜碾茶壺，所謂碾茶壺者也，慶長三年戊戌，秀吉公薨，遺命賜腰刀，所謂碾茶壺也，五年庚子，家康公伐石田三成，此時稻葉土佐守，據濃州郡上八幡城，可重乃起兵自飛州入而大戰于城下，土佐守師敗績，可重之家臣，牛丸又右衛門，田島太郎八，吉田孫四郎，南部宗四郎，安藤右兵衛，今井平助，宇佐美內記，馬場彌二郎，粟鹿作十郎，伊藤備前，長屋甚藏，田能村助右衛門，鈴木新平，田能村孫三，曾我平八，上田佐太郎等皆戰死，西脇右門，西脇左門。

西脇吉介，平井孫四郎，棚橋勝助，伊藤權兵衛，石神久次，渡邊小平太，飯沼源左衛門等皆獲首級，田島勝太，佐久間五左衛門，垣見九右衛門，葛西與右衛門等，並身被創痕，稻葉氏不能支，竟而縛而下，我兵士死者，凡五十餘人云，家康公大其功，加賜食邑二萬石於父長近，十三年戊申長近殂，家康公命可重，襲封於飛州，而割其上有知，金田二萬石，以與之於長近第二子五郎八長光，家康公器重可重，賜鷹馬，秀忠公亦賜國次腰刀，及鷹馬，十六年辛亥，於常州下間，假放鷹分城，又家康公自秀忠公，各賜雁捉鷹，十二月二十二日秀忠公下臨於江府可重之弟，時乃賜國光腰刀，白銀若干衣服等，十九年甲寅，大阪之役，家康公秀忠公親撫師，可重從之，明年之役，小出對馬守吉英，奉命當泉州岸和田城，可重乃與伊藤掃部助，亦承命援之，五月初七，大阪城陷，可重出岸和田，將赴幕府，道遇奔敗兵，因擒生口八人，又斬首二百八級，悉持以獻諸營中，元和元年乙卯，閏六月初三，殂年五十八，諡雲峯閑公，而國傳其第三子重賴，是爲長門守，可重有十子焉，七男三女，長飛驒守重近，叙從五位下後祝髮號宗和，會獲於罪父可重，故蟄居洛陽，終其身，次甲斐守重次，叙從五位下，慶長十二年丁未，拜謁秀忠公，元和九年壬午，扈從幕府朝覲也，回寮戰之日，重次於相州小田原，罹疾荏苒不痊，寬永二年丁巳，九月八日卒于江府之

第，年三十三，諡常相，次出雲守重賴，次內膳可次後更內匠，慶長十九年甲寅，拜謁家康公秀忠公，大阪兩次之役，與父可重從台駕，寬永二年乙巳，委質于柳營，三年丙寅三月初九疾卒，年二十八，諡月英宗心，次左京重勝，蓋兄重賴割其部內三千石，以與重勝，慶長十九年甲寅，拜禮秀忠公，大阪之兩役皆從台駕，慶安二年丁丑，四月朔日卒于江府，年四十八，諡徽雲宗猷，次左兵衛尉重義，元和八年壬戌，拜謁秀忠公，勤御書院番，寬永九年壬申，委質于幕下，勤御小姓組之番，食邑於常州鹿島，卒年七十二，諡梅岩紹雪，次山城守重澄，元和八年壬戌，家光公擢以爲近侍，時年十六，食采二萬五千石，幕府有旨，使酒井讚岐守忠勝養以爲子，故冒姓酒井云，寬永十九年壬午，卒於備後水野日向守封內，年三十六，諡機山宗關，而其三女則別載之譜系，長門守重賴者，出雲守可重之第三子也，自齠年奉仕，家康公密誦左右，慶長十八癸巳，叙從五位下任出雲守，十九年甲寅大阪之戰，與父可重，從家康公，不離左右，及至尾州那護屋，有旨賜采地三千石於濃州關，吉田，元和元年乙卯，大坂決戰之時亦從之，是歲六月喪父，依遺命奉獻國次腰刀正宗之脇刺志賀茶壺于家康公，志津腰刀吉光脇刺肩衝碾茶壺也，秀忠公，家康公命重賴，襲封於飛州，一如父時也，重賴乃獻長

光太刀一腰、秀忠公特召之結筵、因賜向之所獻碾茶壺、蓋以我家傳以爲重器也耶、四年戊午任滿、而將歸本土、拜辭之際、秀忠公賜駿馬及衣服三十領白銀二千兩、爾來每任滿拜辭、而恩賜彌夥、寬永二年乙丑、從秀忠公將軍家之朝覲、而入京師、當將軍饗帝于二條城、乃躬親詣闕奉迎之、此時重賴爲先驅也、凡每有入朝及日光、神祠之拜謁、重賴未嘗不爲之陪侍、其見寵遇可謂厚矣、慶安三年庚寅、寢疾於江府之第、而不起、十月初七、殂、年五十五、諡瑞雲宗祥、遺言奉獻武藏野葉茶壺于家光公、十一月十一日、幕府命其長子重直、襲封飛州、十二月二十八日、獻黃金二十枚純綿百把以拜禮、是爲長門守、

重賴有二十二子焉、十男十二女、長子長門守賴直立軒、次賴母重直自幼叔父左京養以爲己子、慶安三年庚寅十一月十一日、家光公守其義父左京之部、明曆元年乙未五月十五日卒於江府、年二十九、諡諱嶺宗當、次帶刀範明、見副御書院番組、次大膳可俊、慶安三年庚寅副御小姓組、延寶五年丁巳九月二十一日卒於江府、諡幽岳宗通、次右近重利、寬永十三年丙子六月初八拜謁家光公、時年七歲、寬永十九年壬午正月初三拜謁家綱公、正保四年丁亥八月初七卒於江府、年十九、諡春岩紹桂、而其餘五男則名不登幕府之籍、故今不載茲、亦載之譜系、而其十二女亦復準前例、

長門守賴直者、出雲守重賴之長子、寬永四年丁卯七月初七拜謁、秀忠公、時年七歲也、十一年甲戌十二月二十日叙從五位下任長門守、年三十二、父重賴殂乃代而襲封其國、慶安四年辛卯任滿而之其國、拜辭之際、家綱公賜時服二十銀百枚、五年壬辰四月上旬復赴任、獻純綿百把、銀五十枚以拜謁、明曆三年丁酉江府大回祿乃獻檜角物一千、寬文三年癸卯二月二十三日、

幕府允其剃髮之請、號立軒、五年乙巳患癰於江府之第、七月十八日殂、年四十七、諡立軒素白、遺命奉獻備前長則腰物一把于家綱公、九月二十一日、幕府命其長子賴業令領其國、九月二十六日獻黃金十枚純綿百把、以拜謁、幕府是爲飛驒守、時乃家令金森將監、金森兵庫各奉銀馬代以拜禮焉、

長門守賴直立軒有六子焉、五男一女、長飛驒守賴業、次左京直教、七歲叔父賴母養以爲己子、明曆元年乙未十一月二十五日、家綱公命之守其義父賴母所部、萬治二年己亥四月十一日、初拜謁幕府、次主水重矩、延寶六年戊午酒井權兵衛重懿養以爲子、見在江府也、而其長女則明曆二年丙申六月二十八日遇疾而沒、年十二、諡空華宗香、其第

四子權之助、則萬治元年戊戌十月二十六日得疾而歿、年八歲、諡梅嶺宗實、其第五子采女直清、則延寶四年丙辰二月初四寢疾而殞江府、年十五、諡德玄宗陰、

飛驒守五郎八賴業者、長門守賴直立軒之長子也、萬治二年己亥四月十一日、初拜謁、家綱公、奉獻袂衣三領、冬幕府命叙從五位下、寬文三年癸卯正月初三獻御太刀馬代、以拜禮、寬文五年乙巳十一月初七任滿而適其國、拜辭之際、賜銀百枚時服二十、寬文十一年辛亥寢疾於江府之第、十二月二十八日殂、年二十四、諡覺峰宗圓、遺命獻進藤五國光腰刀一把及梵竺德筆蹟一幅于家綱公、幕府命其長子萬助丸領其部、萬助丸賴時者飛驒守賴業宗子也、甫二歲、父賴業捐館舍、寬文十二年壬子三月五日、獻御太刀黃金二十枚、純綿百把於家綱公、以通襲封之拜謁、時家令金森將監、金森兵庫各奉銀馬代、亦行私覲之禮、延寶四年丙辰四月十一日乃獻御太刀黃金十兩、純綿百把、以始行拜謁之禮、賴時方七歲矣、

清和源氏 金森家系圖

△長近 叙從四位下
五郎八後剃髮號素玄
生濃州、慶長十三戊申八月十二日殂、年八十五、諡金龍院前兵部尚書法印要素玄大居士、

斐太後風土記附錄 金森家系圖

アリシゲ 叙從五位下
出雲守

可重 元和元乙卯閏六月三日殂、年五十八、諡前飛州刺史雲峯閉公大禪定門、(家臣山藏縫殿助宗次、森右衛門九郎某並殉死、)

長則 忠次郎

仕織田信忠天正十五年六月二日殉死于二條城、年十九、諡崇岑、

長光 五郎八

慶長十六辛亥十月六日殂、年六歲、諡了瑞、

重近 叙從五位下 飛驒守

屏居于洛陽、明曆二丙申十二月十六日殂、年七十三、諡申堅院德英宗和居士、

重次 叙從五位下 甲斐守

寬永二乙丑九月八日殂、年三十三、諡常相、

女子 來 號光陽院

重賴 叙從五位下 出雲守

慶安三庚寅十月七日殂、年五十五、諡真龍院殿前雲州大守瑞雲宗祥大居士、家臣平岡三郎兵衛忠勝、遠藤右京賴忠、大野瀨兵衛長矩、西塚三郎左衛門忠明皆以身殉之、

可次 内匠

寬永三丙寅三月九日殂、年二十八、諡月英宗心、

女子 岩 照蓮寺即生院妻
 元和九癸亥十月十八日殂，年二十八，一音院法名釋尼妙好、

女子 菊 小出大隅守三尹妻
 寬永十七庚辰六月二十三日卒，四十一，諡瑞春院殿湖月清鏡大姉、

重勝 左京
 元和九癸亥爲高原鄉領主，慶安二己丑四月朔日殂，年四十八，諡前京兆徽雲宗猷居士、

重義 左兵衛
 寬文十二壬子十一月二十二日殂，年七十二，諡凌雲院殿梅巖徽雲居士、

重澄 叙從五位下 酒井山城守
 寬永十九壬午九月二十九日殂，年三十六，諡法雲院殿前城州大守機山宗關大居士、

賴直 叙從五位下
 長門守
 寬文五己巳七月十八日殂，年四十七，諡大隆院殿前長州大守立軒素白居士、

重光 大學
 延寶七己未八月十八日殂，年五十八，諡傑崇宗英居士、

女子 磯 織田山城守長賴妻
 慶安二己丑二月十三日殂，年二十八，諡淨運院日理天真、

照蓮寺 權大僧都從純號龍興院
 延寶三乙卯十一月十二日殂，年五十三，法名釋宣心、

重照 傳八
 女子 也宇 龜井能登守茲政妻
 延寶四丙辰四月十二日殂，年五十四，諡桃仙院殿椒室椅桂大姉、

女子 市 織田豐前守長定妻
 萬治二己亥六月二十六日殂，年三十六，諡光性院日意貞操、

權律師祐盛 三位
 正保三丙戌三月二十六日殂，年二十一、

女子 辻 小山大隅守有宗妻
 寬文二壬寅八月二十三日殂，年四十四，諡本淨院殿月浦宗真大姉、

女子 須磨
 寬文十一年亥二月二十二日殂，年四十六，法名高顯院殿釋氏永祥禪尼、

女子 武牟 號清正院
 明曆元乙未五月十五日殂，年二十九，諡諦嶺宗當居士、

重直 賴母
 號清冷院

女子 兼木下淡路守利貞妻
 號清冷院

範明 帶刀

真享二乙丑二月十日
 可俊 大膳
 延寶五丁巳九月二十一日殂，年五十，諡融岳宗通居士、

重則 右近
 正保四丁亥八月七日殂，年十九，諡春巖紹桂大禪定門、臣野田源五左衛門清次殉死、

重秀 市正

女子 源 號天松院文溪

女子 津宇 榎並八右衛門盛正妻
 慶安元戊子十一月九日殂，年十八，諡眞淨院殿日宗覺靈大姉、

女子 紀伊 沼間新五郎芳清妻

女子 貞 榎並八右衛門後妻
 寬文元辛丑二月十六日殂，年十九，諡桂林院殿月窓宗光大姉、

女子 大字 號松壽院大龍 山下市助氏意妻

女子 加字
 明曆二丙申六月二十八日殂，年十二，諡德雲院殿空華宗香童女、

賴業 叙從五位下
 飛驒守
 寬文十一年辛亥十二月二十八日殂，年二十四，諡照見

院殿前飛州大守覺峯宗圓居士、

直教 左京
 權之助
 萬治元戊戌十月二十六日殂，年八，諡圓明院殿梅嶺宗實童子、

直清 采女
 延寶四丙辰二月四日殂，年十五，諡雲樹院殿德玄宗陰居士、

重矩 主水
 天和三癸亥正月十一日殂，年二十，諡清巖院梅心日夢、

酒井權兵衛重懿爲養子、

賴時 萬助

賴致 大助

素女 從四位下兵部卿法印
 俗名長近

長則 仕織田信忠信、忠自殺之時、殉死、

可重 從五位下
 實者長屋將監子

長光

宗和 從五位下
 俗名重近、與父可重不和而昇洛陽、子孫在加州、

重次 從五位下

斐太後風土記附録 大尾

斐太後風土記要目索引

ア

阿加多宮(高野)	上三六・一〇〇	青屋村	下二七六	淺水橋故跡碑	下二〇七	安國寺	上三六
阿左賀良山	下六	赤保木村	上二〇八	麻生野村	下二五二	杏子城址	下二五四
阿曾保村	下三〇	赤谷村	上二六七	蘆倉村	上二〇	荒城川	上三〇
阿多粕村	上三〇三	赤桶寺址	下二〇四	蘆谷村(大野)	上三三	荒城神社(宮地)	上六一
阿多野川	上元・三二・二六	赤沼田村	下二〇五	蘆谷村(吉城)	下五五	荒城郷	下二五
阿多野郷	下六	秋神川	下二九〇	遊幡神社	下五三	荒木郷地頭多好方	上三六
阿多野郷村	下六四	秋神組	上三	遊幡石碑	下二六	荒原村	下二九
阿多由太神社(杉崎)	下四	秋町	下六九	小豆澤口關屋	下八	新田村	下二〇
阿多由太神社(木曾垣内)	下六八	秋葉社	上七七	東雲村	下三三	猪狩	上四三
阿彌陀堂(太江)	上三〇五	秋秀	下〇一	跡津川村	下二五	猪鼻川	上三一
阿彌陀堂(吉田)	下九	飽見郷	下四	跡津材	下三三	猪の鼻村	下八〇
阿拜	下三三	縣神社(三川)	下三六	姉小路家系	上四一	飯島村	上〇五
阿房池	上五	縣の宮(寺林)	上三六	姉小路家系	下二五	井谷村	下四四
愛寶山	上三・四・一〇・一六	高田神社跡(古川町)	上三九	栗田道麿	上八	池の原	上四
鮎飛村	下元	上ヶ見村	下二五	合崎古城	上五	池ヶ洞村	下八一
青垂瀧	上二〇	朝日原	上四	餘戸郷	下二六	池の俣村	上四一
青屋川	上三	朝日原(本郷)	下二六	天野郡	下七〇	池木村	上四六
青具淵	上三一	朝日原(羽根)	下三二	天生嶺	上三二	石浦村	上四六
		朝浦村	下二四	天生嶺	下〇	石浦驛舎	上四六
		淺井村	下七	編笠山	上二三	石占山茸狩	上四六
				安寧寺跡	上四六	石神村	下四四

イ・ウ

石神社(石神)	下二五	岩井谷村(大野)	上三九	牛牧	上三三	畦畑村	上三四
石神(保井戸)	下四六	岩井谷村(吉城)	下五七	牛丸村	上三六	瓜栖川	上三〇
石動社(福地)	下九一	岩井戸村	下二二	牛丸氏	下三三	瓜巢村	上三一
石弓城跡	下二八	岩井戸觀音堂	下四	白越古城	上一〇	瓜田村	上一四三
板殿村	上三三	岩崎村	下八八	有家ヶ原村	上三〇	漆垣内村(大野)	上一〇六
一位木	上一六・下三三	岩瀨村	上三六	有家村	下四	漆垣内村(吉城)	上三二
一の宮(宮村)	上一七〇	岩瀨橋	上三七	有家林村	下五	雲龍寺	上三
一の宮(名張)	上一三〇	岩舟瀨	上三三・三七	有道村	上三三		
一宮社(是重)	上一八五	岩丸村	下三	有巢村	上三一		
一之瀬仰天綱	下九	今井城址	下九八	内江川	上三〇	荏名神社	上三
一之宿村	下二六	今井八幡宮	下九	内ヶ戸村	上〇八	江名子川	上三〇・四
一念寺	上三六	今見村	下七	内島氏	上三三	江名子村	上三六
一色川	上三三	今見氏	下七	内ヶ島の舊領	上三二	江黒村	上三七
一色村	上三五	今村	上三五	内ヶ島家系	上三九	衣斐坂	上三七・八三
稻荷社(江名子)	上六	今村峠	上三三	打保村(小鷹野)	下六	江馬輝經	上九
稻荷社(吉川町)	上三三	兔ヶ馬場	上九	打保村(下高原)	下五・六	江馬氏墓	上三五〇
稻越村	下三	牛首社	上三三	宇津江村	上三七	江馬氏系	下四九
伊豆權現社	上三二	牛首口關屋	上三〇	突竅中熊	下四〇	江馬家後鑑録	下二八
伊多太伎餅	下二四	牛首村	上三〇	細女(藤瀬)	上三七	惠美須の社	下四
伊波奈之	上二七	牛首口關屋跡	上三〇	細女命社(笹ヶ洞)	下四	圓空鈿製	上一五九
伊波那谷城跡	下六四	牛臥山古城跡	上三三	細女社(保村)	下七	圓光寺舊跡	上三五二
伊西村	下五七		上三三	上野	上三三・六二	圓光寺	上三〇五
岩井村	上二二		上三三	上村	下三三	圓勝寺	下三六

R・H

オ・ウ

圓德寺	上一〇七	大丹生池	上五	小坂川	上三一	荻町三瀧	上一〇一
圓城寺	下七二	大野郷	下七七	小坂明神	上四二	荻町古城	上一〇一
鹽屋秋真墓	下七	大沼村	上三三	小坂郷	下八七	奥飛驒	上八
永昌寺	下二〇	大原	下三三	小坂町村	下八八	奥田洞村	下一九七
永養寺	下二六	大原郷	上三三・三五	小坂温泉	下九二	憶念寺	下九
慧林寺	上三三	大原村	上三三	小野村	上三三	落念村(吉城)	下九
		大八賀郷	上三三	小萱村	下三三	落合村(益田)	下一九
		大廣村	上三三	男神川	上三三・三五	笈割村	下二四
		大舟渡村	下二六	男壘形神(小無雁)	下六	飲備池	上三・下三三
		大古井村	下二五	御嶽	上九	温湯	上三
		大洞村(大野)	下八三	御前橋	上一九	温泉寺	下三六
		大洞村(益田)	上一〇八	尾上郷村	下七五	折敷地村	上三三
		大ヶ洞村(益田)	下一九	尾神氏網	上三三	孛生茂村	下〇五
		大窪村	下二六	尾神村	上三五	多氏宅跡	上七〇
		大倉瀧	上三〇	尾崎明神	上三三		
		大鋤宮	下九七	尾崎古城	上三三		
		大島村(益田)	下八九	尾崎村	下九五		
		大島村(大野)	上一三	岡崎舊館址	下〇		
		大牧村	上二九	岡崎屋鋪	下二六		
		大無雁村	下三	岡崎古文書	下二七		
		大村	下四	冲之町村	下二		
		小川村	下三三	荻町村	上三九		

力

片野村	上四	上岡本村	上六	柏當村	下二〇	歸雲山古城	上三六
片野	上四六	上北村	上四二	金桶村	上三六	岸奥村	下三〇
門坂村	下八七	上切村	上三一	金木戸村	下五	木地師	下六
門原村	下三六	上小島村	上四四	金之神(高山)	上八	木曾垣内村	上四三
門和佐川	上三三	上瀨村	下二〇	金森左近故墟	下三三	木谷村	上四四
門和佐川	下五五	上廣瀨村	上三九	金森旅館址	下六一	北野天満宮(杉崎)	下六
神坂	上三	上ヶ洞村	下八四	金森家譜	下三三	黍生川	上三一
神坂村	下三	龜塚	上三三	金森家系圖	下三七	黍生谷村	下七六
神山神社	下三	甲村	下七	金山跡(六鹿)	上三三	貴布禰社(多頭)	上六
神王橋	下九	甲城址	下七	金山跡(森茂)	上三六	貴布禰社(坊方)	上三
傘松古城跡	下二七	川上嶽	上九・六七	金山河渡子	上五	貴布禰社(是重)	上三五
傘松	下三三	川上川	上三〇・三六	鐵床石	上三〇	貴布禰社(長倉)	下〇八
笠嶽	上三〇	川上郷	上三五	嘉念坊跡	上三〇六	宮谷寺跡	下九
笠谷川	上三	川上莊	上三六	蒲田川	上三	久昌寺	下九
加賀澤村	下九	川上村	下六一	蒲田温泉記	下三	教勝寺	上三六
加須良川	上三	川字瀧	上三・三〇	伽藍跡(下切)	上三五	教覺寺	上三六
加須良村	上三	川童	上三九	伽藍(三枝)	上三〇六	桐生村	上三六
加藤光正	上九	川尻氏	上三五	雁ヶ坂	上五一	桐山村	上四七
加茂神社(松本)	上六	河内郷	上九	黄草池	上三・二六	桐谷村	上四三
春日社(爾宜澤)	下六	柏原村(吉坂)	上三二	寒水石	上七四	玉龍寺	下三〇
春日社(赤桶)	下四	柏原村(下高原)	下四	寒川晒布	上三八		
輕岡嶺	上三三	柏原峠	上六一	庚申堂(桐生)	上三		
釜崎村	下三	柏原瀧	上六一	榊原峠	下四三		

ク

久々野郷	上三三	栗原神社(宮原)	下三三	願念寺	下三	小池氏由緒書	上三七
久々野村	上二	車田並穴野御厨	上九	觀喜寺	上二	小木曾村	上四六
久々野驛舎	上二	車田峠	上〇	觀音堂(相原)	下四三	小島町	下三
久須母村	上二九	胡桃島村	下八〇	觀音寺(西忍)	下四	小島郷	下
久津八幡宮	下二〇	黒石村	下六一	觀音堂(稻越)	下四	小島古城	下九
久手村	上四三	黒内村	下五	郡上界	上二	小白川村	上三〇
久米城之介古城	下二五	黒川古城	下六	郡上界峠	下七四	小白川口關屋	上三〇・三二
久良淵	上三七	黒谷村	上三六	光明寺	下七	小狭處瀧	上三
葛山村	下二六	熊野神社(坊方)	上二五	桂峰寺	下〇八	小谷村(吉坂)	上三
國作大神社(蘆谷)	下五	熊野社(赤保木)	上三〇九	桂月庵跡	下二八	小谷村(益田)	下三三
國作大神社(保村)	下五七	熊野社(瓜集)	上三三	袈裟丸村	下三六	小鷹狩郷	下四
樫嶺	上二〇	熊野社(西門前)	上三六	氣多若宮神社(上北)	下二	小鷹狩本城跡	下四
位山	上三〇・三三	熊野社(小野)	下六	氣多若宮神	上四二	小鷹大明神	下八〇
位山石碑	上二九	還來寺	上三三	見上川	上三	小島川	上三
鞍掛山	下四六	荒神洞(金桶)	上三六	建正寺跡	上三三	小島野	上四
藏柱川	上三	荒神社(今見)	下七	支興寺	上四六	小島郷	上四一
藏柱村	下二九	桑ヶ谷村	下六	支昌寺	下九	小野村	下六
栗原神社跡	上三三	桑之島村	下七九	小絲坂	上三七・七	小瀨村	上九
栗原文書	上三四	花紋石	上七六			小八賀川	下四
栗原社(吉川)	上三七	願生寺	上六			小八賀郷	上三〇・二八
		願教寺	下四				

小日和田村	下八七	根方村	上三三	西念寺	上三三	三原村	下三六
小屋名村	下七〇	幸甚	上八	西蓮寺	上三九	三福寺川	上三〇
小無雁村	下六	金刀比羅大神(沼町)	下四	坂村	上三一	三福寺村	上七
孝子池	上三	金精明神	上三三	坂下村	下八九	三福寺温湯	上五
孝池水	下四九	子安明神(八日町)	上三三	境河	上三	三佛寺古城	上五
古城跡(西村)	下四四	水草	上三五・三七	笹ヶ洞村	下四	三佛寺跡	上五
古城跡(天村)	下四四	郡名義	下三	笹島村	下四五	三之瀨村	上三三
古城跡(羽根村)	下三三	琴淵	上三三	篠休場	上三〇	山岸瀧	上三
古夫智	上四九	是重村	上三四	在家村	下二四	山王社(西一色)	上四
古墳(上村)	下二八	五名村	上二二	櫻山	上二〇・二〇	佐藤家小傳	下三一
弘誓寺	上二五	後藤帶力戦死所	下七〇	櫻谷城址	下二八	左奈姫墓	上六
國造	下二六	權現社(未曾垣内)	上三三	櫻野	上三三	左古谷瀧	上三
國造洞	上三二	權現峠	下二七	櫻洞村	下二七	左古村	下六
國府宮	上三三	郷藏堂	上三二	櫻洞城址	下二八	猿丸村	上五六
國府野	上三三	郷社	下五	櫻根瀧	上三〇	猿丸瀧	上三〇
國府嶺	上三三	西願寺	上三五	三枝山	上三〇	沙門行心	上八
國分寺	上三三	西光寺	下八	三枝郷	上三三	齋入寺	上三九
國分尼寺跡	上四〇	西教寺	下六	三川村	上三三	座王權現	下三三
吳服橋	上八三	西正寺	上四七	三川原村	下五	四海浪嶽	上九・二四
御殿林	上二四	西方寺(二本木)	上四七	三久瀧	上三三・三〇	四十八瀧	上三・三七
木葉石	上二四	西方寺(大谷)	上四七	三社宮(宇津江)	上七八	四十九院橋	上〇七
木葉社	下二二	西方寺(大谷)	上四七	三段瀧	上二		
木鋤	下三						

サ

シ

四天王神社	上二七	壽樂寺跡	下九	正福寺跡	下三二	眞光寺	上六
四本杭	上二六	壽樂寺	下八	正宗寺	上四六	眞宗寺	上三〇
四美村	下二九	下總谷川	上三	正覺寺	下二九	信光寺跡	下四五
白川	上二九・三二	下岡本村	上六	勝久寺	上三	信行寺	下五
白川郷	上四八	下北村	上四〇	松泰寺	上四	信稱寺	上三〇七
白川三温湯	上三五	下切村(三枝)	上三四	松亭古跡	上九	慈雲寺(旗鐘)	上三九
白川五籠渡	上三五	下之切村(川上)	上三九	松林寺跡	上五一	慈雲寺(山の口)	上一五
白川郷籠渡	上三三	下佐谷村	下〇六	秋聲寺	上三三	慈雲院(乗政)	下四〇
白川築	上三三	下高原郷	下三九	秀文	上三三・三六	慈眼寺	下二
白井村	上三三	下坪村	上四六	秀文社	上四	常徳寺	上三九
白眞弓肥太右衛門	上三三	下林村	上三七	秀文宅跡	上四	常蓮寺	下三
城坂	上三七・八三	下原郷	下四七	石楠瀧	上三九	常照寺	下七
城ヶ尾城	上三九	下原町村	下六〇	笏木	下三三	淨願寺	上二七
稱名寺	上三五	下保村	上五	神明宮(高山)	上五	淨教寺	上三三
少ヶ野村	下三七	下本村(天野)	上三六	神明宮(古川町)	上九	淨念寺	上三八
島村	上三三	下本村(吉城)	下五七	神代石	下三	淨覺寺	上三六
清水原	上三三	下之向村	下八三	神田(上村)	上四三・三七	淨樂寺	上三七
鹿間村	下五九	下山村	下三六	新宮村	下二六	淨蓮寺	上三九
鹽屋村(大八賀)	上二〇八	下山中	下七	新宮神社	上三九	淨永寺	下二
鹽屋村(小八賀)	上三七	下呂郷	下三	新名村	上三二	淨心坊舊地	下九
鹽屋村(小島)	下三五	下呂温泉	下三五	新淵村	上三〇	淨徳寺	下四
鹽竈明神	下三	正參寺	下二七	心行坊	上三九	上段原	上四
鹽尻嶽	上三六	正參寺跡	下五			上ヶ島村	下三

上呂郡	下九五	雙六盤石	下二八	千光寺跡	上二五	速入寺	上四
上呂村	下二〇	杉崎村	下四	千光寺	上二五	素支寺	上七
重箱岩	下五三	杉原村	下九	千光寺笏獻上	上二五	袖沼	上五
十二ヶ嶽	上三五	杉本社(古川町)	上九九	千光寺記	上二五	宗獻寺	上七
十一面觀音堂	上四一	杉本社(上北)	上四四	千光寺山	上二〇		
十三墓岐	上三五	杉本社地跡	上八五	千町原	上四		
十樂觀跡	下九	杉山村	下六五	千藏寺跡	上三		
		諏訪神社(漆垣内)	上二七	專勝寺	下七		
		諏訪神社(杉崎)	下七	戰人塚	下七		
		諏訪社(萩原町)	下三〇	禪通寺	下六		
巢之内村	下三	諏訪城跡	下二四・三五	善應寺址	上二		
巢納谷村	下三六	住吉神社(松本)	上六	善應寺	上六		
巢山村	下四一	末真村	下三	善久寺	上二		
酸海苔川	上三〇・四	隨緣寺	上三三	善教寺	下六		
數河村(吉城)	下二四			善國寺	上三		
數河村(吉城)	下二五	瀬戸村(吉城)	下二六	善行寺	下四		
數河村(益田)	下二二	瀬戸村(益田)	下四九	照蓮寺	上三		
住屋森	下二五	關屋跡	上四				
炭竈	上三五	石雙庵跡	下二七				
菅沼	上三六・下七	仙足石	上二八				
菅沼村	下四	清鏡寺	上五				
菅原兼茂	上八	清峰寺	上四				
雙六川	上三						
雙六村	下二六						

ス

セ

ソ

タ

高山一之町村	上七〇	谷村(小島)	下四〇	中呂村	下二九	寺河戸村	上五五
高山二之町	上四	谷村(小鷹利)	下三三	中呂郷	下三〇	寺河戸關	上五五
高山三之町	上八五	垂水	下六〇	長圓寺	下二七	寺垣内池	上五・四七
高山古城	上七	橋末茂	上八	長久寺	下六	寺澤村	下二七
高牧村	下七四	劍緒神社(三川)	上三三	長顯寺跡	上三七	寺地村	下四
瀧村	上二五	劍緒神	下七〇	長林寺	上三七	寺附村	下二八
瀧の宮	下四七	大威徳寺跡	下四四	地藏寺	下四二	寺前池	上三・五八
駄吉村	上二六	大雄寺	上四	定光寺跡	上二	寺野	上四
立神社	上二七	大雄寺跡	上三〇			寺林村	下二六
立岩村	下七四	大國寺	下四四			寺林城	下四七
立岩社	下七四	大字嶽	上二九			天元山古城跡	下二三
蓼俣村	下二〇	大將軍宮	下四			天神社(村山)	上三三
竹原川	上三三	大日嶽	上二九			天神山古城	上九
竹原郷	下三九	大日堂(廣瀬)	上三三			天性寺	上五
竹腰古文書	下四九	大幢寺	上八九			天王社(上呂村)	下四
田神祭	下三九	大菩薩宮(七日町)	上六			天満宮(花里)	上五
田口古文書	下三三	大菩薩宮(新張)	上二			天満森	上五
田口村	下五	大隆寺	上七六				
田頃家村	下〇一						
田中古城	上三〇						
七夕岩	上四〇・九						
種元社	下四						
種藏村	下三						

チ

テ

ト

堂ヶ洞口岩跡	上二六	道後	ミヲ参考	長瀬村(益田)	下二九〇	新張村	上四九
當堅寺跡	上二二	地震*		長坂山石研場	上七五	西一色村	上五五
木賦洞村	上二九	中切村(大野)		長樋	上三二	西漆山村	下六三
木賦洞碑	上三〇	中切村(益田)		落村	上三〇	西上田村	下二九
徳川	上三三	中切村(益田)		落村(板橋)	上三三	西忍村	下七
得能	上三五	中北村		梨子打古城	上四八	西宮(養輪)	下八〇
解毒清水	下二	中津原村		灘郷	上四三	西村(吉城)	上三五
椽尾村	下六	中澤上村(小島)		夏焼村	下三三	西門前村	下六五
枳尾助五郎古文書	下六	中澤上村(小鷹利)		七柱神社	上三九	錦山	上〇・七〇
殿村(天野)	上三五	中尾村		七日町村	上九	二宮神社	上〇六
殿村(吉城)	下五八	中畑村		七曲嶺	上七	二本木村	上四四
殿垣内村	上二五	中洞村		鍋山城跡	上九	日輪宮	上二六
土村	下二五	中野村(白川)		鍋山顯鋼墓	上三	丹生川	上〇・一四〇
塔岩	下三	中野村(高野)		鍋山略系	上三〇	又	
洞泉寺	下三	中之宿村		名張村	下七五	又	
東照宮(西一色)	上五	中山村(下高野)		名丸村	下六四	又	
東等寺	上六	中山村(高野)		南春寺	上二七	又	
東光寺跡	上〇八	中倉城		南春寺	上二七	又	
東泉寺	下五七	中俣嶽		南春寺	上二七	又	
頓乘寺	下九	長倉村		南春寺	上二七	又	
鳥屋	下三	長瀬村(大野)		南春寺	上二七	又	
富奥古文書	下三			南春寺	上二七	又	
道場支西屋敷	上三〇八			南春寺	上二七	又	

ネ

ヌ

鼠餅村	下二八	白雲山櫻花	上七	葉垂雪	下二六〇	蛤蜊石	上四・三二
福宜ヶ澤村	下七	白山	上六・七	畑六郎左衛門故墟	上七	蛤蜊城	上三二
野上村	下三〇	白山社(花里)	上五	畑佐城跡	上三二	階子瀧	上三
野口村	下三三	白山社(上岡本)	上七	八賀奥	上二六	階子木	下四三
野首村(小島)	下三〇	白山社(高山)	上七	八町坂	上二六〇	砲丸石	上三三
野首村(高原)	下三〇	白山社(池本)	上三六	八王子跡	下二	坊方村	上二四
野谷村	上二九	白山社(小木倉)	上四六	八面荒神社	上三九	羽根村(吉城)	下四
野谷鹽坵	上二九・九	白山社(川上郷)	上二六	八幡宮(花里)	上三	羽根村(益田)	下三〇
野尻村	下二四	白山社(高野)	上三六	八幡宮(高山二之町)	上五	春國村	上五七
野の岐の關	上三三	白山社(彩崎)	下六	八幡宮(三福寺)	上八	林村	下三
野の俣村	上三六	白山社(菅沼)	下四	八幡宮(山口)	上二〇	半田村	上三六
乗政村	下三九	白山社(羽根)	下四	八幡宮(桐山)	上二四	法吉	上三六
騎鞍嶽	上二九・四	白山社(雙六)	下二七	八幡宮(山之口)	上二五	法華寺	上七
信包村	下四七	白山社(鼠餅)	下三〇	八幡宮(牛丸)	上三六	法藏寺	上六一
萩原郷	下二七	白山社(上灘)	下三二	八幡宮(萩町)	上三〇	法力村	上四四
萩原町村	下二九	白山社(伏方)	下三三	八幡宮(胡浦)	下四八	法蓮寺	上〇四
箱石	上三〇	白山社(和佐)	下三三	鉢子地藏	上五	ヒ	
白雲山	上三〇	白山三社大神	下三三	飯山寺	上五〇	火打村	下三七
		白山温湯	上三三	鳩ヶ谷村	上三〇	東上田村	下三〇
		白水瀧	上三三	鳩ヶ谷道場	上三五	東漆山村	下六三
		白米古城	上三三	花池	上三	東町村	下五九
		旗鉾村	上三六	花池村	下二八	東門前村	上三〇
				花里村	上五		

引下村	上二九	日見嶽古城	下二七	福寄村	上三七	古川町方村	上三六
引渡橋	上三三	一ツ梨	上三五	福來川	上三三	文右衛門坂	上三七・八三
斐陀國匠丁	上三	一重ヶ根村	下二六	福來村	下五八	文道寺峠	下七五
斐陀國造	上九・下六八	平岩村	下四一	伏方村	下二四	開光坊	下〇六
飛驒守	上〇・下二九	平澤谷瀧	上二〇	學岩	下五三	佛法僧鳥	上二七
飛驒地頭	上二	平瀨村	上二六	二重瀧	上二・三〇		
飛驒國司(姉小路)	上三・下二五	平湯瀧	上二二・下八	二俣村	上三三		
飛驒國産藥品	上四	平湯村	下八	二ツ屋村(小瀨野)	下七	蛇尾村	上三五
飛驒八所の和歌	上三	平湯温泉	下七	二ツ屋村(高原)	下六	辨天堂	下二
飛驒越中國堺論	下八	平湯嶺	上四	富士杜	上五	別山	上九
飛驒國名	下七	廣瀨郷	上二	藤橋	上三		
日面村	上二五	廣瀨町村	上三〇	藤橋(舟津町)	下六		
日影村(天野)	上二六	廣瀨郷	上三三	藤瀨村	上三六		
日影村(益田)	下八三	廣瀨郷	上三三	舟橋	上三		
日崎	上二七	廣瀨郷	上三〇	舟橋(吉川町)	上四六		
日抱尊社(小野)	上二二	廣瀨郷	上三三	舟津町村	下五九		
日抱尊社(旗鐘)	上二九	廣瀨郷	上三三	船原村	下六		
日抱尊	下二七	廣瀨郷	上三三	舟坂古文書	下二六		
日吉社(片野)	上四	廣瀨郷	上三三	舟山	上三〇・二七・二六		
日吉社(漆垣内)	上五	廣瀨郷	上三三	冬頭村	上五		
日吉社(是重)	上六五	廣瀨郷	上三三	冬城跡	下二四		
日和田川	上三	廣瀨郷	上三三	古町	上五七		
日和田村	下八	廣瀨郷	上三三	古川郷	上三六		

ホ

寶蓮寺	下二四	牧ヶ洞村	上三三	萬石村	下七五	道後神社	下八四
木母國都神	下二七〇	暮の松	上二二	見座村(高原)	下三三	道後神	下六九
本母村	上四	眞菰嶺	上二〇	見座村(阿多野)	下七三	三尾河村	上五
本光寺	上四〇〇	増島天満宮	上三九	見量山	上三〇・二六	三日町村(天野)	上三三
本郷村	下二五	増島古城	上四七	岡象大橋	下七	三日町村(吉城)	上四二
本行院	上七	益田	下二四	水無川	上七	三木古館跡	下〇六
本覺寺(白川)	上三〇	益田川	上三九・三	水無神社(宮村)	上二七〇	三木氏系圖	下三五
本覺寺(高原)	下二六	滿成寺	上三三	水無八幡宮(中津原)	下五	三方嶺嶽	上二九
本龍寺	下八	馬瀨川	上三三	宮川	上三三・三〇・二六	三澤記	上八五
洞村	下六	馬瀨郷	下六一	宮川菜洗	上三	三ッ谷村	上三六
洞城址	下五	馬狩村	上三〇	宮田村	下二九	三峰岩	上三〇
堀内村(吉城)	下四七	町屋村	上三三	宮地村(吉城)	上三六	三ッ淵村	下三三
堀之内村(益田)	下六四	松倉山觀音堂	上五	宮地村(益田)	上三一	三谷川	上三
		松倉山古城址	上五	宮地城址	下二二	三輪村	下三三
		松木村	上六	宮原村	下二	三輪嶽	上三〇
		松平忠輝	上九	宮之前村	下七	三輪谷村	上三六
		松森水無八幡宮	下三七	宮村	上六	三輪谷村	上三六
		松木村	上六	御坂坂	上三	三輪谷村	上三六
		丸山村(小島)	下三	御母衣村	上三七	三輪谷村	上三六
		丸山村(高原)	下三〇	御野村	下四三	三輪谷村	上三六
		萬人坑	上六	道後谷川	上三	三輪谷村	上三六

無敬河	上二	森大隅守古城	上三〇	山田村(大野)	上二八	八日町村(大野)	上三三
無敬河村(大野)	上二九	森安村	下七三	山田村(吉城)	下二四	八日町村(吉城)	上二八
無敬原村(益田)	下八九	森部村	上三三	山梨村	上二九	八日町瀧	上三
夢島	上三五	森茂嶽	上九	山村川	上三	横嶽	上三〇
六蔵村	上三五	森茂村(大野)	上二八	山之口川	上三	横田	上三三
村山村	上三三	森茂村(吉城)	下二五	山之口村	上二四	横谷瀧	上三
村山天神社	上三四	守屋神社	上六	山之山村	下五	横谷三段瀧	上三
村上神社(福地)	下九一	八竈社	上三	山本村	上四〇	横山村	上三
夫妻瀧	上三	薬師堂跡	上三	山本殿屋鋪跡	上四〇	吉城郡(郡名)	下二七〇
雌雄池	下八六	薬師堂(上ヶ島)	下三	檜嶽	上九	吉城郷	上三五
妙覺寺	下三〇	薬師堂(打保)	下四	硫黄嶽	上九	吉田川	上三
陰陽石	下二四	薬師堂(平湯)	下六	幽溪寺	下七九	吉田村	下三三
桃原村	下二八	焼嶽	上三〇	檜谷寺	上三六	吉野村	下三九
本山王	上四	矢島氏	上三	行眞村	下二	吉ヶ原村	下六三
茂住村	下二七	柳島村	下七〇	遊浄寺	上三五	嫁瀧	下三〇
茂住宗貞	下八二	山口	下六	祐念坊	下七	よめたき	下二九
林谷瀧	上三〇	山口村(大八賀)	上二〇	湯屋村	下九二	來迎寺跡	上七〇
元田村	下六	山口村(小八賀)	上二八	湯之島	下三五	林昌寺	上四〇
森村	下三七	山崎古城	上三三	動搖石	上三五	龍馬嶽	上三三
		山下古城	上二九				

龍淵石記	上四〇	輪川	上三	龍馬嶽	上三三
龍泉寺	下二五	若宮(中切)	上三三		
兩全寺	下二五	若宮大明神社(上村)	下二六		
蓮光寺(小白川)	上三一	和佐村	下二五		
蓮光寺(黒石)	下三三	和佐村温泉	下二五		
蓮勝寺	上三六	和佐保川	下二五		
蓮淨寺	上三六	和佐保村	上三		
蓮受寺	上三九	早稻食饗	下二五		
蓮德寺	上三四	早稻香清水	上三〇		
靈泉寺	上三〇	和田山古城跡	下二七		
了因寺	上三七	和川	下二七		
了宗寺	上三四	鷺見氏	上三三		
了心寺	上二二	鷺ヶ嶽	上三七		
了德寺	上三四	渡村	下二二		
六角岩	下五五	蔵原	上四		
六仙寺跡	上三三	蔵の粉	下二二		
六蔵川	上三三	割石村	下二二		
		往還寺	上二〇		
		王墳	上三三		

この索引は、本風土記中尤も顯著なる名目にして、而かも檢案に苦しむもののみを選びて、作製したるものなり。故に巻首の總目錄に於て、直に知るを得べき各郡名の如き、或は唯名稱のみにて何等の沿革由緒を有せざる神祠佛刹の如きは之を省略したり。又編中處々に記載せる古文書は、特に所藏者の苗字を冠して何某古文書としてこゝに採りたり。又當初は、記事中に於ける諸般の事實を標出して、以てこゝに收むる考へなりしが、印刷期限の都合上また之を略したり。頗る遺憾となす。

大正五年七月

蘆田 伊人識

斐太後風土記要目索引終

大正五年七月八日印刷
大正五年七月十三日發行

大日本地誌大系第十冊 非賣品
斐太後風土記 下

日本歷史地理學會校訂

編輯兼發行者

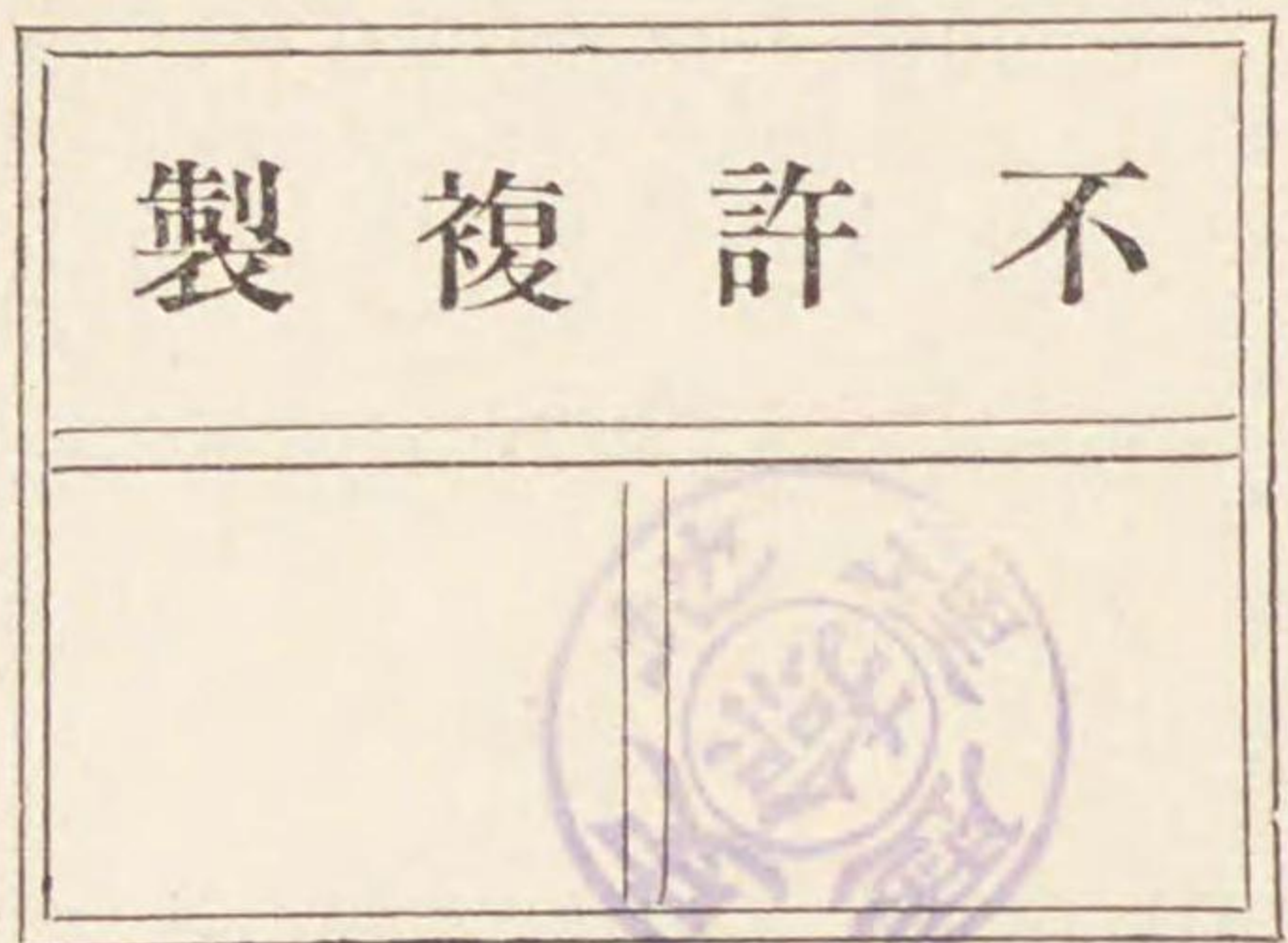
蘆田伊人
東京市小石川區表町百九番地

印刷者

渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

印刷所

日清印刷株式會社
東京市牛込區榎町七番地




發行所

東京市小石川區表町百九番地

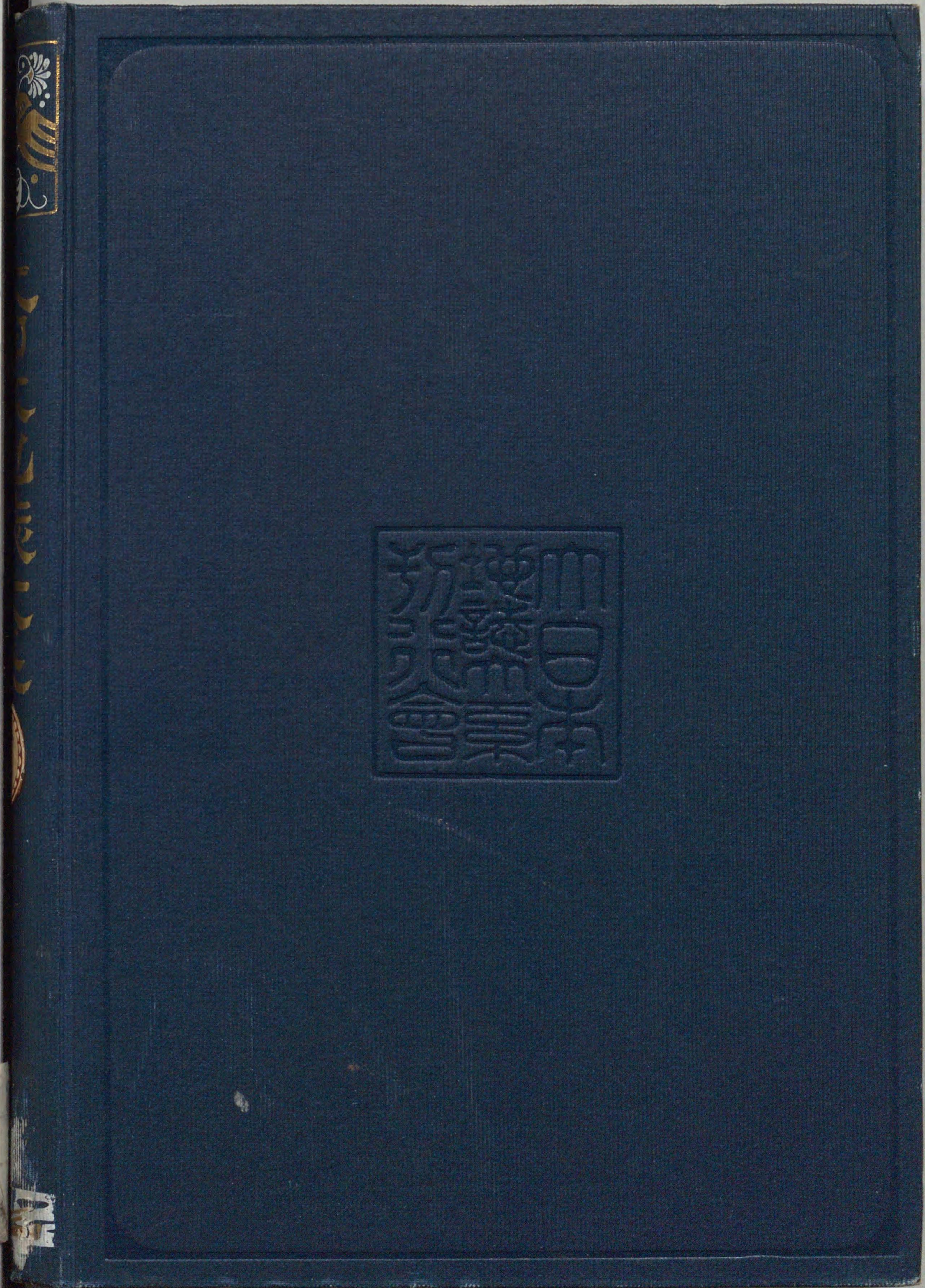
大日本地誌大系刊行會

振替口座東京二八七六二番

(東京岡山製本所製本)



SAN-AISHA SHOTEN
電話神田二九七五番
三愛社書店



上海圖書館藏



上海圖書館藏



111